

福岡市保健福祉総合計画の進捗状況及び中間評価

目 次

I	地域分野	・ ・ ・ ・ ・	1
II	健康・医療分野	・ ・ ・ ・ ・	39
III	高齢者分野	・ ・ ・ ・ ・	81
IV	障がい者分野	・ ・ ・ ・ ・	127

※各施策の「取組みの方向性」の番号と「進捗状況・課題・今後の方向性」に記載する番号はそれぞれ対応している。

I 地域分野

基本目標 1 地域福祉活動推進のための基盤づくり

目標の内容

- 地域福祉推進の柱である社会福祉協議会や民生委員・児童委員（以下、この分野において「民生委員」という。）への支援、連携を進めるとともに、あらゆる世代において、共に生きる心を育み、「支え合う共生の意識」の醸成を図ります。
- また、ユニバーサルデザインの理念に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

施策の方向性

- 地域福祉活動とともに推進するため、社会福祉協議会や民生委員等への支援や連携を進めます。
- あらゆる世代において、高齢者や障がいのある人、子ども、外国人などとの関わり合いや学ぶ機会を設けることにより、以下の観点を重視し、共に生きる心を育み、「支え合う共生の意識」の醸成を図ります。
 - 年齢や性別、国籍を超えた関わり、子ども自身が有する権利の理解などを通じて、幼少期からの地域への意識と、暮らしや文化、価値観の多様性を認め合う意識を育む
 - 「支える」「支えられる」という関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での「支え合い」を生み出す
 - 個人が地域コミュニティにおける住民同士の関係性の中で自身の希望や能力に応じた役割を果たすことで、自身の「やりがい」や「生きがい」を育む
 - 住民と専門職の共働等を通じた地域に開かれた福祉により、社会的な孤立をなくし、地域社会への参加・参画を促す共生の文化を醸成する
- ユニバーサルデザインの理念に基づき、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進し、施設や設備、サービス、制度、情報などがより利用しやすい環境づくりを進め、高齢者や障がいのある人をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めます。

《施策事業の体系》

●施策1-1 地域福祉活動を推進する団体への支援と連携

●施策1-2 共生の意識の醸成

●施策1-3 ユニバーサルデザインの理念による地域づくり

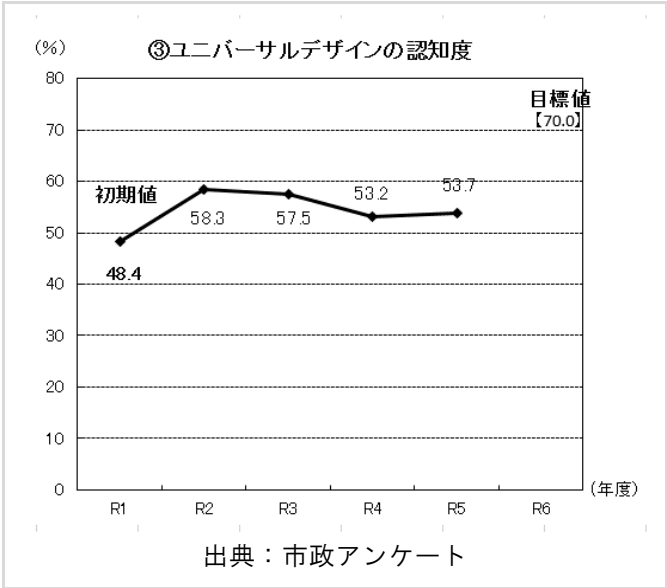
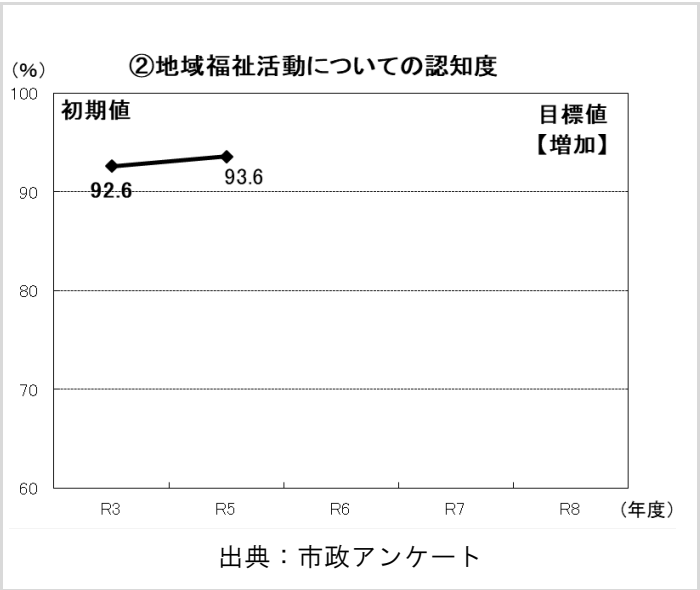
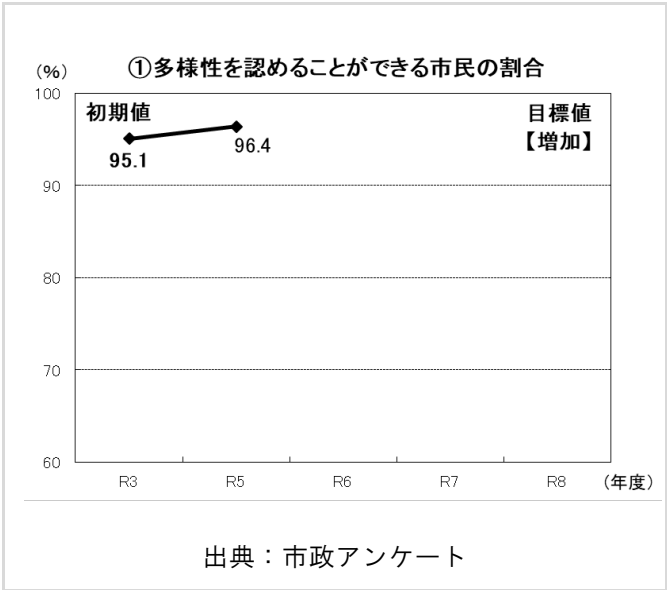
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
○ (概ね順調)	【施策1-1】 地域福祉の主要な関係主体である社会福祉協議会及び民生委員・児童委員協議会の活動の支援や、広報の充実など、各団体等と連携して地域福祉活動の推進に取り組んでいる。 【施策1-2】 「支え合う共生の意識」の醸成を図るため、社会福祉協議会等と連携した福祉大会や、福祉教育のための出前講座などを実施し、多様な人との関わり合いや互いの人格・権利について学ぶ機会の創出に取り組んでいる。 【施策1-3】 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めるため、バリアフリー基本計画に基づき、ハード面の整備とともに、市民一人ひとりが理解を深め、支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進するなど、ソフトの両面からバリアフリー化を実施している。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

2 成果指標の動向

<成果指標>

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①多様性を認めることができる市民の割合 出典：市政アンケート調査	95.1% （令和3年度）	増加 （令和8年度）	96.4% （令和5年度）	b
②地域福祉活動についての認知度 出典：市政アンケート調査	92.6% （令和3年度）	増加 （令和8年度）	93.6% （令和5年度）	b
③ユニバーサルデザインの認知度 出典：市政アンケート調査	48.4% （令和元年度）	70.0% （令和6年度）	53.7% （令和5年度）	b



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策1-1 地域福祉活動を推進する団体への支援と連携

取組みの方向性

- ① 福岡市の地域福祉を連携して推進していくため、市社協・校区社協の地域福祉活動の指針である「地域福祉活動計画」の実施を支援します。
- ② 市社協は、社会的孤立などを背景とした地域生活課題に対応するため、地域福祉ソーシャルワーカーの配置を進めるなど、地域特性に応じた小地域福祉活動の充実にに向けた取組みを推進しており、取組みの支援や連携を図ります。
- ③ 住民の身近な相談役・支援者である民生委員は、行政とのパイプ役として地域福祉の重要な役割を担っており、スキルアップのため、各種研修等を実施し、必要な知識や技能の習得を支援するとともに、民生委員の活動を市民に知ってもらうため、広報の推進を図ります。
- ④ 民生委員のなり手不足が全国的な課題であることを踏まえ、福岡市や社会福祉協議会と共働して取り組んでいる事業の見直しや支援の拡充など、負担軽減に取り組めます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 福岡市社会福祉協議会が策定した「第6期地域福祉活動計画」（令和3～8年度）に基づく各種の取組みに対する支援を実施している。
 - ・小地域福祉活動の推進
 - ・ボランティアによる社会参加の拡大
 - ・社会課題解決モデルの開発と拡充 など
- ② 福岡市社会福祉協議会が各区社協事務所に配置している地域福祉ソーシャルワーカーの取組みに対する支援を実施している。
 - ・地域での見守りの仕組みづくりや助け合い活動の支援
 - ・地域ボランティアの育成 など
- ③ 新任研修、中堅研修、地区会長・副会長研修及び主任児童委員研修を実施している。また、各区でも専門部会研修を実施するほか、地区においても視察研修などを実施している。さらに、全国民生委員児童委員連合会が主催する各種研修についても、内容に応じて参加者を選定し受講している。
また、民生委員活動の広報のため、ホームページや広報動画を作成したほか、民生委員活動強化週間を中心に、福岡市及び各区において、横断幕やポスターの掲示、デジタルサイネージの放映などを行っている。
- ④ 民生委員に協力を依頼していた調査、配布等の一部業務を見直しているほか、福岡市が実施する健康づくり事業などへの参加勧奨のため、高齢者名簿を貸与することとし、民生委員の訪問活動がしやすい体制を整えている。
また、令和元年度実施の民生委員へのアンケート及び民生委員を推薦する自治協議会などへのアンケート結果を踏まえ、令和2年度から活動費の増額や欠員地区をフォローする民生委員・児童委員に活動費を追加で支給するなど、活動しやすい環境づくりに努めている。

【課題】

- ① 「第6期地域福祉活動計画」に基づく取組みに対する支援にあたり、目標設定の状況や取組みの進捗状況などを適宜把握する必要がある。
- ② 地域における見守り活動や生活支援ボランティアグループなどについては、地域における担い手の高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手の確保に取り組む必要がある。
- ③ 民生委員活動の多様化や福祉課題の複雑化が進み、幅広い知識や傾聴などの相談技量を高めることが期待され、研修の重要性は一層高まっている。
また、民生委員に対する地域住民の認知度が低下傾向であり、広報活動を引き続き実施していく必要がある。
- ④ 福祉分野のみならず、災害対策や消費者保護、交通事故防止など幅広い分野で、福岡市や福岡市社会福祉協議会などからの依頼事項が多い。また、福祉関係団体をはじめ、多様な機関・団体からの役員就任依頼も多い。

【今後】

- ① 引き続き、福岡市社会福祉協議会との連携を密にするとともに、国の制度動向や社会課題について共有を図り、「第6期地域福祉活動計画」に基づく取組みを支援する。
- ② 地域福祉活動の充実に向け、引き続き、福岡市社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカーによる地域の各種団体などに対する積極的な働きかけや、研修等の人材育成等の取組みを支援する。
- ③ 民生委員が活動しやすい体制づくりのため、研修について、適宜、内容の見直しを図るなど、引き続き、支援の充実を実施していく。
また、広報動画の活用や、新たなPRチラシの作成・配布など、あらゆる機会を通じた民生委員活動の広報や民生委員が活動しやすい環境づくりに引き続き努める。
- ④ 民生委員が行っている相談業務や行政機関などへの協力業務など本来業務も含め、民生委員としての活動範囲について、引き続き整理を行っていく。

●施策1-2 共生の意識の醸成

取組みの方向性

- ① 広く市民の参加を募る福祉大会や、様々な福祉講座等の機会を通じて、あらゆる世代において、高齢者や障がいのある人、子ども、外国人などに関わり合う機会、互いの人格や権利について学ぶ機会を設けることにより、共に生きる心を育み、「支え合う共生の意識」の醸成を図ります。
- ② 地域福祉推進の取組事例の紹介や、地域福祉活動の必要性や重要性について、広報紙をはじめとする各種チラシ・パンフレット等の紙媒体、ホームページ等の電子媒体、イベントや説明会等の対面での情報発信など、多様な手段を使って普及啓発を図ります。また、ふれあいサロンや地域カフェ等を活用した情報の発信・共有などを進め、地域福祉活動への参加促進を図ります。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 「福祉のまちづくり推進大会」を開催し、社会情勢を踏まえたテーマの福祉活動報告や記念講演などを開催するとともに、福岡市社会福祉協議会が実施する、学校、企業などに出向き、障がい者や高齢者への理解の促進を目的として、疑似体験などを通じて学ぶ福祉教育プログラムなどの出前講座や出前講座の広報リーフレットの作成及び公民館などへ配布する取組みを支援している。
 <主な事業>
 ○出前講座
 ・出前講座実施件数：45件（R 4年度） → 60件（R 5年度）
- ② 地域福祉における先導的な取組み等について、事例集の作成・周知等による普及啓発を図るとともに、福岡市社会福祉協議会の「ふくしのまち福岡」や「社協ワーカーだより」などの広報紙や、イベントや講座等の市政だよりへの掲載などにより、地域福祉活動への参加促進を支援している。

【課題】

- ① 「支え合う共生の意識」の醸成については、近年の社会課題の複雑化を踏まえ、多様性を認め合う意識や、「やりがい」や「生きがい」を育むことなど、社会的に孤立することなく、住み慣れた地域でその人らしく生活し続けることができるまちを目指す「地域共生社会」の実現に向けた観点が必要である。

【今後】

- ② 福岡市社会福祉協議会と連携し、引き続き、様々な機会をとらえ、チラシなどを活用して地域福祉活動の普及・啓発を図っていくとともに、SNSの活用など情報発信の方法についても検討していく。

●施策1-3 ユニバーサルデザインの理念による地域づくり

取組みの方向性

- ① 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全かつ快適に暮らしていけるように、「福岡市バリアフリー基本計画」に基づく公共交通や住宅のバリアフリー化など、誰もが暮らしやすい環境整備を推進します。また、「福岡市バリアフリー基本計画」に基づく重点整備地区においては、生活関連施設や生活関連経路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていきます。
- ② 生活関連経路のバリアフリー化等に加え、誰もが気軽に安心して外出できる環境づくりのため、身近な場所へのベンチ等の設置を進めます。
- ③ 日常生活や社会生活におけるバリアを取り除くことで、高齢者や障がいのある人、妊産婦やベビーカーを使用する人、外国人などが、円滑に移動したり、施設を利用できることなどの重要性について、市民一人ひとりが理解を深め、支え合うことができるよう「心のバリアフリー」を推進します。
- ④ 視覚障がい者や聴覚・言語障がい者などに対して、障がいの特性に応じ、電話やファクシミリを利用した災害時の避難情報配信や音声によらない119番緊急通報システムを整備します。また、テキスト訳や音訳、点訳、外出ガイドなどのボランティア活動を支援します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 旅客施設、車両、道路、公園などのハード面のバリアフリー化は、バリアフリー基本計画（R 3～R 7年度）に基づき、概ね順調に進んでいる。
 <主な事業>
 ○ハード面のバリアフリー化
 - ・バリアフリー化が完了した駅数
 （1日当たりの平均的な利用者数が3千人以上の鉄道駅及び重点整備地区内で2千人以上の鉄道駅）
 対象：67駅
 現状：46駅（R 5年度）
 - ・重点整備地区内の道路のバリアフリー化延長（km）
 対象：53.9km
 現状：50.9km（R 5年度）
- ② 誰もが気軽に外出しやすいまち「ユニバーサル都市・福岡」の推進や、超高齢社会に対応した「支えるまちづくり」のため、市有地や民有地、バス停等へベンチ設置を進めるベンチプロジェクトを推進している。
 <主な事業>
 - ・市有地のベンチ設置数（累計）
 498箇所584基（R 5年度）
 - ・民有地のベンチ設置数（累計）
 51箇所71基（R 5年度）
- ③ 施設の改修などの際、障がいのある人の視点を生かし、よりきめ細かなバリアフリー化を進めるため、バリアフリーのまちづくりサポーター制度を設けるとともに、出前講座などの機会を捉えた「心のバリアフリー」広報誌の配付・啓発などに取り組み、ソフト面のバリアフリー化を推進している。
 <主な事業>
 - ソフト面のバリアフリー化
 - ・小学校でのバリアフリー教室の開催数（九州運輸局と協力開催含む）
 累計21件（R 4年度）→ 累計24件（R 5年度）
 - ・バリアフリー関連市民向け講座の開催数
 累計46件（R 4年度）→ 累計50件（R 5年度）
- ④ 福岡市社会福祉協議会にて実施している、視覚・聴覚障がい者に対するボランティア養成講座およびサービス事業を支援している。
 <主な事業>
 - 在宅視覚障がい者サービス事業
 視覚障がい者の生活の質（QOL）の充実に目的に、点訳及び触地図、音訳、外出ガイド、拡大写本活動、テキスト訳活動、パソコン操作指導活動などを支援・活性化
 - 視覚障がい者のための点訳・朗読・ガイドボランティア養成講座
 点訳、音訳、外出ガイド、拡大写本活動、テキスト訳活動のボランティア養成講座を実施

会話に不自由な聴覚・言語障がい者などが、スマートフォンなどを用いて、音声によらない緊急通報を行うことができるN E T 119緊急通報システムを導入している。

【課題】

①・③

施設ごとのバリアフリー化は着実に進められているが、心のバリアを取り除き、多様な人々の存在をお互いに理解し、支え合う「心のバリアフリー」は、浸透に時間を要するため、今後も継続的に普及・啓発をする必要がある。

- ② 外出しやすいまちづくりを推進していくため、地域などの要望を踏まえながらベンチを効果的な場所へ設置していく必要がある。
- ④ ボランティアの活動者やグループの増加に取り組む必要がある。

【今後】

- ① 学識経験者・利用者・行政などで構成するバリアフリー推進協議会での意見を踏まえながら、引き続き、関係者と連携して、バリアフリー基本計画に基づくハード面のバリアフリー化を推進する。
- ② 引き続き、設置箇所について地域要望を受け付けるとともに、ベンチ購入補助制度などの様々な施策の活用により、ベンチ設置を官民連携して促進していく。
- ③ 出前講座の開催や、障がい当事者からアドバイスを受ける「バリアフリーのまちづくりサポーター制度」の働きかけなどを行い、心のバリアフリーの定着を図る。
- ④ ボランティアセンターと連携し、引き続き、ボランティアのきっかけづくりとなる養成講座を実施するとともに、ホームページなどを活用した情報提供や啓発など更なる充実に努めていく。

基本目標2 身近な地域における絆づくり・支え合い活動の推進

目標の内容

- 住民に身近な圏域において、世代を超えた住民同士の多様な交流を促進し地域のつながりの強化を図ることや地域活動の担い手の確保に向けた支援を図るなど、様々な形で支え合い・助け合い活動に参加・参画できる仕組みづくりを進めます。

施策の方向性

- 地域コミュニティにおいて、個人が自身の「やりがい」や「生きがい」を育むことができるよう、絆づくりの推進に向けた取組みを支援します。
- 地域における見守りや支え合い、多様な参加の機会を確保する通いの場の充実など、高齢者や障がい者、子どもなどあらゆる属性の課題解決の基盤となる地域福祉の取組みを推進します。
- 一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点から、コミュニティ支援をはじめ、商店街振興やまちづくりなど、保健福祉以外の政策領域についても、市が持つ多様な社会資源の活用や、施策の連携促進を図ります。

《施策事業の体系》

- 施策2-1 絆づくりの推進
- 施策2-2 校区・地区における主体的な福祉のまちづくりへの支援
- 施策2-3 見守りと支え合い活動の推進
- 施策2-4 見守りと災害時の助け合いの連携
- 施策2-5 地域と連携した様々な分野の課題解決の取組み

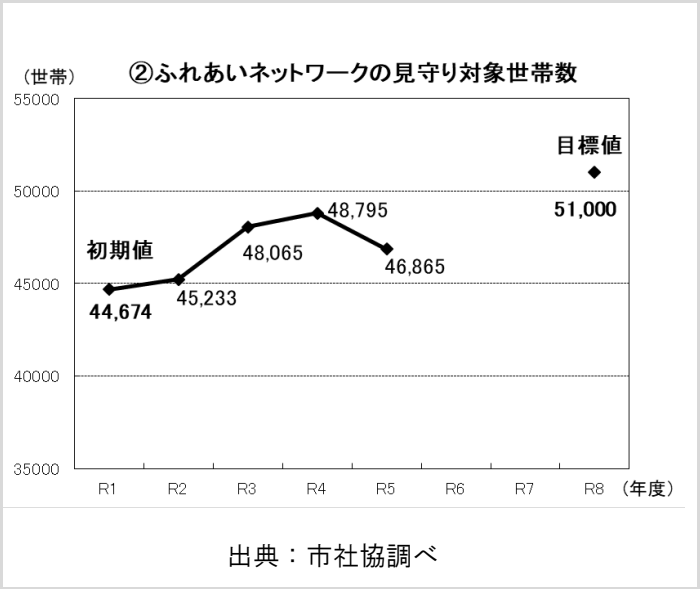
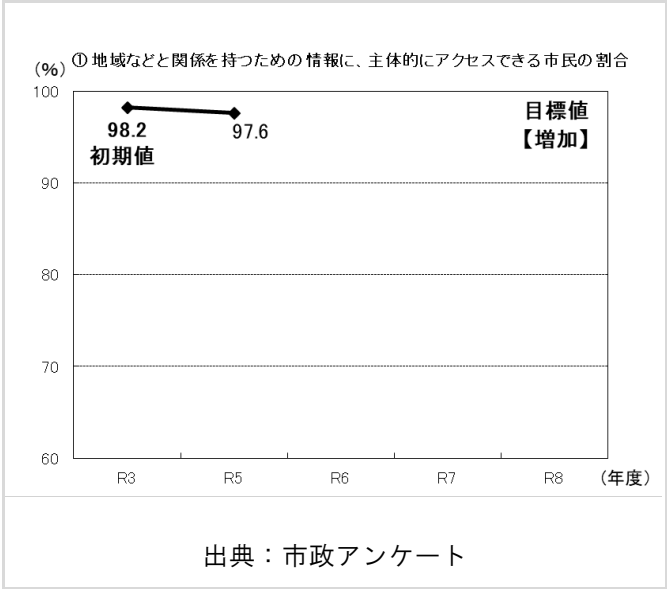
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

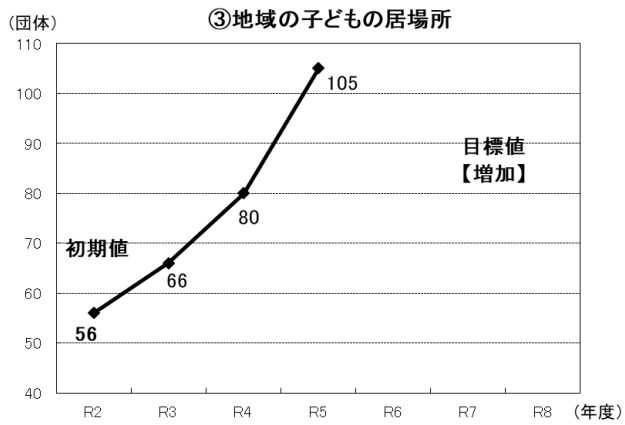
評価	所見
△ (やや遅れている)	【施策2-1】、【施策2-2】 社会福祉協議会が実施する「ふれあいサロン」や「地域カフェ」、「家族介護者のつどい」といった集いの場の立ち上げ・運営等を支援し、世代を超えた住民同士の多様な交流の促進や地域のつながりの強化を図っている。 【施策2-3】 地域活動の担い手の確保に向け、社会福祉協議会が実施するふれあいネットワークや、ご近所お助け隊支援事業の取組みを支援しており、支え合い・助け合い活動に参加・参画できる仕組みづくりに取り組んでいる。 【施策2-4】 個別避難計画作成に関するワークショップの実施や避難行動要支援者名簿の活用に関する手引きを配布するなど、名簿制度の周知及び避難支援活動の促進に取り組んでいる。 【施策2-5】 社会福祉協議会と地域の課題解決にも資する多様な地域福祉活動を推進するとともに、地域共生推進員を配置するなど、地域と連携した包括支援事業を実施している。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「△：やや遅れている」としている。

2 成果指標の動向

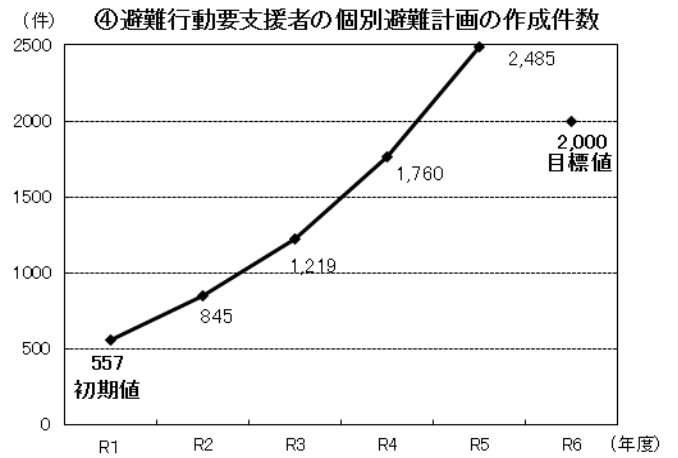
<成果指標>

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①地域などとの関係を持つための情報に、主体的にアクセスできる市民の割合 出典：市政アンケート調査	98.2% （令和3年度）	増加 （令和8年度）	97.6% （令和5年度）	b
②ふれあいネットワークの見守り対象世帯数≪社協≫ 出典：市社協調べ	44,674世帯 （令和元年度）	51,000世帯 （令和8年度）	46,865世帯 （令和5年度）	b
③地域の子どもの居場所≪社協≫ 出典：市社協調べ	56団体 （令和2年度）	増加 （令和8年度）	105団体 （令和5年度）	b
④避難行動要支援者の個別避難計画の作成件数 出典：市民局調べ	557件 （令和元年度）	2,000件 （令和6年度）	2,485件 （令和5年度）	a
⑤認知症カフェの設置圏域数 出典：福祉局調べ	26圏域 （令和元年度）	59圏域 （令和7年度）	30圏域 （令和5年度）	b

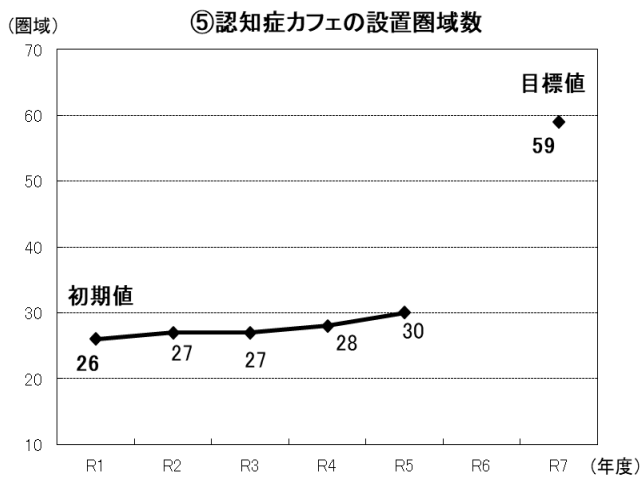




出典：市社協調べ



出典：市民局調べ



出典：福祉局調べ

3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策2-1 絆づくりの推進

取組みの方向性

- ① 身近で、楽しく、魅力ある活動が行われるよう、地域団体による様々な活動の実施を支援します。
- ② 楽しい活動や参加する人のやりがいや生きがいにつながるような取組みを増やすため、地域の特性を生かした様々な工夫や人材の活用などを行っている他の地域の先進事例の共有化を図ります。
- ③ 自治協議会や自治会・町内会の活動状況を地域住民に広く周知することにより、自治会・町内会の役割の重要性と加入の必要性への理解を促進します。
- ④ 地域コミュニティの重要性について、マンションオーナーや管理会社・管理組合への理解の促進を図ります。
- ⑤ 地域住民が気軽に立ち寄れる、地域住民等の運営によるふれあいサロンや地域カフェなど、人と人とのつながりを豊かにする様々な集いの場の立ち上げや運営を支援します。
- ⑥ 外国人との共生を進めるため、転入手続き時に生活ガイダンスを実施するなど、生活ルール・マナーなどの情報提供を行うとともに、外国人住民との交流を支援します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 自治協議会や自治会・町内会を対象とする補助制度などにより、地域の活性化や課題解決に関する取組みを幅広く支援している。
- ② 地域活動の事例発表を行う“共創”自治協議会サミットの開催や、コロナ下における地域活動事例集の配付などにより、工夫した取組みなどの情報共有を図っている。
- ③ 自治会・町内会活動への参加や理解促進のためのチラシなどを配付している。また、各区地域支援課に広報アドバイザーを配置し、地域の広報支援を行うとともに、地域コミュニティサイトを開設し、地域の魅力や特性を発信している。
- ④ 集合住宅入居者の自治会・町内会への加入促進に向けて、業界団体等を通じた入居者へのチラシの配付を行っている。
- ⑤ 福岡市社会福祉協議会が実施している、「ふれあいサロン」や「地域カフェ」、「家族介護者のつどい」などの多様な居場所づくりに向けた、地域住民、地域団体、公民館や地域の事業所・施設などとの連携・協力体制づくりに向けたコーディネートや立ち上げ・運営に関する取組みを支援している。
 - ＜主な事業＞
 - 多様な居場所づくりの支援
 - ふれあいサロンや地域カフェ、家族介護者のつどいなど、住民の様々な交流の場づくり（立ち上げ・運営）の支援
 - ・ふれあいサロン参加者数（実人数）：
 - 8,607人（R4年度） → 9,808人（R5年度）
 - ・家族介護者のつどい実施箇所数：
 - 地域17カ所（R4年度） → 地域16カ所（R5年度）
 - ⑥ 地域における多文化共生、相互理解の促進のため、転入手続き時に多言語で作成した動画を活用した生活ルール・マナー等に関する生活ガイダンスを実施するほか、地域と外国人住民の交流について、企画サポートや通訳派遣等の支援を行う。
 - ＜主な事業＞
 - 生活ガイダンス（延べ）
 - 5,960件（R4年度） → 7,200件（R5年度）
 - 地域と外国人住民との交流（市または福岡よかトピア国際交流財団が支援した件数）
 - 4校区5件（R4年度） → 11校区13件（R5年度）

【課題】

①・②・③・④

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、地域活動自体が中止や縮小を余儀なくされてきたため、住民の地域コミュニティへの帰属意識が希薄化しており、地域活動の担い手不足や固定化などが課題であるとともに、地域活動のノウハウがうまく継承されておらず、活動再開のきっかけがないなどの課題がある。

⑤ 集いの場を立ち上げた後のプログラムの企画や運営、担い手の確保など継続した支援が今後必要である。特に、「ふれあいサロン」については、参加者の固定化やボランティアの高齢化が課題となっており、新規参加者の受入れや後継者の育成を行っていく必要がある。

⑥ 生活ガイダンスについては、令和4年3月の入国制限緩和以降、急激に外国人が増加しており、ガイダンス員（各区、西部出張所に各1名）のみでの対応が困難な場合があるため、必要に応じて、迅速に民間の人材派遣業者と契約を締結したうえで派遣職員を配置し、対応を行う必要がある。

また、在住外国人の増加を踏まえ、家族帯同の方も含め、地域と外国人住民がつながりをもつ機会を更に提供し、相互理解を深めていく必要がある。

【今後】

①・②・③・④

幅広い多くの住民参加のもと行われる地域コミュニティづくりへつながるよう、引き続き、町内会活動支援事業補助金の活用を促進するとともに、“共創”自治協議会サミットの開催による事例共有や地域コミュニティサイトでの情報発信、業界団体との協議など、自治会・町内会への加入促進や地域活動への理解促進の取組みを行うとともに、地域活動再開のきっかけづくりを支援していく。

⑤ 地域の事業所・施設、病院、企業などとの連携・協力体制づくりを進め、地域貢献活動などのコーディネートを行うことにより、集いの場でのプログラムの企画や運営・人材の支援を引き続き行う。また、担い手確保に向けたボランティア養成講座を実施するほか、様々な機会を捉えてふれあいサロンなど活動の更なる周知を図るとともに、いきいきセンターなど関係機関との情報共有を行い、様々な集いの場の立ち上げや運営を積極的に支援していく。

⑥ 生活ガイダンスについては、引き続き繁忙期に派遣職員を配置する等により、できるだけ多くの転入外国人に生活ルール・マナーを周知できる体制を整える。

地域と外国人住民の交流の支援については、自治協議会の代表者会議や公民館長会議へ出席し、交流支援に関する周知を行うほか、交流事例集を活用するなど好事例の横展開を図る。

●施策2-2 校区・地区における主体的な福祉のまちづくりへの支援

取組みの方向性

- ① 地域住民が自分たちの住む地域の課題を主体的に考え、共有し、解決に向けて取り組んでいくために、校区社協や自治協議会等の地域団体による「校区福祉のまちづくりプラン（校区地域福祉活動計画）」の策定を市社協と連携して支援していきます。
- ② 地域の健康課題を「見える化」し、校区保健福祉事業懇談会において共有及び方針の協議を行い、主体的に地域住民が健康なまちづくりを推進していけるように支援します。
- ③ 地域住民が自分の地域に愛着が持てるよう、地域の魅力や特性を住民が共有し、幅広い多くの住民の参画により、楽しくやりがいをもってまちづくりに取り組めるよう支援します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 福岡市社会福祉協議会における「校区福祉のまちづくりプラン」の策定に向けた取組みに対する支援を実施している。

<主な事業>

- 校区福祉のまちづくりプラン（校区地域福祉活動計画）の作成支援

住民が地域の課題を共有し、めざす姿や解決策を話し合う場（福祉座談会など）を設け、地域ごとの課題や特性に応じた福祉活動の展開を支援するとともに、その話し合いの過程をプランとして記録に残し、住民などへ広く周知する取組みを支援した。

・プラン策定校区数：60校区（R 4年度）→ 62校区（R 5年度）

主に小学校区での地域ケア会議開催を通して、地域包括ケアの理念を共有しつつ、地域特性に応じた自主活動の必要性について地域住民や医療・介護の専門職間で共有するように努めた。一部の地域では、共有した地域ニーズについて、地域自主活動を検討するなど、具体的な地域での支え合いにつながった。

<主な事業>

- 地域ケア会議（高齢者地域支援会議）

小学校区レベルの“地域ケア会議”として、それぞれの地域の実情に合わせた取組みにつなげるため、地域住民、関係機関・団体、いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）、行政などが、地域の高齢者の課題について意見交換を実施

・開催回数：135回（R 4年度）→132回（R 5年度）

- ② 校区保健福祉事業懇談会を開催し、校区の関係者及び保健福祉センター等の職員間で校区の保健福祉に関するデータを共有するとともに、事業計画や方針について意見交換を行っている。

<主な事業>

- 校区保健福祉事業懇談会

150校区2,398人（R 4年度）→149校区2,137人（R 5年度）

- ③ 地域活動の事例発表を行う“共創”自治協議会サミットの開催や、コロナ下における地域活動事例集の配付などにより、工夫した取組みなどの情報共有を図っている。また、各区地域支援課に広報アドバイザーを配置し、地域の広報支援を行うとともに、地域コミュニティサイトを開設し、地域の魅力や特性を発信している。

【課題】

- ① 校区において「校区福祉のまちづくりプラン」に基づく取組みを推進していくためには、策定後も継続的な支援が必要である。

高齢化の状況、地域資源、地域ニーズにより、地域自主活動の醸成には地域差が発生し、その活動の進捗状況は様々である。また、活動の支援方策が多岐にわたり、それらを全体調整する仕組みが複雑になっている。
- ② 地域の実情に応じて、自治協議会等校区自治組織に加え、校区内の社会資源の専門職等多様な主体の参画も進めていく必要がある。
- ③ 住民のコミュニティへの帰属意識が希薄化しており、自治会・町内会においても地域活動の担い手不足・固定化などが課題である。

【今後】

- ① 「校区福祉のまちづくりプラン」の策定校区数は増加しているところであり、未策定校区におけるプランの策定や策定したプランに基づく具体的な取組みの実施に向けて、引き続き、福岡市社会福祉協議会における取組みを支援していく。

今後も区や市レベルの地域ケア会議において、高齢者地域支援会議等で把握された地域課題について、他局も含めた関係部署で情報共有し、地域ニーズに応じた支援に努めていく。
- ② 地区活動の中で、校区内の社会資源の専門職等へアプローチを行い、校区の課題を多様な主体も含めて共有する機会づくりを進めていく。
- ③ 地域の魅力や特性などを住民が共有し地域住民が自分の地域に愛着が持てるよう、引き続き、“共創”自治協議会サミットの開催や地域コミュニティサイトでの情報発信、校区データ集の掲載など、自治会・町内会への加入促進や地域活動への理解促進の取組を行う。

●施策2-3 見守りと支え合い活動の推進

取組みの方向性

- ① 高齢者や障がいのある人、子どもや子育て家庭など、地域において支援を要する人々に関する情報交換と日常的な見守り活動ができるよう、地域福祉ソーシャルワーカーを配置し、ふれあいネットワークの拡充を支援するとともに、支援を要する人々が地域で社会参加できるよう環境を整えます。
- ② ふれあいネットワークなどによる地域の見守り、介護保険サービスなどの福祉サービスを利用する中での見守りのほか、企業の家庭訪問業務を見守りに活かす「福岡見守るっ隊」の取組みを進め、重層的な見守り体制を構築します。
- ③ 地域や校区で行われている様々な団体の支え合い活動を推進します。
- ④ 定期的な交流や運動プログラム等を通して孤立や認知症、介護予防を図るふれあいサロンについて、さらなる拡充を支援します。
- ⑤ 元気な高齢者がちょっとした生活支援ボランティア活動に参加したり、身近な場所に集い会話を楽しんだりすることには、介護予防の効果も認められており、社会参加・生活支援・介護予防のつながりに着目した取組みを進めます。
- ⑥ 高齢者の生活支援・介護予防活動の充実等を図るため、生活支援コーディネーターの配置を進め、行政、社協、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）等の関係主体が連携し、地域資源の発掘や担い手の養成などの資源開発、関係者間の情報共有や連携体制づくりなどのネットワーク構築、さらに住民ニーズとサービス資源のマッチングなど、多様な主体による多様な支援の充実を図ります。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ①・③
福岡市社会福祉協議会が実施する、ふれあいネットワークの新規立ち上げや地域福祉活動の支援を行う地域福祉ソーシャルワーカーの研修などによる機能強化を含む活動の充実のほか、地域で結成された生活支援ボランティアグループに助成する「ご近所お助け隊支援事業」の取組みを支援している。
 <主な事業>
 - ふれあいネットワーク
地域住民や団体がネットワークをつくり、高齢者などの見守り活動などを実施
 ・見守り世帯数：48,795世帯（R 4年度）→ 46,865世帯（R 5年度）
 - ご近所お助け隊支援事業
 ・助成団体数（延べ）：33団体（R 4年度）→ 34団体（R 5年度）
- ② 高齢者などの自宅を訪問する業務の中で、孤立死などの疑いがある等の異変に気づいた場合、福岡市の孤立死を防ぐ「見守りダイヤル」への通報を協力する企業等と協定を締結している。
 <主な事業>
 - 福岡見守るっ隊（ライフライン企業や新聞販売店等が参画）
 ・協定締結企業：26社（R 5年度）
 - 見守りダイヤル
 「福岡見守るっ隊」や地域住民が孤立死が疑われる住民の異変に気づいた場合の通報を24時間・365日受け付け、8時から20時まで現場での安否確認を実施している。
- ④ 福岡市社会福祉協議会が実施する、ふれあいサロンの介護予防機能の強化を図るなど、地域の実情に応じた働きかけなどの取組みを支援している。
 <主な事業>
 - ふれあいサロン
 閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人などの孤独感の解消や寝たきり予防のため、健康づくりやレクリエーションなどサロン活動を実施
 ・参加者数（実人数）：8,607人（R 4年度）→ 9,808人（R 5年度）

- ⑤ 高齢者に対する生活支援を行うボランティア団体の継続や、新たなボランティア創出を図ることを目的として、交流会、研修会などを実施している。

＜主な事業＞

○生活支援ボランティアグループ

日常のちょっとした困りごとを解決するボランティアグループの支援（立ち上げ・運営）や、元気高齢者の活躍の場としても取組みを支援している。

- ⑥ 福岡市社会福祉協議会及び地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）に生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の発掘や担い手の育成などの資源開発や関係者間などのネットワーク構築を行うことで、多様な主体による高齢者等の住民ニーズとサービスのマッチングを推進している。 ※ 令和3年度に配置完了。

生活支援コーディネーター配置数 64人（R4年度）→ 64人（R5年度）

買い物支援モデル事業を経て、買い物支援推進員を配置。移動販売や買い物先への送迎等、地域と企業等のマッチングを行い、地域の特性やニーズに応じた地域の支え合いを主体とする、多様で持続可能な買い物支援を展開。また、買い物支援へのICT活用に取り組むほか、宅配等の買い物に資する情報をまとめた冊子の配布をおこなった。

市と共に買い物支援に取り組む地域団体数（累計）：13団体（R4年度）→ 19団体（R5年度）

【課題】

①・③・⑤

ふれあいネットワークや生活支援ボランティアグループなどについては、地域における担い手の高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手の確保に取り組む必要がある。

- ④ ふれあいサロンについては、参加者の増加を図るため、新規参加者の受け入れや活動方法の検討などを行っていく必要がある。

- ⑥ 多様化、複雑化する高齢者等の住民ニーズに対応していくため、多様な主体による多様な支援の充実を図っていく必要がある。

【今後】

①・③・⑤

活動者の掘り起しに向けて、引き続き、福岡市社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカーによる自治会・町内会や地域の各種団体などに対する積極的な働きかけを行うほか、地域福祉ソーシャルワーカーについて研修などによる更なる機能強化を図る。

- ② 重層的な見守り体制の強化に向けて、引き続き、福岡市の取組みを周知し、「福岡見守るっ隊」への参画企業の増加に努める。

- ④ 引き続き、運動・体操を取り入れたプログラムを推奨し、介護予防機能の強化について支援するとともに、ふれあいサロンへの参加者が増加するよう取り組んでいく。

- ⑥ 生活支援コーディネーターによる、地域資源の発掘や担い手の養成などの資源開発、関係者間の情報共有や連携体制づくり等のネットワーク構築を推進する。

●施策2-4 見守りと災害時の助け合いの連携

取組みの方向性

- ① 日頃から災害時の避難等に支援を要する人々（以下、「要支援者」という。）に関する情報交換や見守り活動の充実を支援します。
- ② 地域の自主防災組織などが行う防災訓練への住民の参加を促すとともに、要支援者への情報伝達や避難支援等を含む防災訓練が実施されるよう支援します。
- ③ 災害対策基本法の定めにより、災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に、特に避難支援等を要する者の名簿（以下、「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、名簿情報（以下、この頁において「情報」という。）を提供することについて、本人の同意を得た者（福岡市避難行動要支援者名簿の情報の提供に関する条例に基づき、同意したものと推定する者を含む）の情報を災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に提供します。
- ④ 個別避難計画作成に関するワークショップの実施や避難行動要支援者名簿の活用に関する手引きを作成・配布するなど、避難行動要支援者名簿制度の周知に努め、避難支援等関係者による災害時の避難支援等を促進します。
- ⑤ また、名簿情報の提供に際しては、情報の提供を受ける者に対して、情報漏えい防止のための措置を講じます。
- ⑥ 要配慮者については、その健康状態などに留意し、必要に応じて、避難所内に福祉避難室を設けるとともに、避難所での生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保を行います。さらに市社協が運営する災害ボランティアセンターとの連携により、災害時の支援体制を構築するとともに、避難所や災害ボランティアセンターの運営に関しては、地域住民やボランティア、NPOや大学・企業等、多様な主体との連携・共働に努めます。
- ⑦ 避難所の運営においては、男女双方の視点や性的マイノリティ、高齢者、障がい者、外国人等の視点にも配慮し、適切な支援に努めます。
- ⑧ 指定避難所以外の避難者（車中泊・テント泊・在宅）については、ICT（情報通信技術）の活用や地域の協力などにより、必要な支援を行います。
- ⑨ 災害情報の取得が難しい聴覚・視覚障がい者や外国人、観光客、ビジネス客に対しても、避難情報の提供や避難場所の周知について配慮します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 福岡市社会福祉協議会において、ふれあいネットワークに対し、災害時の避難支援と平常時の見守りの連携を視野に入れた働きかけを行っている。
- ② 区とも連携しながら、校区のニーズに応じた防災訓練等の実施支援を行っている。
- ③ 避難行動要支援者名簿を作成しており、年に1度更新して避難支援等関係者に提供している。
- ④ ワークショップの実施や手引きを配布するなど、名簿制度の周知及び避難支援活動の促進を実施している。また、個別避難計画作成ワークショップについて、地域の実情に応じた対応ができるようにメニュー内容を追加する等、地域にとって活用しやすい形への拡充を行っている。
- ⑤ 「避難行動要支援者名簿取扱要領」を定め、名簿提供時に個人情報の適正な管理を徹底している。

- ⑥ 災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう災害ボランティアコーディネーター養成講座などを実施するとともに、災害ボランティア団体や自主防災組織などと共働してイベントなどを実施するなど平常時からのネットワークを構築している。また、令和6年3月末時点で、116カ所の高齢者施設及び46カ所の障がい者支援施設等と福祉避難所に関する協定を締結している。

＜主な事業＞

○災害ボランティア活動推進事業

防災への備えについて市民意識の向上を図るとともに、災害時の支援活動のあり方や災害ボランティアセンターの運営を学ぶ講座の開催

○災害ボランティア養成講座

災害時に迅速に対応できる人材の育成を目的とした研修・訓練などの実施

○福祉避難所確保状況

〔協定締結施設数〕

高齢者施設 102施設（R4年度）→ 116施設（R5年度）

障がい児・者施設 42施設（R4年度）→ 46施設（R5年度）

〔受入可能人数〕

高齢者施設 2,307人（R4年度）→2,464人（R5年度）

障がい児・者施設 296人（R4年度）→ 282人（R5年度）

- ⑦ 避難所の運営については、令和3年度に避難所運営の手引きを改訂し、男女双方の視点や性的マイノリティなど、様々な方に配慮することとしている。
- ⑧ 指定避難所以外の避難者への支援については、地域の協力のほか、防災アプリ「ツナガル+」を活用することとしており、出前講座等で啓発やダウンロード支援を行うほか、各種防災訓練や引っ越し（転入）の際にチラシ等で案内し、普及啓発を行っている。
- ⑨ 視覚・聴覚障がい者については、電話・FAXで避難情報を配信する『避難情報配信システム』を導入しているほか、来訪者向けに、開設する避難所を市のホームページ、テレビやラジオ、防災メールなどで周知している。

【課題】

- ① ふれあいネットワークや地域の自主防災組織については、担い手の高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手の確保に取り組む必要がある。
- ④ 個別避難計画の作成率が低く、計画作成の支援等に取り組む必要がある。

【今後】

- ① 社会福祉協議会における、活動者の掘り起しに向けた自治会・町内会や地域の各種団体などに対する積極的な働きかけなどの取組みを支援する。
- ④ 地域による個別避難計画作成の支援を目的としたワークショップを拡充するほか、福祉事業者と連携した個別避難計画作成を進めていく。

●施策2-5 地域と連携した様々な分野の課題解決の取組み

取組みの方向性

- ① 地域における見守りや支え合いは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域をめざす地域包括ケアの取組みをはじめ、障がいや子どもなど様々な属性の課題解決に向けた取組みの基盤であり、引き続き、関係施策を着実に推進するとともに、施策間の連携促進を図ります。
- ② 福岡市が商業地、農業地域など、多様な地域性を抱えることを踏まえ、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点から、コミュニティ支援をはじめ、商店街振興やまちづくりなど、保健福祉以外の政策領域についても、市が持つ多様な社会資源の活用や、施策間の連携促進を図ります。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 福岡市社会福祉協議会が支援する見守りや支え合いとともに、地域におけるちょっとした日常生活の支援や、食を通じた多世代交流の居場所づくり、事業所や企業などと連携した居場所づくりなど、地域の課題解決にも資する多様な地域福祉活動の推進を図っている。
- ② 社会的な孤立を背景とした福祉課題に対応するため、福岡市社会福祉協議会と連携した取組みを実施。
 - ＜主な事業＞
 - 地域と連携した包括支援事業
 - ・福岡市社会福祉協議会に地域共生推進員を配置
配置数：7人（R5年度）
 - ・多機関協働の促進に向けた検討会及び合同研修会の開催（5分野から参加）
参加者数：36人（R4年度）→40人（R5年度）
 - ・地域共生シンポジウムの開催（民間企業、社会福祉法人、NPO法人など）
参加者数：20人（R4年度）→230人（R5年度）

【課題】

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域福祉活動が中止を余儀なくされ、その後、地域によって、再開や休止継続など状況が様々であり、行政のほか、地域や事業所などの関係主体とも連携の上、現況等を把握・共有する必要がある。
- ② 独居の高齢者等の急増とともに、社会的孤立が課題となっており、交流に参加いただくことへの難しさや、相談窓口につながらない孤立者の増加などの懸念がある。
また、地域共生に資する施策は、多くの各局各課が独自の施策を実施しているが、各課の実施状況について情報共有が不十分である。

【今後】

- ① 地域福祉活動の現況や、コロナ禍における活動の変化、関係主体の思いなどを把握・共有し、ICTや、コロナ禍に得た取組みの工夫などの知見も活かして、活動の再開や強化に向け、地域特性に応じ、必要な支援を行っていく。
- ② 地域共生に資する各局各課が実施する様々な地域支援施策とも連携し、より効果的な地域支援を実施していく。

基本目標3 人づくりと拠点づくり
目標の内容
○福祉教育の推進を図るため、市民ボランティア養成等の地域で活躍できる人づくりや、地域福祉活動の拠点づくりに取り組みます。
施策の方向性
○身近な地域における地域福祉活動や、高齢者や障がいのある人、子ども、外国人など支援が必要な人との関わり合い、研修等の機会を通じて、地域ぐるみで福祉を学び合う取組みを進めます。
○他者や社会とつながるきっかけとなる場づくりを促進するため、公民館や老人福祉センター等の活用のほか、空家の福祉的な活用を支援するなど、地域福祉の拠点づくりを進めます。

＜施策事業の体系＞

- 施策3-1 地域で活躍できる人づくり・福祉教育
- 施策3-2 地域活動の促進に向けた環境整備

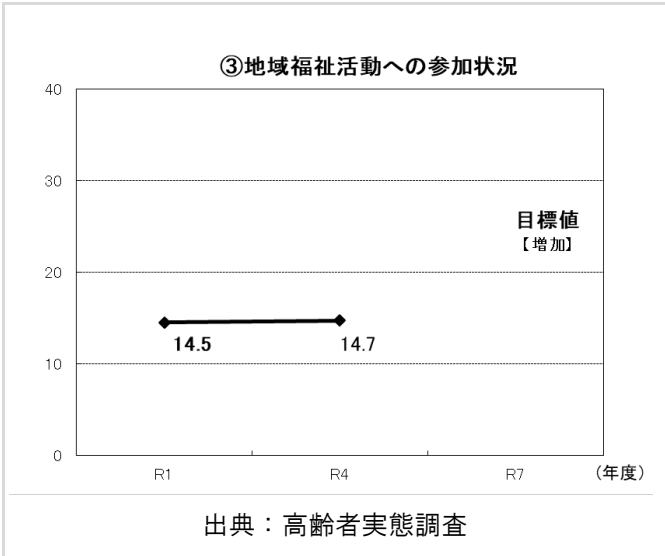
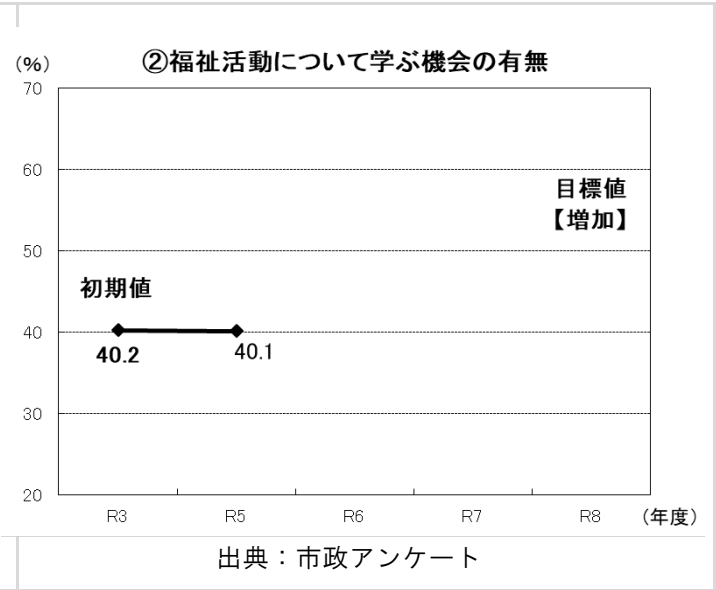
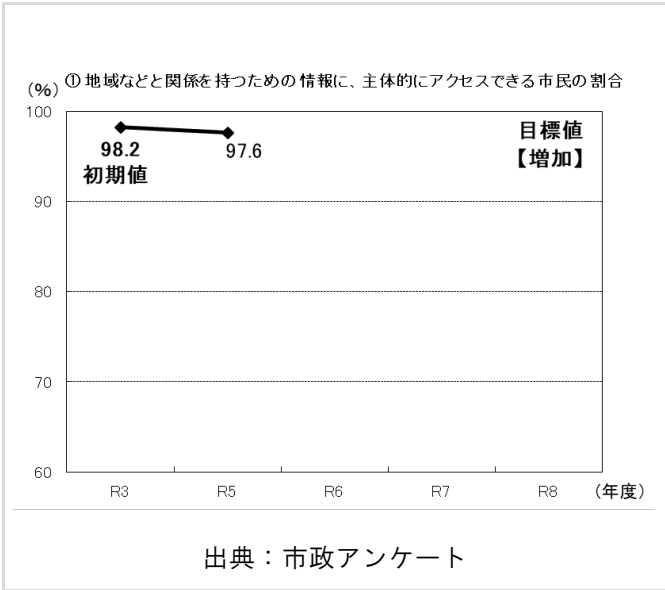
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
○ (概ね順調)	【施策3-1】 地域福祉活動のボランティア養成講座や福祉教育プログラムの出前講座などを実施し、福祉教育及び地域で活躍できる人づくりに取り組んでいる。 【施策3-2】 老人福祉センターにおける利用者の活動・交流の場の提供や、公民館における地域活動の担い手の育成に向けた公民館主催事業など、地域の実情に応じた取組みを実施している。また、社会福祉協議会が取り組む「社会貢献型空家バンク」を支援している。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

2 成果指標の動向

<成果指標>

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①地域などとの関係を持つための情報に、主体的にアクセスできる市民の割合【再掲】 出典：市政アンケート調査	98.2% （令和3年度）	増加 （令和8年度）	97.6% （令和5年度）	b
②福祉活動について学ぶ機会の有無 出典：市政アンケート調査	40.2% （令和3年度）	増加 （令和8年度）	40.1% （令和5年度）	b
③地域福祉活動への参加状況 出典：高齢者実態調査	14.5% （令和元年度）	増加 （令和7年度）	14.7% （令和4年度）	b



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策3-1 地域で活躍できる人づくり・福祉教育

取組みの方向性

- ① 社協等と連携し、地域で活動している人たちを対象とした講座の開催や、地域福祉活動へのアドバイスなどを行い、人材の育成を支援します。また、地域における研修等の機会を通して、自分たちの住む地域の課題を地域ぐるみで考える機会の提供や、地域住民をまとめ、牽引し、地域の福祉課題を解決する具体的な行動や実践に結びつけられるリーダーの育成を図ります。さらに、地域福祉活動に参加していない住民への広報・啓発など、人材の掘り起こしを意識した事業の実施を支援します。
- ② 高齢者や障がいのある人と交流する機会を提供するなど、様々な場面を通じて、高齢者や障がいのある人への理解を促進する取組を進めます。
- ③ 高齢となっても自らの知識や能力を生かして地域福祉活動やボランティア活動に参加、活躍できるようにシニア向けのボランティア講座などを開催します。また、学生など若い世代が地域福祉活動に参加できるように、大学や社協等と連携し、学生ボランティアと地域を結びつける支援を行います。
- ④ 地域活動に取り組む人材を育成する研修会を開催するなど、支え手のスキルアップの支援を行います。また、女性リーダーを育成するための講座を開催するなど、地域の諸団体における女性の活躍を促進するための支援を行います。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

①・③

福岡市社会福祉協議会が実施する、ふれあいネットワーク、ふれあいサロン、広報紙発行事業などに関する研修会や新たなボランティア活動などの担い手を養成するための講座などの取組を支援している。

<主な事業>

○シニア地域サポーター養成事業

シニア世代を中心とした地域福祉活動のボランティア養成講座を実施

・シニア地域サポーター養成講座：142人（R 4年度）→ 150人（R 5年度）

- ② 福岡市社会福祉協議会が実施する、学校、企業などに出向き、障がい者や高齢者への理解の促進を目的として、疑似体験などを通じて学ぶ福祉教育プログラムなどの出前講座や出前講座の広報リーフレットの作成及び公民館などへ配布する取組を支援している。

<主な事業>

○出前講座

・出前講座実施件数：45件（R 4年度）→ 60件（R 5年度）

- ④ 地域活動に携わっている女性及び地域活動に関心のある女性を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会やネットワークづくりの場を提供する「地域女性活躍チャレンジ塾」を実施するとともに、各校区での男女共同参画に関する取組を支援するなど、地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進に向けた取組を進めている。

<主な事業>

○地域女性活躍チャレンジ塾

・開催数、参加者数：

3回39人（R 4年度）→ 4回63人（R 5年度）

【課題】

①・③

地域福祉活動の担い手の高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手の養成に向けて取り組む必要がある。

【今後】

①・③

社会福祉協議会と連携し、新たな担い手を養成するための講座を実施するとともに、引き続き、地域活動に参加しやすいメニューの提示を行うなど、地域活動に参加しやすいきっかけづくりに取り組む。

●施策3-2 地域活動の促進に向けた環境整備

取組みの方向性

- ① 老人福祉センターについて、高齢者の社会参加活動の拠点として講座や相談など様々な事業を実施するとともに、健康づくりや就業支援による生きがいの機能強化を図ります。また、老人福祉センター及び老人いきいの家で行われる様々な活動を支援します。
- ② 公民館について、地域コミュニティ活動を支援するため、地域団体等と連携し、人材育成・発掘のための取組みを実施するとともに、公民館だより等を活用し、地域の活動などの情報発信を支援していきます。
- ③ 地域の空家を居場所などの福祉目的に活用するため、市社協が実施する、空家を貸したい人と借りたい人のマッチングなどの取組みを支援します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 老人福祉センターについて、適切な運営・維持管理のほか、令和元年度から高齢者の「健康づくり機能」「就業・創業支援による『生きがいの機能』」を施設運営業務に明確に位置付け、利用者の活動・交流の場を提供した。また、老人いきいの家について、引き続き施設で様々な活動が行えるように、維持管理を行っている。
 - ＜主な事業＞
 - ◎老人福祉センターの設置・運営
 - 高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーションなどを総合的に提供
 - ・利用許可証交付数
1,743人（R 4年度）→2,383人（R 5年度）
 - ・年間延べ利用者数
110,945人（R 4年度）→151,901人（R 5年度）
 - ・開園日数（7園平均）
298日（R 4年度）→302日（R 5年度）
 - 健康づくりの取組み
 - ・介護予防教室などの健康づくり教室や健康相談を実施している。
 - ・市が実施する健康づくりに関する事業の実施会場として活用している。
 - 就業・創業支援による生きがいの取組み
 - ・就業セミナーや合同企業説明会を実施している。
 - ・各区老人福祉センターを含む市内14ヶ所の「シニアお仕事ステーション」において、シニア向け求人情報や就業セミナーなどの情報を発信している。
 - ・シルバー人材センターの入会説明会の会場として活用している。
 - 老人いきいの家の設置・運営
 - 高齢者福祉の増進を図るため、高齢者に対して教養の向上、レクリエーション及び相互親睦のための場を提供する。
 - ・利用者数（延べ）： 181,329人（R 4年度）→ 209,755人（R 5年度）
 - ・建替対象の整備状況
目標：125館
現状：115館（R 4年度）→ 116館（R 5年度）
- ② 公民館について、地域団体等と連携し、地域活動の担い手の育成に向けた公民館主催事業など、地域の実情に応じた事業を実施している。
 - ＜主な事業＞
 - 公民館主催事業
 - ・参加延べ人数：277,212人（R 4年度）→ 341,344人（R 5年度）
 - ・実施延べ回数： 8,497回（R 4年度）→ 10,157回（R 5年度）
- ③ 空き家などの資源の活用については、令和元年度より、福岡市社会福祉協議会が実施する、これまでの福祉転用の取組みをさらに広げていくため、空き家を活用してほしい人と活用したい人をマッチングする「社会貢献型空家バンク」の取組みを支援している。

【課題】

- ① 老人福祉センターについて、社会の情勢や高齢者のニーズを踏まえながら、時代に合った運営が求められている。
- ② 公民館については、地域活動への参加のきっかけとなる事業を実施するなど、地域住民に気軽に来館してもらうための取組みを進めていく必要がある。
- ③ 多様な場所を活用して、身近な場所での活動拠点づくりを一層進めていく必要がある。また、運営などの担い手の確保に向けた支援が必要である。

【今後】

- ① 老人福祉センターについて、人生100年時代における「高齢者の社会参加の拠点施設」として機能を強化し、高齢者の様々な社会参加活動の支援に取り組んでいく。
- ② 公民館について、地域の実情に応じた担い手の育成やきっかけづくりなどの取組みを継続して実施していく。
- ③ 住民の交流の場や福祉活動拠点などの空き家の活用が促進されるよう、今後とも取り組んでいく。

基本目標4 多様な主体との連携・共働による地域づくり
目標の内容
○社会福祉法人・民間企業・大学や、福祉人材などの専門職のほか、NPO等の専門知識や専門技術など、あらゆる社会資源を活用した支援の仕組みづくりとともに、ICT（情報通信技術）の利活用や、AI（人工知能）やIoT、ロボットなどの最新技術の活用に向けた取組みを進めます。
施策の方向性
○社会福祉法人・民間企業・大学や福祉人材などの専門職や、NPO等の専門知識や専門技術など、あらゆる社会資源を活用した支援の仕組みづくりを進めます。 ○福祉人材不足等の様々な課題の解決や、より効率的・効果的な施策展開を図るため、ICT、AI（人工知能）やIoT、ロボットなどの最新技術や、エビデンスの活用に向けた取組みを進めます。

＜施策事業の体系＞

●施策4-1 社会福祉法人・NPO・企業等への支援と連携

●施策4-2 ICT（情報通信技術）等の先進技術の利活用

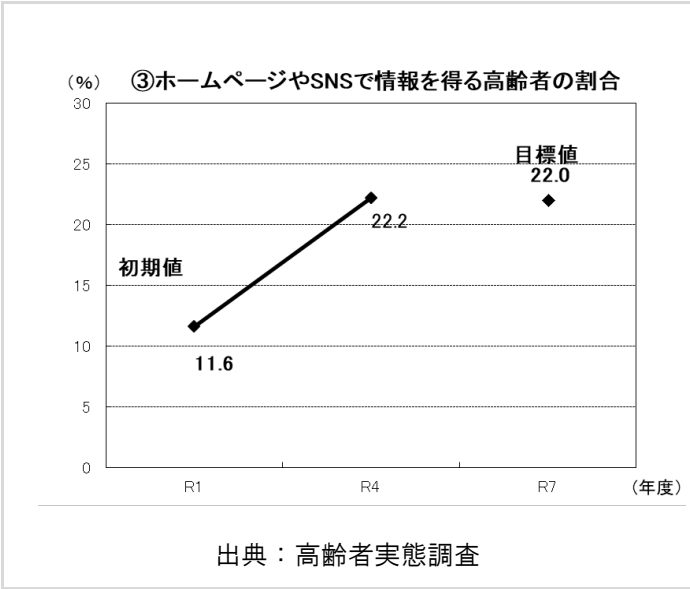
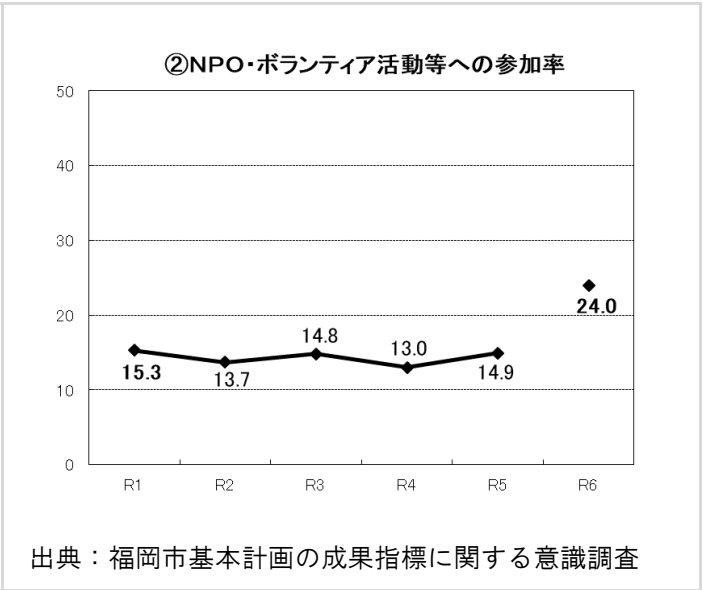
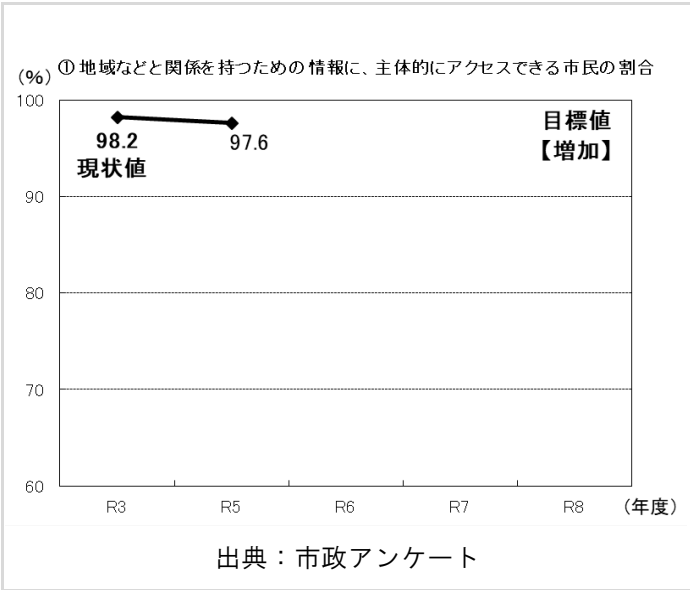
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
○ (概ね順調)	【施策4-1】 社会福祉協議会が実施しているボランティア養成講座などの支援や、ボランティアセンターと連携し、SNSを活用した広報の充実などに取り組んでいる。 【施策4-2】 介護事業所への介護ロボット導入支援など、ICT技術を活用した効果的・効率的な施策の推進に取り組んでいる。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

2 成果指標の動向と分析

＜成果指標＞

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①地域などとの関係を持つための情報に、主体的にアクセスできる市民の割合【再掲】 出典：市政アンケート	98.2% （令和3年度）	増加 （令和8年度）	97.6% （令和5年度）	b
②NPO・ボランティア活動等への参加率 出典：福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査	15.3% （令和元年度）	24.0% （令和6年度）	14.9% （令和5年度）	c
③ホームページやSNSで情報を得る高齢者の割合 出典：高齢者実態調査	11.6% （令和元年度）	22.0% （令和7年度）	22.2% （令和4年度）	a



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策4-1 社会福祉法人・NPO・企業等への支援と連携

取組みの方向性
① 近年では福祉課題に取り組む各種ボランティアグループやNPO等のほか、SDGsを実施指針とするなどCSR（社会貢献活動）の一環として地域活動に取り組む企業が増えており、様々な主体が地域福祉の推進の一翼を担っていただけるよう支援します。 ② 企業等の地域への参加による地域活動の活性化や、ビジネスの力による地域課題の解決を図るため、セミナー等の開催や、企業等と地域とのマッチングなどの支援を実施します。 ③ 地域における公益的な取組みが責務とされている社会福祉法人による地域福祉、社会福祉の向上に向けた活動を、社協と連携して支援します。 ④ ボランティア・NPO活動の拡充に向け、社協ボランティアセンターの活性化を図ります。 ⑤ ボランティアセンターとNPO・ボランティア交流センター（あすみん）が連携を図ることにより、テーマ型の活動団体であるNPOをエリア型の活動団体である校区社協や自治協議会につなぎ、地域の課題解決を進めます。
進捗状況・課題・今後の方向性
【進捗】 ①・③ 福岡市社会福祉協議会や福祉施設などが実施している地域貢献の取組みなどの事例発信や各種ボランティア養成講座などボランティア育成のための取組みを支援している。 ＜主な事業＞ ○各種ボランティア養成講座 ・シニア地域サポーター養成講座：142人（R4年度）→150人（R5年度） ・技術ボランティア養成講座：187人（R4年度）→144人（R5年度） ・課題別ボランティア養成講座：9人（R4年度）→10人（R5年度） ② 地域活動に貢献している企業や商店街などの登録制度である「ふくおか共創パートナー企業」の普及を図るとともに、特に貢献度の高い企業等へ感謝状贈呈などを行っている。また、企業等と地域とのマッチングに関するノウハウを有する専門家の派遣や、区役所や公民館などと連携した企業等の地域活動への参加促進を図っている。 ③ 社会福祉法人や株式会社の福祉事業所などが新たな「地域の担い手」として地域の課題解決に関われるように、福岡市社会福祉協議会が実施している、地域と事業所のコーディネート取組みを支援している。 ④ ボランティアセンター（福岡市社会福祉協議会）が実施する、各種団体との連携を通じた、ボランティア活動における課題解決力の向上と活動者やグループの増加に向けた取組みを支援している。 ＜主な事業＞ ○ボランティアセンター ボランティア活動に関する相談・登録・斡旋、ボランティアの育成、ボランティア活動に関する広報・情報提供などを目的とし、ボランティアセンターを設置 ・ボランティア登録者・団体数：個人 1,160人、団体 202団体（R4年度） → 個人 778人、団体 191団体（R5年度） ⑤ ボランティアセンターが実施する、ボランティアセンター登録団体の要件をNPOなど法人格をもつ団体や地域福祉分野以外の活動をしている団体も登録できることとする見直しについて支援している。 【課題】 ② 企業等の地域活動の輪を広げるために、地域活動に貢献している企業や商店街などの取組みについて情報発信し、認知度を高める必要がある。 ④・⑤ ボランティアの活動者やグループの増加に取り組む必要がある。 【今後】 ①・③ 社会福祉協議会と連携し、社会福祉法人やNPO法人、企業など多様な主体が、地域貢献活動をするために必要なノウハウの提供や検証を行うなど、引き続き、多様な主体に向けた取組みの効果的な支援を図る。 ② 地域活動に貢献する企業等について、その取組みの市ホームページなどを活用した情報発信や、感謝状贈呈などを、引き続き行うとともに、特に貢献度の高い企業等について、「地域活動貢献企業」としての認定による、市との契約における優遇措置を行うことにより、取組み促進を図る。 ④・⑤ ボランティアセンターと連携し、引き続き、ボランティアのきっかけづくりとなる養成講座を実施するとともに、ホームページなどを活用した情報提供や啓発など更なる充実に努めていく。

●施策4-2 ICT(情報通信技術)等の先進技術の利活用

取組みの方向性

- ① 高齢者の見守りや介護サービス、地域での支え合い・助け合い活動等にICTを取り入れるなど、新たな手法の導入により、効果的・効率的な事業向け見直しを図り、活動者の負担軽減を図ります。
- ② 医療や介護における人材不足や、重症化予防などの様々な課題解決を図るため、ICT、IoTやAI（人工知能）などの先進技術の活用に向けた取組みを進めます。
- ③ 医療や介護などの行政において蓄積されているデータの分析や、エビデンス（科学的根拠）の収集・活用を通して、より効果的・効果的な施策の立案と推進を図ります。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 行方不明時の認知症の人の早期発見・早期保護の取組みとして、行方不明時に協力サポーターへ特徴や写真を一斉配信する捜してメールや、認知症の人が携帯する「GPS端末」を貸与し、対象者の位置や移動履歴を確認する仕組みがある捜索システムを案内している。
- ② ・介護事業所内に介護ロボット等に精通した職員を育成するとともに、経営・管理者向けにも介護ロボット等への認識を深める「介護ロボット・エキスパート養成講座」、
「介護ロボット・ICTトライアル導入支援事業」を実施した。
 <主な事業>
 ○介護ロボット・エキスパート養成講座
 　・講座開催数、参加者数：5回、12事業所（R4年度）→4回、12事業所（R5年度）
 ○介護ロボット・ICTトライアル導入支援事業
 　・トライアル貸出数：6事業所（R4年度）→6事業所（R5年度）

 ・R4年度からR5年度にかけて、協定を締結した事業者においてデータやAIを活用した介護予防・重度化防止に資するケアプラン作成支援システムの開発に取り組み、協定期間内に一定の機能を有するシステムを開発した。
- ③ 平成27年度に構築した、保健・福祉・医療に関する情報を一元的に集約・管理する情報通信基盤「地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータを研究機関と連携して分析・分析結果の共有を行い、エビデンスを活用した健康づくり施策の企画・立案支援を図っている。

【課題】

- ① 行方不明時の認知症の人の早期発見・早期保護の取組みにおいては、介護者・関係者による捜索や通行人による警察への通報・保護が中心となっており、ICTの活用については、情報提供などの補完的なものとどまっている。
- ② ・多額の費用が必要となる介護ロボット等の導入への関心が低い。
 そこで、引き続き、介護ロボット等の必要性や関心度を高める取組み、DXの推進が必要である。
 ・AIシステムの実用化のためには更なる改良が必要である。
- ③ 「地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータの分析結果を、より効果的な施策や市民への啓発に繋げるためには、研究機関と連携した高度な分析を継続して行っていく必要がある。

【今後】

- ① 行方不明時の認知症の人の早期発見・早期保護の取組みにおける I C T の活用については、個々の状況に合うサービスを選択し、利用できるよう、情報通信技術の発展による新たな機器開発の動向にも留意し、市ホームページなどで、機器や見守りサービスを提供している企業からの情報を求め、情報提供を行っていく。
- ② ・介護サービスの D X 化を推進するため、新たに ICT などの導入実験を行うとともに、経営改善に向けたコンサルタント派遣などを行う。
・ A I システムの課題の抽出等のために、地域包括支援センターでの試行導入を検討する。
- ③ 引き続き研究機関と連携した「地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータの分析を行い、分析結果として得られたエビデンスを健康づくり施策の企画・立案に繋げていく。

基本目標 5 包括的な相談支援ネットワークの充実

目標の内容

- 地域と連携して支援を届けるため、地域特性に応じた多様な支援ネットワークの充実を図るほか、関係機関や多職種の連携を推進するなど、包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

施策の方向性

- 地域と連携して支援を届け、課題を抱えた人の参加機会を確保するため、地域特性に応じた多様な支援ネットワークの充実を図ります。
- 関係機関や地域住民と連携しながら、高齢者・障がいのある人・児童に対する虐待、配偶者による暴力などの未然防止や早期発見、成年後見制度の利用促進など、権利擁護の取組みの充実を図ります。
- 様々な課題や事情で生活に困窮した人などについて、早期に支援につなげ、包括的に寄り添いながら支援する取組を進めます。
- 高齢者や障がい者など様々な分野の相談機関や、医療、介護をはじめとした多職種の連携を推進します。
- これらの施策を通じて、包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

＜施策事業の体系＞

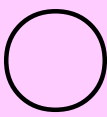
●施策5-1 地域との連携による課題把握の仕組みづくり

●施策5-2 権利擁護の体制充実とサービスの利用支援

●施策5-3 生活困窮者への相談支援体制の充実

●施策5-4 複合的な課題解決に向けた連携強化

1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
 (概ね順調)	【施策5-1】 地域と連携して福祉課題を把握する地域共生推進員を配置するなど、地域と連携した包括支援事業を実施している。 地域ケア会議において、行政・専門職・地域の関係者などが連携し、高齢者支援、課題把握、課題解決に向けた取組みの検討を行っている。 【施策5-2】 高齢者・障がいのある人・児童に対する虐待防止、配偶者等による暴力防止のための活動を官民一体となって推進し、支援が必要な人には、関係機関が連携して対応している。また、福岡市成年後見推進センターにおいて成年後見制度についての広報啓発を行うとともに、権利擁護支援ネットワークの構築をはかっている。 【施策5-3】 「福岡市生活自立支援センター」において、生活に困窮している方の様々な相談に応じ、社会福祉士、精神保健福祉士など、専門の資格を有した支援員によるアセスメントを実施し、一人ひとりの状態にあった支援計画の作成等を行い、関係事業との連携を含めた支援を包括的に行っている。 【施策5-4】 医療や介護の専門職と地域の関係者などが連携して高齢者の個別支援を行うための個別支援会議を開催し、情報共有、見守り体制づくり、関係者間の連携体制の強化などを図っている。また、社会福祉協議会に推進員7名を配置し、複合多問題・制度の狭間にある世帯に対し、相談支援機関と連携しながら、伴走支援をはじめとした個別支援を実施している。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

2 成果指標の動向

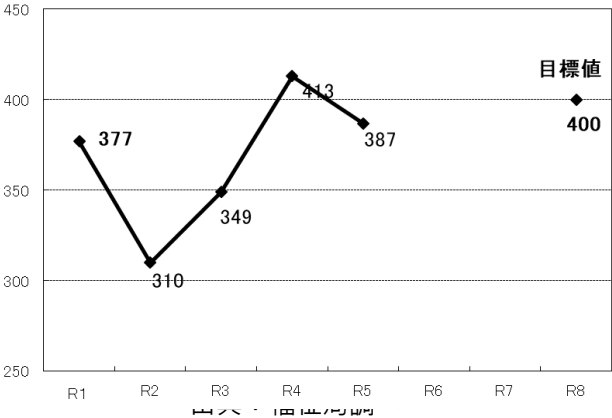
<成果指標>

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①多機関協働の仕組みの構築 出典：－	新たな仕組みの検討 （令和3年度）	新たな仕組みの実施 （令和8年度）	一部取組み開始、更に検討 （令和5年度）	b
②個別レベルの地域ケア会議の開催数 （自立支援に資する地域ケア会議を除く） 出典：福祉局調べ	377件 （令和元年度）	400件 （令和8年度）	387件 （令和5年度）	b
③成年後見制度の認知度 出典：高齢者実態調査	22.1% （令和元年度）	40.0% （令和7年度）	29.0% （令和4年度）	b
④関係機関との支援調整会議の開催回数 出典：福祉局調べ	60回 （令和元年度）	90回 （令和8年度）	86回 （令和5年度）	a

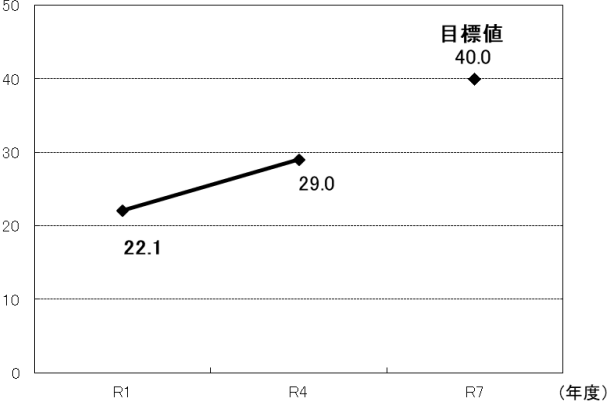
①多機関協働の仕組みの構築

一部取組み開始、更に検討

②個別レベルの地域ケア会議の開催数

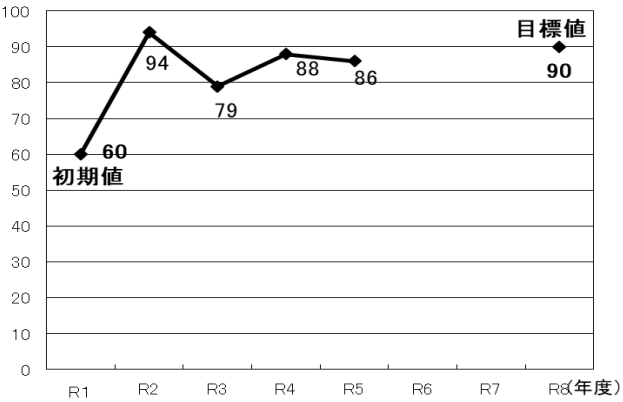


③成年後見制度の認知度



出典：高齢者実態調査

④関係機関との支援調整会議の開催回数



出典：福祉局調べ

3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策5-1 地域との連携による課題把握の仕組みづくり

取組みの方向性

- ① 社会的孤立など様々な課題を抱える人が、自己肯定感や自己有用感を回復して「やりがい」や「生きがい」を引き出すため、他者や地域、社会と関わる機会の創出を図ります。
- ② 高齢者や障がい者などの相談支援に関わる多職種や多機関の連携とともに、地域住民や自治会・町内会等の地域住民組織、民生委員をはじめ、社会福祉法人、福祉事業所など、地域の多様な関係者による気づきや支援のネットワークの充実を図ります。
- ③ ネットワークの充実にあたっては、行政の取組みだけではなく、地域ごとの社会資源の状況や社会福祉連携推進法人制度など近年の制度改正等を踏まえ、社会福祉法人やNPOといった主体ごとの特性や専門性を活かした取組みを支援します。
- ④ 社会的なつながりが弱い孤立者などの個別支援にも資するよう、社協等とも連携し、多様な地域のネットワークと連携した取組みを支援します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

①・③・④

社会福祉協議会に推進員7名を配置し、民生委員からの相談対応、同行訪問等、民生委員活動のサポートを通じて、複合多問題・制度の狭間にある世帯に対し、相談支援機関と連携しながら、伴走支援をはじめとした個別支援を実施した。
また、孤独・孤立の課題を身近なものとして捉え、それぞれの立場でできることを考えるきっかけづくりを目的にシンポジウムを開催した。

<主な事業>

○相談対応件数

・延べ対応件数：2,563件（R5年度）

・対応実件数：228件（R5年度）

○地域共生シンポジウムの開催（民間企業、社会福祉法人、NPO法人など）

・参加者数：20人（R4年度）→230人（R5年度）

- ② 地域特性に応じた支援ができるよう、個別、小学校区、おおむね中学校区、区、市の5階層の地域ケア会議において、行政・専門職・地域の関係者などが連携し、高齢者支援、課題把握、課題解決に向けた取組みの検討を行った。

<主な事業>

○地域ケア会議

・開催回数：753回（R4年度）→723回（R5年度）

【課題】

①・③・④

就労支援・居住支援の専門相談機関は一定充実しているが、ひきこもりや困窮等の課題に対処する、緩やかな参加や支援の方策が不足している。

- ② 個別レベルの地域ケア会議での検討の積み重ねや各階層での課題解決を図るとともに、関係者の課題解決能力の向上や関係機関相互の連携を高めていくことが必要である。また、個々の課題から見えてくる地域課題については、区や市レベルの地域ケア会議で分析・検討を行い、関係機関・団体と連携した取組みを進めていく必要がある。

【今後】

①・③・④

高齢者・障がい者・こどもなどの属性を問わず、社会的に孤立することなく、住み慣れた地域でその人らしく生活し続けることができる「地域共生社会」の実現のため、福岡市社会福祉協議会とも連携しながら、「包括的な支援体制」の構築に向けた取組みを実施していく。

- ② 地域包括ケアの実現に向け、今後も個別レベルの支援内容の検討や各階層の地域ケア会議での検討を重ね、把握された地域課題については、関係機関・団体や所管局・区と連携し、課題解決に取り組んでいく。

●施策5-2 権利擁護の体制充実とサービスの利用支援

取組みの方向性

- ① 高齢者・障がいのある人・児童に対する虐待、配偶者等からの暴力などについて、未然防止に向けた啓発、見守りによる早期発見、通報先の周知を行い、関係機関と連携し対応していきます。
- ② 判断能力が十分でない人を対象に、契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理を行う日常生活自立支援事業の普及・啓発とともに、事業の充実を図ります。
- ③ 成年後見制度利用促進のための広報を行うとともに、家庭裁判所、権利擁護の相談窓口である県弁護士会、司法書士会や社会福祉士会などと、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）、区障がい者基幹相談支援センター、区保健福祉センター、市社協との情報共有や連携強化に引き続き努めています。
- ④ 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、「広報」「相談」「成年後見制度利用促進（支援内容や後見人等候補者の検討等）」「後見人支援」などの機能を担い、成年後見制度の利用促進に向けた中核的な役割を果たす機関を設置し、その機能を段階的に整備していきます。
- ⑤ 本人の身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、権利擁護の必要な人の発見・支援に努め、早期の段階から本人と関わり支援できるよう、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。
- ⑥ 地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮されるよう、専門職団体、医療・金融等の関係機関や団体、家庭裁判所、行政等の関係者が集まり、協議できる場づくりに取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 高齢者・障がいのある人・児童に対する虐待防止、配偶者等からの暴力防止のための活動を官民一体となって推進し、支援が必要な人には、関係部署が連携して対応している。
 - ＜主な事業＞
 - 各区地域保健福祉課、いきいきセンターふくおかにおいて、高齢者虐待（養護者による虐待）に係る相談対応を行っている。令和5年12月に休日・夜間高齢者虐待通報ダイヤルを開設した。
 - ・相談通報件数：342件（R4年度）→ 396件（R5年8月時点）
 - ・虐待判断件数：148件（R4年度）→ 144件（R5年8月時点）
 - 各区福祉・介護保険課、各区健康課、市障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）における障がい者虐待（養護者による虐待）に係る対応
 - ・対応件数：68件（R4年度）→ 65件（R5年度）
 - こども総合相談センター、各区保健福祉センターにおいて、児童虐待に係る相談対応を行っている。
 - ・児童虐待相談対応件数
 - こども総合相談センター：3,057件（R4年度）→ 3,282件（R5年度）
 - 各区保健福祉センター：1,621件（R4年度）→ 1,658件（R5年度）
 - 市配偶者暴力相談支援センター、市男女共同参画推進センター・アミカス、各区保健福祉センターにおいて、配偶者等からの暴力（DV）に係る相談対応を行っている。
 - ・DV相談件数：3,315件（R4年度）→ 4,230件（R5年度）
- ② 社会福祉協議会が実施する、日常生活自立支援事業を支援している。
 - ＜主な事業＞
 - 日常生活自立支援事業
 - ・契約者数：338件（R4年度）→ 325件（R5年度）
 - ・新規契約件数：
 - 57件（認知症高齢者25件、知的障がい者7件、精神障がい者25件）（R4年度）
 - 73件（認知症高齢者32件、知的障がい者7件、精神障がい者34件）（R5年度）
 - ・初回相談件数：209件（R4年度）→ 230件（R5年度）
 - ・問い合わせ件数：198件（R4年度）→ 146件（R5年度）
- ③ 司法書士会や家庭裁判所、NPO法人などが実施する成年後見制度利用に関する無料相談会や説明会を後援・共催し、普及啓発活動を行っている。また、身寄りがなく判断能力が不十分な高齢者などについて、家庭裁判所に後見など開始の申立て（市長申立て）を行い、そのうち費用負担が困難な者については後見人報酬などを助成している。また、後見人などの新たな担い手として市民後見人を養成しており、R4年度には市民後見人が誕生した。
 - ＜主な事業＞
 - 成年後見制度利用支援事業、市民後見人養成事業
 - ・市長申立：73件（高齢65件、知的4件、精神4件）（R4年度）
 - 98件（高齢90件、知的3件、精神5件）（R5年度）
 - ・報酬助成：115件（高齢92件、知的8件、精神15件）（R4年度）
 - 215件（高齢158件、知的15件、精神37件、知的・精神5件）（R5年度）
 - ・市民後見人受任：3名（R4年度）→ 4名（R5年度）

- ④ 中核機関（福岡市成年後見推進センター）にて制度の利用促進を行っている。

＜主な事業＞

- 広報活動 : 出前講座、シンポジウム、市政だより
- 相談実績 : 696件（R 4年度）→996件（R 5年度）
- 受任者調整会議による審議 : 83件（R 4年度）→92件（R 5年度）
- 弁護士等によるアウトリーチ支援 : 8件（R 4年度）→4件（R 5年度）

- ⑤・⑥

権利擁護支援を必要とする人に対し法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を実施できるよう中核機関を拠点としたネットワークを設置している。

【課題】

- ① 虐待や暴力について未然防止や早期発見に向けた啓発を行うとともに、相談体制の強化を図る必要がある。
- ② 契約者に占める生活保護受給者や精神障がい者の割合や、複合的な生活課題を抱えた事例が増大し、支援内容が広範囲に及んでいることから、現契約者及び今後の新規相談に対応していくための体制整備や関係機関との連携強化を図る必要がある。
- ③ 高齢者人口の増加とともに成年後見制度の利用を必要とする人の増加が見込まれることから、後見人の育成・確保のほか、相談から利用に至るまでの支援体制の強化が必要である。
- ④ 中核機関である福岡市成年後見推進センターによる制度の広報・相談に取り組んでいるところであるが、今後はさらに、後見人選任後の支援体制の充実を図ることが必要である。

- ⑤・⑥

本人の自己決定支援を適切に行うことができるよう、後見人等を含めた権利擁護支援に係る新たな連携・協力による支援体制を構築する仕組みづくりが必要である。

【今後】

- ① 引き続き、啓発やそれぞれ関係機関の相談体制の強化及び連携を継続する。
- ② 社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の充実・効率化を図るとともに、関係機関との連携を強化しながら、引き続き、効果的な支援を行う。
- ③ 地域の担い手としての市民後見人の受任を含め、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代ができるよう、関係機関との協議を継続する。
- ④ 福岡市成年後見推進センターによる後見人選任後のモニタリング等を通じて、チーム関係者や後見人等からの相談対応や調整等の支援を行うことで、支援体制の充実につなげる。

- ⑤・⑥

引き続き、中核機関である成年後見推進センターを中心に家庭裁判所、専門職との意見交換を継続的に実施し、権利擁護支援のネットワークづくりを推進する。

●施策5-3 生活困窮者への相談支援体制の充実

取組みの方向性

- ① 生活に困窮している人や困窮するおそれのある人の相談窓口として「福岡市生活自立支援センター」を設置し、相談者が抱える複合的な課題に対応するため、社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアコンサルタントなどの資格を有した支援員を配置します。
- ② 生活自立支援センターでは、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、本人の状況に応じた包括的な支援を実施します。
- ③ 直ちに一般就労に就くことが難しい人について、一般就労へのステップアップを図るための中間就労による支援を実施します。
- ④ 生活困窮者を早期に支援につなぐことができるよう制度の周知を図るとともに、地域や福祉事務所、ハローワーク、社協、スクールソーシャルワーカー等の関係機関とも連携し、地域の中でのつながりを再構築する取組みを進めます。
- ⑤ 生活習慣や子どもの育成環境に課題を抱えている生活困窮世帯の支援を行い、次の世代の将来における社会的・経済的自立を進めます。
- ⑥ 巡回相談によりホームレスの路上からの自立を支援するとともに、ホームレスが抱える重複した課題に対して、各自立支援施設が連携して対応していくことによって、地域社会の一員として自立した日常生活が送れるよう支援します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

①・②・③・④・⑤

- ・「福岡市生活自立支援センター」において、生活に困窮している方の様々な相談に応じ、就労その他の自立に関する相談支援を実施するため、社会福祉士、精神保健福祉士等、専門の資格を有した支援員によるアセスメントを実施し、一人ひとりの状態にあった支援計画の作成等を行い、関係事業との連携を含めた支援を包括的に行っている。
- ・また、市政だよりやホームページによる広報、チラシなどの配布など、市民に対する支援の周知に努めているほか、地域における出前講座の実施や関係機関の会議への出席などを通じて、地域や関係機関と生活自立支援センターなどの連携による生活困窮者支援の推進を図っている。
- ・未成年の子どもがいる生活保護世帯及び生活困窮世帯に対しては、子どもの健全育成という観点で、学校等関係機関との連携を図りながら、世帯が抱える様々な課題に係る相談支援及び学習支援を行い、次の世代の将来における社会的・経済的自立を図ることを目的に取り組んでいる。

<主な事業>

- 自立相談支援事業（生活自立支援センター）
 - ・新規相談受付件数：5,674件(R 4年度) → 3,557件(R 5年度)
- 子どもの健全育成支援事業（相談支援）
 - ・支援対象世帯(対象者)数：340世帯(1,114人)(R 4年度)
→ 351世帯(1,150人)(R 5年度)

- ⑥ 居住場所や食事、医療などを提供し、必要に応じて就労自立に向けた支援や福祉的自立に向けた支援、生活に関する相談・指導を行っている。また、相談員が駅や公園、河川など市内全域を巡回して個別の相談に応じ、路上生活からの自立に向けた支援を行っている。さらに、路上生活から自立した者が、地域で安定した生活を送り、再度ホームレスに戻らないように、訪問面談などの支援を継続している。

<主な事業>

- ホームレス自立支援事業
 - ・ホームレス数：144人(R 5年1月時点) → 106人(R 6年1月時点)
 - ・自立支援施設新規入所者数：243人(R 4年度) → 232人(R 5年度)
 - ・巡回相談・アフターケア事業の支援者数(延べ)：7,989件(R 4年度)
→ 5,485件(R 5年度)

【課題】

①・②・③・④・⑤

- ・より多くの生活困窮者を相談につなげるためには、事業の一層の周知及び関係機関との連携強化が必要である。
- ・コロナ下前と比較して、生活困窮者からの相談件数が高止まりし、相談内容が複雑化し生活困窮者が急増、また相談内容が、複雑化していることから、個々の相談者の状況把握や、相談者に寄り添った丁寧かつ長期的な支援が課題となっている。

- ⑥・路上生活を送るホームレスは減少傾向にあるが、高齢化が進んでいる。路上生活期間は長期と短期で二極化しており、長期化したホームレスは、自立の意欲が低い傾向である。
できるだけ早期に支援を行い、自立に繋げる必要がある。
- ・また、定まった住居を喪失し、ネットカフェや知人宅等で生活する不安定居住者からの相談・保護申請が増加している。早期に把握し支援に繋ぐことで、路上生活化を予防するとともに、居宅生活を安定して継続するための支援が必要である。

【今後】

①・②・③・④・⑤

- ・市政だよりやホームページ、SNS、チラシなど、各種媒体による広報活動の充実や、関係機関ごとに事業説明会を実施するなどして、関係機関へのさらなる周知を図るとともに、効果的・効率的な広報の手法について引き続き検討を行う。
- ・申請件数や相談件数の動向を見ながら、関係機関とも連携しつつ生活困窮者の把握に努め、必要に応じて相談体制の充実に努めていく。

- ⑥・路上生活を送るホームレスについては、巡回相談や一時生活支援事業による衣食住の提供などの支援を継続する。不安定居住者については、早期把握や生活自立支援センターの広報に努めるとともに、特に若い世代が困窮者支援情報をキャッチしやすく、相談しやすい環境づくりに取り組む。
- ・また、自立後における居宅生活の安定化に向けて、再度ホームレス状態に戻らないために、アフターケア事業による訪問面談等を通じて自立した生活の継続を支援していく。

●施策5-4 複合的な課題解決に向けた連携強化

取組みの方向性

- ① 関係機関や多職種連携の推進、地域生活課題の相談体制充実とともに、既存の制度だけでは対応が難しい課題を抱える人や、課題を抱えながらも潜在化している人などについて早期に支援につなげ、包括的に寄り添いながら支援する取組みなど、包括的な支援体制の構築に向けた取組みを進めます。
- ② 各専門相談機関等が抱える複合化・複雑化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた多機関協働の機能強化に向けた検討を進めます。

【進捗】

- ① 医療や介護の専門職と地域の関係者などが連携して高齢者の個別支援を行うための個別支援会議を開催し、情報共有、見守り体制づくり、関係者間の連携体制の強化などを図っている。
また、社会福祉協議会に推進員7名を配置し、制度の狭間の課題に対応する支援機関や民生委員からの相談対応、同行訪問等、民生委員活動のサポートを通じて、複合多問題・制度の狭間にある世帯に対し、相談支援機関と連携しながら、伴走支援をはじめとした個別支援を実施している。

<主な事業>

- 地域ケア会議（個別支援会議）
 - ・開催回数：554回（R4年度）→521回（R5年度）
- 地域と連携したアウトリーチの取組み
 - ・相談対応件数（延べ）：2,563件（R5年度）
 - ・対応実件数：228件（R5年度）

- ② R3年度に検討会を開催し作成した研修プログラムを元に、高齢・障がい・生活困窮・こども・地域の各分野の相談支援機関において相談業務に従事する職員を対象に、多機関協働の促進に向けた研修会を実施した。
また、相談支援の支援調整について改善を図り、重層的支援会議を実施するため、各分野における支援調整に係る会議の現状等について、支援会議の所管課や相談支援機関等にヒアリング調査を実施した。

<主な事業>

- 庁内連携の推進に係る検討会
 - ・開催回数：4回（R3年度）
- 多機関協働の促進のための研修会
 - ・開催回数、参加人数（延べ）：36名（R4年度）→40名（R5年度）

【課題】

- ① 高齢者の個別支援においても課題が複合化・複雑化しており、分野を超えた多機関・多職種の連携強化が課題となっている。
また、複合多問題・制度の狭間にある世帯に対し、より効率的に支援を届けていくために地域との連携したアウトリーチが必要である。
- ② 相談支援機関が分野別に高度化・分化したことにより、それぞれの対象者に対し、より専門性が高く、きめ細かな支援の充実を図られた一方で、複合多問題における専門領域を超えた対応が難しくなっている。

【今後】

- ① 複合多問題・制度の狭間にある世帯に対し、より効率的に支援を届けていくために、日頃から地域福祉活動に携わっている民生委員と連携したアウトリーチを強化していく。
- ② 多機関協働の促進に向けた研修会を継続していくとともに、分野を超えた多機関協働の機能強化に向けた検討を進める。

Ⅱ 健康・医療分野

基本目標 1 健康づくりの推進

目標の内容

- 子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた健康づくりを社会全体で推進し、市民の健康寿命の延伸を図ります。
- また、市民が子どもの頃から健康づくりに関心を持ち、積極的に取り組める環境づくりを進めます。

施策の方向性

- 運動や食生活、喫煙、飲酒などの生活習慣を改善し、歯・口腔保健を推進することにより、市民の健康寿命の延伸を図るとともに、家庭・職場など、暮らしやライフスタイルの違いによって生じる健康づくりの環境の差に配慮した取組みや、乳幼児期、学齢期、成人期、壮年期、高齢期それぞれのライフステージに応じた健康づくり、うつ病対策などのこころの健康づくりなどに取り組めます。
- 市民の自主的な健康づくりを支援するため、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めるとともに、行政をはじめ企業、大学、NPO、市民団体、医療機関などと連携し、家庭や職場、地域などで健康づくりを進めます。
- 健康無関心層も含めた健康づくりを推進するため、地域づくりや社会環境の整備なども含めた「暮らしの中で自然と健康になるまちづくり」を進めます。

《施策事業の体系》

●施策1-1 超高齢社会に対応する健康づくりの推進

●施策1-2 生活習慣病対策の推進

●施策1-3 女性の健康づくりの推進

●施策1-4 次世代の健康づくりの推進

●施策1-5 こころの健康づくりの推進（精神保健対策の推進）

●施策1-6 地域や職場などでの健康づくりの推進

●施策1-7 健康づくり支援の仕組みと環境づくり

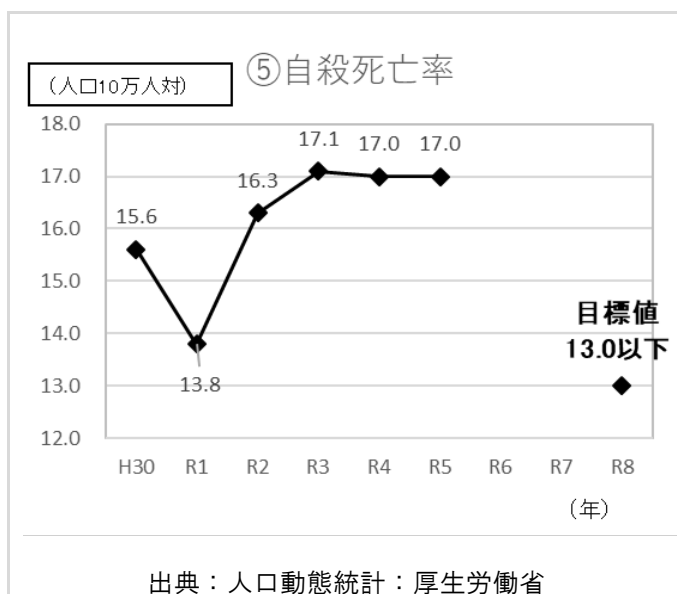
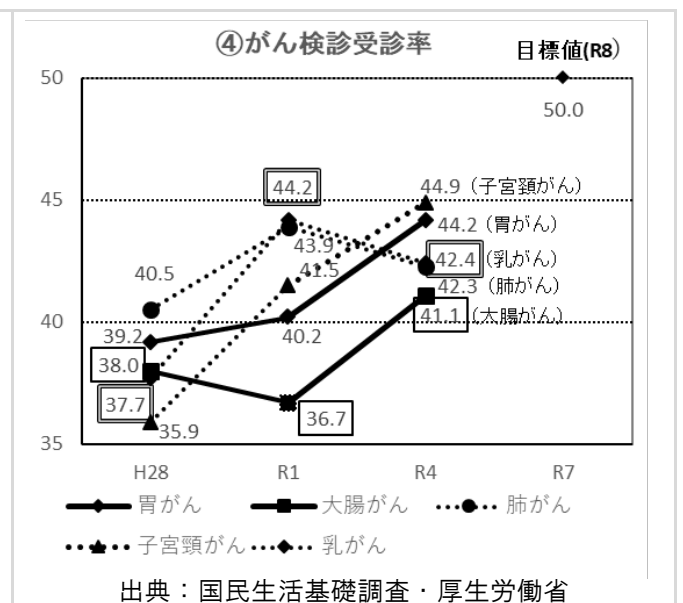
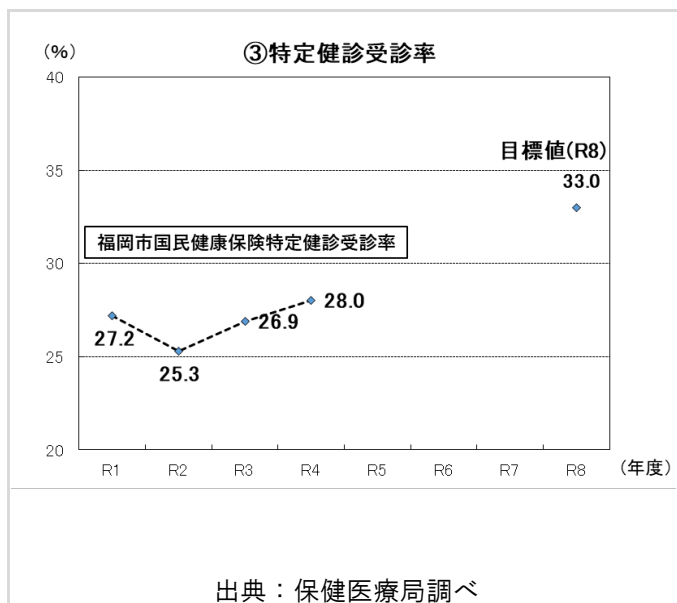
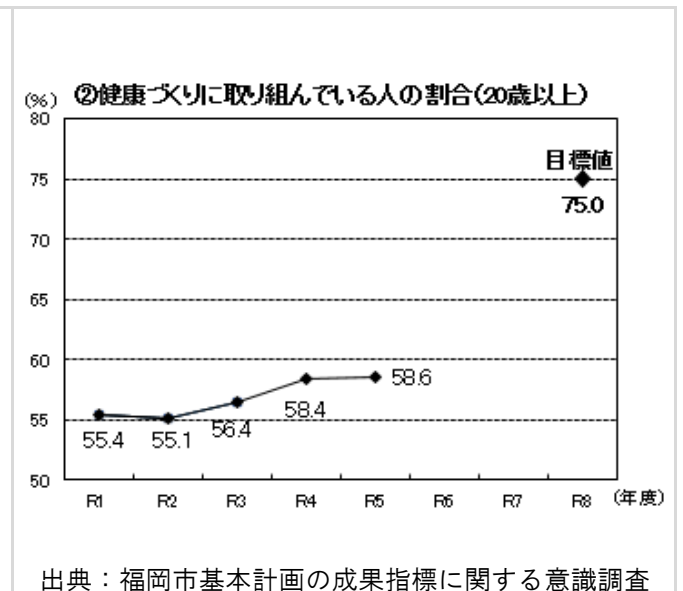
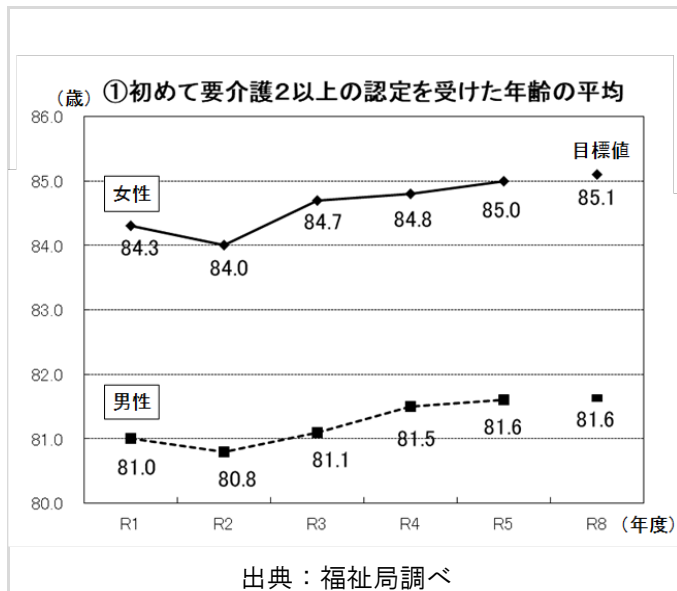
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
(概ね順調)	【施策1-1】 高齢期前からの健康づくりに取り組むとともに、主体的に介護予防に取り組む高齢者団体等への支援や、フレイルのリスクが高い高齢者への個別訪問や通いの場を活用した健康教育・健康相談などの高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施している。 【施策1-2】 運動や食生活、喫煙、飲酒などの生活習慣の改善について、啓発パネル展や市民参加型イベントの開催、SNSの活用など様々な手法による広報・啓発に取り組むとともに、歯・口腔の健康づくりについて、各ライフステージの特性に応じた取組みを推進している。また、健（検）診の受診勧奨の強化や、重症化リスクが高い未治療者などに対する保健指導、医療関係者や医療保険者等と連携した重症化予防の仕組みづくりなど、生活習慣病の早期発見及び重症化予防の取組みを行っている。 【施策1-3】 乳幼児健診などの機会に自身の健康管理についての教育・相談を行うほか、無料クーポンの送付や集団健（検）診での託児の実施など女性が受診しやすい環境整備に努めている。また、骨粗しょう症やロコモティブシンドロームの予防について啓発を行い、日常生活の中で取り組める運動動画の周知・啓発や、エクササイズ体験教室など、運動習慣定着を図るための取組みを実施している。 【施策1-4】 乳幼児健康診査や、妊産婦への訪問保健指導を実施するとともに、市立小中学校における各学校の実態に応じた体力向上及び保育所での食育推進の取組みを行っている。 【施策1-5】 うつ病予防講座や精神保健家族講座など、こころの病気の正しい理解と早期発見・早期治療の啓発を行うとともに、精神保健福祉相談や相談窓口の周知を行っている。また、ひきこもりの理解促進や支援者のネットワーク強化などひきこもり支援を推進するとともに、幅広い対象に応じたゲートキーパー養成研修などの福岡市自殺対策総合計画（令和5年6月策定）に基づく自殺対策の取組みを推進している。 【施策1-6】 校区衛生連合会や食生活改善推進員協議会が行う地域の自主的な健康づくり活動を支援するとともに、健診事業者及び各保険者と連携し市民の方々が出かけたついでに気軽に様々な健診を受けることができる「よりみち健診」を実施している。 【施策1-7】 健康無関心層を含む市民に向け、市民の健康づくりのきっかけとなるようなイベントの開催や、SNSなどの様々なツールを活用した情報発信、公園や道路、駅などの身近な環境を活用した自然と楽しく体を動かしたくなる仕組みや仕掛けがあるまちづくりを目指す「Fitness Cityプロジェクト」に取り組むなどし、健康づくりを推進している。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

2 成果指標の動向

<成果指標>

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①初めて要介護２以上の認定を受けた年齢の平均 出典：福祉局調べ	男性：81.0歳 女性：84.3歳 (令和元年度)	男性：81.6歳 女性：85.1歳 (令和８年度)	男性：81.6歳 女性：85.0歳 (令和５年度)	a
②健康づくりに取り組んでいる人の割合（20歳以上） 出典：福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査	55.4% (令和元年度)	75.0% (令和８年度)	58.6% (令和５年度)	b
③特定健診受診率（40～74歳） 出典：保健医療局調べ	27.2% (令和元年度)	33.0% (令和８年度)	28.0% (令和４年度)	b
④がん検診受診率 ①胃がん（40～69歳） ②大腸がん（40～69歳） ③肺がん（40～69歳） ④子宮頸がん（20～69歳） ⑤乳がん（40～69歳） 出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）	①40.2% ②36.7% ③43.9% ④41.5% ⑤44.2% (令和元年度)	①50.0% ②50.0% ③50.0% ④50.0% ⑤50.0% (令和８年度)	①44.2% ②41.1% ③42.3% ④44.9% ⑤42.4% (令和４年度)	b
⑤自殺死亡率（人口10万人あたり） 出典：人口動態統計（厚生労働省）	15.6 (平成30年)	13.0以下 (令和８年)	17.0 (令和５年)	c



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策1-1 超高齢社会に対応する健康づくりの推進

取組みの方向性

- ① 住民主体で参加しやすく、地域に根差した健康づくりや介護予防を推進し、その普及啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。
- ② 高齢者の身近なところで介護予防に取り組む自主グループの支援や、高齢期前からの健康づくりの取組みなどを応援する仕組みづくりの検討などを行います。
- ③ 生活習慣の改善からはじめるロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防に関する取組みを、高齢期前から重点的に実施します。
- ④ 高齢者の多様な健康課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防など、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。
- ⑤ 認知症については、予防からケア（支援）まで切れ目なく取り組む必要があるため、認知症の人や介護する人への支援については高齢者分野の「認知症フレンドリーなまちづくりの推進」に記載します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 高齢者を中心とした団体や各区での教室終了後に立ち上がった自主グループ、公民館や医療施設などの地域施設への働きかけによる新規創出に取り組むとともに、既存の団体等へ専門職による支援を実施している。
 - ＜主な事業＞
 - よかトレ実践ステーション創出数：858カ所（638団体・220施設）（R4年度）
→939カ所（689団体・250施設）（R5年度）
- ② 介護予防をテーマとした出張講座などを通して、介護予防に取り組む自主グループ等を支援している。また、保健福祉センターでは、区や校区単位で生活習慣病予防に関する健康教育などを実施している。
 - ＜主な事業＞
 - 健康教育・健康相談（65歳以上対象）
保健師などが、地域で介護予防に取り組む自主グループに対して、健康づくりや介護予防をテーマとした出張講座である「生き生き講座」などを開催
・事業実施回数・参加人数：2,925回・37,609人（R4年度）
→3,428回・48,489人（R5年度）
 - 健康教育・健康相談（40歳以上65歳未満対象）
生活習慣病予防や健康増進に関する知識普及のため、保健福祉センター・公民館・集会所などにおいて健康教育や健康相談を実施
・健康教育：19,266人（R4年度）→20,452人（R5年度）
・健康相談：17,508人（R4年度）→15,334人（R5年度）
- ③ 女性特有の健康問題が存在し、女性は男性と比べてロコモ関連疾患により要介護状態になる割合が高いことなどを踏まえ、高齢期前の女性を対象に市民参加型イベント及び広報を実施している。
 - ＜主な事業＞
 - 女性の健康づくり推進事業
 - ・ロコモ予防の重要性について、啓発イベントやアラカンフェスタにて広報啓発を実施
 - ・運動動画「ながらエクササイズ」の広報啓発
 - ・子育て中や働く世代（主に30代から50代）の女性を対象にエクササイズ体験教室を開催

- ④ 国保・後期高齢者医療保険、健診、介護保険データを活用し、データ分析による健康課題を抽出し、フレイルのリスクが高い高齢者への個別訪問（ハイリスクアプローチ）と通いの場などを活用した健康教育・健康相談など（ポピュレーションアプローチ）、高齢者の保健事業と介護予防を令和3年度より一体的に実施している。

<主な事業>

R5年度まではモデル事業として実施（いきいき食生活事業はR6年度まで）

○いきいき食生活事業（低栄養改善事業）

前年度の健診でやせ傾向のある後期高齢者に、保健師と管理栄養士のペア訪問による保健指導を実施した。

・対象者数：43人（R4年度）→91人（R5年度）

・実施者数：36人（R4年度）→58人（R5年度）

○生活習慣病重症化予防事業（国保との継続事業）

前年度の健診結果が受診勧奨値に該当する後期高齢者へ訪問による受診勧奨の保健指導を実施した。

・対象人数：241人（R4年度）→264人（R5年度）

・実施人数：164人（R4年度）→180人（R5年度）

○健康状態不明者へのハイリスクアプローチ（フレイル予防ハイリスク者支援事業）

健康状態が不明な高齢者等を抽出し、個別訪問により状況把握を行うとともに、必要な支援につなげた。

・対象人数：967人（R4年度）→1,000人（R5年度）

・状況把握ができた人数：763人（R4年度）→710人（R5年度）

○通いの場などへの積極的な関与

15圏域（各区2圏域）にてフレイル予防の普及啓発の健康教育・健康相談を実施した。

また、フレイル質問票によりフレイル状態の者を早期に把握し、必要な支援につなげた。

・回数・参加人数：15回・265人（R4年度）→19回・293人（R5年度）

・質問票実施人数：235人（内40人要フォロー）（R4年度）

→246人（内58人要フォロー）（R5年度）

- ・国民健康保険被保険者のうち、服薬状況に課題がある人（重複、多剤、併用禁忌）に対して、服薬情報のお知らせを送付し、医療機関や薬局への相談を促す取組みを実施している。

<主な事業>

○適正服薬推進事業

・服薬情報通知書送付対象者数：2,703人（R4年度）→4,799人（R5年度）

・服薬改善率

重複：67.5%（R4年度）→70.1%（R5年度）

多剤：61.2%（R4年度）→55.9%（R5年度）

併用禁忌：88%（R4年度）→91%（R5年度）

【課題】

①②

活動場所の確保や参加者の高齢化などに伴い運営が難しくなっている団体等が増加しているため、継続した運営ができるように支援を行っていく必要がある。

- ③ ・女性の要介護の原因の上位であるロコモティブシンドロームは認知度が低いため、認知度向上や予防に向けた取組みを実施する必要がある。
・運動習慣が定着するまでには時間を要するため、継続的に啓発する必要がある。
- ④ ・通いの場などでフレイル予防の普及啓発及びフレイル状態の者を把握し、早期に適切な介入をすることが必要である。
・フレイルのリスクが高い高齢者に対し、家庭訪問によるきめ細かな保健指導を実施し、介護予防につなげていく必要がある。
・事業で介入した者は服薬状況が改善し、医薬品金額の削減につながっているが、被保険者全体では、重複服薬者が増加傾向である。

【今後】

①②

既存の団体等へ専門職の介入による支援を強化するとともに、高齢者が身近な場所でフレイル予防・介護予防に取り組めるよう、関係機関と連携しながら新規創出等、介護予防の拠点の充実を図る。

- ③
 - ・市民参加型イベントや年間を通じてロコモを知る機会を増やすなど、高齢期前からロコモを知り予防するきっかけ作りができるよう効果的な広報啓発を行う。
 - ・運動動画がターゲット世代女性の運動習慣定着のきっかけ、ツールとなるよう効果的な広報啓発を行う。
- ④
 - ・保健事業と介護予防の一体的実施については、支援が必要な高齢者を効果的に把握・支援できるよう、令和6年度の本格実施後も、ハイリスク者の抽出や支援の方法について、事業の実績や国及び他自治体の動向もみながらPDCAを積み重ねていく。
 - ・重複・多剤等服薬状況に課題がある者へ引き続きお薬相談通知書を送付するが、より多くの対象者へ介入できるよう見直しを行う。

●施策1-2 生活習慣病対策の推進

取り組みの方向性

(1) 生活習慣の改善

- ① 栄養・食生活
 - 主食・主菜・副菜がそろったバランスのよい食事の大切さや減塩の推進など健全な食生活の普及啓発に取り組みます。
 - 健康づくりや食生活改善に配慮したメニューやサービスを行う店舗の増加に取り組みます。
 - 特定健診（よかドック）、よかドック30など、生活習慣病予防のための健診と結びつけた、きめ細かな栄養指導を展開します。
 - 「福岡市食育推進計画」に基づき、家庭、地域、学校、職場などとの連携のもと、ライフステージに応じた食育を推進します。
- ② 運動・身体活動
 - 年齢や性別に応じた適切な運動やトレーニングなどの啓発を通じて、適正なBMIの維持やロコモティブシンドローム（運動器症候群）につながる筋肉量低下の予防を図ります。
 - 保健福祉センターなどで運動教室や健康イベントなどを開催し、市民が楽しみながら体を動かす機会を提供します。
 - 市民が「気軽に」「楽しみながら」参加できるウォーキングイベントの開催や、福岡市地下鉄が進めている「サブウェイ・ダイエット」との連携、民間団体などが開催するウォーキングイベントなどへの広報協力などにより、市民のウォーキングを推進します。
- ③ 休養
 - 睡眠と生活習慣病に関する正しい知識の普及に取り組みます。
 - 壮年期・中年期の睡眠が不足がちになるため、特に30～50歳代に向けた啓発に取り組みます。
- ④ 喫煙
 - たばこがもたらす健康被害や禁煙についての啓発を進めるとともに、禁煙を希望する人へのサポートに取り組みます。
 - 望まない受動喫煙が生じないよう、多くの市民が利用する施設において、健康増進法に基づく受動喫煙対策を推進します。
- ⑤ 飲酒
 - アルコールによる健康被害や適正な飲酒量について、様々な機会を通じて啓発を行い、市民への理解促進を図ります。
 - 過度な飲酒など健康リスクを高める飲酒についての保健相談などに取り組みます。
- ⑥ 歯・口腔の健康
 - 口腔保健支援センターを核に、福岡市歯科口腔保健推進協議会の開催や各種歯科健診の実施など歯科口腔保健事業を総合的・効果的に推進します。
 - 歯科疾患の予防、ライフステージの特性に応じた歯科口腔保健の推進、歯科口腔保健を推進するための社会環境の整備などに取り組みます。

(2) 生活習慣病の早期発見と重症化予防

- ① がん
 - 検診を受診していない人を対象に、電話や郵便などで再度受診を呼び掛ける（コール・リコール）など、個別の受診勧奨を強化します。
 - 受診後に「精密検査が必要」と指摘を受けた方への再検査の受診勧奨など、精度管理（検診が正しく行われているかを評価し、不備な点を改善すること）の向上に取り組みます。
- ② 糖尿病・高血圧などの生活習慣病対策
 - 国民健康保険については、特定健診の受診率・特定保健指導の実施率向上に取り組むとともに、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の予防、重症化予防の保健指導に取り組みます。
 - 加入保険に関わらず、市民全体の生活習慣病の早期発見、重症化予防のため、医療関係者や各医療保険者などと連携した啓発や仕組みづくりに取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

(1) 生活習慣の改善

- ① 各種SNS にて野菜摂取、減塩などをテーマとした料理動画を配信するほか、市営地下鉄の構内や本庁舎において、食育の啓発放送を実施している。また、食育パネル展などにおいて、啓発リーフレットやレシポの配布を行っている。さらに、健康・食育パートナーズの登録店舗の増加のため、市ホームページにて登録を呼びかけている。

<主な事業>

○料理動画の配信

- ・配信数：27本（R 4 年度）→27本（R 5 年度）

○健康・食育パートナーズの登録

- ・店舗数：136店舗（R 4 年度）→160店舗（R 5 年度）

- ② 健康づくりへの関心が高くなる50歳、60歳代を対象に市民参加型イベント及び広報を実施し、保健福祉センターにおいても、区や校区単位で生活習慣病予防に関する健康教育などを行っている。また、健康づくり月間（10月）において、市民の健康づくりを促進するウォーキングイベントなどを集中開催・PRを実施し、区や校区においては、地域の様々な団体を構成される健康づくり実行委員会などを設置し、ウォーキンググループの活動支援などを行っている。

<主な事業>

○女性の健康づくり推進事業【再掲】

- ・ロコモ予防の重要性について、啓発イベントやアラカンフェスタにて広報啓発を実施
- ・運動動画「ながらエクササイズ」の広報啓発
- ・子育て中や働く世代（主に30代から50代）の女性を対象にエクササイズ体験教室を開催

○健康教育・健康相談（40歳以上65歳未満対象）【再掲】

生活習慣病予防や健康増進に関する知識普及のため、保健福祉センター・公民館・集会所などにおいて健康教育や健康相談を実施

- ・健康教育：19,266人（R 4 年度）→ 20,452人（R 5 年度）
- ・健康相談：17,508人（R 4 年度）→ 15,334人（R 5 年度）

○健康づくり月間の啓発

- ・健康づくり月間イベント参加者数：6,252人（R 4 年度）→ 5,511人（R 5 年度）

○福岡市健康増進計画（福岡市保健福祉総合計画に包含）の推進

区や校区において、地域の様々な団体を構成される健康づくり実行委員会などの設置とともに、ウォーキンググループの活動支援など、地域の特性に合わせた健康づくりの実施

- ③ 保健福祉センターにおいて、区や校区単位で睡眠や生活習慣病をテーマに普及啓発を行っている。

- ④ 世界禁煙デーにおける禁煙啓発キャンペーン、「たばこ対策情報サイト」の運営、健康づくりサポートセンターにおける禁煙教室などを実施している。

<主な事業>

○たばこ（喫煙）対策

喫煙対策（禁煙サポート）、受動喫煙対策、COPDの普及啓発

- ⑤ 忘年会前などの機会を捉え、SNSなどの様々なツールによりアルコールに関する正しい知識の普及啓発を実施している。

また、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例に基づき、飲酒運転違反者等に対し適正飲酒指導を行っている。

- ⑥ ・各種歯科健診を実施するとともに、市政だより、ホームページなどの媒体及び離乳食教室などの場を活用した啓発を実施している。

- ・28本（親知らずを除く）ある永久歯を生涯健康に保ち、健康寿命の延伸とWell-beingの向上につなげるため、治療よりも予防に重点をおき、世代ごとの特性に応じた歯科口腔保健の取組み「オーラルケア28（にいはち）プロジェクト」を産学官オール福岡で実施している。

<主な事業>

- 歯科節目健診（歯周疾患検診）受診率：2.16%（R 4 年度）
→1.89%（R 5 年度）

- 妊婦歯科健診受診率：40.6%（R 4 年度）→39.3%（R 5 年度）

- 産婦歯科健診受診率：13.5%（R 4 年度）→18.1%（R 5 年度）

(2) 生活習慣病の早期発見と重症化予防

- ① 個別に節目年齢や検診受診歴に応じた受診勧奨ハガキを送付するとともに、チラシやポスターを実施医療機関などに配布するなど、広報啓発を強化している。また、精密検査が必要な方への再検査の受診勧奨を強化するなど、精度管理の向上に取り組んでいる。

<主な事業>

○がん検診

・受診者数：155,871人（R 4 年度）→162,125人（R 5 年度）

- ② 特定健診の受診率、特定保健指導の実施率向上を図るため、様々な取り組みを進めるとともに、生活習慣病の重症化予防については、重症化リスクの高い者を対象に、状況に応じた保健指導及び医療機関の受診勧奨を行っている。また、医療関係者や医療保険者等と連携し、重症化予防の仕組みづくりに取り組んでいる。

<主な事業>

○特定健診・特定保健指導

40～74歳の福岡市国民健康保険被保険者を対象とした生活習慣病予防のための健診、その結果に応じた適切な保健指導を実施

○特定健診受診率向上の取り組み

個別勧奨ダイレクトメールを送付するほか、健診専用サイトによるWEB予約を実施
加入保険が異なってもワンストップで各種健診が受診できる「よりみち健診」を
ホテルや商業施設で実施

○特定保健指導実施率向上の取り組み

特定保健指導対象者の利便性の向上と医療機関の負担軽減を図るため、令和3年10月
から、ICTを活用した「特定保健指導の遠隔実施モデル事業」を開始

・特定健診受診率：28.0%（R 4 年度）（次回R 6 年11月頃把握）

※年齢別受診率

40～44歳 17.5% 、45～49歳 16.5% 、50～54歳 18.4%

55～59歳 20.6% 、60～64歳 25.9% 、65～69歳 33.1%

70～74歳 36.1% （40～64歳 20.0% 、65～74歳 35.0%）

・特定保健指導実施率：26.9%（R 4 年度）（次回R 6 年11月頃把握）

※年齢別実施率

40～44歳 22.2% 、45～49歳 20.2% 、50～54歳 21.6%

55～59歳 23.1% 、60～64歳 26.6% 、65～69歳 33.4%

70～74歳 27.9% （40～64歳 22.8% 、65～74歳 30.0%）

○生活習慣病重症化予防事業

国民健康保険被保険者の特定健診結果から、生活習慣病の重症化リスクが高い未治療者に対し、医療機関への受診勧奨や保健指導を実施

・治療開始割合：35.5%（R 4 年度）→24.9%（R 5 年度）

○糖尿病性腎症重症化予防事業

国民健康保険被保険者で、糖尿病の重症化リスクが高い未治療者や治療中断者に対し、医療機関への受診勧奨や保健指導を実施

・未治療者への受診勧奨等介入割合：99.4%（R 4 年度）→98.3%（R 5 年度）

・治療中断者治療再開割合：26.9%（R 4 年度）→23.7%（R 5 年度）

○保険者・医療関係者連携による生活習慣病重症化予防事業

保険者・医療関係者へのヒアリングを重ね、令和5年度より事業を開始

・「福岡市生活習慣病重症化予防連携推進会議」を開催

・医療連携ワーキング：4回（R 5 年度）

・医療連携試行事業を実施

・通院継続支援ガイドの作成

・無関心層へのCKD啓発

【課題】

- (1) ① 20～30歳代の朝食欠食率が依然として高く、また、同年代のバランスのよい食事をする割合が低いことから、引き続き食育の推進に向けた取組みの強化が必要である。
- ② 市民の自主的な健康づくり支援にあたっては、きっかけづくりとなる取組みを引き続き実施する必要がある。
- ③ 睡眠不足は疲労感だけでなく生活習慣病の悪化要因になるため、睡眠についてわかりやすく啓発していく必要がある。
- ④ たばこがもたらす健康被害や禁煙についての啓発・禁煙を希望する人へのサポートに取り組むとともに、受動喫煙防止対策については、改正健康増進法の施行に伴い、市としても強力に対策を推進していく必要がある。
- ⑤ 飲酒運転違反者などに問題意識がない場合は、改善が難しい。
- ⑥ 定期的に歯科健診を受ける者の割合の増加のため、引き続き歯科健診受診率向上に向けた取組みが必要である。
- (2) ① がん検診受診者数は増加傾向だが、目標の受診率50%を達成できていない。
- ② ・特定健診受診率は、制度開始以降、上昇傾向にあるものの政令市平均を下回っている。
・特定保健指導実施率については、対象者が最も多い医療機関において低迷が続いている。
・特定保健指導実施率の低迷について、対象者が保健指導を希望しないことや、医療機関の負担が大きいことが主な要因となっている。
・重症化予防事業実施者の治療開始割合が低迷している。
・重症化予防のプロセスには多くの関係者が関与しており、課題も複数あるため、医療関係者や医療保険者、学識経験者等の意見を聴きながら段階的に連携体制構築を進めていく必要がある。

【今後】

- (1) ① 若年層を対象とした料理教室や動画の配信など、効果的かつ新たな啓発手法について検討を進める。
- ② 市民の健康を維持する運動教室やイベントなどの活動を、新たな啓発の手法も交え実施する。
- ③ 質・量ともに十分な睡眠がとれるよう、睡眠不足と生活習慣病の関係や良質な睡眠に関する情報発信を引き続き実施する。
- ④ 改正健康増進法全面施行後の通報の状況、事業者などのルールの順守状況など実態を踏まえ、必要な喫煙対策・受動喫煙対策を実施する。
- ⑤ 引き続きアルコールに関する正しい知識の普及啓発を実施するとともに、飲酒運転違反者などには適正飲酒を指導する。
- ⑥ オーラルケア28（にいはち）プロジェクトなどにより、各世代に対し、歯科健診受診のきっかけづくりとなる取組みや啓発を実施する。
- (2) ① 引き続き、受診勧奨ハガキの送付や広報物等による啓発などにより広報啓発を強化し、受診率向上を目指す。
- ② ・関係団体や企業などと連携し、個別勧奨の一層の工夫等による啓発の強化や健診受診機会の確保に取り組む。
・「特定保健指導の遠隔実施モデル事業」について、令和5年度の課題を踏まえたうえで引き続き実施し、本手法による本格導入について効果検証を行う。
・特定保健指導について、国の実施方式の見直しも踏まえ、利用者の利便性の確保や医療機関の負担軽減の観点などから、より効率的・効果的な実施方法の見直しについて検討を進める。
・重症化予防事業について、受診勧奨通知の工夫や保健指導の実施内容、効果的な事業スキームへの改善を検討する。
・生活習慣病重症化予防連携推進会議を設置し、全市民を対象とした生活習慣病重症化予防の仕組みづくりについて協議する。

●施策1-3 女性の健康づくりの推進

取組みの方向性

- ① 保健福祉センターなどで実施する各種健（検）診の場の活用や企業・民間事業所などとの連携により、ライフステージに応じた女性の健康づくりを推進します。
- ② 若い女性のやせや喫煙、妊娠・授乳中の飲酒などは、本人の健康への影響だけでなく、妊娠・出産など、子どもの健康面への影響が大きいため、若い頃から、基本的な生活習慣を身につけることができるよう、取組みを進めていきます。また、出産後、母体の回復状況や精神状態などの把握を行い、産後うつ予防などに取り組みます。
- ③ 女性のがん検診や骨粗しょう症検査の受診促進、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の啓発など、若い頃から要介護状態にならないための取組みを推進します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

①②

乳幼児健診や母子健康教育・相談などの中で、母親に対し自身の健康管理について教育、相談などを行うほか、女性向け健康セミナーを実施している。産後の精神状態などの把握については、産婦健診においてエジンバラ産後うつ質問票（EPDS）を実施し、産後うつのスクリーニングを行っている。

＜主な事業＞

○4か月児健診（問診）

健診時の問診で妊娠中の飲酒状況を確認

・妊婦の飲酒率

目標： 0%（R3年度）

現状： 0.7%（R4年度）→0.6%（R5年度）

○産婦健診

産婦に対する健康診査の実施

・受診者数：21,923人（R4年度）→21,497人（R5年度）

- ③ 子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポンの送付や、集団健（検）診での託児の実施など女性が受診しやすい環境整備に努めている。また、骨粗しょう症検査では結果説明時に、骨粗しょう症やロコモティブシンドロームの予防について、リーフレットなどを用い啓発を行っている。さらに、日頃運動習慣がない30代から50代女性の運動習慣定着を図るための運動動画の広報啓発に努めている。

＜主な事業＞

○骨粗しょう症検査

・受診者数（女性）：5,046人（R4年度）→5,108人（R5年度）

○女性の健康づくり推進事業【再掲】

・ロコモ予防の重要性について、啓発イベントやアラカンフェスタにて広報啓発を実施

・運動動画「ながらエクササイズ」の広報啓発

・子育て中や働く世代（主に30代から50代）の女性を対象にエクササイズ体験教室を開催

【課題】

①②

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、乳幼児健診時の健康教育や母子健康教育、女性向けのセミナーなどの機会が減少していたため、今後は機会を捉えながらオンラインなどを含め健康に関する周知啓発を行う必要がある。

- ③ ・女性の要介護の原因の上位であるロコモティブシンドロームは認知度が低いいため、認知度向上や予防に向けた取組みを実施する必要がある。
・運動習慣が定着するまでには時間を要するため、継続的に啓発する必要がある。【再掲】

【今後】

①②

引き続き、乳幼児健診や母子健康教育・相談、女性向けのセミナーなどを活用し、出産から子育て期にある女性の健康づくりを推進するとともに、医療機関などと連携を図り産後うつの予防に取り組む。

- ③ ・市民参加型イベントや年間を通じてロコモを知る機会を増やすなど、高齢期前からロコモを知り予防するきっかけ作りができるよう効果的な広報啓発を行う。
・運動動画がターゲット世代女性の運動習慣定着のきっかけ、ツールとなるよう効果的な広報啓発を行う。【再掲】

●施策1-4 次世代の健康づくりの推進

取組みの方向性

- ① 保健福祉センターや地域団体、保育所・幼稚園、学校など関係機関と家庭が連携して、基本的な生活習慣の定着を図り、次世代を担う子どもが、自立し健康に生きる力を育むことができるよう、心とからだの健康づくりを推進します。
- ② 生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を進めることにより、「食を営む力の基礎づくり」に取り組みます。
- ③ 乳幼児の心身の健やかな成長と疾病や障がいの早期発見・早期治療などのため、乳幼児健診を行い、必要に応じて、保健指導や関係機関への紹介などを行います。
- ④ 育児を行う親の健康づくりを支援する環境づくりにも取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

①③④

4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象にした健康診査を実施し、病気の早期発見・治療に努め、必要に応じて保健指導や関係機関への紹介も行っている。また、保健師や母子訪問指導員などが妊娠期や出産後に家庭訪問を実施し、育児に関する保健指導を実施している。

<主な事業>

○乳幼児健康診査、母子保健訪問指導

・乳幼児健康診査受診者

4か月児健診 : 12,156人(R4年度)→11,706人(R5年度)

10か月児健診 : 11,793人(R4年度)→11,309人(R5年度)

1歳6か月児健診 : 12,637人(R4年度)→12,138人(R5年度)

3歳児健診 : 12,664人(R4年度)→12,469人(R5年度)

・母子保健訪問指導 妊産婦訪問 :

実9,261件 延べ10,442件(R4年度)→実12,735件 延べ14,065件(R5年度)

福岡市立小中学校では、毎年5月～7月に新体力テストを全学年実施し、各学校の体力・運動能力の実態を把握している。また、各学校で毎年「体力向上推進プラン」を作成し、児童生徒の実態や課題に応じた取組みを実施している。

<主な事業>

○「体力向上推進プラン」作成

年度初めに、各学校の実態に応じて、体力向上に向けた具体的目標、学習や学校全体としての取組みを計画

・作成率 : 小学校144校(100%)・中学校69校(100%) (R4年度)

→小学校145校(100%)・中学校69校(100%) (R5年度)

- ② 保育所の特性を活かした食育が推進されるよう、市内の認可保育所などに児童の発育発達や季節感を考慮した給食献立の提供、資料の送付などを行っている。また、ホームページで、公立保育所の毎月の給食献立、おすすめ献立のレシピなど保育所の給食について紹介している。

【課題】

①③④

- ・暫定的に個別健診としている4か月児健診について、乳幼児健診のデジタル化を含めた医療機関との連携や円滑な支援の実施などの仕組みづくりが課題となっている。
- ・乳幼児健康診査(集団健診)における診察医の確保が難しい状況となっている。
- ・令和5年度全国体力・運動能力調査では、福岡市の子ども達は、小学校5年生の男子の平均は全国平均を上回ったが、小学校5年生女子、中学校2年生の男女の平均は下回った。(全国体力・運動能力調査は小学校5年生・中学校2年生が対象)

【今後】

①③④

- ・今後も受診者の利便性や基本的な感染症対策を重視しながら、継続して健診を実施できるよう努めるとともに、デジタル化の取組みを進めながら体制づくりを行う。
- ・乳幼児健康診査（集団健診）の診察医については、今後も市医師会などを通じて医師の確保に努める。
- ・令和6年度も引き続き、以下の取組みを続け、児童生徒の体力向上及び回復に努める。
各学校「体力向上推進プラン」を作成する。
小学校体育科授業に実技指導員を派遣する。
- ・今後も、体力向上に係る教員研修会を実施し、教員の指導力の向上を図る。
- ・「福岡市体力向上推進委員会」が、体力向上の取組みを各学校に発信する。

●施策1-5 こころの健康づくりの推進(精神保健対策の推進)

取組みの方向性

- ① メンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発に努め、こころの健康づくりを推進します。
- ② うつ病や様々な依存症など、こころの病気の正しい理解と早期発見・早期治療の啓発を行うとともに、精神障がいのある人が地域で安心して生活できるように、本人や家族などへの相談支援体制の充実を図ります。また、複合的な課題を有する場合については、関係課・関係機関が連携して解決にあたります。
- ③ ひきこもり支援については、相談機関の周知や市民への理解促進をさらに進めるとともに、関係機関との連携強化を行い、一人ひとりに合った効果的な支援を推進します。
- ④ 自殺対策については、自殺予防に関する相談支援を強化するとともに、「福岡市自殺対策総合計画」に基づき、様々な分野におけるゲートキーパーの養成や自殺未遂者への支援、若年層への自殺予防教育など、自殺対策を総合的に推進します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① メンタルヘルスに関する正しい知識の普及啓発のため、7区保健所や精神保健福祉センターにおいて啓発資料の常時配布などを実施している。
 - ＜主な事業＞
 - うつ病予防講座
 - ・開催数、参加者数：16回、224人(R4年度)→18回、269人(R5年度)
 - 会社員のための健康情報定期便(うつ病に関する情報提供や相談窓口の紹介)の配布(博多区の企業に配付)
 - ・配付企業数：821社(R4年度)→821社(R5年度)
 - 「みんなの集い」、「こころの健康づくり大会」などの普及啓発イベントの共催
- ② 7区保健所及び精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談を実施している。また、相談窓口周知のため、案内ポスター「こころの健康ガイド」を医師会、歯科医師会、薬剤師会などへ毎年度約3,000部配布している。
 - ＜主な事業＞
 - 7区保健所及び精神保健福祉センターにおける精神保健福祉相談の実施
 - こころの健康づくりに関する相談件数
 - ・相談件数：4,345件(R4年度)→3,372件(R5年度)
 - 7区保健所における精神保健家族講座の実施
 - ・講座開催数、参加者数：45回、450人(R4年度)→38回、412人(R5年度)
 - 電話相談事業を行う団体(福岡いのちの電話、心の電話ー福岡)に対する補助
- ③ ひきこもりの市民講演会等において、参加者に対し相談機関の周知やひきこもりの理解促進を行うほか、ホームページや市政だよりを活用し、啓発に努めている。また、ひきこもり支援者のネットワーク会議を開催し、関係機関との連携強化を図っている。
 - ＜主な事業＞
 - 市民講演会
 - ひきこもりに関心のある市民などを対象に年1回実施
 - ・会場参加人数・視聴回数：62人・185回(R4年度)→49人・245回(R5年度)
 - 支援者研修会
 - ひきこもり支援に従事する者を対象に年1回実施
 - ・視聴回数：150回(R4年度)→実施なし(R5年度)
 - パネル展示
 - ひきこもりに関するパネル展を実施

- ④ 自殺対策協議会を開催し、行政や関係機関が取り組む自殺対策の進捗管理を行っている。また、令和5年6月に策定した福岡市自殺対策総合計画に基づき、自殺対策を推進しており、一般市民、保健福祉関係者や教職員などの幅広い対象に応じたゲートキーパー養成研修や、救急隊、救急病院と連携した自殺未遂者への個別支援、関係機関と自殺未遂者支援連携体制構築のための会議の開催などを行っている。

＜主な事業＞

○ゲートキーパー養成研修

・養成者数：1,832人（R4年度）→1,707人（R5年度）

○若者を対象としたSNS広告配信（R5年度新規）：9月、3月

【課題】

- ① 普及啓発に係る参加者数は増加傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症拡大以前の状況まで回復していない。
- ② こころの健康づくりに関する電話や窓口での相談内容が多様化しているため、相談支援体制の更なる充実が必要である。
- ③ ひきこもりの問題を抱える家族は、地域で孤立している場合があるため、その家族へ相談機関などの情報が届く必要がある。また、ひきこもりは複数の問題を抱えている場合があるため、関係機関との連携強化が必要である。
- ④ 様々な分野におけるゲートキーパーの養成と支援、若年層の自殺予防の推進を図る必要がある。

【今後】

- ① 引き続き、年代や性別の特性を考慮した心の健康づくりをテーマとする等内容を工夫するとともに、広報を強化する。
- ② 引き続き、こころの健康ガイドを医療機関に掲示するとともに、相談支援従事者向けの研修の実施や関係機関との更なる連携に努め、相談支援体制を充実させる。
- ③ 引き続き、市民講演会やパネル展示などの機会に、相談機関の周知やひきこもりの理解促進を図るとともに、関係機関との連携強化に努める。
- ④ 関係機関と協力し、オンライン配信なども取り入れ、幅広い人材を対象としたゲートキーパーの養成を行う。また、様々な広告媒体を活用し、相談窓口の啓発に努める。

●施策1-6 地域や職場などでの健康づくりの推進

取組みの方向性

- ① 地域の特性にあわせ、健康づくり講座や運動・栄養・休養などのプログラムを提供する事業を実施します。実施にあたっては、校区担当制による保健師活動を中心に、地域組織や自主グループなど、住民と行政の共働による住民主体の健康づくりを推進します。
- ② 厚生労働省策定の「地域・職域連携推進ガイドライン」（2019年〔令和元年〕9月）に基づき、職場での健康づくりや、健康づくりに関する地域貢献などについて積極的に取り組む企業や団体を増やすための取組みを検討します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 保健福祉センターにおいて、区や校区単位で生活習慣病予防に関する健康教育などを実施している。また、校区保健福祉事業懇談会にて地域団体と協議するとともに、地域で行う校区衛生連合会や食生活改善推進員協議会の活動支援を行っている。
 - ＜主な事業＞
 - 健康教育・健康相談（40歳以上65歳未満対象）【再掲】
生活習慣病予防や健康増進に関する知識普及のため、保健福祉センター・公民館・集会所などにおいて健康教育や健康相談を実施
 - ・健康教育：19,266人（R4年度）→ 20,452人（R5年度）
 - ・健康相談：17,508人（R4年度）→ 15,334人（R5年度）
- ② 地域保健と職域保健の連携事業として、加入している健康保険に関わらず、一度に多くの健診を受けられる「よりみち健診」を実施している。
 - ＜主な事業＞
 - 「よりみち健診」
健診事業者及び各保険者と連携し、市民の方々が出かけたついでに気軽に様々な健診を受けることのできる場の提供
 - ・開催数、受診者数（延べ）：12回、931人（R4年度）
→ 12回、799人（R5年度）

【課題】

- ① 住民主体の健康づくり推進にあたっては、地域組織や自主グループなど各種団体と連携し取り組んでいく必要がある。
- ② 受診の機会を増やすため、会場数を増やし近隣住民宅へチラシ配布を行っているが、受診者数は伸び悩んでおり、会場による受診者数の偏りもある。

【今後】

- ① 住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、地域の特性に合わせた講座や実施方法を引き続き検討し実施する。
- ② 会場の選定及び広報啓発の方法について、健診事業者と分析・検討を行う。

●施策1-7 健康づくり支援の仕組みと環境づくり

取組みの方向性

- ① 健康無関心層も含め、市民が健康づくりに関心を持ち、「自然に」「楽しみながら」取り組むことができるよう、ICT（情報通信技術）等を利活用するとともに、行政・企業・大学などが連携し、エビデンス（科学的根拠）やデータも活用しながら、様々な健康づくり支援の仕組みづくりを進めます。
- ② 高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが健（検）診を受けやすく、健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めます。特にハード面では、安心して移動できるよう、ユニバーサルデザインに基づいた道路のバリアフリー化や歩道の設置などによる歩車分離などを進めるとともに、身近な場所で健康づくりに取り組めるよう、公園への健康遊具の設置などを進めます。
- ③ また、日常の暮らしの中で、自然と体を動かし健康になれるまちづくりをハード・ソフトの両面から進めます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① ・市民の健康づくりのきっかけとなるような健康づくりに資するイベントを開催した。また、市のホームページにおいても健康づくりに関する情報および動画を掲載し、コロナ下で生じた健康課題や感染対策に配慮した健康づくりのポイントをSNSなどの様々なツールを活用し発信した。
 - ＜主な事業＞
 - 健康づくりイベント「おもろい運動会」の開催
 - ・参加人数：207人（R 5年度）※定員200名
 - 健康づくりスポーツ・サイトでの健康づくりに関する情報及び動画の掲載
 - ポストコロナに向けた健康づくりナビ
 - ・アプリを活用した市民の健康行動促進の具体的な仕組みを検討し、令和3年10月から、民間のスマートフォンアプリ「ふくおか散歩」を活用し、市民の健康づくりなどの取組みへの参加を後押ししている。また、平成27年度に構築した、保健・福祉・医療に関する情報を一元的に集約・管理する情報通信基盤「地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータを研究機関と連携して分析・分析結果の共有を行い、エビデンスを活用した健康づくり施策の企画・立案支援を図っている。
 - ＜主な事業＞
 - アプリを活用した健康行動促進事業
 - 年代や性別などターゲット別での健康づくりイベントの情報発信や、ユーザー間で歩数を競うイベントなどを実施
 - ・アプリの1月あたり平均利用者数：10,390人（R 4年度）→9,046人（R 5年度）
- ② ・歩道の新設・拡幅、既存歩道の段差解消や勾配の改善、歩車分離などを実施している。
 - ＜主な事業＞
 - 福岡市道路整備アクションプラン2024
 - 本市の総合計画に基づき、道路分野における中期的な方向性や目標、優先的・重点的に取り組む事業を示すもので、「アクションプラン2024」では4年間（R 3年度～6年度）の成果指標と優先的・重点的に取り組む事業を定めている。
 - ・生活関連経路のバリアフリー化された割合（※福岡市が管理する国道、県道、市道）
 - 目標：99%（R 6年度）
 - 現状：94.4%（R 4年度）→95.3%（R 5年度末）
 - ・都市公園の整備や再整備などにあわせ、健康遊具の設置を行った。
 - ＜主な事業＞
 - 健康遊具の設置
 - ・総数：698基（R 4年度）→710基（R 5年度）
- ③ 令和4年度から、運動不足が顕著である現役世代が集まる博多駅周辺をパイロットエリアに、公園や道路、駅などの身近な環境を活用し、自然と楽しく体を動かしたくなる仕組みや仕掛けがあるまちづくりを目指す「Fitness Cityプロジェクト」に取り組んでいる。
 - ＜主な事業＞
 - ・大博通りの西側歩道において、路面標示や休憩スポット（ウッドデッキ・ウォールアートボード）の整備を実施
 - ・博多駅周辺の公園（明治公園、音羽公園、中比恵公園）でキッチンカーを誘致し、公園への立ち寄りを促進
 - ・休憩スポットを活用したイベントの実施や「ふくおか散歩」を活用した事業所対抗オンラインウォーキング大会を開催

【課題】

- ① ・個人のライフスタイルや健康づくりが多様化する中、健康づくりの定着にはなかなか至っていない。健康づくりに関する情報などの継続的な発信を行うとともに、これまでの手法によらない健康づくり支援の仕組みづくりが必要である。
 - ・アプリを活用した取組みは、市民が継続して健康づくりに取り組めるよう、市民にとって魅力的で、持続可能な制度とする必要がある。また、「地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータの分析結果を、より効果的な施策や市民への啓発に繋げるためには、研究機関と連携した高度な分析を継続して行っていく必要がある。
- ② ・生活関連経路以外の道路におけるバリアフリー化のニーズも高い。
 - ・公園への健康遊具の設置にあたっては、地域のニーズも踏まえて設置する必要がある。
- ③ 「Fitness Cityプロジェクト」の展開にあたっては、施策の効果検証を実施し、効果的な施策を選択する必要がある。

【今後】

- ① ・あらゆる世代の市民が健康づくりに関心を持ち取り組むことができるよう、企業や大学なども連携しながら、アプリやSNSなどの様々なツールや手法を活用し、健康無関心層も取り込めるような効果的な健康づくりの支援を実施する。
 - ・「ふくおか散歩」については、市民一人ひとりの健康づくりに資するよう、継続してターゲット別での健康づくりイベントの情報発信などを行うとともに、アプリを運営する民間事業者と連携し、市民にとってより魅力的なアプリとなるよう取り組む。また、引き続き研究機関と連携した「地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータの分析を行い、分析結果として得られたエビデンスを健康づくり施策の企画・立案に繋げていく。
- ② ・福岡市バリアフリー基本計画に基づき、生活関連経路のバリアフリー化を優先的に進めるとともに、それ以外の箇所においても、ユニバーサルデザインに基づいた道路のバリアフリー化を引き続き推進する。
 - ・身近な場所で健康づくりに取り組めるよう、引き続き、公園の新規整備や再整備、施設更新の機会を捉えて、地域のニーズも踏まえながら、公園への健康遊具の設置を進める。
- ③ 「Fitness Cityプロジェクト」については、パイロットエリアでの取組みの効果検証を実施し、その結果を踏まえて、今後の展開方針を検討していく。

基本目標 2 医療環境の整備

目標の内容

- 様々なニーズに応じた医療環境の充実が求められるため、限られた医療資源の中で、市民に良質な医療を継続して提供できるよう、取り組みます。

施策の方向性

- 誰もが、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう、在宅医療と介護が連携した体制づくりを行います。
- 難病患者の医療費助成等の経済的支援を行うとともに災害時の支援についても検討します。また、がん対策については、がんの早期発見・早期治療の効果的・効率的な推進に取り組みます。
- また、休日・夜間・災害時を含め、市民に良質で安全な医療が提供されるよう体制を整備するとともに、高度な医療提供体制や、外国人も安心して保健医療サービスが受けられる環境を整備します。

《施策事業の体系》

●施策2-1 在宅医療・介護連携の推進

●施策2-2 救急医療体制・災害時の保健医療体制の充実

●施策2-3 難病対策の推進

●施策2-4 がん対策の推進

●施策2-5 市立病院等の充実

●施策2-6 医療安全等対策の推進

●施策2-7 外国人にもやさしい保健医療環境の推進

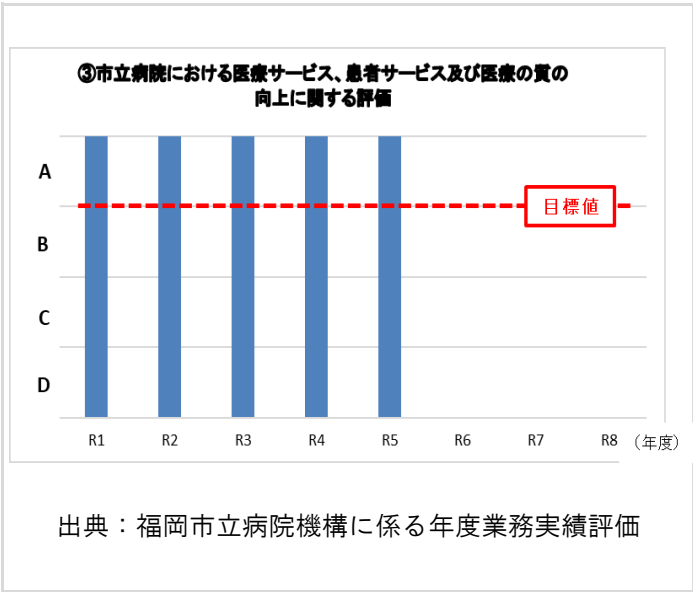
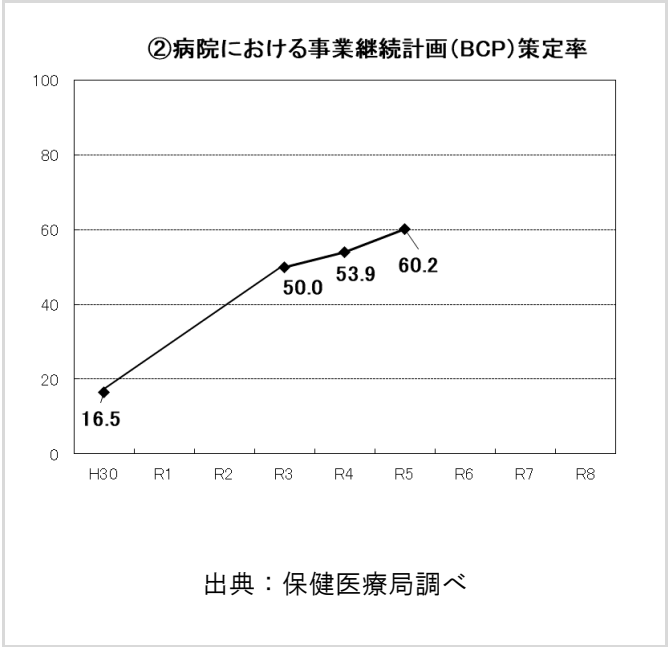
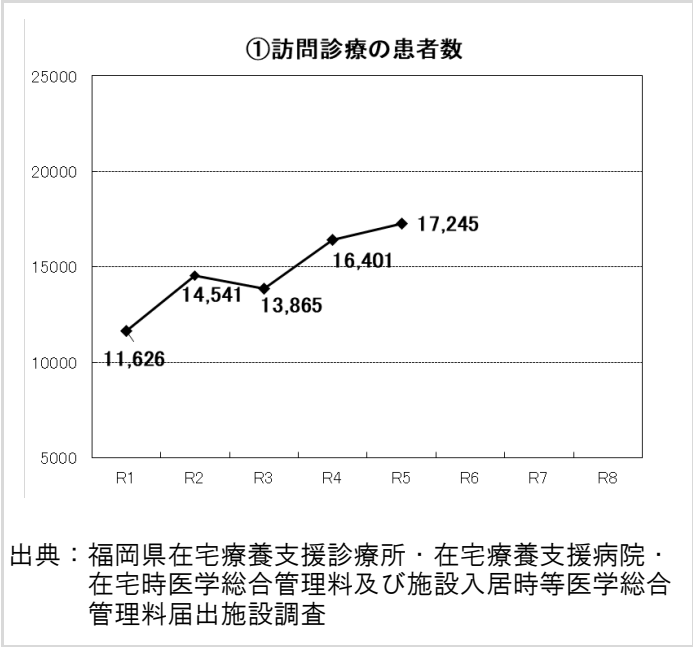
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
(順調)	【施策2-1】 市医師会等と連携し、在宅医療を支える医療機関相互の連携体制づくりなどの取組みを進めるとともに、医療・介護関係者間の連携強化のための多職種連携研修会や市民への啓発の実施、医療・介護関係者からの相談窓口の設置などの取組みを実施している。 【施策2-2】 急患診療センターについて、患者急増期の診療体制を強化するとともに、令和6年4月からの医師の働き方改革後も体制が維持できるよう関係機関と協議を行い対応し、休日・夜間における診療体制を確保している。また、災害時医療について、県や市医師会などの関係機関と協議を進めている。 【施策2-3】 難病患者の医療費助成を継続して実施するとともに、在宅人工呼吸器使用難病患者の災害時個別避難計画の作成を進めている。 【施策2-4】 がん検診の受診率向上に向け、広報啓発の強化や検診を受けやすい環境づくりに取り組むとともに、医療用ウィッグや補整具等の購入費の一部助成など、がん患者への支援を行っている。 【施策2-5】 市立病院において、新型コロナウイルス感染症の対応に積極的に取り組みながら高度専門医療や救急医療等を継続して提供するとともに、患者サービスや医療の質の向上に取り組んでいる。 【施策2-6】 患者や家族などからの医療に関する相談に対し適切に対応するとともに、院内感染や医療事故防止のための研修会や、医療施設や薬事施設の監視指導を実施している。 【施策2-7】 外国人が安心して生活や滞在ができるよう、「福岡市医療通訳コールセンター」を設置し、電話による医療通訳を実施している。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「◎：順調」としている。

2 成果指標の動向

＜成果指標＞

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①訪問診療の患者数 出典：福岡県在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院・在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料届出施設調査	11,626人 （令和元年度）	22,000人 （令和8年度）	17,245人 （令和5年度）	a
②病院における事業継続計画（BCP）策定率 出典：保健医療局調べ	16.5% （平成30年度）	100% （令和8年度）	60.2% （令和5年度）	a
③市立病院における医療サービス、患者サービス及び医療の質の向上に関する評価 出典：福岡市立病院機構に係る年度業務実績評価	A （令和元年度）	B以上 （令和8年度）	A （令和5年度）	a



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策2-1 在宅医療・介護連携の推進

取組みの方向性

- ① 医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、福岡市医師会などと連携し、在宅医療を担う医療機関を増やす取組みや在宅医を支える病院のバックアップ体制づくり、代診医制度の仕組みづくりなどに引き続き取り組みます。また、保健福祉センターが中核となって、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）とともに、医療と介護が一体的に切れ目なく提供される体制づくりを進めます。
- ② 在宅医療や看取り、認知症に関する知識や意識を深めるための医療・介護関係者に対する研修や市民を対象とした啓発を実施し、誰もが在宅医療や看取りについて考え、選択できるような環境づくりを進めていきます。
- ③ 医療・介護関係者のための相談支援体制づくり、情報共有システムの普及などの取組みを進めていきます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① ・市医師会と福岡市で構成する「在宅医療協議会」や「地域包括ケアシステム推進委員会」を開催し、在宅医療推進のための取組みについて検討している。また、医療と介護の連携体制づくりのために、社会資源情報ブックの情報更新を実施している。
 - ・地域特性に応じた支援ができるよう、個別、小学校区、おおむね中学校区、区、市の5階層の地域ケア会議において、行政・専門職・地域の関係者などが連携し、高齢者支援、課題把握、課題解決に向けた取組みの検討を行った。
 <主な事業>
 - 地域ケア会議
 - ・開催回数：753回（R4年度）→723回（R5年度）
- ② ・医療・介護関係者を対象とした在宅医療・介護連携のための多職種連携研修会を実施しているほか、在宅医療・介護に関する講演会の開催やパンフレットの配布などの市民啓発を実施している。
 - また、令和5年度より医療・介護関係者を対象とした「本人の意向を尊重した意思決定のための研修会」を実施している。
 <主な事業>
 - 多職種連携研修会
 - ・開催回数：21回（R4年度）→22回（R5年度）
 - 市民啓発事業
 - ・開催回数：11回（R4年度）→14回（R5年度）
 - ・医療や介護の関係団体等と福岡市で構成する「地域ケア会議」で把握した課題から、ワーキングを通じて、働き世代向け講座や、専門職向け地域包括ケア講座など等を開発し、継続実施している。
 <主な事業>
 - 働き盛り世代向け講座
 - ・開催回数等：企業向けオンライン講座9回（R4年度）→8回（R5年度）
 - 市民向け動画配信視聴回数（延べ）1,428回（R4年度）→1,032回（R5年度）
 - 専門職向け地域包括ケア講座
 - ・受講者数：403人（R4年度）→315人（R5年度）
 - 終活応援セミナー
 - ・開催回数：2回（R4年度）→2回（R5年度）
- ③ ・医療・介護関係者のための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談に対して、連携調整や情報提供等を行っている。
 - ・本人同意のもと、支援対象者の介護認定に係る情報などを医療・介護関係者等で共有できる在宅連携支援システム（careNOTE）を平成28年度より運用しており、令和6年3月末時点で、本システムでの情報提供に同意された高齢者の数が約5万3千人となっている。

【課題】

- ① 今後の在宅医療の需要に対応するため、多くの医療機関が在宅医療に携わる必要がある。
- ② ・在宅医療や看取りなどの提供体制の構築のため、医療・介護関係者間の連携が重要であり、多職種での相互の理解や情報共有の促進が必要である。
・単身高齢者（特に後期高齢者の単身世帯）や認知症の方が増加することが推計されており、元気なうちから、人生の最終段階までの過ごし方を自ら考え、準備する重要性を、市民へ啓発していく必要がある。
- ③ 在宅連携支援システムについては、参加事業所数、支援対象者の登録数は増加しているものの、登録されている支援対象者は、要支援認定者のうちの約76%、要介護認定者のうちの約63%となっており、引続き利用拡大を図る必要がある。

【今後】

- ① 引き続き在宅医療協議会等を開催し、在宅医療提供体制の構築に向けた各取組みについて進捗管理や課題解決を図っていく。
- ② ・市医師会などと連携し、医療・介護関係者の連携の促進に効果的な研修を実施していく。
・市民が、元気なうちから、高齢期に向けての備えや意思表示を考えるきっかけとなるよう、引き続き関係機関・団体と連携し、環境づくりや効果的な啓発などの方法を検討、実践していく。
- ③ 在宅連携支援システムについては、活用事例を周知するなどし、参加事業所および支援対象者の利用拡大を図っていく。

●施策2-2 救急医療体制・災害時の保健医療体制の充実

取組みの方向性

- ① 市立急患診療所の待ち時間対策として、引き続き患者急増期における診療体制の強化や、ICT（情報通信技術）の活用による業務の効率化を図るほか、急患診療所の適正な利用について市民への救急医療に関する広報・啓発の充実に取り組みます。また、安全・安心な医療を提供するため、関係機関と連携し、休日・夜間における診療体制の確保に取り組みます。
- ② 急患診療所の従事者にかかる働き方改革の影響について、必要に応じて医師会などの関係機関と協議するなど、持続可能な救急医療体制の構築を図ります。
- ③ 災害時における医療を確実に提供するため、医療供給体制の検討やDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の編成を進めるとともに、医師会や福岡県などの関係機関との協力体制の構築を図ります。また、被災者の健康維持のため、避難所などにおける公衆衛生、健康管理にかかる取組みを関係機関と連携して実施します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 受診者が増加するインフルエンザの流行時期などには急患診療センターの診療体制を強化し対応している。また、新型コロナウイルス感染症対応としては、患者の動線分けやコロナ患者専用診察室の設置、医療従事者の集約・増員など診療体制の強化を行った。
適正受診については、市ホームページやメディアを通じて広報を行っている。
- ② 令和6年4月から始まる医師の働き方改革に向けて、市医師会や派遣元医療機関などと協議を行い、現行の体制を維持するための対策を講じた。
- ③ 地域防災計画に基づき、災害時医療について福岡県や市医師会などの関係機関と協議を進めている。

【課題】

- ① 急患診療センターにおける不要不急の受診者を減らし、感染症流行時や年末年始などの患者増加時の対応に備える必要がある。
- ② 国が推進している医師の働き方改革により、急患診療センターや急患診療所に出務する医師の確保に影響を及ぼす可能性がある。
- ③ 災害時医療のあり方について、近年国内各地で起こる地震や豪雨災害の状況を踏まえた医療提供体制や受援体制の見直しを行い、関係機関との連携方法の検討に取り組む必要がある。

【今後】

- ① 救急医療に関する広報・啓発を引き続き実施する。また、関係機関と引き続き協議を行い、休日、夜間などにおける診療体制を確保する。
- ② 医師会などの関係機関と協議するなど、持続可能な救急医療体制の構築を図る。
- ③ 引き続き、病院における事業継続計画（BCP）の策定等を進めるとともに、福岡県や市医師会などの関係機関と災害時の連携方法について協議を行い、訓練を実施する。

●施策2-3 難病対策の推進

取組みの方向性

- ① 難病患者の経済的な負担を軽減するため、医療費助成を安定的に継続して実施します。また、難病に対する理解促進を推進するとともに、難病患者の社会参加を支援し、地域社会で尊厳を持って生活できるよう支援の充実に取り組みます。
- ② 人工呼吸器使用患者など在宅で療養する重症難病患者に対して、公費による訪問看護などの経済的な支援を行うとともに、介護している家族に対しても支援の充実に取り組みます。また、関係機関と連携しながら災害時の支援についても検討を進めていきます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 医療費助成を継続して実施するとともに、福岡市難病相談支援センターと連携しながら、市民公開医療講演会・相談会・交流会をオンラインも含め開催し、相談支援の充実と難病に対する理解促進を図った。
 <主な事業>
 - 医療費助成の申請受付、認定・支給を実施
 - ・申請受付件数：17,650件（R 4年度末）→18,438件（R 5年度末）
 - ・受給者証所持者数：11,750人（R 4年度末）→12,384人（R 5年度末）
 - 難病相談、医療講演会等を実施
 - ・実施回数：37回（R 4年度）→43回（R 5年度）
 - ・参加者数（延べ）：622人（R 4年度）→1,209人（R 5年度）
- ② 在宅で人工呼吸器を使用している指定難病の患者のうち医師が認めた患者に対して、診療報酬における訪問回数の上限を超えた訪問看護を委託により実施した。
 - ・人数：17人（R 4年度末）→18人（R 5年度末）
 - ・実施回数（延べ）：2,813件（R 4年度）→3,163件（R 5年度）
 在宅人工呼吸器使用難病患者等について、『在宅人工呼吸器使用者災害時個別避難計画』の作成を行った。
 - ・作成件数（累計）：難病患者6件（R 4年度末）
 →難病患者38件、障がい者12件、障がい児20件（R 5年度末）

【課題】

難病患者の長期にわたる療養と社会参加への支援をより実効性のあるものとするため、福岡県や関係機関、団体などにより緊密に連携しながら、医療費助成や相談支援事業をはじめとした適切な対策を講じる必要がある。

【今後】

難病患者とその家族の安定した療養生活の確保と生活の質（QOL）の向上を図るため、患者のニーズに合わせたよりきめ細かい支援が行えるよう、各区保健福祉センターと難病相談支援センターを連携させながら、患者支援の充実に図る。
 災害時の支援については、在宅で24時間人工呼吸器を使用する方の個別避難計画作成を関係局・機関と連携しながら進めていく。

●施策2-4 がん対策の推進

取組みの方向性

- ① がんについての知識やがん検診の重要性についての啓発、がん検診の受診率の向上及び検診の精度管理など、がんの早期発見・早期治療の効率的・効果的な推進に向け取り組みます。
- ② がん患者、その家族及びがん患者会への支援についても継続して取り組みます。
- ③ 児童生徒に、がんについての正しい知識を身につけさせることに偏ることなく、いのちを大切に
する心を育むことも充実させます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① がん検診の受診率向上に向け、広報啓発の強化と健診を受けやすい環境づくりに取り組んでいる。広報啓発の強化については、節目年齢や検診受診歴に応じた受診勧奨ハガキの送付、市政だよりによる啓発などを行っている。健診を受けやすい環境づくりについては、専用WEBサイトからの予約や、加入している健康保険に関わらず一度に多くの健診を受けられる「よりみち健診」などを実施している。
 <主な事業>
 ○がん検診
 ・受診者数：155,871人（R4年度）→162,125人（R5年度）
- ② 市ホームページに「がん患者会」のページを設けたほか、がんサロンや講演会について、市政だより等で広報を行うなど、がん患者会の活動内容について紹介を行っている。また、40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅介護サービスにかかる利用料の一部を助成している。令和4年度からは医療用ウィッグや補整具等の購入費用の一部を助成している。このほか、骨髄等を提供した人の休業による経済的負担を軽減するため、助成金を交付している。
 <主な事業>
 ○がん患者会の活動についての広報
 ・市ホームページ「がん患者会」のページ掲載患者団体数：
 26団体（R4年度）→29団体（R5年度）
 ・がんサロン：13カ所（R4年度）→13カ所（R5年度）
 ○小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業
 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与・購入に要する費用の一部を助成
 ・利用決定者：14人（R4年度）→15人（R5年度）
 ・助成額：534千円（R4年度）→648千円（R5年度）
 ○アピアランスケア推進事業
 医療用ウィッグや補整具等の購入費用の一部を助成
 ・申請件数：医療用ウィッグ等470件、補整具等130件（R4年度）
 →医療用ウィッグ等379件、補整具等116件（R5年度）
 ○骨髄等移植ドナー助成事業
 骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の移植の推進を図り、骨髄等を提供した人の休業による経済的負担を軽減するため、助成金を交付。令和4年度より、助成内容を拡充した。
 ・申請者数
 7人（R4年度）→9人（R5年度）
- ③ がんについての正しい知識を身につけ、健康の大切さを学び、児童生徒自身の健康管理をはじめ、がんの予防や早期発見に関する重要性を認識させるとともに、いのちを大切にする心を育むため、以下の取組みを全小・中・高等学校（小5・6年、中・高全学年）で実施した。
 <主な事業>
 ・「がんの教育」のさらなる充実に向けた、教材と指導資料、指導の手引きの見直し
 ・外部講師（医療関係者、がんの経験者 ※NPO法人キャンサーサポートと連携）を招聘した学習の実施
 ※NPO法人キャンサーサポート講師派遣校（R5年度）→計149校（小116校 中33校）

【課題】

- ① がん検診受診者数は増加傾向だが、目標の受診率50%を達成できていない。
- ② ・患者が必要な時に速やかに小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業・アピアランスケア推進事業の利用を開始できるよう、市民や医療機関、介護事業所等への周知が必要である。
・骨髄バンクドナー登録者を確保するため、さらなる周知が必要である。
- ③ ・保護者が患者である等、配慮が必要な児童生徒や家庭への対応をきめ細かに行う必要がある。

【今後】

- ① 引き続き、広報啓発の強化と健診を受けやすい環境づくりを進め、がん検診の受診率向上を目指す。
- ② ・小児・AYA世代がん患者在宅療養生活支援事業・アピアランスケア推進事業について、引き続き、市政だよりやホームページ等での広報、医療機関や介護事業所等への周知を行う。
・骨髄等移植ドナー助成制度をより多くの方に活用してもらえるよう、市ホームページや移植を実施する医療機関を通じた周知などさらなる広報に取り組む。
- ③ ・事前の担当者説明会で学習内容について周知するとともに、保護者や児童生徒への配慮事項についても確認を行う。

●施策2-5 市立病院等の充実

取組みの方向性

- ① 福岡市立こども病院においては、小児に係る地域医療、救急医療及び高度専門医療を担う小児総合医療施設として、小児医療及び周産期医療のさらなる充実を図ります。
- ② 福岡市民病院においては、高度専門医療を担う地域の中核病院としての機能を維持するとともに、高度救急医療のさらなる充実を図り、新型インフルエンザなどの感染症発生時や災害発生時には、福岡市における対策の中核的役割を果たします。また、福岡市民病院の現状、地域医療構想や公立病院改革など公立病院を取り巻く医療環境の変化などを踏まえ、あり方の検討を進めます。
- ③ 両病院共に地域医療支援病院としての役割を踏まえて、地域の医療機関とのさらなる連携を図ります。
- ④ 離島における島しょ診療所については、関係機関と連携し、担当医師などを安定的に確保し、島民の健康保持に必要な医療を提供します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 福岡市立こども病院においては、新型コロナウイルス感染症の5類移行後においても、小児のコロナ感染患者に対する小児救急医療を提供するとともに、引き続き、中核的な小児総合医療施設として、高度小児専門医療、小児救急医療及び周産期医療の更なる充実に取り組んだ。病床利用率について、令和5年度は目標値を上回った。
 - ・病床利用率
 - 目標：83.7%(R4年度) → 83.1%(R5年度)
 - 現状：84.0%(R4年度) → 83.7%(R5年度)
- ② 福岡市民病院においては、新型コロナウイルス感染症の対応において、前年に引き続き、本市における中核的役割を果たした。また、高度専門医療の維持及び救急医療の対応強化に積極的に取り組んだ。救急搬送件数について、令和5年度は目標値を上回った。
 - ・救急搬送件数
 - 目標：2,810件(R4年度) → 2,850件(R5年度)
 - 現状：3,037件(R4年度) → 3,774件(R5年度)
- ③ 両病院において、地域の医療機関からの紹介患者や救急搬送の積極的な受入れを行った。
 - ・紹介率
 - 福岡市立こども病院
 - 目標：90.0%(R4年度) → 90.0%(R5年度)
 - 現状：93.4%(R4年度) → 97.2%(R5年度)
 - 福岡市民病院
 - 目標：88.0%(R4年度) → 92.9%(R5年度)
 - 現状：101.4%(R4年度) → 114.4%(R5年度)
- ④ 能古診療所、玄界診療所は福岡市医師会を指定管理者として、小呂診療所は済生会福岡総合病院と看護師（常駐）への委託により、島民への医療提供を行っている。また、新型コロナウイルス感染症に対応するため、コロナの検査を実施し、診療体制の強化を行った。
 - ・患者数
 - 能古診療所：3,740人(R4年度) → 3,494人(R5年度)
 - 玄界診療所：1,762人(R4年度) → 1,665人(R5年度)
 - 小呂診療所：55人(R4年度) → 80人(R5年度)

【課題】

- ① 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組みなど、市立病院を取り巻く環境の変化を踏まえた適切な対応を検討する必要がある。
- ② 福岡市民病院における施設の狭隘化・老朽化を踏まえた適切な対応を検討する必要がある。

【今後】

- ① 両病院において、医療環境の変化等を踏まえた医療機能の更なる充実に取り組む。
- ② 福岡市民病院においては、更なる経営強化を図るとともに、将来的なあり方の検討状況を踏まえた既存の施設・設備の計画的な維持管理に取り組む。

●施策2-6 医療安全等対策の推進

取組みの方向性

- ① 医療に関する患者や家族などからの相談に対し適切に対応します。また、医療施設における院内感染や事故防止のため研修会を開催するとともに、医療施設や薬事施設に対して良質で安全な医療の提供に向けた指導や啓発を行います。
- ② 薬局が地域に密着し、市民の健康づくりを支援する役割を果たすことができるよう、薬局機能強化の推進などに取り組みます。さらに、ジェネリック医薬品の使用促進について、市民への啓発に取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 患者や家族などからの医療に関する相談に対し、適切に対応するとともに、医療施設に対し、院内感染や事故防止のための研修会を実施している。また、医療施設や薬事施設の監視指導時に医療安全に係る状況を確認し、必要に応じ指導を行っている。

<主な事業>

○医療安全相談

- ・相談件数（地域医療課、各区衛生課の合計）：
1,340件（R 4 年度）→ 1,274件（R 5 年度）

○医療施設向け研修会

- ・研修会 開催件数、参加者数：
1 回（動画10日間公開）、392回（視聴回数）（R 4 年度）
→ 1 回（動画12日間公開）、320回（視聴回数）（R 5 年度）

○医療施設や薬事施設への監視指導

- ・医療施設監視件数（病院、診療所、助産所）：
831件（R 4 年度）→ 808件（R 5 年度）
- ・薬事施設監視件数（薬局、医薬品販売業、医療機器販売業等）：
1,001件（R 4 年度）→ 1,041件（R 5 年度）

- ② ・ジェネリック医薬品の使用促進についての講習会を実施している。

<主な事業>

○医薬品啓発講習会

- ・講習会 開催件数、参加者数：
3 回、69人（R 4 年度）→ 5 回、123人（R 5 年度）

※福岡市における公衆衛生の普及向上、市民の健康づくりの推進及び地域医療の充実を図ることを目的として、福岡市薬剤師会が実施する事業に対して助成をしている。

- ・補助対象事業：
かかりつけ薬局、在宅医療、介護の推進に関する事業
健康づくりの推進に関する事業
- ・助成額：
1千20万円（R 4 年度）→ 1千20万円（R 5 年度）

- ・国民健康保険被保険者のうち、服薬状況に課題がある人（重複、多剤、併用禁忌）に対して、服薬情報のお知らせを送付し、医療機関や薬局への相談を促す取組みを実施している。

【施策1-1の再掲】

<主な事業>

○適正服薬推進事業

- ・服薬情報通知書送付対象者数：
2,703人（R 4 年度）→ 4,799人（R 5 年度）
- ・服薬改善率

重複	67.5%（R 4 年度）→ 70.1%（R 5 年度）
多剤	61.2%（R 4 年度）→ 55.9%（R 5 年度）
併用禁忌	88%（R 4 年度）→ 91%（R 5 年度）

【課題】

- ① 患者やその家族などが、様々な手段で医療に関する情報を容易に入手できるようになり相談の内容も治療の内容から医療従事者の接遇、制度に関する問合せなど多様化している。医療過誤の判断や医療施設との交渉など、医療安全相談窓口で対応可能な範囲を超えた相談が寄せられることもあり、相談窓口の位置づけの周知を図っていく必要がある。
- ② ・ジェネリック医薬品の使用促進については、その安全性と有効性の周知を図っているところではあるが、先発医薬品からの変更を望まない患者が一定数存在しているものと推定される。さらなるジェネリック医薬品の使用促進には、この層に対するアプローチの方法を検討する必要がある。
・ジェネリック医薬品については、供給不安が発生しており、当該後発品を採用できない場合がある。
・事業で介入した者は服薬状況が改善し、医薬品金額の削減につながっているが、被保険者全体では、重複服薬者が増加傾向である。【再掲】

【今後】

- ① 相談窓口の役割を明確に周知するため引き続き福岡市ホームページにて窓口の紹介を行うとともに、各区にてパンフレットを配架し、窓口業務の周知を行っていく。
- ② ・現在、ジェネリック医薬品が供給不足の状態であるため、令和5年度からジェネリック医薬品が安定供給されるまでの間、福岡県や市医師会、市薬剤師会などの関係機関と共に運営する、福岡地区を対象とした「福岡地区ジェネリック医薬品地域協議会」は休止しているが、県全域を対象とした「福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会」にオブザーバーとして参加し、情報収集を継続していく。
・重複・多剤等服薬状況に課題がある者へ引き続きお薬相談通知書を送付するが、より多くの対象者へ介入できるよう見直しを行う。【再掲】

●施策2-7 外国人にもやさしい保健医療環境の推進

取組みの方向性

- ① 外国人が医療機関を受診する際、言葉による壁を取り除き、受診しやすいものとする必要があることから、電話による医療通訳を行います。また、外国人からの医療に関する問い合わせに対応します。
- ② 外国人にもやさしい医療環境の取組みについて、広報・啓発を進めます。
- ③ 外国人がいる世帯に対して適切な保健指導や相談支援、結核などの感染症が発症した際の健康状態の確認を行うためなどの、相談対応や家庭訪問時における電話通訳サービスを活用します。また、母子健康手帳やちらしなどの多言語化に取り組めます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 福岡市在住の外国人や福岡市を訪れる外国人が安心して生活や滞在ができるよう、令和2年4月から「福岡市医療通訳コールセンター」を設置して、電話による医療通訳を開始した。
 <主な事業>
 ○福岡市医療通訳コールセンターの運営
 ・対応件数：176 件(R 4 年度) → 299 件(R 5 年度)
- ② 「福岡市医療通訳コールセンター」について、利用者（医療機関、外国人等）に情報が行き届くよう、市ホームページや広報媒体、広報用チラシ等を活用し周知を行った。
- ③ 外国人がいる世帯に対しては、必要に応じて電話通訳サービスを活用した保健指導や相談支援を実施している。家庭訪問時も電話通訳サービスの活用により対象を取り巻く環境や健康状態、相談内容を把握し、各種サービスや制度の情報提供など必要な支援を行っている。結核などの感染症発生時にも、必要に応じて電話通訳サービスを活用し、対象者の健康状態の把握につとめている。
 また、母子健康手帳や妊娠届出書、乳幼児健診の問診票、結核予防リーフレットを多言語化して活用している。

【課題】

- ①・②
 「福岡市医療通訳コールセンター」について、引き続き外国人や医療関係者に対して周知を図る必要がある。
- ③ 外国人や関係団体に対し、工夫をしながら感染症予防啓発を続けていく必要がある。

【今後】

- ①・②
 福岡市医療通訳コールセンター等の運営に取り組むとともに、関係機関等にも協力を求めながら、より効果的な方法を検討しつつ周知に取り組む。
- ③ 引き続き電話通訳サービスを活用するとともに、関係団体との連携や、多言語による予防啓発など外国人に向けた啓発を実施する。

基本目標3 健康で安全な暮らしの確保

目標の内容

- 国際化に伴う感染症危機管理体制を強化します。また、薬物乱用対策、依存症対策に取り組めます。
- 市民の健康で安全な暮らしを確保するため、食品衛生や環境衛生などに関する施策を推進するとともに、動物の愛護・適正飼育に関する取組を進めます。

施策の方向性

- 日頃から感染症の発生状況を把握し、市民への正しい知識の情報提供や、感染症の予防対策についての啓発を行うとともに、今後も世界で発生が懸念される社会的影響の大きな感染症に備えて、保健所体制及び検査体制の強化、医療提供体制の拡充などを引き続き行い、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守ります。
- また、市民が薬物などの害悪に巻き込まれないような社会の構築を推進するとともに、薬物などの依存症に関する相談・支援事業を充実します。
- さらに、食品の安全性や衛生的な生活環境の確保により、市民の健康で快適な生活を実現するとともに、人と動物が共に健やかに暮らすことができる社会をめざします。

《施策事業の体系》

●施策3-1 感染症対策の推進

●施策3-2 薬物乱用及び薬物依存症の対策の推進

●施策3-3 食品衛生の推進

●施策3-4 環境衛生の推進

●施策3-5 動物の愛護・適正飼育の推進

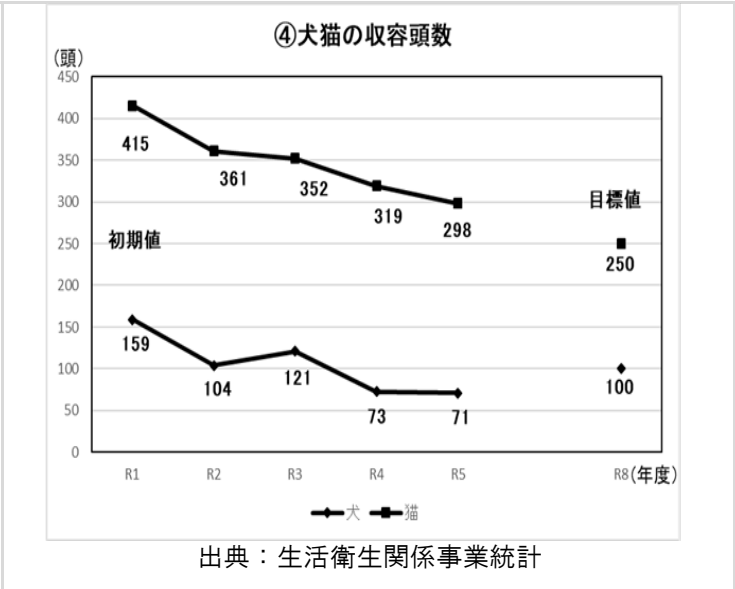
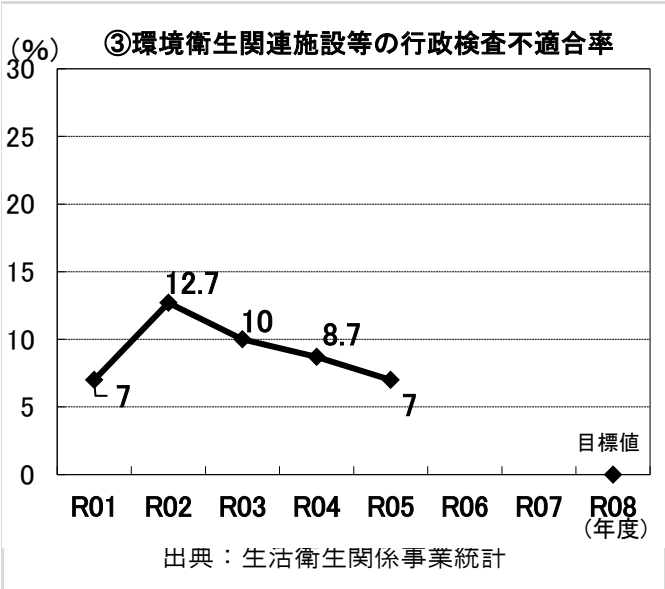
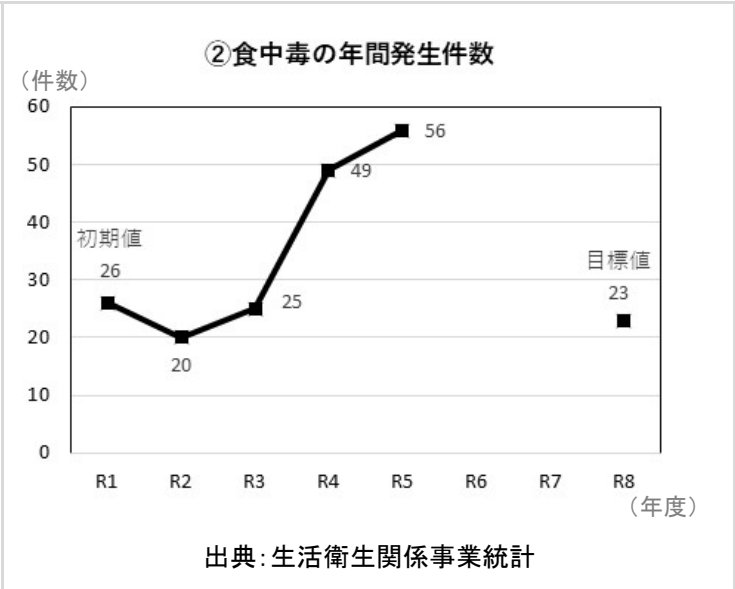
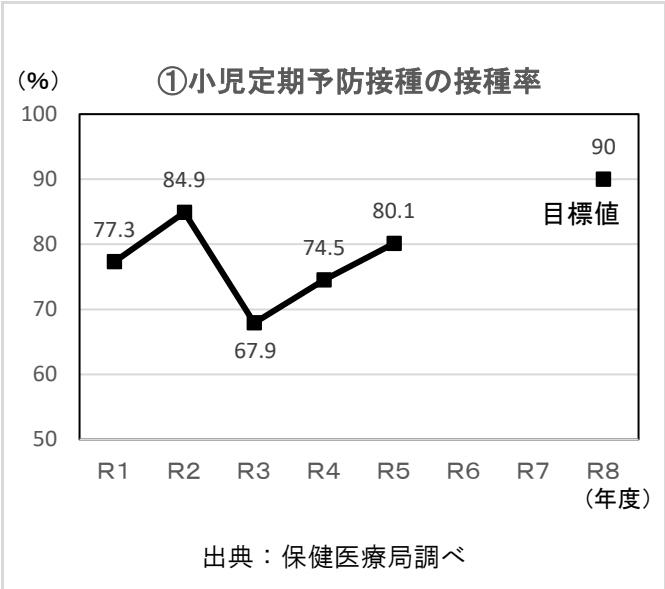
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
○ (概ね順調)	【施策3-1】 感染症予防に関する知識の普及啓発に取り組み、感染症発生時には、拡大抑制のための対応を行っている。また、保健所機能の強化を図るため保健所を再編し（令和6年7月福岡市保健所開設）、福岡市の感染症全般の対策の方向性を示す「福岡市感染症予防計画」を令和6年3月に策定した。 【施策3-2】 大学などへの啓発資材配布やキャンペーンの実施など、薬物に対する正しい知識の普及を行うとともに、薬物乱用防止対策推進協議会を開催し、関係機関との連携と情報共有を図っている。また、薬物依存症の専門相談や依存症の本人・家族を対象とした回復支援等の教室の実施、支援機関等の関係団体との連携会議の実施など、依存症対策に取り組んでいる。 【施策3-3】 食品関係営業施設の監視指導や、工場、販売店などでの食品の抜き取り検査（収去検査）、食品等事業者へのHACCPに沿った衛生管理に関する指導などを実施するとともに、市民向け講習会の開催など市民への食の安全・安心の確保に関する情報提供を行っている。 【施策3-4】 立入検査計画などに基づいて環境衛生関連施設への監視指導及び衛生上の助言や啓発を実施するとともに、福岡市葬祭場の火葬炉更新に向けた準備を行っている。 【施策3-5】 飼い主への適正飼育の啓発を行うとともに、動物愛護管理センターに収容された犬猫の譲渡推進事業や、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術支援の試行など、収容頭数・殺処分頭数を減らすための取組みを推進している。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

2 成果指標の動向

<成果指標>

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①小児予防接種の接種率 出典：保健医療局調べ	77.3% （令和元年度）	90.0% （令和8年度）	80.1% （令和5年度）	b
②食中毒の年間発生件数 出典：生活衛生関係事業統計	26件 （令和元年度）	23件以下 （令和3年度～令和8年度の平均）	56件 （令和5年度）	c
③環境衛生関連施設等の行政検査不適合率 出典：生活衛生関係事業統計	7.0% （令和元年度）	0% （令和8年度）	7.0% （令和5年度）	b
④犬猫の収容頭数 出典：生活衛生関係事業統計	犬159頭 猫415頭 （令和元年度）	犬100頭以下 猫250頭以下 （令和8年度）	犬71頭 猫298頭 （令和5年度）	a



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策3-1 感染症対策の推進

取組みの方向性

感染症発生動向調査などの情報管理の充実、市民一人ひとりの知識や意識の向上をめざした普及啓発、防疫体制の強化等を図るとともに、感染症が発生した場合には、適切な防疫活動により感染の拡大を防止します。

① 一般防疫の推進

- 平時より、保健福祉センターを中心として、感染症に関する相談対応、地域団体等に対する健康教育、社会福祉施設や医療機関を対象とした研修会を開催するなど、感染症の発生予防に取り組みます。
- 感染症発生時には、その拡大を防止するため、患者・接触者等の健康調査、感染拡大防止の指導等を適切に行います。
- また、福岡県等の関係機関と連携し、相互の発生状況など感染症情報の収集・分析と提供・公開を行い、早期の防疫体制の確立を図ります。

② 予防接種の推進

- 感染症の罹患や重症化及び感染拡大を予防するために、医療機関と連携し、安全で有効な予防接種事業の実施に取り組みます。
- また、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発を推進し、広報活動の効果を検証・評価の上、改善を図りながら、適正な実施の確保に取り組みます。

③ 結核対策の推進

- 患者の発生動向を正確・迅速に把握しながら、積極的疫学調査に基づき、感染源・感染経路の究明を的確に行い、確実な接触者健診を実施します。
- すべての患者に対しDOTS（直接服薬確認療法）を実施し、治療完遂に向けた患者支援を行います。
- また、高まん延国出身者ほかハイリスクグループ等に対しては、定期的健康診断の実施促進に取り組みます。
- さらに地域の関係機関等へ適切に情報提供及び研修を行うなど人材育成に努めながら、広く一般への正しい知識の普及・啓発を図ります。

④ エイズ・性感染症対策の推進

- HIV感染者、エイズ・性感染症患者の早期発見・早期治療のため、検査事業・相談事業を推進します。
- また、関係機関と連携し、MSMなどの個別施策層や若年層を中心とした幅広い世代への正しい知識の普及・啓発を推進し、感染予防及び感染者・患者への差別防止を図ります。

⑤ 肝炎対策の推進

- ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療のため、医療機関と連携し、検査事業の促進に取り組みます。
- また、患者が安心して適正な治療を受けられるよう、医療費助成制度に関する十分な情報提供と相談受付・フォローアップ体制の整備を図ります。

⑥ 感染症健康危機管理体制の充実

- 新型インフルエンザ等感染症などの新興感染症の流行に備え、個人防護具等の医療資材の整備を行うとともに、検疫所や指定医療機関など関係機関と連携し、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。
- 新型インフルエンザ等感染症の発生時には、「福岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき、関係機関と連携の上、全庁的な危機管理体制により迅速に対応し、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を守ります。
- 特に、新興感染症が、指定感染症とされた場合などには、国や県の通知に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、速やかに、市民等に対して正しい情報の提供や必要な支援を行います。また、感染症の拡大防止に向け、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、保健所体制及び検査体制の強化、医療提供体制の拡充などに取り組みます。

【進捗】

①～⑥

- ・指揮命令系統を一元化し、感染症の調査や検査、食中毒への対応等の広域的・専門的機能の強化を図るため、保健所を再編し（令和6年7月福岡市保健所開設）、市民に身近な保健サービスについては、これまでと同様に、各区の保健福祉センターで提供できるよう業務分担を整理した。
- ・福岡市の感染症全般の対策の方向性を示す「福岡市感染症予防計画」を策定した。
- ・市ホームページや市政だより等を活用した情報発信などにより、予防接種に係る制度の周知や感染症に関する正しい知識の普及啓発に努めている。感染症発生時には、保健所を中心として、感染拡大防止の指導や健康調査の実施などの対応を行っている。

〈主な事業〉

○予防接種事業

- ・接種率（二種混合（ジフテリア、破傷風））
74.5%（R4年度）→80.1%（R5年度）

【課題】

- ① ・O157などの腸管出血性大腸菌感染症による入院事例のほか、保育所などにおいてノロウイルスによる感染性胃腸炎などの集団感染事例も発生しており、感染症の予防や発生時の感染拡大防止について、適切な措置と継続的な情報提供を行う必要がある。
 - ・職員の人材育成や関係機関等との連携など、今後の感染症健康危機管理体制の更なる強化を図る必要がある。
- ② 学童期に接種する二種混合ワクチンの接種率が低いため、引き続き接種率向上に向けた取組みの強化が必要である。

【今後】

- ① ・引き続き、市民一人ひとりの知識や意識の向上をめざした普及啓発、防疫体制の強化等を図るとともに、感染症が発生した場合には、適切な防疫活動により感染の拡大を防止する。
 - ・感染症への対応については、予防計画等を踏まえた各種の業務マニュアルの整備、実践的訓練の実施等による人材の養成、感染症発生時に迅速かつ的確に対応するための体制構築などを進めていく。
- ② 引き続き市ホームページや市政だよりによる情報発信等を行うとともに、定期接種の期限が近い未接種者への個別通知を行い、接種率の向上を図る。

●施策3-2 薬物乱用及び薬物依存症の対策の推進

取組みの方向性

- ① 薬物に対する正しい知識の普及啓発を行うなど、市民が大麻等の害悪に巻き込まれることがないよう薬物乱用防止対策を推進します。
- ② 薬物等の依存症に関する相談事業や、依存症本人の回復プログラム、家族教室等を開催するとともに、支援機関や自助グループとの連携を進め、薬物等の依存症対策に取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 各種の啓発活動により、市民に対し正しい知識の普及を行った。また、薬物乱用防止対策推進協議会を開催し、関係機関の連携と情報共有を図った。
 - ＜主な事業＞
 - 市民に対する啓発活動

薬物乱用防止対策は正しい知識の普及が重要であるため、市民、特に若年層に向け、効果的な啓発を実施

 - ・学校への啓発資材配布（大学・短期大学・専修学校）：3,360部（R 4年度）→ 4,860部（R 5年度）
 - ・薬物乱用防止NO DRUG, KNOW DRUGキャンペーン：イベント1回（R 4年度）→ イベント1回（R 5年度）
 - 薬物乱用防止対策推進協議会

関係機関の連携と情報共有を図るため、関係団体、行政、警察、大学などを委員とする薬物乱用防止対策推進協議会を年1回開催
- ② 薬物依存症の専門相談、依存症の本人、家族を対象に認知行動療法を用いた教室を継続して実施した。また、依存症支援者連携会議を実施し、関係機関の連携と情報共有を行った。
 - ＜主な事業＞
 - 薬物依存症に関する相談事業

専門相談を継続して実施 ※専門相談（毎週火・木 10:00～13:00）

 - ・相談件数：電話 64件、面接 34件（R 4年度）→ 電話 45件、面接 10件（R 5年度）
 - 依存症の本人・家族向けの教室
 - ・依存問題（アルコール・薬物等）で悩む家族のための教室
 - ・薬物使用をやめたい方・やめ続けたい方への回復支援プログラム
 - 依存症支援者連携会議

関係機関の連携強化と支援の輪をひろげるため、医療、司法機関、相談支援機関、依存症リハビリ施設、自助グループなどの関係団体と年2回連携会議を実施

【課題】

- ① 薬物乱用問題は年々複雑化しており、危険ドラッグによる事件などは落ち着いたものの、大麻事犯が増加傾向である。また、特に若年層の間で、インターネットなどにおいて誤った情報が広がっていることが懸念されている。薬物乱用問題への対策として、まずは、市民へ薬物の正しい知識を普及することが重要である。
- ② ・薬物に対する正しい知識の普及啓発を行うために、関係機関と協力して地域の実情に合わせた効果的な啓発事業を引き続き進める必要がある。また、薬物問題を抱える本人・家族は孤立しやすい傾向にあるため、機会を逃すことなく支援に繋がれるよう、相談従事者などの資質向上を図っていく必要がある。
- ・回復支援プログラムでは就労などにより教室に参加できなくなる者も多いため、教室参加中に自助グループなどへ繋いでいくことや、多様なニーズへの対応に向けて、地域の依存症専門医療機関や回復支援施設などの社会資源を充実する必要がある。

【今後】

- ① 市民向けの啓発イベントの開催や大学内での啓発などにより、大学生などの若者を対象に、引き続き薬物の正しい知識や薬物乱用の害などについて認識を深めてもらう。
- ② ・依存症支援者連携会議などを通して築いた関係機関とのネットワークを活かしてニーズを把握し、引き続き研修の計画や支援を行っていく。また、他の事業においても様々な機会において薬物依存問題について触れ、引き続き幅広く啓発を行っていく。
- ・依存症の本人・家族の支援については、地域で継続して支援が受けられるよう、医療機関や回復支援施設など関係機関との連携をさらに強化していく。また、依存症者やその家族が、適切な治療や支援に容易にアクセスできるよう、必要な情報の収集、提供などを行う。

●施策3-3 食品衛生の推進

取組みの方向性

- ① 最新の科学的知見に基づき、食品等事業者に対する監視指導や危害発生リスクを考慮した食品の検査を実施し、食品の安全性を確保します。
- ② 食品等事業者が自らの営業における食品衛生上の危害要因を正しく認識し、HACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるよう指導します。
- ③ 食品衛生に関する正しい知識の普及や情報の収集・整理分析及び提供に努めるとともに、食品衛生の向上にかかわる人材の養成及び資質の向上を図ります。
- ④ 食品の安全性について正確で分かりやすい情報の提供や市民及び食品等事業者との食品の安全性確保の取組みなどに関する意見交換（リスクコミュニケーション）の促進を図ります。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 食品等事業者に対する監視指導等を実施している。
 <主な事業>
 - 食品関係営業施設の監視指導
 施設基準などの遵守状況の確認及び指導
 - ・食品衛生法に基づく営業許可施設等に対する延べ監視件数：
 43,591施設、50,778件(R 4年度)→45,473施設、48,061件(R 5年度)
 - 食品の抜き取り検査（収去検査）
 工場、販売店などから抜き取った食品などの規格基準などの確認
 - ・収去検査における検査検体数：1,988検体(R 4年度)→2,504検体(R 5年度)
- ② 食品等事業者へのHACCPに沿った衛生管理に関する指導を実施している。
 <主な事業>
 - 食品衛生責任者実務講習会等
 食品衛生に関する新たな知見を習得するための講習会の実施
 - ・受講者数：3,121人(R 4年度)→3,070人(R 5年度)
 - HACCP導入指導
 営業許可申請時等におけるHACCP導入指導
 - ・導入済許可施設数：12,203施設(R 4年度)→16,927施設(R 5年度)
- ③ 食品衛生に係る関係職員への内部研修及び外部研修を実施している。
 <主な事業>
 - 内部研修の実施
 - ・受講人数：141人(R 4年度)→157人(R 5年度)
 - 外部研修への派遣
 - ・受講人数：21人(R 4年度)→29人(R 5年度)
- ④ 市民に対し、食の安全安心の確保に関する情報提供を行っている。
 <主な事業>
 - 食の安全安心の確保に関する市民向け講習会の実施
 - ・講習会実施回数：79回(R 4年度)→130回(R 5年度)
 - 市民向け生活衛生情報誌「暮らし上手のヒント」の発行
 - ・発行媒体数：2媒体（WEB・冊子）(R 4年度)→2媒体（WEB・冊子）(R 5年度)
 - カンピロバクター食中毒に関するリスク周知（大学生向け）
 - ・対象学校数：市内大学など102校(R 4年度)→市内大学など111校(R 5年度)

【課題】

- ①④ 近年増加傾向にある食中毒病因物質に着目し、重点的に対策を講じる必要がある。
- ② 食品衛生法改正により、すべての食品等事業者に「HACCPに沿った衛生管理」が制度化（義務化）されたことから、市内の食品等事業者によるHACCPに沿った衛生管理の定着を促進する必要がある。

【今後】

- ①④ 食中毒の主要病因物質であるカンピロバクターとアニサキスへの対策を中心に食品等事業者への監視指導や市民への啓発を強化していく。
- ② 許可申請時や立入監視等の機会を捉え、市内食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入推進・確認を着実に進めていく。

●施策3-4 環境衛生の推進

取組みの方向性

- ① 環境衛生施設や貯水槽に対する監視を実施するとともに、社会福祉施設に対して衛生上の助言や啓発を行い、施設管理者による継続的な衛生管理を促すことで、衛生水準の向上を図ります。
- ② 福岡市葬祭場では、今後もより効率的な施設運営に取り組んでいくために、火葬件数の推移にあわせて、施設の整備、運用の見直しを検討します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 立入検査計画などに基づいて各種施設への監視指導及び衛生上の助言や啓発を実施した。
 - ＜主な事業＞
 - 環境衛生施設及び貯水槽への監視指導
 - ・環境衛生施設に対する監視延べ件数：2,523件（R 4年度）※→3,313件（R 5年度）
 - ・貯水槽に対する監視延べ件数：364件（R 4年度）※→606件（R 5年度）
 - ※新型コロナウイルス感染症の影響により一部実施できず。
- ② 施設整備に関する事業手法について検討した。
 - ＜主な事業＞
 - 施設整備の事業手法について、最適事業手法検討委員会を実施
 - ・火葬件数：12,537件（R 4年度）→12,683件（R 5年度）

【課題】

- ① さらなる衛生水準の向上を図るには、施設管理者の衛生管理に対する意識を高める必要がある。
- ② 施設整備における事業範囲や工事費の精査が必要である。

【今後】

- ① ICTを活用するなど効率的な監視指導並びに効果的な助言や啓発の実施を検討していく。
- ② 施設整備に関して事業範囲等の精査を行い、事業者選定に向けた公募書類の作成を行う。

●施策3-5 動物の愛護・適正飼育の推進

取組みの方向性

- ① ボランティア・ペットショップ・獣医師などとの連携共働のもと、飼い主などに対して継続的な適正飼育の啓発を行うとともに、動物愛護管理センターが収容した犬・猫については、適切な譲渡を推進していくことで、令和元年度に達成した実質的殺処分ゼロの継続をめざします。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① ボランティア・ペットショップ・獣医師などとの連携共働のもと、飼い主への適正飼育の啓発を行うとともに、動物愛護管理センターに収容された犬猫の譲渡事業を実施した。新たに福岡市獣医師会、動物関係団体と連携し、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術支援を実施した。実質的殺処分について、犬猫ともに引き続きゼロを継続している。

<主な事業>

○ミルクボランティア事業

動物愛護管理センターに収容された離乳前子犬・子猫を、市民ボランティアが概ね2カ月齢に達するまで哺育し、譲渡可能な子犬・子猫の数を増やすとともに殺処分数の削減を図った。

・離乳前子犬・子猫の譲渡頭数：45頭（R4年度）→62頭（R5年度）

○飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業

動物愛護管理センターの猫の収容頭数及び殺処分頭数の削減を目的に、野良猫や多頭飼育者の猫の不妊去勢手術の支援を試行的に実施

・支援件数及び手術頭数 野良猫：34件、514頭 多頭飼育者の猫：8件、76頭（R5年度）

【課題】

- ① 譲渡を推進するだけでなく、猫の収容頭数を減らすため、野良猫の過剰繁殖による問題発生地域や支援が必要な多頭飼育者を把握し、不妊去勢手術を推進する必要がある。

【今後】

- ① 飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進モデル事業の支援頭数を拡大するとともに、事業の周知や他機関との連携を図る。

Ⅲ 高齡者分野

基本目標 1 地域包括ケアの推進
目標の内容
○高齢者をはじめとして、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つの分野のサービスを一体的に提供する「地域包括ケア」を推進し、「地域共生社会」の実現につなげることをめざします。
施策の方向性
○高齢者に関するニーズが多様化し、さらに課題が複雑化、複合化した社会状況の中で、個人や地域、それぞれの実情や特性に応じた地域づくりを進めることにより、地域包括ケアを推進していきます。
○地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）や各種総合相談機能の充実・強化を図ります。
○「地域ケア会議」を地域から市レベルまでの各階層において設置し、専門職と地域の関係者などが、それぞれの地域課題を把握し、課題解決に向けた検討などを行うことを通して、高齢者が地域で生活しやすい環境整備を重層的に進めます。また、行政内はもとより、関係機関・団体と行政が連携し、分野を横断して課題解決に取り組めます。
○行政の持つビッグデータの集約・一元管理を行い、在宅サービスにおける多職種連携の推進や、エビデンス（科学的根拠）に基づいた施策の分析・評価・企画立案を進めるほか、A I（人工知能）やI o T、介護ロボットなど最新技術の医療・保健福祉分野への導入を進めます。

「施策事業の体系」
●施策1-1 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）と各種相談機能の充実
●施策1-2 地域ケア会議の推進
●施策1-3 I C T（情報通信技術）やロボット等の利活用

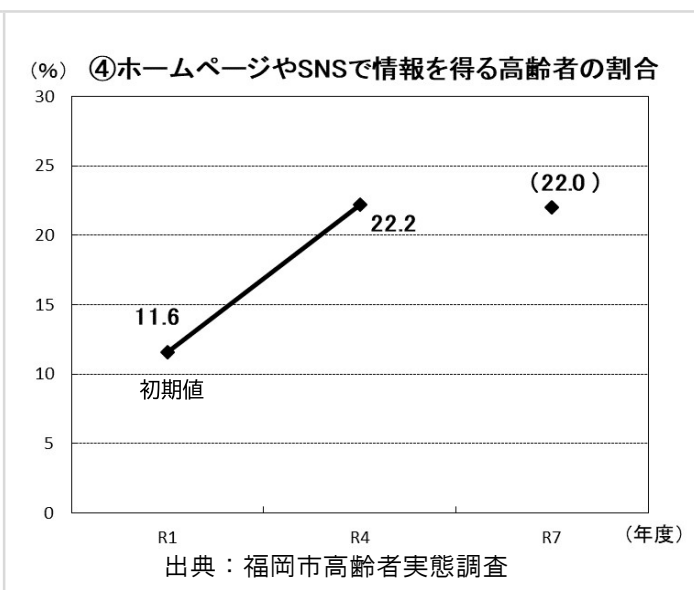
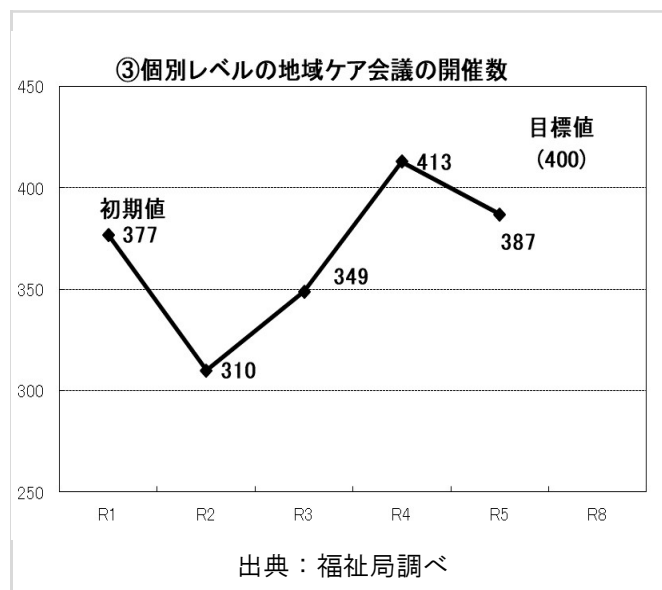
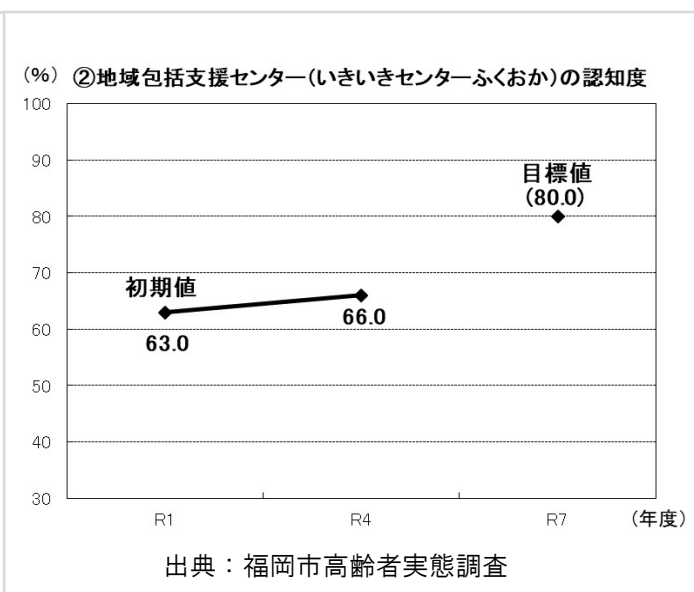
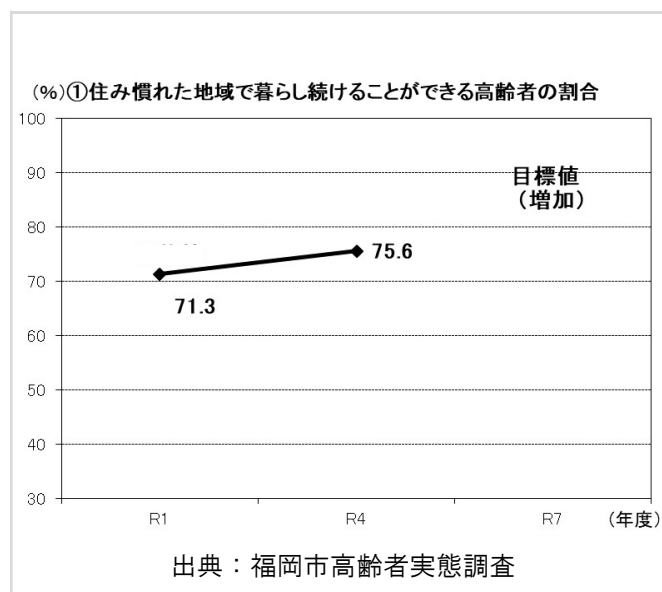
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
○ (概ね順調)	【施策1-1】 地域包括支援センターにおいて、地域包括ケアの拠点、高齢者の身近な相談窓口として、多様なニーズや相談を総合的に受け止めるとともに、各分野での関係機関及び団体の連携のための取組みを行っている。 【施策1-2】 市レベルの地域ケア会議では、関係機関・団体、行政とが共働で作成した「福岡市地域包括ケアアクションプラン」に基づく取組みの推進や進捗管理、関係団体の連携推進を行った。また、介護予防の観点で個別課題解決の検討を行うために、自立支援に資する地域ケア会議を開催している。 【施策1-3】 介護事業所への介護ロボットの導入支援など、福祉・介護現場における職員の負担軽減及びサービスの質の向上に取り組んでいる。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

2 成果指標の動向

<成果指標>

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①住み慣れた地域で暮らし続けることができる高齢者の割合 出典：福岡市高齢者実態調査	71.3% (令和元年度)	増加 (令和7年度)	75.6% (令和4年度)	a
②地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）の認知度 出典：福岡市高齢者実態調査	63.0% (令和元年度)	80.0% (令和7年度)	66.0% (令和4年度)	b
③個別レベルの地域ケア会議の開催数 (自立支援に資する地域ケア会議を除く) 出典：福祉局調べ	377件 (令和元年度)	400件 (令和8年度)	387件 (令和5年度)	b
④ホームページやSNSで情報を得る高齢者の割合 出典：福岡市高齢者実態調査	11.6% (令和元年度)	22.0% (令和7年度)	22.2% (令和4年度)	a



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策1-1 地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)と各種相談機能の充実

取組みの方向性

- ① 地域包括ケアの実現に向け、地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)の機能が十分に発揮されるよう、職員(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等)の高齢者人口(65歳以上の人口)に応じた配置を進めるとともに、職員研修の充実、働きやすい職場づくりなどに取り組んでいきます。また、地域、社会福祉協議会、保健・医療・介護・福祉・法律等の関係機関などとの顔の見える関係づくりを基本に多職種間の連携や、相談対応・支援力の向上に取り組めます。
- ② 介護についての知識や介護の技術を学ぶことができる「介護実習普及センター」や働く人のための介護の相談窓口「働く人の介護サポートセンター」、終活全般の総合相談を行う「終活サポートセンター」など、各種相談窓口における相談機能の充実を図ります。
- ③ ダブルケアやヤングケアラー、8050問題等の課題について関係機関への啓発等を行い、関係機関が連携してこれらの課題を抱える高齢者やその家族などを早期に発見し適切な支援につなげるよう、取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 地域包括支援センターにおいては、地域包括ケアの拠点、高齢者の身近な相談窓口として、地域のネットワーク構築、権利擁護、介護支援専門員支援等の機能を果たすことによって、高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に取り組んでいる。
また、高齢者の身近な相談窓口として多様なニーズや相談を総合的に受け止めるとともに、各分野での関係機関及び団体の連携のための取組みを行っている。

<主な事業>

○地域包括支援センター(いきいきセンターふくおか)

- ・職員定数：266名(R4年度)→267名(R5年度)
- ・相談件数：実：28,262件 延べ：192,480件(R4年度)
→ 実：28,967件 延べ：193,555件(R5年度)

- ② 介護実習普及センターにおいては、福祉用具、介護、資格、介護保険制度などの相談内容に対応している。

働く人の介護サポートセンターにおいては、働く世代が勤務時間外に介護に関する必要な情報やアドバイスを得られるように、平日の仕事帰りや休日に対応する相談窓口を設置し、働く家族介護者の負担軽減と継続就業を支援している。

終活サポートセンターにおいては、相続、権利擁護、死後事務など、終活に関する多岐にわたる不安や疑問に関する相談に対応している。

<主な事業>

○介護実習普及センター

介護知識・介護技術の普及とともに、福祉用具の普及を図るため、福祉用具の展示・相談体制を整備

- ・相談者数：2,158人(R4年度)→2,071人(R5年度)

○働く人の介護サポートセンター

働く人が介護に直面した場合でも、介護と両立して仕事を続けられるよう、専門の相談員が相談対応

- ・相談者数：202件(R4年度)→168件(R5年度)

○終活サポートセンター

身寄りのない高齢者等が地域において安心して生活を送ることができるよう、終活に関する相談に応じるための予約制相談窓口を定期的に開設している。

- ・相談者数：1,092人(R4年度)→1,109人(R5年度)

- ③ 地域包括支援センターにおいては、高齢者や家族をはじめ、それを支援する民生委員・児童委員、地域の医療機関・介護事業所など関係機関からの相談に応じるとともに、啓発活動を行っている。また、関係機関との連携強化のため介護事業所や医療機関・薬局巡回などを通して、地域のネットワークづくり及びネットワークを活用した支援を行っている。
- 概ね18歳までの子どもが介護を担っている場合は、ヤングケアラー相談窓口において、本人やその家族、関係機関などからの相談を受けるとともに、必要に応じてヘルパー派遣や福祉サービスにつなぐなどの支援を行っている。

＜主な事業＞

- 地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）
 - ・地域包括支援センター業務の広報・啓発活動：10,718件（R4年度）→11,980件（R5年度）
 - ・居宅介護支援事業所巡回・介護支援専門委員会支援等：866件（R4年度）→912件（R5年度）
 - ・医療機関・薬局巡回：271件（R4年度）→278件（R5年度）
- ヤングケアラー相談窓口（委託先：SOS子どもの村）
 - ・相談件数：437件（R4年度）→897件（R5年度）

【課題】

- ① 高齢者数の増加に伴う相談件数の増加という量的な変化への対応だけでなく、相談内容の質的な変化にも適切に対応していくため、相談対応・支援業務の質の向上や職員体制の充実等を図っていく必要がある。
- ② 介護実習普及センター、働く人の介護サポートセンターについて、介護に関する知識や技術が必要な方に広く活用されるよう、周知を図っていく必要がある。
終活サポートセンターについて、市民や関係機関へ広報周知し、相談件数の増加に努めていく必要がある。
- ③ 地域コミュニティの希薄化、マンションのオートロック化などにより、課題を家族だけで抱えこみ、課題の把握が困難になり、かなり深刻な状況になって相談につながるケースが増えている。

【今後】

- ① 高齢者が住み慣れた地域で生活しやすい環境整備を進めていく中で、地域包括支援センターがその役割を十分に果たしていくことができるよう、引き続き、現場の実態を踏まえながら、継続的に機能の改善・向上を図っていく。
- ② 具体的な講座や相談事業、イベントなどについて、従来の情報誌に加え、さらに、SNS等様々な媒体を活用しながら、引き続きより幅広い情報発信を行っていく。
終活出前講座の継続開催など、多様な切り口で終活の必要性や準備の方法などを啓発する機会を設け、広報周知を行っていく。
- ③ 地域包括支援センターでは、引き続き、地域の関係者や関係機関、事業所などに啓発を行うとともに、連携を深めて課題の早期発見と支援を行う。

●施策1-2 地域ケア会議の推進

取り組みの方向性

- ① 福岡市では「地域ケア会議」を、市・区・おおむね中学校区・小学校区、個別の各階層に設置し、保健・医療・介護などの専門職や地域住民との共働のもと、それぞれの課題解決能力の向上や、地域の関係機関相互の連携を高めていきます。
- ② 地域ケア会議で把握された地域課題について、多世代に向けた自立生活の啓発や、最期まで自分らしく生きるための支援・啓発など、分野横断的な取り組みをさらに進めていきます。
- ③ 介護予防の観点で高齢者の自立を支援していくための「自立支援に資する地域ケア会議」を実施していきます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 地域ケア会議5階層の各階層で高齢者支援、課題把握、課題解決に向けた取り組みの検討を行った。
市レベルの地域ケア会議では、関係機関・団体、行政とが共働で作成した「福岡市地域包括ケアアクションプラン」に基づく取り組みの推進や進捗管理、関係団体の連携推進を行った。
＜主な事業＞
○地域ケア会議
・開催回数：753回（R4年度）→723回（R5年度）
- ② 多世代に向けた自立生活の啓発として「ゆる～く備える親の介護講座」、最期まで自分らしく生きるための支援・啓発として「終活応援セミナー」などを実施した。
＜主な事業＞
○ゆる～く備える親の介護講座
・開催回数等：企業向けオンライン講座9回、
市民向け動画配信視聴回数（延べ）1,428回（R4年度）
→企業向けオンライン講座8回、
市民向け動画配信視聴回数（延べ）1,032回（R5年度）
○終活応援セミナー
・開催回数：2回（R4年度）→2回（R5年度）
○地域包括ケアの理解促進講座
・受講者数：403人（R4年度）→315人（R5年度）
- ③ 高齢者が要支援・要介護状態になっても、住み慣れた地域で本人らしく生活が続けることができるよう、介護予防の観点で、運動・ADL・IADL・栄養・口腔に関するアセスメントを充実させることにより、本人の生活機能、疾患管理の維持・向上を図ることを目的として、高齢者一人ひとりへの専門職からの助言を基に、個別課題解決の検討を行った。
＜主な事業＞
○自立支援に資する地域ケア会議（介護予防型個別支援会議）
・開催回数：141回（R4年度）→134回（R5年度）

【課題】

- ① 個別レベルの地域ケア会議での検討の積み重ねや各階層での課題解決を図るとともに、関係者の課題解決能力の向上や関係機関相互の連携を高めていくことが必要である。また、個々の課題から見えてくる地域課題については、区や市レベルの地域ケア会議で分析・検討を行い、関係機関・団体と連携した取り組みを進めていく必要がある。
- ② 「高齢になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせる」という地域包括ケアの理念や、自分自身や家族の高齢期に向けた備えの重要性について継続して啓発していく必要がある。
- ③ 個別事例の積み重ねによって、支援者側の介護予防、重度化防止の観点でのアセスメント力向上を図っていく必要がある。

【今後】

- ① 地域包括ケアの実現に向け、今後も個別レベルの支援内容の検討や各階層の地域ケア会議での検討を重ね、把握された地域課題については、関係機関・団体や所管局・区と連携し、課題解決に取り組んでいく。
- ② 「地域包括ケアアクションプラン」の新たな分野横断的取組の中で、自己選択・自己決定を支える環境づくりとして、「早期からの意思表示、意思決定の啓発」、高齢者分野の現場だけでは対応が難しい複合的な課題に対応していくための「複合課題への対応」等の取り組みを検討・実践する。

- ③ 介護支援専門員（予防プラン作成担当者含む）、及び会議に参加するすべての専門職が、介護予防・重度化防止の観点でのアセスメント力を高め、会議での検討結果を事例以外の高齢者支援にも生かせるよう、関係者と連携しながら、取り組んでいく。

●施策1-3 ICT(情報通信技術)やロボット等の利活用

取組みの方向性

- ① 情報通信ネットワークを活用し、本人の同意のもとに、生活や心身の状況、サービス提供時の注意点などの情報を在宅医療や看護・介護に係る関係者が共有することで、関係者の負担軽減とサービスの質の向上を図り、在宅で安心して生活できる環境づくりを推進していきます。
- ② 行政の保有する医療や介護、予防（健診）等に係る各種データを集約し、地域ごとのニーズ分析や課題の「見える化」を行い、エビデンス（科学的根拠）に基づく適切な施策の企画・立案を実現し、医療・介護・予防・生活支援・住まいに係るサービスの充実化を図ります。
- ③ 福祉・介護現場においては、職員の負担軽減及びサービスの質の向上をめざして、様々な場面でのA I（人工知能）やI o T、介護ロボットの利活用を進め、積極的な導入を支援・促進していきます。また、同時に、I C T技術を最大限に活用し、手続きの電子化や提出書類の削減など、行政側の事務の簡素化・効率化も進めていきます。
- ④ 様々な手続きの電子化やI C Tを活用した情報発信が進む中、I C T機器の操作に不慣れな高齢者がスマートフォンやタブレット等に慣れ親しむための取組みを進めていきます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 医療・看護・介護に係る関係者が、支援対象者の身体状況などを共有し効率的なケアサービスの提供を実現するため、平成28年10月より市内の一部地域で運用を開始した在宅連携支援システム（careNOTE）については、その後全市展開し、令和6年3月末時点で、本システムでの情報提供に同意された高齢者の数が約5万3千人となっている。
- ② 平成27年度に構築した、保健・福祉・医療に関する情報を一元的に集約・管理する情報通信基盤「地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータを研究機関と連携して分析・分析結果の共有を行い、エビデンスを活用した健康づくりなどの施策の企画・立案支援を図っている。
- ③ ・R4年度からR5年度にかけて、協定を締結した事業者においてデータやA Iを活用した介護予防・重度化防止に資するケアプラン作成支援システムの開発に取り組み、協定期間内に一定の機能を有するシステムを開発した。
 - ・介護事業所内に介護ロボット等に精通した職員を育成するとともに、経営・管理者向けにも介護ロボット等への認識を深める「介護ロボット・エキスパート養成講座」、
「介護ロボット・I C Tトライアル導入支援事業」を実施した。
 <主な事業>
 - 介護ロボット・エキスパート養成講座
 - ・講座開催数、参加事業所数：5回、12事業所（R4年度）→4回、12事業所（R5年度）
 - 介護ロボット・I C Tトライアル導入支援事業
 - ・トライアル貸出数：6事業所（R4年度）→6事業所（R5年度）
- ④ I C Tを活用してフレイル予防に取り組んでもらえるよう、L I N EやZoomを使った講座を実施した。
 <主な事業>
 - 介護予防の充実・強化事業（オンラインフレイル予防講座）
 - ・オンライン講座延べ参加者数：1,009人（R4年度）→666人（R5年度）
 - ・実施回数：36回（R4年度）→12回（R5年度）
 - 老人福祉センターにおける高齢者向けスマホ・タブレット講座
 - ・講座・相談会等実施回数：115回（R4年度）→110回（R5年度）
 - ・講座・相談会等参加者数：707人（R4年度）→856人（R5年度）

【課題】

- ① 在宅連携支援システムについては、参加事業所数、支援対象者の登録数は増加しているものの、登録されている支援対象者は、要支援認定者のうちの約76%、要介護認定者のうちの約63%となっており、引続き利用拡大を図る必要がある。
- ② 「地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータの分析結果を、より効果的な施策や市民への啓発に繋げるためには、研究機関と連携した高度な分析を継続して行っていく必要がある。
- ③ ・ A I システムの実用化のためには更なる改良が必要である。
 - ・ 多額の費用が必要となるロボット導入への関心が低い。そこで、引き続き、ロボットの必要性や関心度を高める取組み、D X の推進が必要である。
- ④ ・ 講座においては、自宅や身近な場所で参加できるオンラインの利点を活かして、より多くの高齢者に参加してもらえるよう働きかける必要がある。
 - ・ スマートフォンを初めて持つ高齢者やまだ持っていない高齢者を対象とした基本操作スキルを習得する講座を引き続き実施しつつ、さらなる活用を学ぶ講座の充実を図る必要がある。

【今後】

- ① 在宅連携支援システムについては、活用事例を周知するなどし、参加事業所および支援対象者の利用拡大を図っていく。
- ② 引き続き研究機関と連携した「地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータの分析を行い、分析結果として得られたエビデンスを健康づくりなどの施策の企画・立案に繋げていく。
- ③ ・ A I システムの課題の抽出等のために、地域包括支援センターでの試行導入を検討する。
 - ・ 介護ロボット等を導入していない事業所等も興味を持つようなセミナーや分かり易い動画などにより、介護ロボット等導入に向けた広報・周知を行う。
 - 新たに、介護サービスのD X を推進するため、I C T などの導入実験を行う。
- ④ ・ より多くの高齢者にフレイル予防・介護予防に取り組むきっかけを提供できるよう、関係機関と連携した広報の強化を図っていく。
 - ・ スマホ・タブレットの基本操作の講座を継続しつつ、オンラインでの行政手続きや日常生活に役立つ情報の取得等、実践に向けた高齢者のI C T スキルの向上のため支援を行う。

基本目標2 安心して暮らせる基盤づくり

目標の内容

- 高齢者の暮らしの基盤となる住まいの確保、日常生活に不可欠な買い物などの生活支援、そして支え合えるコミュニティや人材の確保に取り組みます。また、災害等が発生した場合に、高齢者の安全・安心を確保できる仕組みづくりを進めます。

施策の方向性

- 高齢者が安心して快適に暮らせるために、高齢者の心身の状況やニーズ等に応じた多様な住まいを確保するとともに、高齢者の住まいへの入居支援等の取組みを促進します。
- 高齢者等の日常生活の支援については、そのニーズの把握や、必要なサービスとのマッチングなどを図ります。特に買い物への支援については、多様な社会資源を活かし、地域ごとの特性やニーズに応じた多様で持続可能な買い物支援の取組みを進めます。
- 日常生活の歩行や移動に支障がある要介護高齢者や、寝たきりのために一般の交通機関の利用が困難な高齢者などに対して支援を行っていきます。
- 公共交通による生活交通の確保については、生活交通条例に基づき、休廃止対策や不便地対策などに取り組み、持続可能な生活交通の確保に努めます。
- 市全体やその圏域ごとの特性に応じて、高齢者や子ども、学生や外国人などの地域住民はもとより、企業やNPO、介護事業者、大学等の多様な主体が相互に連携し、その意欲や能力に応じて役割を持って活躍することで、高齢者が社会的に孤立することがないように支え合いの仕組みづくりを進めます。
- 福祉・介護人材の確保に向けて、介護事業者の経営力強化などの「労働環境・処遇の改善」、外国人人材の受入支援を含む「新規人材の参入促進」及び「資質の向上」を総合的に推進します。
- 災害時における高齢者の円滑な避難支援体制の構築を図るとともに、特別な配慮を必要とする高齢者のために福祉避難所の確保を推進します。

《施策事業の体系》

●施策2-1 住まいの確保と住環境の整備

●施策2-2 日常生活の支援等

●施策2-3 支え合う環境づくりと福祉・介護人材の確保

●施策2-4 災害対策の推進

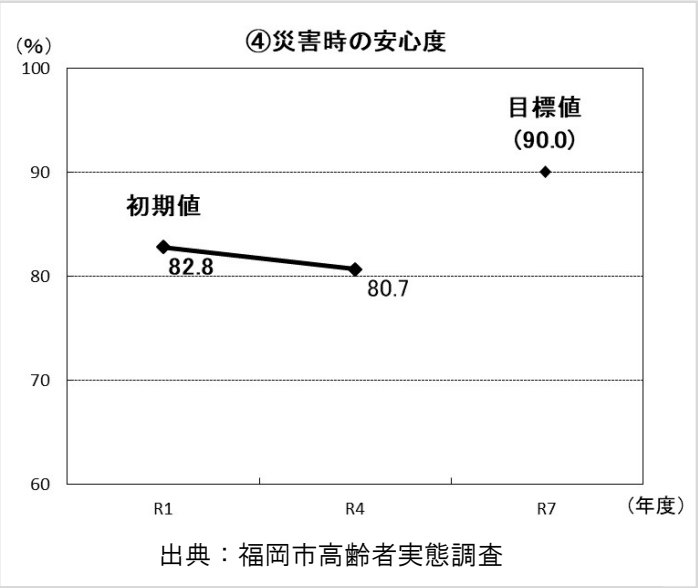
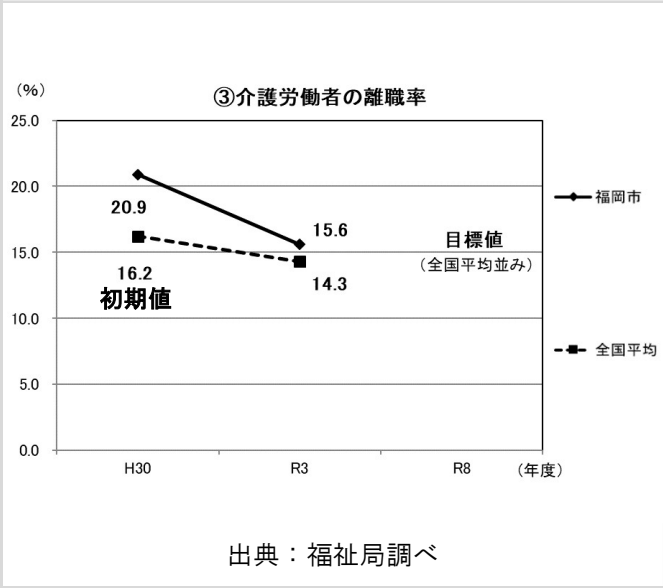
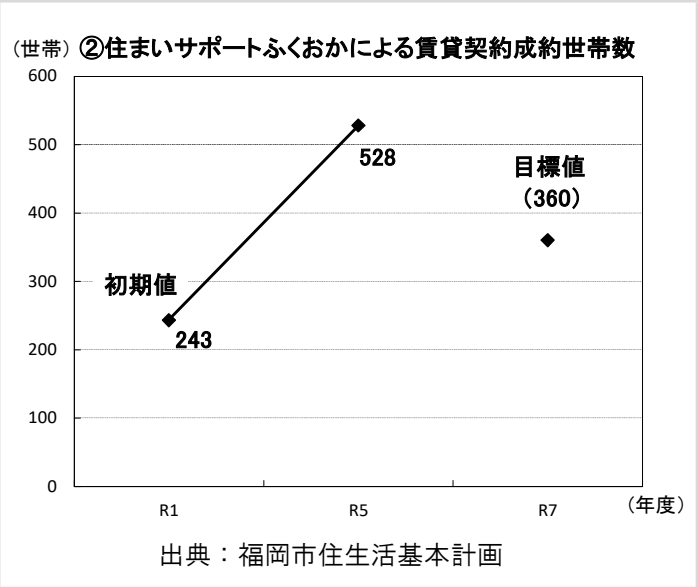
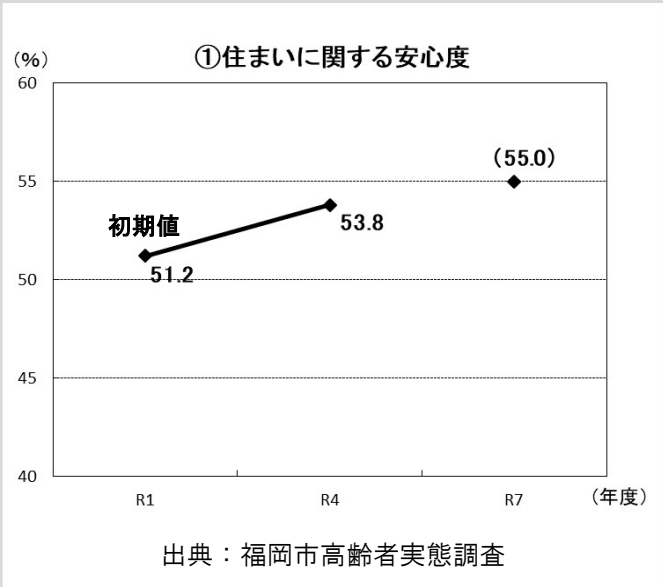
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
 (やや遅れている)	【施策2-1】 「サービス付き高齢者向け住宅」の登録推進、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する事業「住まいサポートふくおか」などを実施している。 【施策2-2】 移動販売、買い物先への送迎や地域と企業のマッチングなどにより、多様で持続可能な買い物支援を展開している。 【施策2-3】 介護事業所の経営力強化研修や外国人介護人材の受入れ支援などの福祉人材確保に取り組んでいる。 【施策2-4】 社会福祉協議会において、ふれあいネットワークに対し、平常時の見守りが災害時の避難支援に連動するよう働きかけを行っている。また、施設に必要な物資を配布するなど、福祉避難所の拡大及び運営体制の強化を図っている。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「△：やや遅れている」としている。

2 成果指標の動向

<成果指標>

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①住まいに関する安心度 （「住まいで困っていることの有無」について「ない」と回答した高齢者の割合） 出典：福岡市高齢者実態調査	51.2% （令和元年度）	55.0% （令和7年度）	53.8% （令和4年度）	a
②住まいサポートふくおかによる賃貸契約成約世帯数 出典：福岡市住生活基本計画	243世帯 （令和元年度）	360世帯 （令和7年度）	528世帯 （令和5年度）	a
③介護労働者の離職率 出典：福祉局調べ	20.9% （平成30年度） 全国平均16.2%	全国平均並み （令和8年度）	15.6% （令和3年度） 全国平均14.3%	a
④災害時の安心度 （災害時に手助けを頼める人が「常時いる」もしくは「時間帯によってはいる」と回答した人の割合） 出典：福岡市高齢者実態調査	82.8% （令和元年度）	90.0% （令和7年度）	80.7% （令和4年度）	b



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策2-1 住まいの確保と住環境の整備

取組みの方向性

- ① 「福岡市住生活基本計画」及び「福岡市高齢者居住安定確保計画」に基づき、高齢者が安心して居住できる生活支援サービス（安否確認・生活相談）が付いた高齢者向けの住宅や高齢者向け施設の供給促進、また、高齢者が居住する住宅のバリアフリー化等を進めることにより、高齢者の心身の状況やニーズに応じた多様な住まいの確保を促進します。
- ② 心身の状況等により、多様化する住まいへの要望に対して、高齢者のニーズに沿った情報を提供し、安心して居住することができる住まいを選択できるよう支援するとともに、円滑に入居するための支援策の充実を図ります。
- ③ 公的機関や医療機関、民間事業者など多様な主体との連携を強化しながら、今後増加が見込まれる、住宅に居住しながら介護サービスや生活支援サービスなどを必要とする高齢者の住生活の支援と質の確保を図ります。
- ④ 市営住宅については、機能更新の際に、バリアフリー化を進めるとともに、高齢者世帯等のより住宅困窮度が高い世帯に対して、入居者の定期募集における優遇制度を実施するなど、市営住宅への入居を支援します。
- ⑤ 「福岡市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」に基づき、住宅セーフティネット機能の強化を図るため、民間の賃貸住宅を活用し、セーフティネット住宅の登録促進や、入居者負担軽減に向けた経済的支援を実施します。
- ⑥ 家庭環境や経済面など様々な理由により、自立した生活が困難な高齢者の住まいを確保するため、軽費老人ホームの運営費の支援を行います。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 高齢者の単身・夫婦世帯が安心して居住できる住宅の供給促進を図るため、バリアフリー化や安否確認サービスなど一定の基準を満たす「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を推進している。
 <主な事業>
 ○サービス付き高齢者向け住宅の登録
 ・サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数〈累計〉
 目標：年間 約120戸
 現状：〈登録戸数〉3,397戸（R4年度）→3,455戸（R5年度）
- ② 住替えが困難な高齢者等を対象に、民間賃貸住宅への入居に協力する「協力店（不動産事業者）」や入居中の様々な生活支援を担う「支援団体（民間企業やNPO）」と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する事業「住まいサポートふくおか」を実施している。
 <主な事業>
 ○住まいサポートふくおか
 ・住まいサポートふくおかによる賃貸契約・成約世帯数〈累計〉
 現状：442世帯（R4年度）→528世帯（R5年度） ※障がい者・高齢者の成約実績
- ③ 住宅改造相談センターでは、身体機能の低下した高齢者やその家族が住宅をその高齢者に適するように改造する場合の改造方法や助成制度などについて、情報提供や相談対応を行っている。必要に応じ医療機関や居宅介護支援事業所などと連携し対応している。
 また、要支援・要介護認定を受けた高齢者が住宅の改修・改造を行う場合は、介護保険制度による住宅改修費の支給のほか、高齢者住宅改造助成事業による住宅改造費用の一部助成を行っている。
 <主な事業>
 ○住宅改造相談センター
 相談者数（障がい者相談含む）：1,823人（R4年度）→1,627人（R5年度）
 ○住宅改修費の支給
 住宅改修費支給件数：4,981件（R4年度）→4,641件（R5年度）
 ○高齢者住宅改造助成事業
 住宅改造助成件数：128件（R4年度）→101件（R5年度）

- ④ 市営住宅ストック総合活用計画に基づいて、建替えや改善事業の際には住戸や共用部分のバリアフリー化を図っている。また、市営住宅の定期募集においては、本来入居出来る収入の上限額より高い人でも入居できるよう収入基準の緩和や、一般世帯より抽選番号を多く割り振る抽選倍率の優遇、単身者の場合でも入居対象者とする同居親族要件の緩和、一般世帯とは別枠で高齢者世帯等の要件を満たす世帯が応募できる別枠募集の実施等の取り組みを実施している。
- ＜主な事業＞
- 市営住宅のバリアフリー化
 - ・市営住宅のバリアフリー化率：44%（R 4 年度）→45%（R 5 年度）
- ⑤ 住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、住宅セーフティネット機能強化を図るため、セーフティネット住宅への改修費補助、入居者負担低減などの経済的支援の実施。不動産関係団体や不動産事業者などと連携による、民間賃貸住宅の賃貸人や管理事業者等に対する広報・周知を実施。
- ・セーフティネット住宅の登録戸数（累計）：5,715戸（R 5 年度）
- ⑥ 市内の軽費老人ホーム23施設に運営費の支援を行っており、令和4年度から処遇改善加算を含めた支援を行っている。

【課題】

- ① 近年、登録件数が減少しており、広報・周知等により登録推進が必要である。
- ② 「住まいサポートふくおか」について、関係機関や協力店への事業周知及び連携強化が必要である。特に、63社（令和6年3月末）ある協力店の管理物件だけでは市内全域をカバーできておらず、さらなる協力店の登録を進める必要がある。
- ③ 必要に応じ、住宅に関する各種相談窓口と連携した支援が必要である。
- ④ 市営住宅においては、入居者の高齢化が進んでおり、入居者世代間のバランスの偏りなどにより、地域活動の担い手不足などが課題となっている。
- ⑤ 増加・多様化する住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、公的及び民間を合わせた賃貸市場全体による重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの機能強化が必要である。

【今後】

- ① 民間事業者に対し、登録制度及び登録を前提とする国の建設費補助制度などを広報・周知することにより、「サービス付き高齢者向け住宅」の供給を促進するとともに、高齢者の安定した居住の継続に向け、登録住宅の適正な維持・管理などについて事業者への助言・指導し、必要に応じて報告徴収や立ち入り検査などを引き続き実施する。
- ② 「住まいサポートふくおか」について、協力店の登録を進めるために、業界団体が行う不動産事業者研修会などの場で、引き続き本事業の周知及び協力依頼を行うほか、協力店との連携強化に向けた方策について検討を行う。
- ③ 今後も、各種相談窓口や医療機関などの関係機関と密に連携するとともに、高齢者がいつまでも住み慣れた環境で生活できるよう相談・助成の支援を継続する。
- ④ 引き続き、市営住宅ストック総合活用計画に基づいて、建替えや改善事業の際には住戸や共用部分のバリアフリー化を図っていき、また、定期募集における優遇制度を実施しつつも、子育て世帯等の多様な世代の入居の促進をしていくことで、良好な世代間バランスを確保し、コミュニティの維持・活性化に繋げる。
- ⑤
- ・居住支援体制の充実やセーフティネット住宅への改修費補助及び入居者負担低減などの経済的支援を継続して実施し、住宅確保要配慮者の受入れに対する大家等の不安の低減に努める。
 - ・住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住宅事業者・福祉団体と連携を図り、個々の状況に応じた居住支援に取り組む。

●施策2-2 日常生活の支援等

取組みの方向性

- ① 生活支援については、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）等が連携し、社会福祉連携推進法人制度など近年の制度改正を踏まえ、地域資源の発掘や担い手の養成などの資源開発、関係者間の情報共有や連携体制づくり等のネットワーク構築、高齢者等の住民ニーズとサービス資源のマッチングなどにより、多様な主体による多様な支援の充実を図ります。
- ② 特に、買い物支援については、移動販売車の運行や臨時販売所の開設、買い物先への送迎など多様な方法を、民間の活力や地域の支え合いの力、ICT（情報通信技術）などの新しい技術等、多様な社会資源を活かして具体化し、地域の特性やニーズに応じた支援に取り組んでいきます。
- ③ 日常生活の歩行や移動に支障がある要介護高齢者等に対して、介護保険制度において、訪問介護員による外出支援や歩行器などの貸与を行っていくとともに、寝たきりのために一般の交通機関の利用が困難な高齢者等に対して、寝台タクシー料金の一部を助成するなどの支援を行っていきます。
- ④ 公共交通施策として、誰もが使いやすい安全、安心、快適な交通環境づくりを進めるとともに、行政、市民及び交通事業者の協力と連携のもと、地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保に努めます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① ・福岡市社会福祉協議会及び地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）に生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の発掘や担い手の育成などの資源開発や関係者間などのネットワーク構築を行うことで、多様な主体による高齢者等の住民ニーズとサービスのマッチングを推進している。 ※ 令和3年度に配置完了。
生活支援コーディネーター配置数 64人（R4年度）→ 64人（R5年度）
- ・介護予防・生活支援サービス事業
要支援者等に対して、専門職によるサービスを必要とする人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護と同等である介護予防型サービスと、専門職によるサービスを必要としない人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護よりも割安な料金で利用できる生活支援型サービスを実施している。
- ② 買い物支援モデル事業を経て、買い物支援推進員を配置。移動販売や買い物先への送迎等、地域と企業等のマッチングを行い、地域の特性やニーズに応じた地域の支え合いを主体とする、多様で持続可能な買い物支援を展開。また、買い物支援へのICT活用に取り組むほか、宅配等の買い物に資する情報をまとめた冊子の配布をおこなった。
市と共に買い物支援に取り組む地域団体数（累計）：13団体（R4年度）→ 19団体（R5年度）
- ③ 介護保険制度による必要な支援を行うとともに、在宅の寝たきり高齢者のうち、一般の交通機関を利用することが困難な要介護4・5の座位が保てない方に対し、移動費用（寝台タクシー）の一部助成を行っている。
＜主な事業＞
○移送サービス
利用者数：108人（R4年度）→ 110人（R5年度）
- ④ ・ノンステップバス・ユニバーサルデザインタクシーの導入や鉄道駅のバリアフリー化を促進している。
＜主な事業＞
○ユニバーサルデザインタクシーの導入
・導入率：約16%（R4年度）→ 約20%（R5年度）
○ノンステップバスの導入
・導入率：約41%（R4年度）→ 約44%（R5年度）
- ・休廃止対策として、路線バスの休廃止に伴い、公共交通空白地となる地域において、代替交通の運行経費に補助を行っている。
5路線（R5年度）：今宿姪浜線、板屋脇山線、志賀島島内線、脇山支線、金武橋本線
- ・不便地対策として、公共交通が不便な地域において、地域主体の取組みに対する検討経費や交通事業者が実施する試行運行の経費に補助を行っている。
- ・生活交通確保支援として、上記対象以外の地域において、生活交通確保に向けた地域主体の取組みに対して、地域と交通事業者間の調整などの活動支援を行っている。

- ・高齢者の運転による交通事故が増加し社会問題となる中、自動車から地下鉄への利用転換を支援するため、運転免許を返納し「ちかパス65」を購入した方に1回の購入につき3,000ポイント（申し込みは2回まで）を付与する「運転免許返納割」サービスを平成29年5月3日より行っている。

【課題】

- ① ・多様化、複雑化する高齢者等の住民ニーズに対応していくため、多様な主体による多様な支援の充実を図っていく必要がある。

・介護予防・生活支援サービス事業
事業開始前からサービスを利用している方は、従来サービスと同等の専門職によるサービスを継続して利用されている方が多いため、生活支援型のサービスの普及が進んでいない。
- ② 超高齢社会の中で今後さらに増大することが見込まれる買い物支援のニーズに対応していける、多様で持続可能な仕組みを展開していく必要がある。
- ③ 移送サービスについて利用促進のため、さらなる周知を図っていく必要がある。
- ④ 生活交通支援事業
郊外部における人口減少やバス乗務員の不足などにより、バス路線の維持に課題が生じている。高齢化が進展する中、丘陵地の住宅地などでは、生活交通の確保が課題となっており、地域の実情に応じた持続可能な生活交通の確保に向けて、多様な交通手段の特性等を踏まえながら、地域、交通事業者と共働した取組みを行う必要がある。

【今後】

- ① ・生活支援コーディネーターによる、地域資源の発掘や担い手の養成などの資源開発、関係者間の情報共有や連携体制づくり等のネットワーク構築を推進する。

・介護予防・生活支援サービス事業
サービス内容や利用料等について啓発を行うとともに、介護支援専門員に対して、生活支援型サービスの内容や対象者像について周知を図るなどし、利用促進を図っていく。
- ② 企業や民間事業等の多様な主体の参画、地域の支え合いの力、ICTなどの新しい技術など、多様な社会資源を活かした持続可能な買い物支援（移動販売、臨時販売所の開設、買い物先への送迎など）を展開していく。
- ③ 引き続き、介護保険制度等による必要な支援を行っていくとともに、移送サービスについて機会をとらえ広報を行い、事業の周知を図る。
- ④ ・公共交通バリアフリー化促進事業
引き続き、バリアフリー基本計画に基づき、公共交通バリアフリー化の促進に取り組む。

・生活交通支援事業
生活交通条例に基づく休廃止対策などに着実に取り組んでいくとともに、地域や交通事業者と共働し、オンデマンド交通の社会実験を実施するなど、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに取り組む。

●施策2-3 支え合う環境づくりと福祉・介護人材の確保

取組みの方向性

- ① 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、衛生連合会、自治協議会等、地域で活動する各種団体への支援や、様々な場面での連携を通じて、地域の特性に応じた住民同士の支え合い・助け合いの仕組みづくりを支援します。
- ② 住民団体だけでなく、企業やNPO、介護事業者、大学などの多様な主体の地域の支え合い・助け合い活動への積極的な参加を促進するとともに、社会福祉法人の地域での公益的な取組みを推進します。
- ③ 住民の地域コミュニティへの参加を促し、住民相互の顔の見える関係づくりを進めるため、住民が気軽に集まれる場づくりを進めます。住民の交流の場として空き家などの活用を進める市社会福祉協議会への支援を行っていきます。
- ④ 高齢者が、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、喫緊の課題である福祉・介護サービスの担い手を確保するため、介護事業者の経営力強化などの「労働環境・処遇の改善」、外国人人材の受入支援を含む「新規人材の参入促進」及び「資質の向上」に総合的に取り組みます。
- ⑤ あわせて、介護に関する入門的研修の実施や、介護事業所向け研修の充実、介護ボランティアの登録・活用など、福祉・介護人材のすそ野を広げ、定着を促進する様々な取組みを進めます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 福岡市社会福祉協議会におけるふれあいネットワークやふれあいサロン、地域で結成された生活支援ボランティアグループに助成するご近所お助け隊支援事業などの取組みの実施や、民生委員の活動に対する支援などを実施している。

<主な事業>

○ふれあいネットワーク

地域住民や団体がネットワークを作り、高齢者などの見守り活動などを実施

・見守り世帯数：48,795世帯（R4年度）→ 46,865世帯（R5年度）

○ふれあいサロン

閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人等の孤独感の解消や寝たきり予防のため、健康づくりやレクリエーションなどサロン活動を実施

・参加者数（実人数）：8,607人（R4年度）→ 9,808人（R5年度）

○ご近所お助け隊支援事業

日常のちょっとした困りごとを解決するため、地域住民により結成された生活支援ボランティアグループによるごみ出しや買い物支援などを実施

・助成団体数（延べ）：10団体（R4年度）→ 6団体（R5年度）

福岡市老人クラブ連合会及び地域の老人クラブの事業や活動に対する、補助金助成などの支援により、高齢者の地域活動への参加促進を図っている。

<主な事業>

○老人クラブ活動支援

高齢者の社会参加及び健康づくりを推進するため、老人クラブ活動費及び福岡市老人クラブ連合会運営費及び各種事業費などについて助成

・年度末会員数：26,545人（R4年度）→ 25,022人（R5年度）

・友愛訪問：班616、訪問員3,184人（R4年度）→ 班582、訪問員3,053人（R5年度）

・グラウンド・ゴルフ大会：1,803人（R4年度）→ 1,726人（R5年度）

・囲碁将棋大会：217人（R4年度）→ 354人（R5年度）

- ② 社会課題の解決を目的として、様々な主体の参画によるネットワークの拡充を図るため、地域共生プラットフォームの構築に向けたシンポジウムを開催。

・参加した企業・社会福祉法人・NPO法人等の数：20社（R4年度）→ R5年度実施なし

- ③ 空き家などの資源の活用については、令和元年度より、福岡市社会福祉協議会が実施する、これまでの福祉転用の取組みをさらに広げていくため、空き家を活用してほしい人と活用したい人をマッチングする「社会貢献型空家バンク」の取組みを支援している。

④ 介護人材の確保のため、以下のとおり取り組んだ。

- 福祉人材共働ワーキングにおいて、介護の魅力発信について検討、実施した。
 - ・会議開催数、参加メンバー数：3回、31人（R4年度）→3回、31人（R5年度）
 - ふくおかカイゴつながるプロジェクト
 - 介護の魅力を発信するイベントを介護福祉士養成施設等と連携して開催した。
 - ・参加団体、来場者数（延べ）：16団体、1,650人（R4年度）
→14団体、約2,000人（R5年度）
 - 訪問介護事業所の人材確保支援
 - R4年度は、市民向けセミナーの開催や求人に関する支援等を行い、R5年度は、「介護職員初任者研修」の無償開催、資格取得者と介護事業所とのマッチングを実施した。
 - ・セミナー開催数、参加者数：2回、21人（R4年度）
→介護職員初任者研修開催数、研修受講者数、就職者数：3回、72人、35人（R5年度）
 - 外国人介護人材受入支援
 - 外国人留学生と介護施設のマッチング等の支援を実施した。
 - ・内定数：11（R4年度）→20（R5年度）
 - 介護事務効率化支援
 - R4年度は、訪問介護事業所に対し、事務負担軽減に関する支援を実施し、R5年度は事務負担軽減に関するセミナー等を実施した。
 - ・支援数：8事業所（R4年度）→セミナー参加者数：延54人（R5年度）
 - 介護事業所の経営力強化研修
 - 介護事業所・法人の経営者等を対象に、経営力を総合的に強化する研修を実施した。
 - ・研修開催数、参加者数：3コース×各3回、発表会1回延べ24人（R4年度）
→3コース×各5回、発表会1回延べ45人（R5年度）
 - 介護ロボット・IoT導入支援
 - 介護事業所内に介護ロボット等に精通した職員を育成するとともに、経営・管理者向けにも、介護ロボット等への認識を深める「介護ロボット・エキスパート養成講座」、「介護ロボット・ICTトライアル導入支援事業」を実施した。
 - ・講座開催数、参加者数：5回、12事業所（R4年度）→4回、12事業所（R5年度）
 - ・トライアル貸出参加事業所：6事業所（R4年度）→6事業所（R5年度）
 - 現場スタッフの対話場づくり支援
 - 「現場スタッフの対話の場づくりセミナー」を実施した。
 - ・講座開催数、参加者数：2コース×各3回 発表会1回延べ12名（R4年度）
→2コース×各5回 発表会1回延べ30名（R5年度）
 - 「介護業界全体のwell-being向上推進事業」
 - well-being向上の取組みを介護業界全体に広めることで、介護業界全体のWell-beingを高め、介護人材確保の基盤を構築することを目的とし、介護従事者などを対象にした、サービス向上に資する様々な分野の研修等を実施した。
 - 研修・交流会開催数、参加者数：各6回、研修参加者数：延べ159人、交流会参加者数：延べ118人（R5年度）
- ⑤ 介護従事者などを対象にした、サービスの向上に資する様々な分野の研修を実施している。
- 福岡市介護保険事業者研修事業：33回 2,242人（R4年度）→33回 2,260人（R5年度）
 - 介護に関する入門的研修
 - 介護人材のすそ野の拡大に向け、介護分野への介護未経験者の参入促進と要支援者向けの生活支援型訪問サービスを提供する人材を養成するため、介護に関する入門的研修を実施している。
 - ・研修実施回数、研修修了者数：9回、248人（R4年度）→7回、248人（R5年度）

【課題】

- ① 支え合う地域づくりを推進していくためには、地域で活動する各種団体などとの連携を図りながら、担い手の育成や参加を促進するための働きかけなどに、より一層取り組む必要がある。

老人クラブの会員やクラブ数は経年的に減少傾向にあり、活動の活性化に向けた対策を検討する必要がある。
- ② 複合多問題に対応していくためには、様々な分野における主体の参画が必要である。
- ③ 空き家の活用にあたっては、活用可能な空き家情報と活用のニーズの把握のほか、法務、税務、建築などの課題解決を担う各専門分野との効率的・効果的な連携や調整などを図っていく必要がある。
- ④ 資格取得が条件となっている介護職種の求職者のハードルを下げる取組みや、経営改善・D Xの推進、定着促進のため、より一層働きやすい職場環境を整えていく必要がある。
- ⑤ 介護事業所が抱える課題等を把握し、研修内容等について継続的に検討が必要である。
福祉・介護人材のすそ野拡大、定着の促進が必要である。

【今後】

- ① ふれあいネットワークやふれあいサロンの更なる充実、ご近所お助け隊支援事業や民生委員の活動に対する支援など、引き続き、関係施策の効果的な実施を図る。

福岡市老人クラブ連合会において、会員増強運動に引き続き取り組むとともに、市としても、活動のP Rや、老人クラブの運営・活動の活性化に向けた支援等を、福岡市老人クラブ連合会などと連携し引き続き行っていく。
- ② シンポジウムを継続して開催し、様々な主体の参画を促し、ネットワーク拡充を図っていく。
- ③ 住民の交流の場や福祉活動拠点などの空き家の活用について、「社会貢献型空家バンク事業」と連携を図りながら、今後とも取り組んでいく。
- ④ 介護人材の確保に向けて、介護職員初任者研修の無償取得支援など「新規人材の参入促進（外国人材の受入支援を含む）」及び「資質の向上」、介護事業者経営力強化などの「労働環境・処遇の改善」を総合的に推進するとともに介護業界全体のWell-being向上に取り組む。

さらに、研修受講者のアンケートなどから現場ニーズを把握し、研修テーマについて検討を行い、研修機会の提供及び資質の向上を図る。

介護サービスのD Xを推進するため、新たにI C Tなどの導入実験を行うとともに、経営改善に向けたコンサルタント派遣などを行う。

以上の取組みにより、引き続き、国・県・市の役割分担のもと、広域的な視点から、総合的に人材確保策を進めていく。
- ⑤ 研修受講者のアンケートなどから現場ニーズを把握し、研修テーマ等について検討を行い、引き続き研修機会の提供及び資質の向上を図る。

引き続き、介護人材のすそ野拡大のための魅力発信や、定着促進のための働きやすい職場環境づくり等に取り組んでいく。

●施策2-4 災害対策の推進

取組みの方向性

- ① 災害時に支援を必要とする高齢者が円滑に避難できるよう、平常時から避難行動要支援者名簿の管理や地域の見守り活動等の仕組みづくりを進めるとともに、防災担当部署、区役所、社会福祉協議会などの関係機関と連携して避難支援の体制構築を図ります。
- ② 一般的な避難所や福祉避難室での生活が困難な高齢者等のための福祉避難所の確保、さらに市社協が運営する災害ボランティアセンターなどとの連携により、災害発生時の支援体制の構築を図ります。また、福祉避難所などで必要となる食料等は、施設などと連携しながら確保を図っていきます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 福岡市社会福祉協議会において、ふれあいネットワークに対し、災害時の避難支援と平常時の見守りの連動を視野に入れた働きかけを行っている。
- ② 災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう災害ボランティアコーディネーター養成講座などを実施するとともに、災害ボランティア団体や自主防災組織などと共働してイベントなどを実施するなど平常時からのネットワークを構築している。

<主な事業>

○災害ボランティア活動推進事業

防災への備えについて市民意識の向上を図るとともに、災害時の支援活動のあり方や災害ボランティアセンターの運営を学ぶ講座の開催

○災害ボランティア養成講座

災害時に迅速に対応できる人材の育成を目的とした研修・訓練などの実施

施設に必要な物資を配布するなどし、福祉避難所数の拡大及び運営体制の強化を図っている。

・福祉避難所数：152施設（R 4年度） → 168施設（R 5年度）

【課題】

- ① ふれあいネットワークについては、担い手の高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手の確保に取り組む必要がある。
- ② 災害ボランティアセンターの設置運営に必要な人材の養成、福岡市内での地震・洪水など大規模災害に備えた災害ボランティア活動の体制づくり、福祉避難所の確保を進めていく必要がある。

【今後】

- ① 社会福祉協議会における、活動者の掘り起しに向けた自治会・町内会や地域の各種団体などに対する積極的な働きかけなどの取組みを支援する。
- ② 災害ボランティアセンターにおいては、コロナ禍の災害対応等、新たな動きへの対応やその中で体制づくりに柔軟に取り組んでいく。福祉避難所については、引き続き各施設への働きかけを行う。

基本目標3 いつまでもいきいきと活躍できる環境づくり

目標の内容

○高齢者が社会に参加することは、生きがいや介護予防、ひいては健康寿命の延伸にもつながります。高齢者一人ひとりが、年齢を重ねても、意欲や能力に応じて様々な形で社会に参加し、いきいきと活躍できる環境づくりを進めます。

施策の方向性

- 高齢者一人ひとりが、意欲や能力に応じて社会で元気に活躍し、生きがいのある生活を送ることができるよう、高齢者の社会参加を促進・支援します。
- 特に、高齢者の意欲が高い就業については、高齢者の多様なニーズを踏まえた就業支援や、年齢を重ねても働き続けられる環境づくりに取り組みます。
- 住民主体で参加しやすく、地域に根差した健康づくりや介護予防を推進し、その普及・啓発や高齢者の健康の保持増進を図ります。
- 身近な地域において、高齢者を中心に人が集い、様々な活動を行うことができる場や機会を提供します。

＜施策事業の体系＞

- 施策3-1 社会参加の促進
- 施策3-2 就業の支援
- 施策3-3 介護予防の推進
- 施策3-4 活動の場づくり

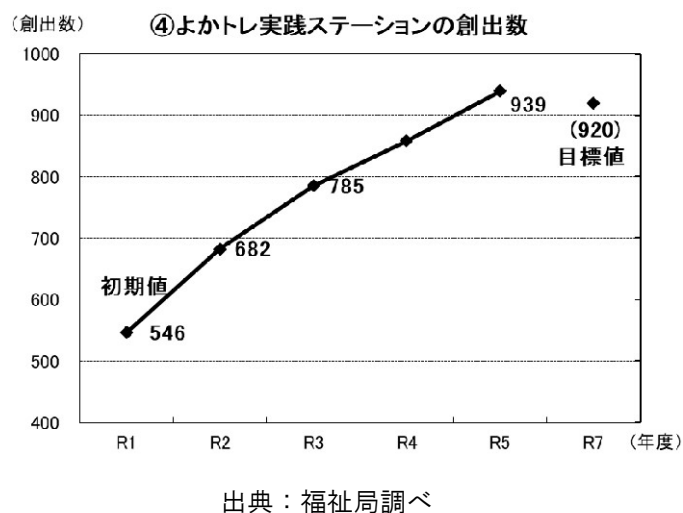
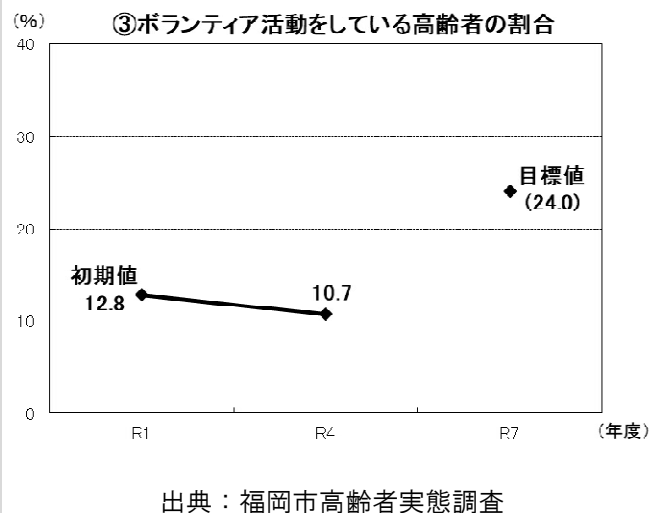
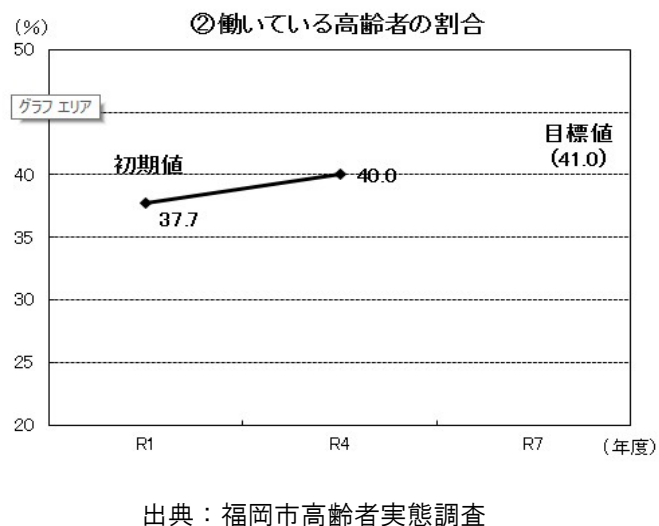
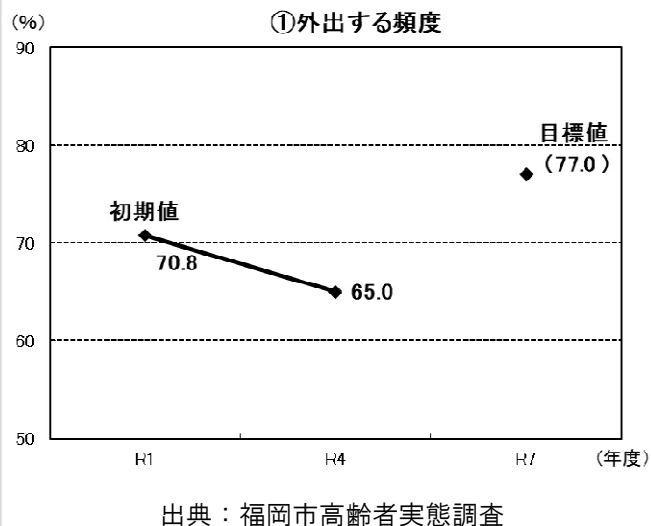
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
○ (概ね順調)	【施策3-1】、【施策3-4】 老人福祉センターにおける高齢者の社会参加活動の支援や、老人クラブの事業や活動に対する補助金助成により、高齢者の地域活動への参加促進を図っている。また、アプリを活用した健康行動促進事業を実施した。 【施策3-2】 シルバー人材センターへの人的・財政的支援や、シニア活躍応援プロジェクトなどにより、高齢者の就業を通じた生きがい活動の支援に取り組んでいる。 【施策3-3】 高齢者を中心とした団体や各区での教室終了後に立ち上がった自主グループ、公民館などの地域施設へ働きかけるなど、高齢者が身近な場所で介護予防ができる環境づくりに取り組んでいる。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

2 成果指標の動向

<成果指標>

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①外出する頻度 （週に4日以上外出する人の割合） 出典：福岡市高齢者実態調査	70.8% （令和元年度）	77.0% （令和7年度）	65.0% （令和4年度）	c
②働いている高齢者の割合 出典：福岡市高齢者実態調査	37.7% （令和元年度）	41.0% （令和7年度）	40.0% （令和4年度）	a
③ボランティア活動をしている高齢者の割合 出典：福岡市高齢者実態調査	12.8% （令和元年度）	24.0% （令和7年度）	10.7% （令和4年度）	c
④よかトレ実践ステーションの創出数 出典：福祉局調べ	546か所 （令和元年度）	920か所 （令和7年度）	939か所 （令和5年度）	a



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策3-1 社会参加の促進

取組みの方向性

- ① 高齢者が社会の中で元気に活躍し、生きがいのある生活を送ることができるよう、地域活動やボランティア活動、趣味や健康づくりの活動、就業など、社会参加にかかわる様々な活動を促進・支援します。
- ② 高齢者が自ら企画・実施するイベントや、高齢者同士が教え合う教室など、高齢者の主体的な活動を支援します。
- ③ 退職などで生活スタイルの大きな転換が見込まれる世代に対し、社会参加に関する情報を幅広く提供し、社会参加のきっかけづくりに取り組みます。
- ④ 老人クラブが行う地域活動やボランティア活動、教養・健康づくりのための活動を支援します。
- ⑤ 一人ひとりの特性に応じ、健康づくりや地域活動などへ気軽に取り組めるよう、後押しの仕組み（インセンティブ制度）の検討を進めます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ①②
 - ・老人福祉センターにおいて、各種講座・教室を実施するなど、趣味・教養・文化などの様々な活動が促進されるよう、支援を行っている。
 - ＜主な事業＞
 - 高齢者創作講座、シニア教室
 - 高齢者の社会参加の意識高揚や相互親睦を図り、生きがいを高めるため、創造的活動への参加や、相互の教え合いを支援
 - ・参加者数（延べ）：75,530人（R4年度）→98,917人（R5年度）
- ③
 - ・還暦の節目であり、退職などで生活スタイルの大きな転換が見込まれるアラカン（＝アラウンド還暦、60歳前後）世代を主な対象として、これからの過ごし方について考え、生きがいとしての就労や地域活動、余暇活動を行うきっかけづくりを行っている。
 - ＜主な事業＞
 - アラカンフェスタ
 - ・参加者数（延べ）：4,202人（R4年度）→5,236人（R5年度）
 - R60倶楽部
 - シニアが長年培った経験や技能、趣味や興味を活かして自らイベントを企画し、地域資源を活かした体験型の教室やツアーなどを実施
 - ・プログラム実施数：219プログラム（R4年度）→312プログラム（R5年度）
- ④
 - ・福岡市老人クラブ連合会及び地域の老人クラブの事業や活動に対する、補助金助成などの支援により、高齢者の地域活動への参加促進を図っている。
 - ＜主な事業＞
 - 老人クラブ活動支援
 - 高齢者の社会参加及び健康づくりを推進するため、老人クラブ活動費及び福岡市老人クラブ連合会運営費及び各種事業費などについて助成
 - ・年度末会員数：26,545人（R4年度）→25,022人（R5年度）
 - ・友愛訪問：班616、訪問員3,184人（R4年度）→班582、訪問員3,053人（R5年度）
 - ・グラウンド・ゴルフ大会：1,803人（R4年度）→1,726人（R5年度）
 - ・囲碁将棋大会：217人（R4年度）→354人（R5年度）
- ⑤
 - ・アプリを活用した市民の健康行動促進の具体的な仕組みを検討し、令和3年10月から、民間のスマートフォンアプリ「ふくおか散歩」を活用し、市民の健康づくりなどの取組みへの参加を後押ししている。
 - ＜主な事業＞
 - アプリを活用した健康行動促進事業
 - 年代や性別などターゲット別での健康づくりイベントの情報発信や、ユーザー間で歩数を競うイベントなどを実施
 - ・アプリの1月あたり平均利用者数：10,390人（R4年度）→9,046人（R5年度）

【課題】

- ①② 老人福祉センターについて、社会の情勢や高齢者のニーズを踏まえながら、時代に合った運営が求められている。
- ③ プログラムが一部固定化しているほか、事業の認知度が低いいため、見直しの必要がある。
- ④ 老人クラブの会員やクラブ数は経年的に減少傾向にあり、活動の活性化に向けた対策を検討する必要がある。
- ⑤ 市民が継続して健康づくりに取り組めるよう、市民にとって魅力的で、持続可能な制度とする必要がある。

【今後】

- ①② 老人福祉センターについて、人生100年時代における「高齢者の社会参加の拠点施設」として機能を強化し、高齢者の様々な社会参加活動の支援に取り組んでいく。
- ③ 対象世代のニーズを踏まえ、他機関との連携等による多様なプログラムの企画・実施により、事業の更なる魅力向上を図り、効果的な広報を行う。
- ④ 福岡市老人クラブ連合会において、会員増強運動に引き続き取り組むとともに、市としても、活動のPRや、老人クラブの運営・活動の活性化に向けた支援等を、福岡市老人クラブ連合会などと連携し引き続き行っていく。
- ⑤ 市民一人ひとりの健康づくりに資するよう、継続してターゲット別での健康づくりイベントの情報発信などを行うとともにアプリを運営する民間事業者と連携し、市民にとってより魅力的なアプリとなるよう取り組む。

●施策3-2 就業の支援

取組みの方向性

- ① 高齢者の「働きたい」との意欲が就業につながるよう、高齢者の多様なニーズを踏まえ、求職活動の開始から就業に至るまで、段階に応じた支援を行います。
- ② 高齢者の就業の場の拡大を図るため、企業に対する高齢者の雇用拡大に向けた働きかけなどを行うとともに、高齢者を雇用する上での課題の解決に向けた支援を行います。
- ③ 関係機関との連携を強化し、効果的なマッチング体制を構築するとともに、高齢者がより身近な場所で就業に関する情報を得られる環境の整備を図るなど、高齢者の就業を支える仕組みや環境づくりに取り組みます。
- ④ シルバー人材センターによる就業先の確保・職域拡大・自立経営等に向けた機能強化について、助言や支援を行うなど、高齢者の就業を通じた生きがい活動の充実を図ります。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

①②③

高齢者がいつまでも元気に社会で活躍できるよう高齢者の就業支援として、就業・創業に関するセミナー等を実施した。また、国と市が連携し開設したシニア・ハローワークふくおかにおいて、市が開拓した求人情報やセミナー情報の提供、同施設でのライフプランに関するセミナーや個別相談を実施することにより、マッチングの強化を図っている。

<主な事業>

○シニア活躍応援プロジェクト

働きたい高齢者と企業の多様な雇用をマッチングする仕組みや環境をつくり、高齢者の就業を応援

・高齢者向けイベント開催数、参加者数 : 137回、1,306人(R 4年度)
→124回、1,235人(R 5年度)

・高齢者雇用に向けて働きかけた事業者数 : 675社訪問(R 4年度)
→765社訪問(R 5年度)

・シニア・ハローワークふくおか(R 3.3月開設)と連携した取組み
同窓口でのライフプラン個別相談会開催数、参加者数 : 24回、24人(R 4年度)
→11回、13人(R 5年度)

同施設内でのライフプランセミナー開催数、参加者数 : 10回、160人(R 4年度)
→10回、136人(R 5年度)

同窓口での市就業相談窓口(オンライン含む) : 16回、51人(R 4年度)
→36回、82人(R 5年度)

④

シルバー人材センターへの人的・財政的支援により、高齢者の就業を通じた社会参加や地域の活性化を図っている。

<主な事業>

○シルバー人材センター

就業を通じて高齢者の能力を活用し、高齢者の社会参加や地域の活性化を図るため、地域の日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を有償で引き受け、これを会員に提供

・会員数 : 6,665人(R 4年度) → 6,680人(R 5年度)

・就業率 : 63.7%<72.3%>(R 4年度) → 61.8%<70.6%>(R 5年度)

・契約件数 : 14,346件<14,954件>(R 4年度) → 13,894件<14,489件>(R 5年度)

・契約金額 : 2,029,398千円<2,440,919千円>(R 4年度)
→2,115,916千円<2,560,018千円>(R 5年度)

・就業延人員 : 415,093人<501,562人>(R 4年度) → 403,674人<492,408人>(R 5年度)

※< >は派遣を含む数

【課題】

①②③④

高齢者の多様なニーズに応じた就業機会を確保するため、職域拡大、受け皿拡大を図るとともに福岡市の特性を踏まえた就業分野の雇用開拓を進める必要がある。

【今後】

①②③④

高齢者への就業支援や事業者への働きかけを効果的に行うとともに、シニア・ハローワークふくおかも活用し、働きたい高齢者がいつまでも活躍できる環境づくりを進める。

●施策3-3 介護予防の推進

- ① できる限り住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう、高齢者の身近な所に介護予防に取り組める場を増やすとともに取組みの継続支援を行い、地域住民主体による介護予防を推進していきます。推進にあたっては、PDCAサイクルを念頭に、引き続き専門職の関与や他の事業との連携を行います。
- ② 通いの場に参加できない人には、多様な課題を抱える人や閉じこもりがちで健康状態が把握できていない人がいることも考えられるため、医療や健診の情報等も活用し、必要な支援につなぐ取組み（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施）を推進します。
- ③ 高齢者がさらに健康寿命を伸ばし、自分らしく生きていけるよう、AI（人工知能）などの先端技術の活用や、地域ケア会議における個別事例の検討などにより、介護予防・重度化防止の取組みを推進します。

【進捗】

- ① ・介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業では、要支援者などに対して、専門職によるサービスを必要とする人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護と同等である介護予防型サービスと、専門職によるサービスを必要としない人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護よりも割安な料金で利用できる生活支援型サービスを実施している。
 - ・住民が身近な場所で介護予防に取り組めるよう、高齢者を中心とした団体や各区での教室終了後に立ち上がった自主グループ、公民館や医療施設などの地域施設への働きかけによる新規創出に取り組むとともに、既存の団体等への専門職による支援を実施することで、通いの場（よかトレ実践ステーション）の創出・継続支援に取り組むとともに、オンラインを活用したフレイル予防に取り組んでいる。
- <主な事業>
 - よかトレ実践ステーションの創出（H29年度開始）
 - ・よかトレ実践ステーション創出数（市内累計）
 - 目標：920カ所（R 7年度）
 - 現状：858カ所（638団体・220施設）（R 4年度）
 - 939カ所（689団体・250施設）（R 5年度）
 - よかトレ実践ステーション支援事業
 - ・実施延べ回数：9回（R 4年度）→6回（R 5年度）
 - ・参加延べ人数：184人（R 4年度）→124人（R 5年度）
 - 地域リハビリテーション活動支援事業
 - よかトレ実践ステーションなどへの専門職派遣による技術的支援
 - ・実施延べ回数：24回（R 4年度）→89回（R 5年度）
 - ・参加延べ人数：393人（R 4年度）→1,191人（R 5年度）
 - 介護予防の充実・強化事業（オンラインフレイル予防講座）
 - ※旧：オンラインフレイル予防プログラム
 - ・LINEやZOOMの操作方法を学ぶ対面講座開催数、参加者数：14回 133人（R 4年度）→14回 133人（R 5年度）
 - ・オンラインを使用した運動や社会参加等の講座開催数：36回 1,009人（R 4年度）→12回 666人（R 5年度）
- ② 健康状態の把握が困難な高齢者や、閉じこもりがちで生活機能低下のリスクが高い高齢者を早期に支援するため、医療・健診・介護データを活用してハイリスク者を抽出し、専門職による支援を行っている。（高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施：ハイリスクアプローチ）
- <主な事業>
 - ※R 5年度まではモデル事業として実施（いきいき食生活事業はR 6年度まで）
 - 健康状態不明者へのアウトリーチ支援
 - ・訪問等支援実施人数：967人中763人実施（R 4年度）→1,000人中710人実施（R 5年度）
 - 生活習慣病重症化予防事業
 - ・訪問・電話支援実施人数：241人中164人実施（R 4年度）
 - 264人中180人実施（R 5年度）
 - いきいき食生活事業（低栄養改善事業）
 - ・訪問支援実施人数：43人中36人実施（R 4年度）
 - 91人中58人実施（R 5年度）

- ③ ・ 個別レベルでの地域ケア会議で、介護予防の観点で高齢者の自立を支援していくための、自立支援に資する地域ケア会議（介護予防型個別支援会議）を実施している。
- ＜主な事業＞
- 自立支援に資する地域ケア会議（介護予防型個別支援会議）
 - ・開催回数：108回（R 3 年度）→141回（R 4 年度）
 - ・令和4年度から令和5年度にかけて、協定を締結して事業者においてデータやA I を活用した介護予防・重度化防止に資するケアプラン作成支援システムの開発に取り組み、協定期間内に一定の機能を有するシステムを開発した。
 - ・要介護度やA D L等の改善・維持に取り組むチーム（介護サービス事業所、利用者）を評価し、その取り組みに対して表彰等を行う事業と市民を対象とした重度化防止等を啓発する事業にR 4 年度より取り組んでいる。
- ＜主な事業＞
- 要介護状態改善等評価事業（ふくおか元気向上チャレンジ）
 - ・参加者：37チーム（R 4 年度）→27チーム（R 5 年度）
 - 重度化防止啓発事業
 - ・講演会の開催回数、参加者：1 回、206名（R 4 年度）→1 回、824名（R 5 年度）
 - ※R 5 年度はアラカンフェスタと同時開催

【課題】

- ① ・ 総合事業開始前からサービスを利用している方は、従来サービスと同等の専門職によるサービスを継続して利用されている方が多いため、生活支援型のサービスの普及が進んでいない。
- ・ 住民団体のよかトレ実践ステーションや自主グループにおいては、活動場所の確保や参加者の高齢化などに伴い運営が難しくなっている団体等が増加しているため、継続した運営ができるように支援を行っていく必要がある。
- ・ 高齢者にとって介護予防の取り組みの1 つのツールとなるよう、オンライン講座の啓発強化や講座内容の充実が必要である。
- ② 医療・健診・介護データを活用したハイリスクアプローチについては、令和6年度の本格実施後も、自治体の特性に応じた抽出条件などを検討していく必要がある。
- ③ ・ 介護予防型個別支援会議による事例検討を積み重ねることで、支援者側の介護予防、重度化防止の観点でのアセスメント力の向上を図っていく必要がある。
- ・ A I システムの実用化のためには更なる改良が必要である。
- ・ 事業の認知度を高め、より多くの介護事業所等に参加してもらう必要がある。

【今後】

- ① 既存の団体等へ専門職の介入による支援を強化するとともに、高齢者が身近な場所でフレイル予防・介護予防に取り組めるよう、関係機関と連携しながら新規創出を行う等、介護予防の拠点の充実を図る。また、オンライン講座などについては、関係部署と連携した広報啓発を行い、フレイル予防に取り組んでいく。さらに、フレイルのリスクが高い高齢者を把握し、様々な介護予防につなげる仕組みを検討する。
- ② 支援が必要な高齢者を効果的に把握・支援できるよう、ハイリスク者の抽出や支援の方法については事業の実績や、国及び他自治体の動向もみながら、P D C Aを積み重ねていく。
- ③ 介護予防型個別支援会議での事例検討を重ね、介護支援専門員や会議に参加するすべての専門職の介護予防の意識強化を図っていく。
 - ・ A I システムの課題の抽出等のために、地域包括支援センターでの試行導入を検討する。
 - ・ 事例集などを活用した効果的な広報により、介護事業所等の参加の拡大を図っていく。

●施策3-4 活動の場づくり

取組みの方向性

- ① 老人福祉センターについて、高齢者の社会参加活動の拠点として、講座や相談など様々な事業を実施するとともに、健康づくりや就業支援による生きがいがづくりの機能強化を図ります。
- ② 老人福祉センター及び老人いきいの家で、高齢者が主体的に行う様々な活動を支援します。
- ③ 地域の空家を居場所などの福祉目的に活用するため、市社会福祉協議会が実施する、空家を貸したい人と借りたい人のマッチングなどの取組みを支援します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

①②

老人福祉センターについて、適切な運営・維持管理のほか、令和元年度から高齢者の「健康づくり機能」「就業・創業支援による『生きがいがづくり機能』」を施設運営業務に明確に位置付け、利用者の活動・交流の場を提供した。

<主な事業>

○老人福祉センターの設置・運営

○高齢者の各種相談、健康増進、教養の向上、レクリエーションなどを総合的に提供

・利用許可証交付数

1,743人（R4年度）→2,383人（R5年度）

・年間延べ利用者数

110,945人（R4年度）→151,901人（R5年度）

・開園日数（7園平均）

298日（R4年度）→302日（R5年度）

○健康づくりの取組み

・介護予防教室などの健康づくり教室や健康相談を実施している。

・福岡ヘルスラボ等、市が実施する健康づくりに関する事業の実施会場として活用している。

○就業・創業支援による生きがいがづくりの取組み

・就業セミナーや合同企業説明会を実施している。

・各区老人福祉センターを含む市内14ヶ所の「シニアお仕事ステーション」において、シニア向け求人情報や就業セミナーなどの情報を発信している。

・シルバー人材センターの入会説明会の会場として活用している。

老人いきいの家について、引き続き施設で様々な活動が行えるように、建替や維持管理等を行っている。

<主な事業>

○老人いきいの家の設置・運営

高齢者福祉の増進を図るため、高齢者に対して教養の向上、レクリエーション及び相互親睦のための場を提供する。

・利用者数（延べ）：181,329人（R4年度）→209,755人（R5年度）

・建替対象の整備状況

目標：125館

現状：115館（R4年度）→116館（R5年度）

③

空き家などの資源の活用については、令和元年度より、福岡市社会福祉協議会が実施する、これまでの福祉転用の取組みをさらに広げていくため、空き家を活用してほしい人と活用したい人をマッチングする「社会貢献型空家バンク」の取組みを支援している。

【課題】

①②

老人福祉センターについて、社会の情勢や高齢者のニーズを踏まえながら、時代に合った運営が求められている。

③

空き家の活用にあたっては、活用可能な空き家情報と活用のニーズの把握のほか、法務、税務、建築などの課題解決を担う各専門分野との効率的・効果的な連携や調整などを図っていく必要がある。

【今後】

①②

老人福祉センターについて、人生100年時代における「高齢者の社会参加の拠点施設」として機能を強化し、高齢者の様々な社会参加活動の支援に取り組んでいく。

③

住民の交流の場や福祉活動拠点など福祉目的としての空き家の活用について、「社会貢献型空家バンク事業」と連携を図りながら、今後とも取り組んでいく。

基本目標 4 要支援・要介護高齢者等への支援体制の充実

目標の内容

- 介護や支援が必要な高齢者が適切な介護サービスを利用できるよう、介護保険制度を円滑に運営するとともに、制度の持続可能性を確保するための取組みを推進します。介護サービスについては、人材の確保と質の向上に取り組むとともに、市民ニーズに対応した介護サービス基盤を整備します。さらに、高齢者本人や家族などの介護者への支援のため、介護サービスに加えて様々な在宅支援サービスを提供します。

施策の方向性

- 介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営するとともに、介護保険制度の持続可能性を確保するための取組みを進めます。また、高齢者の多様なニーズに対応したサービスを実施するとともに、介護分野への多様な担い手の確保を図ります。
- 住み慣れた地域での生活を支える、小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを拡充するとともに、入所・居住系サービスを担保する施設サービスも一定量確保します。
- すべての利用者にきめ細かな質の高い介護サービスが提供されるよう、引き続き事業者に対し、よりよいケアの実現に向けた指導を実施するとともに、介護人材の専門性や資質の向上、職場の環境整備などに向けた研修機会の提供に取り組めます。また、介護保険サービスが利用しやすくなるよう、分かりやすい情報提供に取り組めます。
- 介護保険サービスに加えて、住み慣れた地域で可能な限り自立した在宅生活を営むことができるよう、要支援高齢者のニーズや介護の状態、家族の状況に応じた様々な在宅サービスを提供します。

《施策事業の体系》

●施策4-1 持続可能な介護保険制度の運営

●施策4-2 介護サービス基盤の整備

●施策4-3 介護サービスの質の向上

●施策4-4 生活支援サービスの提供

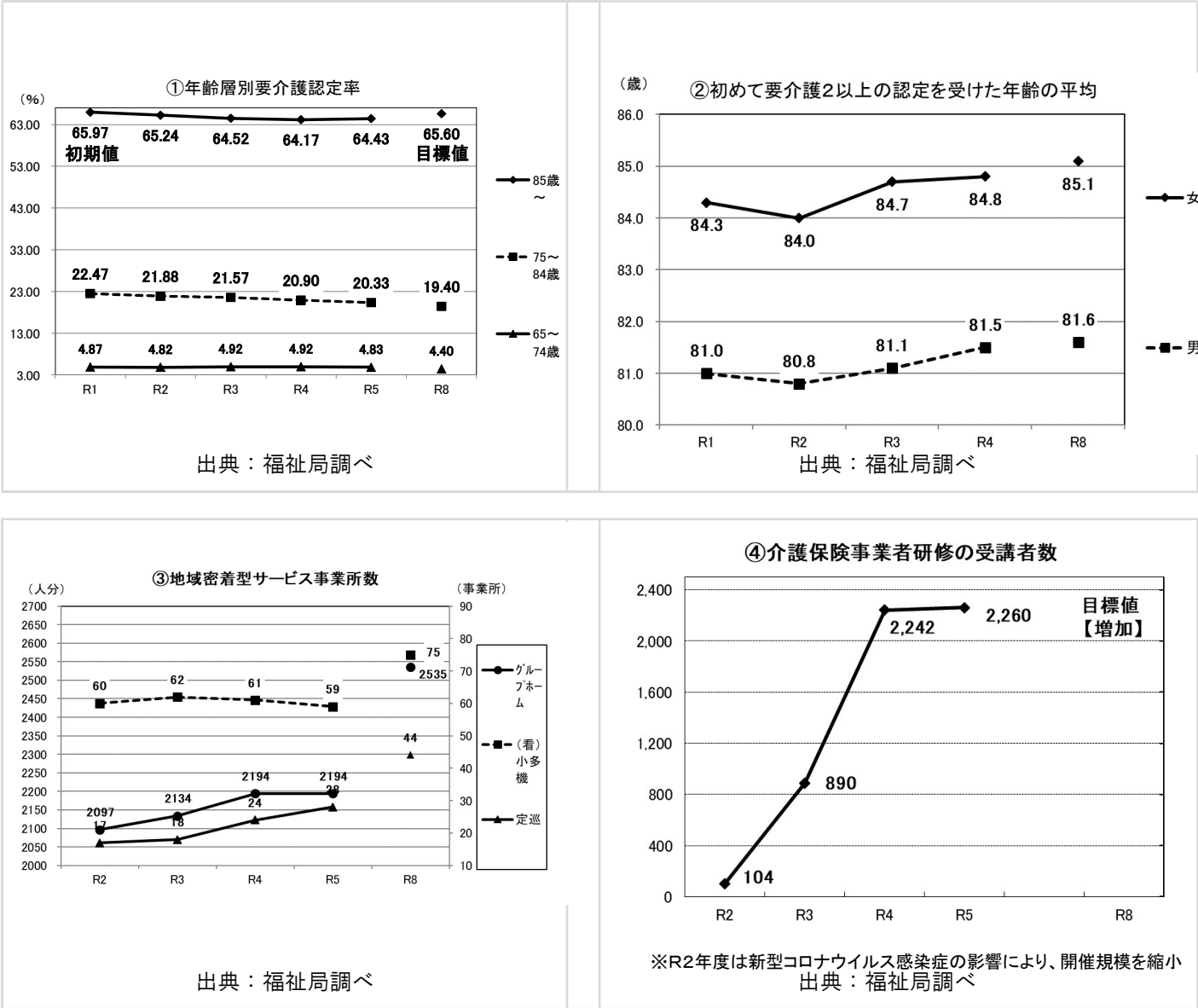
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
○ (概ね順調)	【施策4-1】 福岡市介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、外国人介護人材の受入れ支援や、介護事業所の経営力強化研修等を実施し、福祉人材の確保に取り組んでいる。 【施策4-2】 介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスや特別養護老人ホームなどの整備を進めている。 【施策4-3】 介護従事者などを対象とした分野別の研修や、高齢介護実務者を対象とした認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施している。 【施策4-4】 支援を必要とする高齢者やその家族が安心して在宅生活を送れるよう、介護サービスに加えて、寝たきりなどでおむつが必要な人へのおむつの配送や、ショートステイなどの料金の助成、住宅改造費用の助成などを実施している。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

2 成果指標の動向

<成果指標>

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①年齢層別要介護認定率 （65～74歳、75～84歳、85歳～） 出典：福祉局調べ	65～74歳：4.87% 75～84歳：22.47% 85歳～：65.97% （令和元年9月末）	65～74歳：4.4% 75～84歳：19.4% 85歳～：65.6% （令和8年9月末）	65～74歳：4.83% 75～84歳：20.32% 85歳～：64.45% （令和5年9月末）	b
②初めて要介護2以上の認定を受けた年齢の平均 出典：福祉局調べ	男性：81.0歳 女性：84.3歳 （令和元年度）	男性：81.6歳 女性：85.1歳 （令和8年度）	男性：81.6歳 女性：85.0歳 （令和5年度）	a
③地域密着型サービス事業所数 ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②（看護）小規模多機能型居宅介護 ③認知症高齢者グループホーム 出典：福祉局調べ	①17事業所 ②60事業所 ③2,097人分 （令和3年3月末）	①44事業所 ②75事業所 ③2,535人分 （令和9年3月末）	①28事業所 ②59事業所 ③2,194人分 （令和6年3月末）	c
④介護保険事業者研修の受講者数 出典：福祉局調べ	104人 （令和2年度）	増加 （令和8年度）	2,260人 （令和5年度）	a



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策4-1 持続可能な介護保険制度の運営

取組みの方向性

- ① 「第8期福岡市介護保険事業計画」及び「第9期福岡市介護保険事業計画」に基づき、介護保険制度の円滑な運営を図ります。増加する認定申請に対応するため、要介護認定事務センターにおいて円滑に認定事務を行います。
- ② 生活支援サービスの充実を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業において、生活支援型サービスを実施し、利用者の負担軽減や新たな担い手の確保を行います。
- ③ 介護サービスの担い手を確保するため、介護の経営力強化などの「労働環境・処遇の改善」、外国人人材の受入支援を含む「新規人材の参入促進」及び「資質の向上」に総合的に取り組みます。
- ④ あわせて、介護に関する入門的研修を実施し、介護予防・日常生活支援総合事業の従事者を養成するとともに、介護分野へ多様な人材の参入を促します。
- ⑤ 制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、行政だけでなく事業者や地域団体など幅広い参画を得ながら、最新技術やエビデンス（科学的根拠）などを積極的に収集・活用し、より効果的に施策を推進します。
- ⑥ 高齢者の身近な所に介護予防に取り組める場を増やし、地域住民主体による介護予防を推進するとともに、A I（人工知能）などの先端技術を活用した介護予防・重度化防止などに取り組みます。
- ⑦ 広報紙をはじめ、各種チラシ・パンフレット、ホームページ、出前講座や介護実習普及センターによる介護講座など、様々な機会を活用し、幅広い世代に向けて、介護保険制度、高齢者福祉や介護に関する理解の促進と普及啓発に取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 要介護認定事務センターにおける認定事務を含め、事業計画に基づき円滑に運営している。
- ② 要支援者等に対して、専門職によるサービスを必要とする人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護と同等である介護予防型サービスと、専門職によるサービスを必要としない人を対象とした、従来の訪問介護・通所介護よりも割安な料金で利用できる生活+支援型サービスを実施している。

③ 介護人材の確保について、次のとおり取り組んだ。

- 福祉人材共働ワーキングにおいて、介護の魅力発信について検討、実施した。
 - ・会議開催数、参加メンバー数：3回、31人（R4年度）→3回、31人（R5年度）
- ふくおかカイゴつながるプロジェクト
介護の魅力を発信するイベントを介護福祉士養成施設等と連携して開催した。
 - ・参加団体、来場者数（延べ）：16団体、1,650人（R4年度）
→14団体、約2,000人（R5年度）
- 訪問介護事業所の人材確保支援
R4年度は、市民向けセミナーの開催や求人に関する支援等を行い、R5年度は、「介護職員初任者研修」の無償開催、資格取得者と介護事業所とのマッチングを実施した。
 - ・セミナー開催数、参加者数：2回、21人（R4年度）
→介護職員初任者研修開催数、研修受講者数、就職者数：3回、72人、35人（R5年度）
- 外国人介護人材受入支援
外国人留学生と介護施設のマッチング等の支援を実施した。
 - ・内定数：11（R4年度）→20（R5年度）
- 介護事務効率化支援
R4年度は、訪問介護事業所に対し、事務負担軽減に関する支援を実施し、R5年度は事務負担軽減に関するセミナー等を実施した。
 - ・支援数：8事業所（R4年度）→セミナー参加者数：延べ54人（R5年度）
- 介護事業所の経営力強化研修
介護事業所・法人の経営者などを対象に、経営力を総合的に強化する研修を実施した。
 - ・研修開催数、参加者数：3コース×各3回、発表会1回延べ24人（R4年度）
→3コース×各5回、発表会1回延べ45人（R5年度）
- 介護ロボット・IoT導入支援
介護事業所内に介護ロボット等に精通した職員を育成するとともに、経営・管理者向けにも、介護ロボット等への認識を深める「介護ロボット・エキスパート養成講座」、「介護ロボット・ICTトライアル導入支援事業」を実施した。
 - ・講座開催数、参加者数：5回、12事業所（R4年度）→4回、12事業所（R5年度）
 - ・トライアル貸出参加事業所：6事業所（R4年度）→6事業所（R5年度）
- 現場スタッフの対話場づくり支援
「現場スタッフの対話の場づくりセミナー」を実施した。
 - ・講座開催数、参加者数：2コース×各3回 発表会1回延べ12名（R4年度）
→2コース×各5回 発表会1回延べ30名（R5年度）
- 「介護業界全体のwell-being向上推進事業」
well-being向上の取組みを介護業界全体に広めることで、介護業界全体のWell-beingを高め、介護人材確保の基盤を構築することを目的とし、介護従事者などを対象にした、サービス向上に資する様々な分野の研修等を実施した。
研修・交流会開催数、参加者数：各6回、研修参加者数：延べ159名、交流会参加者数：延べ118名（R5年度）
- 福岡市介護保険事業者研修事業：33回 2,242人（R4年度）→33回 2,260人（R5年度）
- 他にも、介護従事者などを対象にした、サービスの向上に資する様々な分野の研修を開催した。

④ 介護人材のすそ野の拡大に向け、介護分野への介護未経験者の参入促進と要支援者向けの生活支援型訪問サービスを提供する人材を養成するため、介護に関する入門的研修を実施する。

- ・研修実施回数、研修修了者数：R4年度（9回、248人）→R5年度（7回、248人）

⑤ 平成27年度に構築した、保健・福祉・医療に関する情報を一元的に集約・管理する情報通信基盤「地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータを研究機関と連携して分析・分析結果の共有を行い、エビデンスを活用した健康づくりなどの施策の企画・立案支援を図っている。

⑥ 高齢者を中心とした団体や各区での教室終了後に立ち上がった自主グループ、公民館や医療施設などの地域施設への働きかけによる新規創出に取り組むとともに、既存の団体等へ専門職による支援を実施している。

○よかトレ実践ステーションの創出（H29年度開始）

R4n：858カ所（638団体・220施設）→R5n：939カ所（689団体・250施設）

また、R4年度からR5年度にかけて、協定を締結した

事業者においてデータやAIを活用した介護予防・重度化防止に資するケアプラン作成支援システムの開発に取り組み、協定期間内に一定の機能を有するシステムを開発した。

⑦ 介護保険制度についての各種チラシ・パンフレットを作成し、市内各所で配布している。
介護実習普及センターにおいて、家庭での介護を支える介護の知識と、用具を使った負担の少ない介護の基礎を学ぶ介護講座等を実施している。

- ・開催講座数：185回（R4年度）→191回（R5年度）

【課題】

- ② 事業開始前からサービスを利用している方は、従来サービスと同等の専門職によるサービスを継続して利用されている方が多いため、生活支援型のサービスの普及が進んでいない。
- ③ 資格取得が条件となっている介護職種の求職者のハードルを下げる取組みや、経営改善・D Xの推進、魅力向上や定着促進のため、より一層働きやすい職場環境を整えていく必要がある。
- ④ 福祉・介護人材のすそ野拡大、定着の促進が必要である。
- ⑤ 「地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータの分析結果を、より効果的な施策や市民への啓発に繋げるためには、研究機関と連携した高度な分析を継続して行っていく必要がある。
- ⑥ 活動場所の確保や参加者の高齢化などに伴い運営が難しくなっている団体等が増加しているため、継続した運営ができるよう支援を行っていく必要がある。
また、A I システムの実用化のためには更なる改良が必要である。
- ⑦ 介護実習普及センターについて、介護に関する知識や技術が必要な方に広く活用されるよう、周知を図っていく必要がある。

【今後】

- ① 引き続き事業計画に基づき実施
- ② サービス内容や利用料等について啓発を行うとともに、介護支援専門員に対して、生活支援型サービスの内容や対象者像について周知を図るなどし、利用促進を図っていく。
- ③ 介護人材の確保に向けて、介護職員初任者研修の無償取得支援など「新規人材の参入促進（外国人人材の受入支援を含む）」及び「資質の向上」、介護事業者経営力強化などの「労働環境・処遇の改善」を総合的に推進するとともに介護業界全体のWell-being向上に取り組む。
さらに、研修受講者のアンケートなどから現場ニーズを把握し、研修テーマについて検討を行い、研修機会の提供及び資質の向上を図る。
介護サービスのD X化を推進するため、新たにI C Tなどの導入実験を行うとともに、経営改善に向けたコンサルタント派遣などを行う。
以上の取組みにより、引き続き、国・県・市の役割分担のもと、広域的な視点から、総合的に人材確保策を進めていく。
- ④ 引き続き、介護人材のすそ野拡大のための魅力発信や、定着促進のための働きやすい職場環境づくり等に取り組んでいく。
- ⑤ 引き続き研究機関と連携した「地域包括ケア情報プラットフォーム」のデータの分析を行い、分析結果として得られたエビデンスを健康づくりなどの施策の企画・立案に繋げていく。
- ⑥ 既存の団体等へ専門職の介入による支援を強化するとともに、高齢者が身近な場所でフレイル予防・介護予防に取り組めるよう、関係機関と連携しながら新規創出等、介護予防の拠点の充実を図る。
また、A I システムの課題の抽出等のために、地域包括支援センターでの試行導入を検討する。
- ⑦ 引き続き、介護保険制度の必要な広報を行う。
また、具体的な講座や相談事業、イベントなどについて、従来の情報誌に加え、さらに、S N S等様々な媒体を活用しながら、引き続きより幅広い情報発信を行っていく。

●施策4-2 介護サービス基盤の整備

取組みの方向性

- ① 地域密着型サービスや特別養護老人ホーム等については、介護保険事業計画において、高齢者の状況等を踏まえ、整備目標量を定め計画的に整備を進めていきます。
- ② 在宅での24時間365日の切れ目ないサービスを提供するため、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護といった在宅生活を支援するサービスの整備を進めるとともに、サービスの普及促進に取り組みます。
- ③ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、日常生活圏域間の均衡や要介護認定者数の増加を踏まえつつ、整備を進めていきます。
- ④ 特別養護老人ホームは、入所申込者の状況などを踏まえ、整備を進めます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

①②③④

「第8期福岡市介護保険事業計画」に基づき、地域密着型サービスや特別養護老人ホーム等の整備を行った。

<主な事業>

○特別養護老人ホーム

主に要介護3以上の利用者に対し、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設

・整備量

第8期整備目標量：6,453人分

現状：6,213人分、88施設（R2年度）→6,333人分、90施設（R5年度）

○（看護）小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを利用者の状態に応じて組み合わせて、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス。看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護の「訪問」「通い」「宿泊」に加え、必要に応じて「訪問看護」を一体的に行うサービス

・整備量

第8期整備目標量：80事業所

現状：60事業所（R2年度）

（うち、看護小規模多機能型居宅介護6事業所）

→59事業所（R5年度）

（うち、看護小規模多機能型居宅介護11事業所）

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の緊急時対応などを行うサービス

・整備量

第8期整備目標量：29事業所

現状：17事業所（R2年度）→28事業所（R5年度）

○認知症高齢者グループホーム

認知症高齢者の共同生活住居において、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービス

・整備量

第8期整備目標量：2,385人分

現状：2,097人分、131事業所（R2年度）

→2,194人分、136事業所（R5年度）

【課題】

整備目標量に対して不足しているため、目標量の確保に向けた取組みが必要である。

【今後】

公募方法の工夫やサービスに関する市民への周知などをしながら、今後とも整備促進に努めていく。

●施策4-3 介護サービスの質の向上

取組みの方向性

- ① 介護に携わる者（介護従事者）に対して、様々な機会を通じて、研修の場を提供し、資質向上の支援に取り組みます。
- ② 介護サービス事業者に対して、事業所での研修の実施や、介護従事者への研修受講の機会の確保などを指導するとともに、介護従事者を対象に、地域包括ケア、権利擁護、介護技術などのサービスの向上に資する様々な分野の研修を開催するほか、国や民間団体が行う各種研修の案内を行うなど、介護従事者の意欲の向上を図ります。
- ③ 認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができるよう、認知症高齢者等に対する介護サービスの充実と質の向上を図る認知症介護に関する実践者研修や、適切なサービスの提供に関する知識等を習得するための研修を実施し、認知症介護の専門職員を養成します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

①～③

- 介護事業者に対し、介護サービスの質を向上させ被保険者の安全及び制度利用の満足度を向上させることを目的とし、本市介護サービス事業者を対象とした研修を実施している。

＜福岡市介護保険事業者研修事業＞

介護従事者などを対象とした、サービスの向上に資する様々な分野の研修を開催

	[R 4年度]	[R 5年度]
・権利擁護及び虐待防止研修	: 6回 774人	→ 6回 599人
・地域包括ケア研修	: 4回 325人	→ 4回 300人
・ケアマネジメント研修	: 4回 254人	→ 4回 288人
・テーマ別研修	: 14回 769人	→ 14回 927人
・組織マネジメント研修	: 5回 120人	→ 5回 146人

＜福岡市認知症介護実践者等養成事業＞

高齢者介護実務者を対象にした、認知症高齢者の介護に関する実践的研修などを開催

	[R 4年度]	[R 5年度]
・認知症介護実践者研修	: 3回103人	→ 3回114人
・認知症介護実践リーダー研修	: 1回 10人	→ 1回 12人
・認知症対応型サービス事業開設者研修	: 1回 6人	→ 1回 12人
・認知症対応型サービス管理者研修	: 3回 80人	→ 3回 62人
・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	: 2回 23人	→ 2回 23人
・認知症ケア研修	: 2回 18人	→ 2回 32人
・認知症介護基礎研修(e ラーニング)	: 116人	→ 1,508人

- 相談員が施設へ訪問し、利用者や家族の話を聞き、相談に応じたり、利用者の生活を観察したりする一方、施設サービスの状況を把握し、問題改善へ向けて両者の橋渡しをすることで介護サービス等の質の向上につなげている。

感染症対策のため、施設への訪問を中止していたが、R 5年10月より一部再開。R 6年4月よりさらに規模を拡大し、16施設を10人の相談員で訪問している。

【課題】

①～③

- ・介護事業所が抱える課題等を把握し、研修内容等について継続的に検討が必要である。

【今後】

①～③

- ・研修受講者のアンケートなどから現場ニーズを把握し、研修テーマ等について検討を行い、引き続き研修機会の提供及び資質の向上を図る。
- ・全面的な訪問再開に向け、施設及び相談員と調整するとともに、訪問活動を支援する。

●施策4-4 生活支援サービスの提供

取組みの方向性

- ① 介護保険制度のほか、寝たきりなどでおむつが必要な人へのおむつの配送や、ショートステイなどの料金の助成、住宅改造費用の助成などにより、高齢者やその家族の在宅生活を支援するとともに介護の負担軽減を図ります。
- ② 高齢者の単独世帯等が安心して生活ができるよう、緊急時の不安を解消し、安全を確保するサービスを提供します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

①②

- ・ 支援を必要とする高齢者やその家族等が、安心して在宅生活を送るための各種サービスを実施している。
 - おむつサービス
寝たきりなどによりおむつが必要な人に、おむつを定期的に配送し、その費用の一部を助成
利用者数：5,908人（R 4年度）→6,343人（R 5年度）
 - あんしんショートステイ
介護者の疾病や介護疲れなどの理由で、介護保険を超えてショートステイを利用する場合の利用料金の一部を助成
登録者数：2,845人（R 4年度）→2,878人（R 5年度）
 - 高齢者住宅改造助成
要支援・要介護認定を受けた高齢者が住宅の改造を行う場合、介護保険制度による住宅改修費のほか、高齢者住宅改造助成事業による改造費用の一部を助成
高齢者住宅改造助成件数：128件（R 4年度）→101件（R 5年度）
 - 緊急通報システム
一人暮らしなどの高齢者が、急病などの緊急時に無線発信機などを用いてセンターに通報し、消防局や近隣の協力員などが対応する仕組み
登録者数：5,047人（R 4年度）→5,227人（R 5年度）

【課題】

①②

今後も、支援を必要とする高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、社会情勢や利用者ニーズを踏まえた施策を実施していく必要がある。

【今後】

①②

社会の情勢や利用者ニーズを踏まえながら、引き続き施策を実施していく。

基本目標 5 認知症フレンドリーなまちづくりの推進

目標の内容

- 認知症の人が認知症とともに住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、関係機関との連携を図りながら認知症の人や家族に対する支援の充実を図るとともに、市民や企業が認知症に関する理解を深める取組みや認知症の人や家族が自分らしく認知症とともに社会参加できる取組みを進めるなど、産学官民オール福岡で認知症フレンドリーなまちづくりを推進します。

施策の方向性

- 認知症の人が認知症とともに住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民や企業等が認知症について正しく理解するための啓発を推進します。
- 医療・介護の専門職の認知症対応力の向上を図るほか、認知症の人が初期段階で適切な診断を受け、症状に応じた適時・適切なサービスを受けられる体制整備を進めます。
- 認知症の人の意志を尊重し、寄り添う取組みを推進するとともに、介護者の精神的・身体的負担軽減と認知症の人の生活の質の改善を図るため、介護者に対する支援の充実を図ります。また、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見・支援につながる環境づくりを進めます。
- 認知症の人を単に「支えられる側」と考えるのではなく、尊厳と希望を持って認知症とともに生きることができる社会をめざし、認知症の人が活躍できる場の創出など産学官民オール福岡で認知症の人の視点に立った取組みを推進します。

＜施策事業の体系＞

- 施策5-1 認知症に関する理解促進
- 施策5-2 適切な医療・介護サービスの提供と予防の推進
- 施策5-3 認知症の人や家族への支援の充実
- 施策5-4 認知症とともに生きる施策の推進

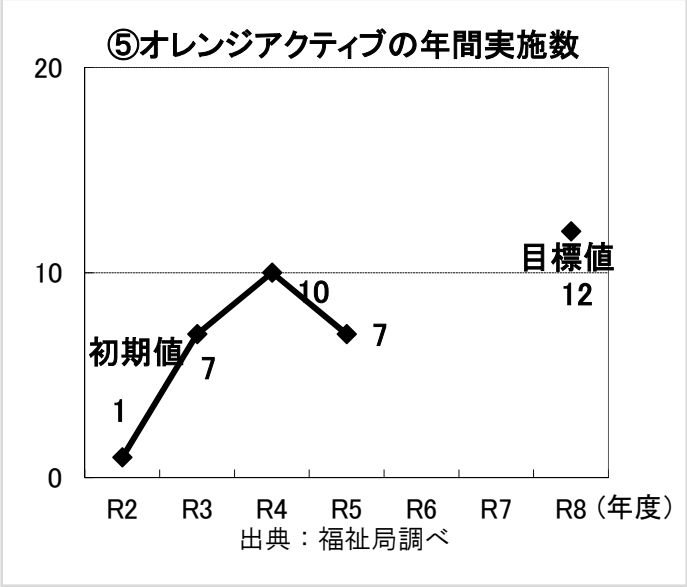
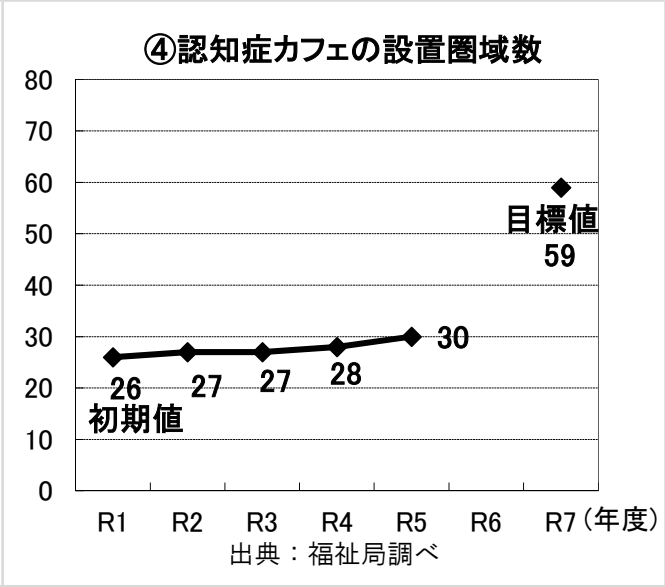
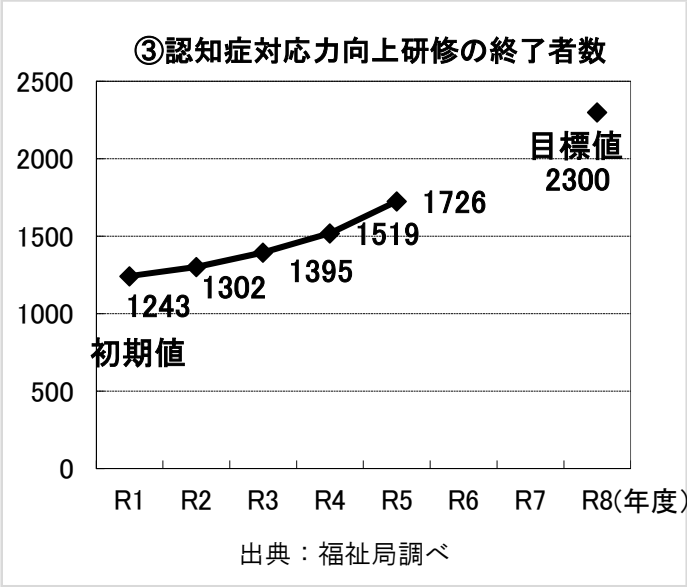
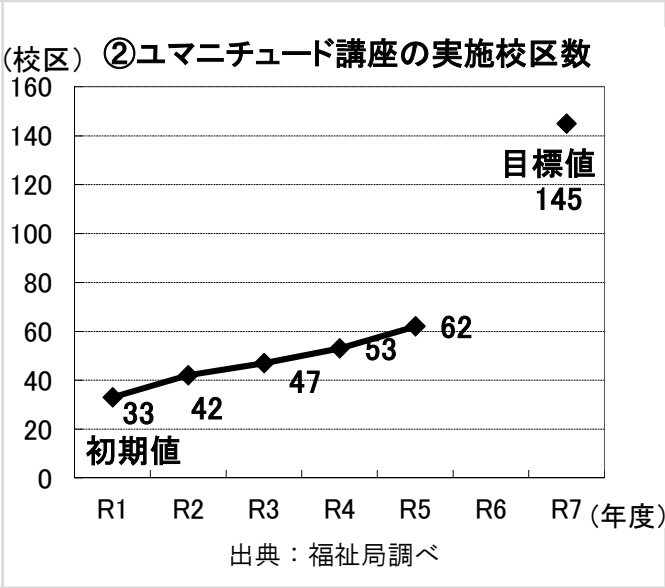
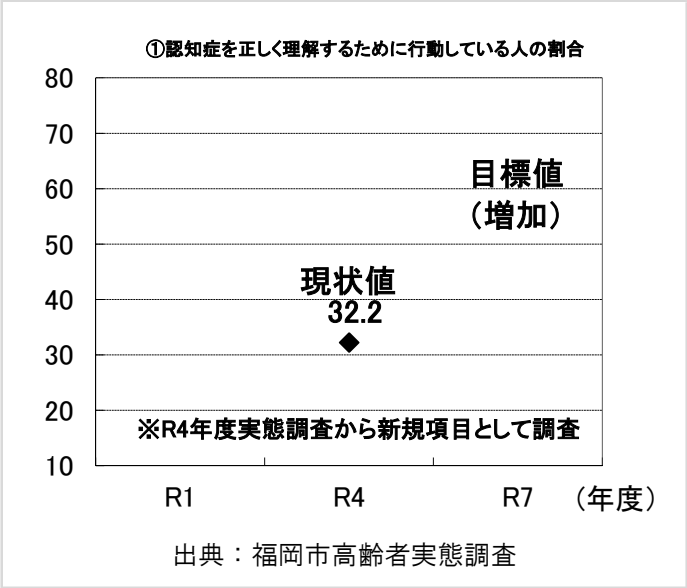
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
◎ (順調)	【施策5-1】 「福岡市認知症フレンドリーセンター」を令和5年9月に開設し、認知症に関する正しい理解の促進や認知症の人の活躍の場の創出、国内外への取組み発信などに取り組んでいる。また、ユマニチュードのさらなる普及を図るため、ユマニチュード講座を全小学校・全校区で実施することとしており、講師となるユマニチュード地域リーダーの追加養成を実施している。 【施策5-2】 認知症サポート医の養成に加え、福岡市医師会や認知症疾患医療センターなどの関係機関と連携しながら、かかりつけ医、病院勤務医療従事者、歯科医師、薬剤師に向けた、認知症対応力向上研修を実施している。 【施策5-3】 認知症の人の見守りネットワーク事業や認知症カフェの開設促進、認知症本人ミーティングなどの支援を実施している。 【施策5-4】 認知症当事者が登録できるオレンジ人材バンクを活用し、認知症の方の活躍できる場の創出を行っている。また、認知症の人にもやさしいデザインの普及に取り組んでいる。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「◎：順調」としている。

2 成果指標の動向

＜成果指標＞

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①認知症を正しく理解するために行動している人の割合 出典：福岡市高齢者実態調査	—	増加 （令和7年度）	32.2 （令和4年度）	—
②ユマニチュード講座の実施校区数 出典：福祉局調べ	33校区 （令和元年度）	146校区 （令和7年度）	62校区 （令和5年度）	a
③認知症対応力向上研修の修了者数（累計） 出典：福祉局調べ	1,243人 （令和元年度）	2,300人 （令和8年度）	1,726人 （令和5年度）	b
④認知症カフェの設置圏域数 出典：福祉局調べ	26圏域 （令和元年度）	59圏域 （令和7年度）	30圏域 （令和5年度）	b
⑤オレンジアクティブ （認知症の人の活躍の場づくり）の年間実施実績（事業者数） 出典：福祉局調べ	1件 （令和2年度）	12件 （令和8年度）	7件 （令和5年度）	a



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策5-1 認知症に関する理解促進

取組みの方向性

- ① 社会全体で認知症の人を支えるため、誰もが認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を支える手だてを知ることができるよう、学校教育の場を含め、理解を深めるための普及・啓発活動を推進します。
- ② 地域や企業、小・中学校などにおいて、認知症の人とその家族を支え、温かく見守る認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症サポーターなどによる認知症の人にやさしい地域づくりに取り組みます。
- ③ 多くの市民が認知症のことを理解し、正しい接し方ができるよう、家族介護者や専門職だけでなく、地域住民や児童生徒などに対する認知症コミュニケーション・ケア技法ユマニチュード®講座の実施に取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 認知症になっても住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちを目指す取組みをさらに推進するため、認知症に関する正しい理解の促進や認知症の人の活躍の場の創出、国内外への取組み発信等を行う拠点施設として「福岡市認知症フレンドリーセンター」を令和5年9月に開設した。
 <主な事業>
 - 認知症フレンドリーセンター来館者数：4,341人（R5年度）
 - 認知症サポーター養成講座開催数（累計）：3,423回（R4年度）→3,660回（R5年度）
- ② 認知症サポーター養成講座を実施し認知症の理解を深めるための普及・啓発活動を推進している。また、地域や企業、小・中学校などにおいて、認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症の人や家族を支えるために役に立ちたいという、意欲的なサポーターに対しステップアップ講座を開催している。
 <主な事業>
 - 認知症普及啓発事業
 認知症の人と家族を温かく見守る認知症サポーターを養成する講座の実施
 - ・認知症サポーター養成講座開催数〈累計〉：3,423回（R4年度）→3,660回（R5年度）
 - ・認知症サポーター数〈累計〉：129,574人（R4年度）→138,178人（R5年度）
 - ・認知症サポーターステップアップ講座開催数：22回（R4年度）→19回（R5年度）
- ③ すべての市民がケアに参加できるまちを目指し、地域住民、企業、児童生徒を対象にユマニチュード出前講座を実施している。
 <主な事業>
 - 一般向け講座の実施（地域住民・企業）
 - ・実施回数、参加人数：30回、685人（R4年度）→58回、1723人（R5年度）
 - 児童生徒向け講座の実施
 - ・実施回数、参加人数：6回、573人（R4年度）→8回、533人（R5年度）

【課題】

- ① 認知症の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて市民への普及啓発を推進する必要がある。
- ② 意欲的な認知症サポーターに対し、スキルアップを図るとともに、地域で活躍できる場の提供を行う必要がある。
- ③ 多くの市民が認知症について理解し、正しい接し方ができるようユマニチュードの普及をさらに加速していく必要がある。

【今後】

- ① 認知症フレンドリーセンターを拠点として、市民や企業に認知症についての正しい理解の啓発を推進するとともに、最新の知見や技術等を提供していく。
- ② 認知症サポーターがスキルアップし、より地域で活躍できるように、質の高い講座を提供し、意欲的な認知症サポーターの養成に取り組む。
- ③ ユマニチュードについては、市内全小学校（146校）、各公民館（65館）で一斉に講座を実施する。また、広報媒体等を活用し、ユマニチュードの認知度を高めていく。

●施策5-2 適切な医療・介護サービスの提供と予防の推進

取組みの方向性

- ① 福岡市医師会や認知症疾患医療センターを中心とした、早期診断や適切な治療提供のための医療機関等の連携の充実を図るとともに、かかりつけ医等の認知症対応力を向上させるための研修の実施や、かかりつけ医への助言や専門医療機関と地域包括支援センター（いきいきセンターふくおか）等との連携の推進役となる認知症サポート医の養成を行います。
- ② 医療・介護の専門職からなる「認知症サポートチーム（認知症初期集中支援チーム）」が訪問し、認知症の人やその家族に早期の段階で集中的に関わり、適切な医療・介護サービスにつなぎます。
- ③ 個々の認知症の人に対するより円滑な支援につながるよう、認知症の人の支援に関わる医療・介護・福祉等多職種の支援者の顔が見える関係づくりを行います。
- ④ 認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れ（「認知症ケアパス」）を作成し、認知症の人やその家族、医療・介護関係者等が互いに共有・活用することを通して、認知症の人への切れ目ないサービスの提供につなげます。
- ⑤ ICT（情報通信技術）等を活用した認知機能の簡易検査を様々な機会を捉え実施するなど、認知症の早期発見・早期対応を図るとともに、認知症予防のための啓発を推進します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 認知症サポート医の養成に加え、福岡市医師会や認知症疾患医療センターなどの関係機関と連携しながら、かかりつけ医、病院勤務医療従事者、歯科医師、薬剤師に向けた、認知症対応力向上研修を実施している。
 - ＜主な事業＞
 - 認知症サポート医の養成
 - ・認知症サポート医の養成人数（累計）：33人名（R 4年度） → 35人名（R 5年度）
 - ・認知症サポート医の登録人数：78人（R 4年度） → 86人（R 5年度）
- ② 医療・介護の専門職で構成する、認知症サポートチームによる支援を継続して実施している。
 - ＜主な事業＞
 - ・初期集中支援事業の支援状況：
 - 実人数 140人（R 4年度）→116人（R 5年度）
 - ・認知症サポートチームが介入・支援できたことで医療介護サービスに繋がった人の割合：
 - 59.8%（R 4年度）→71.7%（R 5年度）
- ③ 医療・介護・地域支援サービスの連携を図ることを目的として、認知症の人と家族を支援する専門職間のネットワークづくり及び多職種間の連絡会や事例検討会などに取り組んでいる。
- ④ 認知症の人やその家族等の状況に応じた適切なケアの流れを示す「認知症ハンドブック」や「本人向けリーフレット（もの忘れが気になるあなたへ）」を作成し、地域包括支援センターや医療機関、金融機関などで配布している。
- ⑤ 認知機能の簡易検査ができるタブレットの活用により、認知症の早期発見と認知症予防の啓発を実施している。
 - ＜主な事業＞
 - ICTを活用した認知症早期発見事業
 - 各区健康イベント（健康教室など）や認知症フレンドリーセンターで物忘れチェックを実施
 - ・実施数、参加人数：7カ所、123人（R 4年度） → 14カ所、269人（R 5年度）

- ⑤ ICT（情報通信技術）等を活用した認知機能の簡易検査を様々な機会を捉え実施するなど、認知症の早期発見・早期対応を図るとともに、認知症予防のための啓発を推進します。

【課題】

- ① 認知症サポート医養成研修を修了した医師が、地域の医療体制づくりの推進役となり、医療機関等の連携及び医療従事者の認知症対応力の向上が推進されることが重要である。
- ② 「認知症サポートチーム」は、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、関係を作りながら適切な医療、介護サービスにつなげるため、各区における事例を通じたチーム員のスキルアップが重要である。
- ③ 地域の連携体制づくりやネットワーク化を、今後さらに進める必要がある。
- ④ 認知症の人やその家族に適切に必要な情報が届くように、配布先を拡大し、今後さらに普及啓発を進める必要がある
- ⑤ 認知症の早期発見・早期対応のために、ICTを活用した簡易検査の活用拡大が重要である。

【今後】

- ① 認知症の人を早期に相談、医療・介護につなぐために、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会などの関係機関と連携し認知症対応力の向上に取り組んでいく。
- ② 各区における取組み事例を通じた勉強会等を開催し、チーム員の質の向上に努める。
- ③ 認知症疾患医療センターを中心として、地域の認知症サポート医や協力医療機関とともに、医療、介護、福祉など多職種が連携する体制を構築していく。
- ④ 認知症フレンドリーセンターでの配布に加え、認知症サポーター養成講座や、ユマニチュード講座等の市民向け講座を通じて「認知症ケアパス」等の周知に取り組む。
- ⑤ 各区健康イベントや認知症フレンドリーセンターで引き続きICTを活用した簡易検査の活用を進めるとともに、関連するイベント主催者と連携し、認知症の早期発見・早期対応のための啓発を進める。

●施策5-3 認知症の人や家族への支援の充実

取組みの方向性

- ① 家族などの介護者への支援の充実を図り、介護者の精神的・身体的負担軽減と認知症の人の生活の質の改善につなげます。
- ② 認知症本人が自身の経験を踏まえ、同じ立場にある認知症の人の相談や交流を実施することにより、認知症本人も当事者の暮らしを支える担い手として活動できるよう支援します。
- ③ 認知症の人や家族、地域住民が気軽に集い、専門家等を交え、相談、交流、情報交換できる認知症カフェの開設を促進し、認知症の人や家族の居場所づくりをはじめ、地域で支え合う体制づくりに取り組みます。
- ④ 若年性認知症については、啓発により早期受診につなげるとともに、若年性認知症の人の特性を踏まえた、相談対応・就労・居場所づくりなどの支援に取り組みます。
- ⑤ 本人の身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、成年後見制度の利用が必要な人の発見・支援に努め、早期の段階から本人と関わり支援できるよう、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① ・認知症高齢者の見守りや家族の相談・助言のための事業を実施し、介護者の精神的・身体的負担軽減と認知症の人の生活の質の改善に取り組んでいる。
また、働く人が介護に直面しても、介護と両立して仕事を続けられるように、平成28年7月より「働く人の 介護サポートセンター」を開設し、情報提供やアドバイスも行っている。

<主な事業>

○認知症の人の見守りネットワーク事業

行方不明になった認知症の人の早期発見・保護のため、警察など関係機関への情報提供を目的とした事前「登録制度」や、協力サポーターなどへの搜索協力依頼である「捜してメール」の配信、また、位置情報が検索できる「搜索システム」の利用を促進している。

- ・登録制度利用者数 987人(R 4年度) →1,119人(R 5年度)
- ・「捜してメール」登録者数 789人(R 4年度) →862人(R 5年度)
- ・「捜してメール」協力サポーター数 8,302人(R 4年度)→8,513人(R 5年度)
- ・搜索システム利用者数 45人(R 4年度)→43人(R 5年度)

○認知症介護家族やすらぎ支援事業

認知症の人を自宅で介護する家族の休息が必要な時などに、認知症の人の見守りや家族の相談・助言のため、介護経験があるボランティアが自宅を訪問

- ・認知症介護家族やすらぎ支援事業利用世帯数
10世帯 (R 4年度) →8 世帯 (R 5年度)

○福祉相談

認知症高齢者を抱える家族からの悩みごと相談に、介護経験者が対応している。

- ・認知症介護相談件数
34件 (R 4年度) →25件 (R 5年度)

○働く人の介護サポートセンター

- ・相談件数： 202件 (R 4年度) →168件 (R 5年度)

- ② 認知症本人が自身の経験を踏まえ、同じ立場にある認知症の人の相談に乗るなど、認知症本人も当事者の暮らしを支える担い手として活動できるよう支援している。

<主な事業>

○認知症本人ミーティング

- ・本人ミーティングへの認知症本人の参加人数 (延べ) :
17人 (R 4年度) →40人 (R 5年度)

- ③ 認知症の人やその家族の居場所づくりを促進するため、平成30年度より認知症カフェの開設運営にかかる補助金を創設した。また、令和5年度からは開設支援講座を実施するなど認知症カフェの開設促進を行っている。

<主な事業>

○認知症カフェ設置促進事業

- ・認知症カフェ開設数： 41カ所(R 4年度) → 44カ所(R 5年度)

- ④ 若年性認知症について、若年性認知症の人の特性を踏まえた相談対応・就労・居場所づくりなどの支援に取り組んでいる。

＜主な事業＞

○認知症普及啓発事業

- ・若年性認知症講演会参加人数(1回/年):
89人(会場参加、オンライン視聴)(R5年度)
- ・若年性認知症相談従事者研修会参加人数(1回/年):
会場参加9人、オンデマンド配信視聴回数364回(R5年度)

- ⑤ 令和3年10月福岡市成年後見推進センターを開設し、権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を図っている。

令和4年11月福岡市権利擁護支援ネットワーク協議会を設置し、権利擁護支援における関係機関の地域連携ネットワークの推進に取り組んでいる。

【課題】

- ① ・認知症の人の見守りネットワーク事業では、認知症の人とその家族や相談員の要望を踏まえながら、効果的な支援や配信メールを受信するサポーターへの協力の働きかけ、所在不明となることの防止につながるようなサービス等の動向にも留意し、事業内容を刷新していく必要がある。
・認知症家族介護やすらぎ支援事業については、支援を必要とする人に情報が届くよう周知する必要がある。
・また、働く人の介護サポートセンターについては、助言や相談を必要とする人に情報が届くよう周知する必要がある。
- ② 認知症本人ミーティングの活動を推進し、認知症の人やその家族が安心して住み続けられる地域づくりを推進することが重要である。
- ③ 身近な地域で集まる場ができるよう、認知症カフェの開設にさらに取り組む必要がある。また、感染症などの影響により、休止しているカフェが多数あるため、活動再開を支援する必要がある。
- ④ 若年性認知症の理解に向け、継続した市民啓発の取組みと啓発メニューの充実が必要である。
- ⑤ 権利擁護に係る関係機関・団体の連携をさらに強化し支援の充実を図る必要がある。

【今後】

- ① ・認知症の人の見守りネットワーク事業については、事業の内容について、利用者や家族、協力者等に引き続き広く普及・啓発を行っていく。
・認知症介護家族やすらぎ支援事業については、利用者側の要望など把握し、より多くの人に利用していただくため取組みを検討する。
・働く人の介護サポートセンターについては、引き続き、相談しやすい時間帯に窓口を設置するとともに、様々な広報媒体を活用し、企業への広報や出張相談などを通じて、支援を必要としている人への周知に努めていく。
- ② 認知症本人ミーティングの活動については、認知症の人やその家族がミーティングに参加できるよう、開催時期や周知方法などについて検討していく。
- ③ 各認知症カフェの運営状況を把握するとともに、開設に向けた講座や既存カフェの運営者向け講座を開催するなど、引き続き、認知症カフェの開設・継続運営の支援に努める。
- ④ 若年性認知症の理解に向け、認知症フレンドリーセンターに若年性認知症コーディネーターを配置し、相談者の実情に合わせて就労継続支援や社会参加の支援などを進めることで、その人らしく暮らせる環境づくりを支援していく。
- ⑤ 福岡市成年後見推進センターを中核機関として、協議会での意見交換や研修を通して、引き続き、関係機関・団体の連携強化や支援の充実に取り組む。

●施策5-4 認知症とともに生きる施策の推進

取組みの方向性

- ① 企業等が認知症を理解し、認知症にフレンドリーなサービス等を提供することが非常に有益であることを共有し、その創出につなげるなど行政だけでなく産学官民オール福岡で認知症にやさしいまちづくりを推進します。
- ② 認知症の人は、認知症になってもできるだけこれまでと変わらず生活していくことを望んでいます。そのため認知症の人が活躍できる環境を整備するとともに、認知症に対する誤解や偏見をなくすための取組みを推進します。
- ③ 認知症とともに住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けて、認知症の人が過ごしやすい住環境を整えていくために、医療・介護施設や住宅だけでなく、まちの中にある様々な施設において、認知症の人にもやさしいデザインの導入を促進します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 令和3年6月に、産学官民からなるコンソーシアム「福岡オレンジパートナーズ」を設立し、認知症について「知る」「考える」「つながる」「行動する」ための勉強会を実施している。
 <主な事業>
 ○企業向け勉強会「NEXTミーティング」
 ・6回開催(R5年度)
- ② 認知症の人の活躍の場の創出や認知症に関する正しい理解の促進等を行う拠点施設として「福岡市認知症フレンドリーセンター」を令和5年9月に開設した。
 また、令和3年6月に設立した、認知症当事者が登録できる「オレンジ人材バンク」を活用し、認知症の方の活躍できる場の創出を行っている。
 <主な事業>
 ○オレンジ人材バンクの活用事業者数
 ・活用事業者数：14事業者（R5年度）
- ③ 認知症の人がストレスなく安心して暮らせる住環境を整備するため、令和2年3月に策定した「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を活用し、公共的施設への当該デザインの導入促進を行っている。令和5年9月には、認知症デザインを全面導入した認知症拠点施設「認知症フレンドリーセンター」を開設し、講座開催や視察受け入れを行うなど、デザインの普及に取り組んでいる。
 <主な事業>
 ○認知症の人にもやさしいデザイン
 ・導入施設(累計)：49施設(R4年度) → 58施設(R5年度)

【課題】

- ① 認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまち「認知症フレンドリーシティ」を目指し、企業をはじめ、あらゆる関係者に認知症施策の周知を図るとともに、認知症の方の活躍の場の創出に努める必要がある。
- ② 企業の自発的な取組みの中から、認知症の人の活躍の場の創出につなげていく必要がある。
- ③ 認知症の人がストレスなく安心して暮らせるまちを目指し、引き続き認知症の人にも優しいデザインの認知度向上や導入に向けた取り組みを推進する必要がある。

【今後】

- ① 企業をはじめ、あらゆる関係者に認知症施策の周知を図るとともに、認知症当事者との対話の場を通じて、認知症を学ぶ場や他業種連携の場を提供し、認知症フレンドリーシティの実現に向けた取り組みを推進していく。
- ② 認知症の人が講演などで、市民や企業などに認知症当事者の声を届ける機会や、認知症の人が企業で働き、社会で活躍する機会の創出などに取り組む。
- ③ 認知症の人にもやさしいデザインの周知や導入事例の集約、課題の整理等により、当該デザインのさらなる導入促進に取り組むとともに、まちづくりへも展開していく。

IV 障がい者分野

基本目標 1 安心して地域で暮らせる基盤づくり

目標の内容

- 障がいのある人自身が自立して生活できる環境を整備するなど、障がいのある人の「親なき後」の支援の充実を図ります。
- 障がいのある人もその家族も、地域で安心して生活し続けることができる支援の充実を図ります。
- 重度の障がいや発達障がいがある人、難病患者等に対する社会資源の充実を図り、社会参加の支援や生活の質の向上をめざします。

施策の方向性

- 様々な障がいや障がい者家族の多様なニーズに対応した相談支援体制と障がい福祉サービス、外出・移動の支援、住まいの場の確保など、障がいのある人が地域で生活していくための支援の充実を図ることで、「親なき後」の不安の解消を図ります。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実・強化に取り組むとともに、専門的なスキルのある人材の育成や社会資源の開発に取り組み、地域福祉の基盤づくりを進めます。
- ＩＣＴ（情報通信技術）などの活用による障がい福祉サービス事業所の業務効率化や良質なサービス提供を促進します。
- 医療的ケアが必要な障がい児・者の受け入れが可能な障がい福祉サービス事業所の充実に取り組みます。
- 医療的ケアが必要な障がい児・者への支援を適切に行うため、専門性を有する人材を育成します。
- 強度行動障がい者の安定した生活を支援するため、専門的な知識や技能を備えた人材を育成し、受け入れが可能な事業所の拡大を図ります。
- 障がいのある人の家族の慢性的な疲れや心身の負担を軽減することで、障がいのある人とその家族の生活が継続できるよう、家族を支える体制づくりに取り組みます。
- 全国的に大規模な災害が多発する中で、平常時からの見守り活動等を進めることで、地域の防災力の向上を図り、障がいのある人などの避難者対策や要配慮者対策に資する取組みを進めます。

＜施策事業の体系＞

- 施策1-1 住み慣れた地域で生活が続けられる体制づくり
- 施策1-2 良質な福祉サービスの推進と福祉を支える人づくり
- 施策1-3 日常生活の支援による自立促進
- 施策1-4 重度障がい・発達障がい・難病等に関する施策の推進
- 施策1-5 家族支援に関する施策の推進
- 施策1-6 災害対策の推進

1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

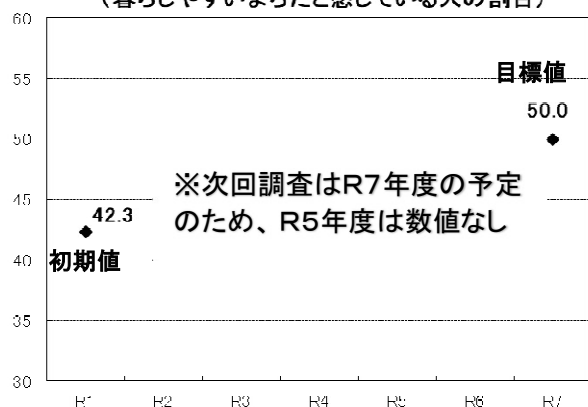
評価	所見
(概ね順調)	【施策1-1】 区障がい者基幹相談支援センターにおいて、コーディネーターを増員し、体制を強化するとともに、訪問による相談対応や、地域の民生委員・児童委員協議会への出席などにより、障がいのある人を地域で見守る地域福祉の基盤づくりに取り組んでいる。 【施策1-2】 障がい福祉サービス事業所等の確保に努めるとともに、ホームヘルパースキルアップ研修の実施や、事業者への集団指導・実地指導の実施により、人材育成や良質な障がい福祉サービス等の確保に取り組んでいる。 【施策1-3】 グループホームの開設に必要な経費の補助や、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する「住まいサポートふくおか」を実施するなど、住まいの場の確保に取り組んでいる。 【施策1-4】 重度障がい者を受け入れるグループホームに費用の補助を行うとともに、強度行動障がい児・者を支援する事業所職員等への研修や「か〜む」での集中支援事業などを実施している。 【施策1-5】 家族への障がいの理解および相互交流を促進するための家族講座や、看護や介護を行う家族の負担軽減を図るための訪問看護による医療的ケアを伴う見守り（レスパイト事業）を実施している。 【施策1-6】 災害時に円滑な支援が行えるよう、個別避難計画の作成に取り組んでいる。また、障がい者支援施設等と福祉避難所に関する協定を締結しており、災害発生時には、特に配慮を要する人の避難生活に必要な物資を福祉避難所へ配付することとしている。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

2 成果指標の動向

<成果指標>

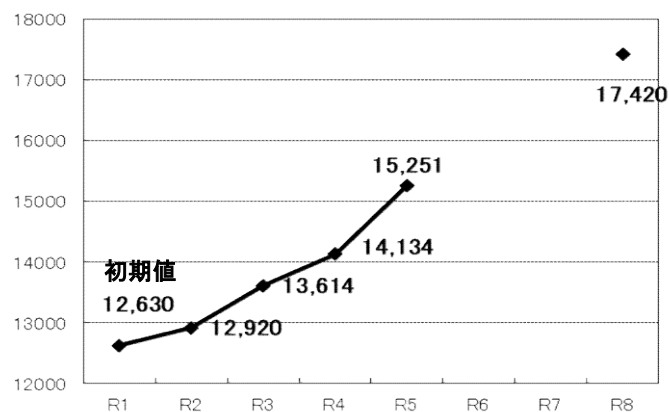
指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①まちの暮らしやすさ （「障がいのある人が暮らしやすいまち」だと回答した人の割合） 出典：福岡市障がい児・者等実態調査	42.3% （推計） （令和元年度）	50.0% （令和7年度）	—	—
②障がい福祉サービスの利用者数 出典：福祉局調べ	12,630人 （令和元年度）	17,420人 （令和8年度）	15,251人 （令和5年度）	a
③共同生活援助の月間利用人数 出典：福祉局調べ	1,136人 （令和元年度）	1,920人 （令和8年度）	2,165人 （令和5年度）	a
④相談支援体制の充実・強化 （区障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者等へ専門的指導・助言・連携強化の取り組みを行った件数） 出典：福祉局調べ	716件 （令和元年度）	800件 （令和8年度）	818件 （令和5年度）	a
⑤災害時の安心度 （「災害時に頼れる人がいる」もしくは「頼る必要がない」と回答した人の割合） 出典：福岡市障がい児・者等実態調査	78.9% （推計） （令和元年度）	85.0% （令和7年度）	—	—

①まちの暮らしやすさ
(暮らしやすいまちだと感じている人の割合)



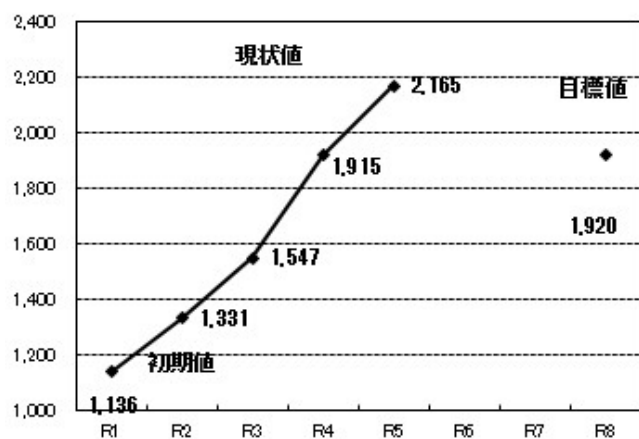
出典：福岡市障がい児・者等実態調査

②障がい福祉サービスの利用者数



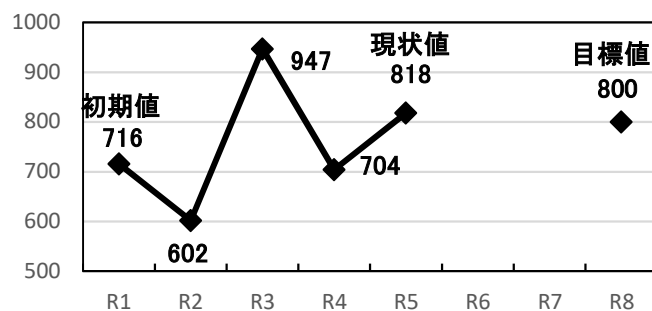
出典：福祉局調べ

③共同生活援助の月間利用人数



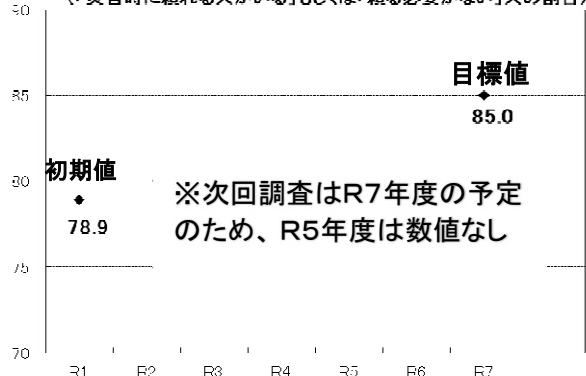
出典：福祉局調べ

④相談支援体制の充実・強化
(区障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者等へ専門的指導・助言・関係強化の取り組みを行った件数)



出典：福祉局調べ

④災害時の孤立度
(「災害時に頼れる人がいる」もしくは「頼る必要がない」人の割合)



出典：福岡市障がい児・者等実態調査

3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策1-1 住み慣れた地域で生活を続けられる体制づくり

取組みの方向性

- ① 区障がい者基幹相談支援センターにおいて、学齢以上の障がい児・者等を対象とする24時間対応の一次相談窓口として、引き続き支援に取り組みます。
- ② 区障がい者基幹相談支援センターの積極的な訪問による相談対応や地域団体などとの連携により、障がいのある人を地域で見守る仕組みづくりなど地域福祉の基盤づくりを推進します。
- ③ 福岡市障がい者等地域生活支援協議会の専門部会において、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、これまで取り組んできた地域生活支援拠点等について定期的に評価し、課題解決に向けて検討するとともに、その機能の充実・強化に取り組みます。
- ④ 市障がい者基幹相談支援センターは区障がい者基幹相談支援センターのコーディネーター向けの研修の充実・強化を図るとともに、区障がい者基幹相談支援センターへの訪問・助言等を行い、人材育成に取り組みます。
- ⑤ 触法障がい者の支援について、関係機関を対象とした講演会や研修などを行うとともに、社会資源の開発、改善に取り組みます。
- ⑥ 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者・当事者等による協議の場を通じて、関係機関の重層的な連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組みをおこないます。
- ⑦ 精神障がい者が安心して暮らしやすくなるための普及啓発を推進します。
- ⑧ 経済的困窮や介助者の高齢化、ヤングケアラー等の課題について関係機関への啓発等を行い、関係機関が連携してこれらの課題を抱える障がい者やその家族などを早期に発見し適切な支援につながるよう、取り組みます。
- ⑨ 障がい者手帳の取得の有無に関わらず、障がいのある人もしくは障がいが疑われる人で、本人が抱えている課題の解決につながっていない人についても、年齢や性別、障がいの特性など相談者の状況に配慮しながら保健・医療・その他専門機関と連携し、支援に取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 区障がい者基幹相談支援センターを市内14か所に設置し、主として学齢以上の障がい児・者等の一時相談窓口として支援を実施し、緊急時には24時間対応している。また、令和4年度から区障がい者基幹相談支援センターコーディネーターを23人増員し（59人→82人）、体制を強化した。
 <主な事業>
 ○区障がい者基幹相談支援センターにおける相談対応
 ・相談対応件数：89,266件（R4年度）→87,090件（R5年度）
 （H29年度開設時（60,006件）からは約1.5倍に増加）
- ② 区障がい者基幹相談支援センターにおいて、訪問による相談対応や、地域の民生・児童委員協議会への出席等により、障がいのある人を地域で見守る地域福祉の基盤づくりに取り組んでいる。
- ③ 専門部会「地域生活支援拠点等整備検討部会」を開催し、地域生活支援拠点等事業所の認定基準について協議、検討し、その内容を障がい者等地域生活支援協議会で報告した。また、令和5年度から、民間障がい福祉サービス事業所を地域生活支援拠点等として認定を開始し、面的整備の拡充を図っている。
 <主な事業>
 ○地域生活支援拠点等整備検討部会
 ・開催回数：3回（R4年度）→4回（R5年度）
 ○地域生活支援拠点等登録事業所数：50事業所（令和6年3月31日時点）

- ④ 区障がい者基幹相談支援センターコーディネーター研修を行うとともに、市・区障がい者基幹相談支援センター運営法人から選任したスーパーバイザーを活用し、区障がい者基幹相談支援センターへの助言・指導を行っている。
- ＜主な事業＞
- 区障がい者基幹相談支援センターコーディネーター研修
 - ・開催回数：10回（R 4 年度）→10回（R 5 年度）
 - スーパーバイザーを活用した区障がい者基幹相談支援センターへの助言・指導
 - ・実施回数：82回（R 4 年度）→64回（R 5 年度）
- ⑤ 地域生活支援協議会専門部会「触法障がい者部会」において、触法障がい者支援における福祉と司法の連携について協議した。また、触法障がい者の支援に関する説明ツールについて検討した。
- ＜主な事業＞
- 触法障がい者部会
 - ・開催回数：4回（R 4 年度）→4回（R 5 年度）
- ⑥ 平成30年4月に「福岡市障がい者等地域生活支援協議会」の専門部会として「精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会」を「保健・医療・福祉関係者の協議の場」として設置した。また、保健・医療・福祉関係者向けの研修会等を開催している。
- ＜主な事業＞
- 精神障がいに対応した地域包括ケアシステム検討部会
 - ・実施回数：2回（R 4 年度）→2回（R 5 年度）
 - 地域住民を対象とした研修会
 - ・実施回数・参加人数：1回・20人（R 4 年度）→1回・18人（R 5 年度）
 - 保健・医療・福祉関係者などの支援者研修
 - ・実施回数・参加人数：0回・0人（R 4 年度）→1回・60人（R 5 年度）
- ⑦ 精神障がい者に対する理解促進を図るため、以下のとおり普及啓発を実施している。
- ＜主な事業＞
- 精神保健家族講座
 - 家族への障がいの理解および相互交流を促進
 - ・各保健所における精神保健家族講座の開催回数、参加人数：45回・450人（R 4 年度）→38回・412人（R 5 年度）
 - 精神保健福祉啓発交流事業
 - 講演会や精神障がい者当事者による作品展、コンサート、バザーなどの啓発イベント（ハートメディア）を実施
 - ・参加人数：535人（R 4 年度）→939人（R 5 年度）
 - 市民講演会
 - 市民の理解を深めるための講演会を会場開催と後日の動画配信で実施
 - ・ひきこもり市民講演会
会場参加人数・視聴回数：62人・185回（R 4 年度）→49人・245回（R 5 年度）
 - ・依存症市民講演会
会場参加人数・視聴回数：17人・120回（R 4 年度）→20人・112回（R 5 年度）
- ⑧ 区障がい者基幹相談支援センターにおいて、本人の障がい福祉サービスの利用に限らず、経済的困窮や介助者の高齢化、若年介護等の世帯状況も確認し、関係機関につなぐなどの連携した支援を実施している。
- ⑨ 区基幹相談支援センターにおいて、障がい者手帳の取得の有無に関わらず、障がい疑われる人についても、相談者の状況に配慮しながら、関係機関と連携した支援を実施している。

【課題】

- ② 各区障がい者基幹相談支援センターにおける地域福祉の基盤づくりを平準化する必要がある。
- ③ 地域生活支援拠点等の機能を有する事業所の運用状況を検証、検討し、地域生活支援拠点等の機能のさらなる充実を図る必要がある。
- ④ 障がい者等の一次相談窓口として対応し、適切に関係機関につなぐため、区障がい者基幹相談支援センターコーディネーターの専門知識や支援技術を向上させる必要がある。
- ⑤ 触法障がい者を福祉サービスにつなげ、継続させることに課題がある。
- ⑥・⑦
精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域住民の理解を深めるための取組みについて検討が必要である。

【今後】

- ② 市障がい者基幹センター企画会議、主任コーディネーター会議において、地域福祉の基盤づくりの平準化を検討する。
- ③ 「地域生活支援拠点等整備検討部会」において、地域生活支援拠点等の機能を有する事業所の運用状況を検証、検討する。
- ④ 区障がい者基幹相談支援センターコーディネーター研修を計画的に実施するとともに、スーパーバイザーを活用し、区障がい者基幹相談支援センターへの助言・指導を行う。
- ⑤ 福祉サービスに円滑につなぐために、障がい福祉サービス事業所向けに基礎的な研修を実施する。
- ⑥・⑦
引き続き「保健・医療・福祉の協議の場」において、関係者らと精神障がい者への支援体制のあり方や、必要な取組み等について協議を行う。また、支援者研修、地域住民を対象とした研修や普及啓発活動の取組みを進めていく。

●施策1-2 良質な福祉サービスの推進と福祉を支える人づくり

取組みの方向性

- ① 障がいのある人とその家族が安心して生活できるよう福祉サービスを継続して実施するとともに、支援のさらなる充実に取り組みます。また、現場で応用可能な実技演習を取り入れた、より実効性のある研修を実施します。
- ② 集団指導・実地指導を通じて良質な障がい福祉サービスの確保に取り組みます。
- ③ 障がい福祉サービス事業所がＩＣＴ（情報通信技術）などを活用し、業務の効率化や良質なサービス提供ができるよう取り組みます。
- ④ 多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するため、ヘルパーを対象とした研修を実施します。
- ⑤ 医療的ケア児などへの支援を適切に行える医療的ケア児等コーディネーターを養成します。
- ⑥ 手話通訳者、要約筆記者や盲ろう者通訳・介助員を養成するための講座を開催し、人材の育成と技術の向上を図ります。
- ⑦ 精神保健福祉業務に従事する職員やピアスタッフに対して、人材育成を目的に研修会を開催します。また、ピアサポートの活用の仕組みづくりについて検討します。
- ⑧ 福祉サービスの充実や人材の確保について、他の政令市と共同し、引き続き国へ確実な財源措置を求めています。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

①・④

障がい福祉サービス事業所等の確保に努めるとともに、障がい児・者（難病を含む）へのサービスの質の向上を図ることを目的とした、ホームヘルパースキルアップ研修を実施し、障がい者支援体制の充実とホームヘルパーの技術向上に努めている。

＜主な事業＞

○市内における障がい福祉サービス指定事業所数

・指定事業所数：1,118事業所（Ｒ４年度末）→1,210事業所（Ｒ５年度末）

○ホームヘルパースキルアップ研修

・研修開催回数：10回（Ｒ４年度）→10回（Ｒ５年度）

・研修参加人数：253人（Ｒ４年度）→196人（Ｒ５年度）

- ② 良質な障がい福祉サービス等の確保に向けて、事業者への集団指導・実地指導などを適宜、実施している。

・集団指導：1,348件（Ｒ４年度）→1,562件（Ｒ５年度）

・実地指導：117件〔1件〕（Ｒ４年度）→142件〔1件〕（Ｒ５年度）

※〔 〕は抜き打ちの内数

・監査：5カ所（Ｒ４年度）→16カ所（Ｒ５年度）

- ⑤ 相談支援専門員などを対象とした「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」を実施した。

【実施内容】研修日程4日間（1・2日目は講義、3・4日目は演習）

・研修修了者数：45人（Ｒ４年度）→31人（Ｒ５年度）

- ⑥ 聴覚障がい者情報センターにおいて手話通訳者、要約筆記者の養成を行った。

＜主な事業＞

○手話通訳者・要約筆記者の養成

聴覚障がい者が公的機関などに赴くときに円滑な意思の疎通が困難な場合に派遣する手話通訳者及び要約筆記者を養成

・手話通訳者養成（修了者）：16人（R 4 年度）→12人（R 5 年度）

・要約筆記者養成（修了者）：21人（R 4 年度）→20人（R 5 年度）

また、聴覚障がい者情報センターにおいて、福岡市、福岡県、久留米市と合同で盲ろう者通訳介助員の養成を行った。

＜主な事業＞

○盲ろう者通訳・介助員の養成

盲ろう者が公的機関などに赴くときなどに移動及びコミュニケーション支援を行うために派遣する盲ろう者通訳・介助員を養成

・盲ろう者通訳介助員養成（修了者）：15人（R 4 年度）→12人（R 5 年度）

- ⑦ 精神保健福祉業務に従事する職員などの技術水準の向上を図るため、基礎知識や専門知識などの習得を目的に研修会を実施した。

＜主な事業＞

○精神保健福祉に関する教育研修

・各保健所における事例検討会

回数、参加人数：329回、2,153人（R 4 年度）→432回、2,589人（R 5 年度）

・精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築に関する研修会

地域住民を対象とした研修会

実施回数・参加人数：1回・20人（R 4 年度）→1回・18人（R 5 年度）

保健・医療・福祉関係者などの支援者研修

実施回数・参加人数：0回・0人（R 4 年度）→1回・60人（R 5 年度）

・精神保健福祉センターにおける研修会（精神保健福祉従事者研修）を動画配信で実施
回数、視聴回数：3回、701回（R 4 年度）→2回、870回（R 5 年度）

・ピアスタッフスキルアップ研修

回数、参加人数：1回、58人（R 4 年度）→1回、17人（R 5 年度）

- ⑧ 二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議において、国に対して、福祉サービスの充実や人材確保のための財源措置を講じるよう他の政令市と共同で要望を行っている。

【課題】

- ② 良質な障がい福祉サービス等を確保するために、新規指定の段階から適正な運営を指導するとともに、適切なサービスの提供が行われていない事業所については、継続的に指導をしていく必要がある。
- ⑤ 養成した医療的ケア児等コーディネーターが、実際にどのように活動しているのかを把握し、支援の質を高めていく必要がある。
- ⑥ 聴覚障がい者の社会参加の機会が増えたことなどから、派遣依頼は増加しているが、対応可能な手話通訳者などが不足している。
- ⑦ 精神保健福祉に関する教育研修については、各関係機関との連携体制構築のための具体的な研修を進めていく必要がある。

【今後】

- ② 国の指針に基づくサービスの質の維持・向上を目的とした従来の実地指導を行いつつ、新規指定の段階から適正な運営を指導していくことで、不正の防止とともに、サービスの質のより一層の向上に努める。
- ④ 引き続き、障がい者（難病含む）の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービス等の提供に向けて、ホームヘルパー等の知識・技能を向上する講座を実施するとともに、研修の周知を行い、受講者の増加を図る。
- ⑤ 研修修了者に対して、アンケート調査を行い、医療的ケア児等への支援体制づくりにつなげる。また令和6年度から「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」は県が実施するため、市は医療的ケア児等支援者を養成していく。
- ⑥ 引き続き、手話通訳者などの養成講座の効果的な周知広報を行い、受講者を増やすとともに活動可能な通訳者を増やす。
- ⑦ 引き続き、精神保健福祉業務に従事する職員などが経験や必要に応じた知識の習得ができるよう研修などの計画や情報提供を行う。

●施策1-3 日常生活の支援による自立促進

取組みの方向性

- ① 「親なき後」も安心して生活できるよう、市内のグループホーム定員数を増やす必要があることから、開設時に必要な共用備品や敷金などの経費を補助することで、設置促進に取り組みます。
- ② 障がいのある人の地域での住まいを確保するため、民間賃貸住宅等への入居支援を行います。
- ③ 福岡市は政令市の中でも民間賃貸住宅の割合が最も高いという特徴があります。障がい者は「近隣住民とのトラブル」などを理由に民間賃貸住宅への入居を断られる場合があるため、障がい者のニーズにあった住まいへ円滑に入居できるための支援を行います。
- ④ 障がい児・者本人の自立の促進や、家族など介護を行う方の負担を軽減するために、住宅改造相談助成を継続して行います。
- ⑤ 補装具や日常生活用具の給付を行うとともに、これらの福祉用具に関する情報提供を行います。また、日常生活用具については、ICT（情報通信技術）の進展や、利用者ニーズに応じた内容となるよう給付品目の見直しを継続して検討します。
- ⑥ 手話通訳者、要約筆記者や盲ろう者通訳・介助員の養成・派遣を行います。
- ⑦ 依存症の当事者や、家族の方などを適切な医療・支援に結びつけることができるよう、福岡県・北九州市と連携し、依存症専門医療機関の整備に取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① ・グループホームの開設に必要な経費の補助を行い、設置促進に取り組んだ。
・グループホームは増加が続いており、市内定員数が月間利用人数2,165人(R5年度末)を上回る一方、重度障がい者等の受入れに課題があるため、重度障がい者等のための設備改修費補助をより使いやすくするなど、制度設計を改良した。
・市内定員数：2,119人(R4年度末)→2,554人(R5年度末)
- ②・③
・住替えが困難な障がい者等を対象に、民間賃貸住宅への入居に協力する「協力店（不動産事業者）」や入居中の様々な生活支援を担う「支援団体（民間企業やNPO）」と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する事業「住まいサポートふくおか」を実施している。
＜主な事業＞
○住まいサポートふくおか
・住まいサポートふくおかによる賃貸契約・成約世帯数〈累計〉
現状：442世帯(R4年度)→528世帯(R5年度) ※障がい者・高齢者の成約実績

・住宅確保要配慮者の居住の安定確保に向け、住宅セーフティネット機能強化を図るため、セーフティネット住宅への改修費補助、入居者負担低減などの経済的支援の実施及び不動産関係団体や不動産事業者などとの連携による、民間賃貸住宅の賃貸人や管理事業者等に対する広報・周知を実施している。
・セーフティネット住宅の登録戸数（累計）：5,715戸（R5年度）
- ④ 障がい児・者本人の自立の促進や、家族など介護を行う方の負担を軽減するため、住宅改造助成を行った。
＜主な事業＞
○障がい者等住宅改造相談助成事業
在宅の身体障がい児・者がいる世帯に対し、住宅を障がい児・者の居住に適するように改造する場合に、費用を所得に応じて助成
・助成件数：56件（R4年度）→34件（R5年度）

- ⑤ ・補装具の給付実績については、横ばい傾向となっている。

<主な事業>

○補装具費の支給

身体上の障がいを補うための補装具の購入・借受け・修理にかかる費用を支給

・支給件数：2,866件（交付 1,915件、修理 951件）（R 4 年度）

→3,370件（交付 2,125件、修理 1,245件）（R 5 年度）

- ・日常生活用具の給付実績については、排せつ管理用具が全体の 9 割を占めている。
また、給付品目の見直しについては、平成29年 7 月から、人工鼻と視覚障がい者用音声 I C タグレコーダーを追加し、令和元年11月から、人工内耳の対外器の修理・交換を追加した（令和 2 年 4 月から人工内耳の修理は補装具制度に移行）。

<主な事業>

○日常生活用具の支給

在宅の障がい児・者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付

・支給件数：27,315件（R 4 年度）→31,932件（R 5 年度）

- ⑥ 聴覚障がい者情報センターにおいて手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の養成及び派遣を行った。※盲ろう者通訳・介助員の養成については、福岡市、福岡県、久留米市と合同で実施

<主な事業>

○手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣

手話通訳者・要約筆記者を養成し、聴覚障がい者が公的機関などに赴くときに円滑な意思の疎通が困難な場合に派遣

・手話通訳者養成：16人（R 4 年度）→ 12人（R 5 年度）

・手話通訳者派遣（延べ）：2,557人（R 4 年度）→ 2,438人（R 5 年度）

・要約筆記者養成：21人（R 4 年度）→ 20人（R 5 年度）

・要約筆記者派遣（延べ）：434人（R 4 年度）→ 435人（R 5 年度）

○盲ろう者通訳・介助員の養成・派遣

盲ろう者通訳・介助員を養成し、盲ろう者が公的機関などに赴くときなどに移動及びコミュニケーション支援を行うために派遣

・盲ろう者通訳・介助員養成：15人（R 4 年度）→ 12人（R 5 年度）

・盲ろう者通訳・介助員派遣（延べ）：322人（R 4 年度）→ 374人（R 5 年度）

- ⑦ 福岡県・北九州市と連携し、依存症専門医療機関の整備を進めている。

○依存症専門医療機関（アルコール健康障害・薬物依存症・ギャンブル等依存症）

・医療機関数：3 機関（R 4 年度）→ 3 機関（R 5 年度）

【課題】

- ① 現行の報酬単価では、グループホーム利用者の様々なニーズに十分応えるために必要な人員配置が困難であり、重度障がい者を受け入れるグループホームが少ない。

②・③

- ・「住まいサポートふくおか」について、関係機関や協力店への事業周知及び連携強化が必要である。特に、63社（R 6 年 3 月末）ある協力店の管理物件だけでは市内全域をカバーできておらず、さらなる協力店の登録を進める必要がある。

- ・増加・多様化する住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、公的及び民間を合わせた賃貸市場全体による重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの機能強化が必要である。

- ⑤ 日常生活用具への品目追加要望、耐用年数の短期化、対象者の拡大などの拡充要望が各方面から上がっている。

一方、汎用化にともない給付件数が極端に減少している品目、短時間に使用不能となり放置されている品目もあり、見直しが必要である。

【今後】

- ① 引き続き、補助制度の活用状況や効果を検証のうえ、補助制度の再構築を検討するなど、グループホームの設置促進に取り組んでいく。
- ②・③
 - ・「住まいサポートふくおか」について、協力店の登録を進めるために、業界団体が行う不動産事業者研修会などの場で、引き続き本事業の周知及び協力依頼を行うほか、協力店との連携強化に向けた方策について検討を行う。
 - ・居住支援体制の充実やセーフティネット住宅への改修費補助及び入居者負担低減などの経済的支援を継続して実施し、住宅確保要配慮者の受入れに対する大家等の不安の低減に努める。
 - ・住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住宅事業者・福祉団体と連携を図り、個々の状況に応じた居住支援に取り組む。
- ⑤ 引き続き、日常生活用具の品目追加や見直しについては、障がい児・者の利用状況などの把握、国の動向や他都市の状況を確認し、日常生活用具検討委員会の意見を参考として、随時進めていく。

●施策1-4 重度障がい・発達障がい・難病等に関する施策の推進

取組みの方向性

- ① 重度障がい者を受け入れるグループホーム設置事業者に対して、運営費を補助することで、グループホームにおける重度障がい者の受け入れを促進します。
- ② 重度障がい者を多く受け入れるグループホームについては開設費用に対する補助限度額を引き上げ、また、既存のグループホームにおいて重度障がい者を受け入れる場合については消防用設備の設置費を補助対象とすることで、重度障がい者向けグループホームの設置を促進します。
- ③ 重度障がい者向けグループホームの整備推進のため、市有財産も含めた物件の活用などにも取り組みます。
- ④ 事業所の指定相談時や集団指導時などに周知を図り、医療的ケアが必要な障がい者の受け入れ促進に取り組みます。
- ⑤ 短期入所の報酬体系について、医療的ケアが必要な障がい者の受け入れ促進や安定的運営に資するよう、他都市と連携し、機会を捉えて国に要望していきます。
- ⑥ 強度行動障がい者支援研修事業や共同支援事業の継続実施により、民間障がい福祉サービス事業所などへの専門知識や支援技術の拡充を行い、強度行動障がい者の受け入れ事業所の拡大を図ります。
- ⑦ 強度行動障がい者に対し、支援拠点において個々の行動問題の分析や支援方法を検討・作成し、行動問題の軽減を図るため、24時間体制で集中的に支援し、地域生活への移行を図ります。
- ⑧ 発達障がい者支援・障がい者就労支援センター（仮称）の整備を進めます。
- ⑨ 発達障がい者支援センターを中心に、区障がい者基幹相談支援センターなど各関係機関との連携を図り、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援に取り組むなど、発達障がい児・者とその家族に対して、支援体制の強化を図ります。
- ⑩ 発達障がい者支援センターにおいて、支援者の養成や巡回相談などに取り組むとともに、保護者向け講座の開催や子育てサロン等へのペアレントメンターの派遣など、保護者支援に取り組みます。
- ⑪ 専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者等で構成する発達障がい者支援地域協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- ⑫ 発達障がいの理解促進のため、啓発活動や市民向け講座を実施します。
- ⑬ 難病患者の経済的な負担を軽減するため、医療費助成を安定的に継続して実施するとともに、障がい福祉サービスを提供します。
- ⑭ 難病相談支援センターにおいて、療養や日常生活、就学・就労の相談支援、患者交流会等の活動に対する支援、ピアスタッフの育成や活動支援を実施します。また、同センター及び保健福祉センターにおいて、難病に関する講演会・研修会等を開催し、難病に関する理解促進と患者支援に取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 障がい支援区分6に該当する重度障がい者または強度行動障がいのある区分4・5の重度障がい者を受け入れるグループホームに対し、生活支援員などの職員加配費用相当分の運営費の補助を行っている。
・21事業所、88人（R4年度）→ 28事業所、105人（R5年度）
- ② 重度障がい者を受け入れるグループホームについては、開設に必要な備品購入費や消防用設備費のほか、受入れに要する設備工事費用等も補助対象としている。補助の活用状況や効果を踏まえ、適宜、制度設計の改良を行っている。
- ③ 国庫補助（社会福祉施設等施設整備費補助金）を活用した社会福祉法人等による、重度障がい者受け入れ促進のための、消防設備設置や生活の場の確保を行う整備に対する補助を行っている。

- ④ 事業所への集団指導時などの機会を通じて、医療的ケアが必要な方を対象とした事業所の開設などの働きかけを行っている。
また、令和5年度に、医療的ケアが必要な障がい児・者の受け入れに関する現状と課題を把握するため、障がい福祉サービス事業所に対し、アンケート調査を実施。
アンケート結果を踏まえ、令和6年度新規事業として、短期入所事業所等が行う医療的ケアが必要な障がい児者等を新たに受け入れるために必要な備品購入などに対して1事業所100万円を上限に助成する福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業を実施。
- ⑤ 国における令和3年度の報酬改定によって短期入所の報酬の見直し等が行われ、令和6年度報酬改定においても医療型短期入所受入前支援加算が新設されるなど、医療的ケアが必要な障がい者への更なる支援体制の充実が図られた。
- ⑥・⑦
- 激しい自傷他害行為などを日常的に繰り返す強度行動障がい児・者の安定した地域生活を支援するため、支援研修事業、共同支援事業、集中支援事業の3事業を実施している。
- ＜主な事業＞
- 支援研修事業
事業所職員、特別支援学校教員等を対象に、支援技術の向上を図るため、講義・実習等の研修を実施
 - ・研修日数：4日間（R4年度）※→6日間（R5年度）
 - ・講義受講者：6人（R4年度）※→26人（R5年度）
 - ※新型コロナウイルス感染症の影響あり。
 - 共同支援事業
短期入所等の利用促進及び支援技術向上のため、事業所職員による共同支援を実施
 - ・共同支援（日中）：50件（R4年度）→8件（R5年度）
 - ・共同支援（宿泊）：1件（R4年度）→6件（R5年度）
 - 集中支援事業
行動問題の分析、支援計画の作成、行動問題の軽減を図る支援拠点「障がい者地域生活・行動支援センターか〜む」の運営
 - ・か〜むでの集中支援数：3人（R4年度）→3人（R5年度）
- ⑧ 令和5年6月に福岡市舞鶴庁舎（発達障がい者支援センター・障がい者就労支援センター・中央障がい者フレンドホーム）の整備が完了し、7月から運営開始している。
- ⑨・⑩・⑪・⑫
- 発達障がい者支援センターについては、発達障がい児（者）に対する支援の総合窓口として、各種関係機関と連携を図りながら、相談対応や普及啓発、情報提供などを行っている。また、発達障がい者地域支援マネジャーを配置し、発達障がい児（者）の支援を行う事業所や学校などの職員を対象とした研修や、支援方法の助言などを行っている。
発達障がいへの市民の理解と認識を深めるため、毎年4月2日の世界自閉症啓発デー及び4月2日から8日の発達障がい啓発週間にあわせて、自閉症をはじめとする発達障がいの広報啓発活動を行っている。
- ＜主な事業＞
- 発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）
 - ・相談者数、延相談対応回数：1,199人、3,258回（R4年度）→1,290人、3,900回（R5年度）
 - ・関係機関連携・支援回数：1,377回（R4年度）→1,347回（R5年度）
 - ・普及啓発・研修実施回数、延べ受講者数：80回、3,003人（R4年度）→384回、3,369人（R5年度）
 - ・ペアレントメンター派遣
派遣回数：37回（R4年度）→48回（R5年度）
 - 発達障がい者地域支援協議会
 - ・開催回数：1回（R4年度）→1回（R5年度）
 - 世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間
 - ・4月2日に博多駅前広場で啓発イベントの開催
 - ・4月2日に福岡タワー、4月2日～4月8日まで博多ポートタワーをシンボルカラーである「ブルー」にライトアップ
 - ・発達障がいのある方の美術展の開催などを実施
- ⑬ 指定難病医療費助成の申請受付、認定・支給を実施
- ・申請受付件数：17,650件（R4年度末）→18,438件（R5年度末）
 - ・受給者証所持者数：11,750人（R4年度末）→12,384人（R5年度末）

- ⑭ 福岡市難病相談支援センターと連携しながら、ピアスタッフの養成・ピア相談の実施・ピアサポーターの派遣などを行い、オンラインでの対応も含め相談支援体制の充実を図った。また各区保健福祉センターや福岡市難病相談支援センターで医療講演会・相談会を開催するとともに、難病患者とその家族のニーズ把握に努めながら、オンラインでの相談会や交流会を開催するなど相談支援の充実を図った。
- ＜主な事業＞
- 難病患者相談会など
 - ・講演会・相談会の開催回数、参加者数：37回、延べ 622人（R 4年度）※
→43回、延べ1,209人（R 5年度）
- ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部を開催中止

【課題】

①・②・③

重度障がい者の受け入れには、生活支援員等の手厚い人員配置が必要となるが、現行の報酬単価では十分な人員配置が困難である。また、重度障がい者の受け入れには住居のバリアフリー化や消防設備の設置が必要となり、事業者の費用負担が大きい。

⑥・⑦

強度行動障がい者の民間施設での受け入れが困難な状況にある。支援職員の育成や施設での受け入れが進んでいないことが課題である。二次障がいと言われる強度行動障がい者の発生や悪化を防ぐための予防の取り組みが欠かせない。そのためには、こども未来局や教育委員会との連携について検討が必要である。

⑨・⑩・⑪・⑫

発達障がい者の就労ニーズが高まっているが、障がい特性により基本的な日常生活習慣が身につけていない、コミュニケーションに困難があるなどの理由により、すぐに就労や通所に移行できない発達障がい者への支援体制の整備が必要である。

各支援機関（学校や福祉サービス事業所など）への機関コンサルテーションの需要が増えている。また、早期発見（二次障がいの予防的支援）のため、地域の子育て支援機関等との連携やアウトリーチの実施が必要である。

⑬・⑭

難病患者の長期にわたる療養と社会参加への支援をより実効性のあるものとするため、福岡県や関係機関、団体などにより緊密に連携しながら、医療費助成や相談支援事業をはじめとした適切な対策を講じる必要がある。

【今後】

①・②・③

補助制度の活用状況や効果を検証しながら、引き続き重度障がい者の居住の場であるグループホームの確保に取り組んでいく。また、グループホームの経営実態を反映した報酬体系とするよう国に対し要望する。

令和6年度は、重度障がい者を受け入れるためのグループホーム1事業所、生活介護1事業所に生活の場の確保を行う整備に対する補助を予定している。

⑤

今後も医療的ケア児・者の受け入れにも十分に対応できる体制を確保するため、実態を検証して必要に応じて見直すよう、国に対して他都市と連携して要望を行っていく。

⑥・⑦

今後も事業を継続することにより、更なる改善及びノウハウを集積し、支援者を育成していくとともに、こども未来局や教育委員会と連携を図り、学識経験者や医師、民間事業者等による調査研究会において、事業の効果や課題を検証していく。

⑨・⑩・⑪・⑫

就労や他の福祉サービスにつながりにくい困難を抱える発達障がい者を対象とし、最低限の日常生活習慣の習得や、自己肯定感を高めることを目的とした「自立訓練（生活訓練）」を実施する。

各支援機関への機関コンサルテーションの強化や地域の子育て支援機関等への積極的なアウトリーチの実施など、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制の確保を行う。

⑬・⑭

難病患者とその家族の安定した療養生活の確保と生活の質（QOL）の向上を図るため、患者のニーズに合わせたよりきめ細かい相談支援が行えるよう、各区保健福祉センターと難病相談支援センターを連携させながら、患者支援の充実を図る。

●施策1-5 家族支援に関する施策の推進

取組みの方向性

- ① 障がいのある人の家族が地域や社会から取り残されないよう、家族を支援する人材を育成します。また、障がい者の家族に対して正しい知識の普及を図り、家族の相互交流を促進するなど、支援体制の構築に向けた取組みを推進します。
- ② 介護者が一時的に介護できない場合や、休息を図る等のために、レスパイト事業を実施し、家族の介護負担軽減に取り組めます。
- ③ 医療的ケアが必要な障がい児・者が利用できる短期入所事業所や日中一時支援事業所について、受け入れ可能な事業所の拡大を図ります。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 発達障がいがある子どもとその保護者が社会的・心理的に孤立しないよう、ペアレントメンターを子育てサロン等に派遣し、様々な情報の提供や、相談・助言を適切に行うため、ペアレントメンター養成研修及びフォローアップ講座を隔年実施している。
また、家族への障がいの理解および相互交流を促進するため、家族講座等を実施している。
＜主な事業＞
 - ペアレントメンター養成研修 参加者：16人（R 5 年度）
 - ペアレントメンターフォローアップ講座 参加者：36人（R 4 年度）
 - 精神保健家族講座
 - ・各保健所における精神保健家族講座の開催
（回数、参加人数）：45回・450人（R 4 年度）→ 38回・412人（R 5 年度）
 - 依存症の家族向けの教室
 - ・依存問題（アルコール・薬物等）で悩む家族のための教室
10回・40人（R 4 年度）→16回・66人（R 5 年度）
 - ・ギャンブル依存問題を抱える家族のための会
2回・18人（R 4 年度）→3回・68人（R 5 年度）
- ② 医療的ケアを必要とする障がい児・者の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、訪問看護による医療的ケアを伴う見守りを提供している。
＜主な事業＞
 - 医療的ケア児在宅レスパイト事業（R 2 年10月から開始）
 - ・実利用者、延利用回数、延利用時間：
96人、1,099回、1,968時間（R 4 年度）→146人、1,591回、2,654時間（R 5 年度）
 - 訪問型在宅レスパイト事業（障がい者が対象）
 - ・実利用者・利用時間・利用回数：
8人、184.5時間、97回（R 4 年度）→11人、222時間、134回（R 5 年度）
- ③ 事業所への集団指導時などの機会を通じて、医療的ケアが必要な障がい児・者が利用できる短期入所事業所や日中一時支援事業所の受入先の拡大を図っているが、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から休止する事業所などがあり、事業所数は減少している。
【短期入所】
 - 医療型
 - ・事業所数：11事業所（R 4 年度）→10事業所（R 5 年度）※休止：1事業所
 - ・定員数：23人（R 4 年度）→23人（R 5 年度）
 - 福祉型強化
 - ・事業所数：10事業所（R 4 年度）→10事業所（R 5 年度）
 - ・定員数：40人（R 4 年度）→42人（R 5 年度）
 【日中一時支援】
 - 医療型
 - ・事業所数：5事業所（R 4 年度）→5事業所（R 5 年度）
 - 福祉型強化
 - ・事業所数：10事業所（R 4 年度）→13事業所（R 5 年度）

【課題】

- ① 社会情勢や地域の状況に応じた取組みを検討していく必要がある。
ペアレントメンターは、発達障がいがある子どもを持つ保護者であり専門家ではないため、人材育成やメンター自身へのフォローに課題がある。

【今後】

- ① 職域や様々な世代を対象に今後も継続して啓発事業を行っていく。
ペアレントメンター養成研修やフォローアップ研修を実施することにより、引き続きペアレントメンターを育成するとともに、より一層の活用を推進していく。
- ② 引き続き、在宅の医療的ケアを必要とする障がい児・者の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、事業の実施に取り組んでいく。
- ③ 事業所からの相談時や集団指導などの機会を捉え、医療的ケアが必要な障がい児・者が利用できる短期入所事業所や日中一時支援事業所の開設等の働きかけを行い、受入先の拡大に取り組んでいく。
また、令和6年度から実施している短期入所事業所等が行う医療的ケアが必要な障がい児者等を新たに受け入れるために必要な備品購入などに対して1事業所100万円を上限に助成する福岡市重度障がい者受入施設設置促進事業を周知し、医療的ケアが必要な障がい児・者を受け入れることができる施設の拡充を図る。

●施策1-6 災害対策の推進

取組みの方向性

- ① 災害時に障がい者が円滑に避難できるよう、平常時から避難行動要支援者名簿の管理や地域の見守り活動等の仕組みづくりを進めるとともに、防災担当部署、区役所、社会福祉協議会などの関係機関が連携して避難支援を行う体制の構築を図ります。
- ② また、名簿情報の提供に際しては、提供を受ける者に対して、情報漏洩防止のための措置を講じるよう指導します。
- ③ 公民館などの避難所や同避難所内に必要に応じ設置される福祉避難室での生活が困難な障がい者のための福祉避難所の確保、さらに市社協が運営する災害ボランティアセンターなどとの連携により、災害発生時の支援体制の構築を図ります。また、福祉避難所等で必要となる食料等は、施設などと連携しながら確保に取り組みます。
- ④ 特別な支援を必要とする障がい者については、医療機関等との連携など適切な配慮がされるよう取り組みます。
- ⑤ 災害発生時、情報の取得が難しい聴覚・視覚障がい者に対し、避難情報の提供や避難所の周知について配慮します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 避難行動要支援者名簿の活用方法について関係機関と協議するなど、連携強化を図っている。
- ② 避難行動要支援者名簿取扱要領を定め、名簿提供時に個人情報の適正な管理を徹底している。
- ③ 障がい者福祉避難所として令和6年3月末時点で36か所の障がい者支援施設等と福祉避難所に関する協定を締結しており、災害発生時には必要に応じて災害ボランティアセンターなどと連携を図っていくとともに、福祉避難所に対して流動食等、特に配慮を要する人の避難生活に必要な物資を配付することとしている。
- ④ 災害時に円滑な支援が行えるよう、福祉事業者等と連携し、避難行動要支援者の、個別避難計画の作成に取り組んでいる。
 - ・ R4年度：福祉事業者による個別避難計画作成のモデル事業を実施（対象者20人）。
 - ・ R5年度：福祉事業者による個別避難計画作成推進事業を本格実施（323人分作成）。
- ⑤ 視覚・聴覚障がい者については、電話・FAXで避難情報を配信する『避難情報配信システム』を導入しているほか、開設する避難所を市のホームページテレビやラジオ、防災メールなどで周知している。

【課題】

- ① 地域ごとに関係者の連携状況に差があり、地域の実情に応じた支援が必要である。
- ④ 福祉避難所への直接避難等を検討しているが、収容可能人数が少ない等の課題がある。

【今後】

- ① 今後も継続して、関係機関が連携し避難行動要支援者への支援体制の構築を図っていく。
- ④ 福祉事業者等と連携した避難行動要支援者の個別避難計画作成を進めていく。

基本目標 2 多様性を認め合い、大切にしようまちづくり
目標の内容
○障がいのある人の権利や尊厳を守るための施策を推進します。 ○障害者差別解消法や福岡市障がい者差別解消条例の趣旨を踏まえながら、差別解消の推進に取り組みます。 ○物理的な障壁や心理的な障壁、伝達手段による情報面での障壁、その他あらゆる障壁を取り除き、すべての人が互いに尊重し、支え合う共生社会の実現をめざします。
施策の方向性
○障がいのある人の権利や尊厳を守るため、適切な支援に取り組みます。また、成年後見制度の利用が必要な人の早期発見・支援につながる環境づくりを進めます。 ○障がいのある人との交流を通じた障がい理解を促進するための施策に取り組みます。 ○福岡市障がい者差別解消推進会議などにおいて関係者の意見を聞きながら、障がい者差別解消条例の啓発活動に取り組みます。 ○情報提供の手段として、視覚障がい者へは音声コードや点字・拡大版、聴覚障がい者へは手話通訳、知的障がい者へはわかりやすい表現を工夫するなど、すべての人が必要な情報を得られるように、ICT（情報通信技術）の活用を含めた情報提供・発信に取り組みます。

《施策事業の体系》

- 施策2-1 障がい理解・差別解消の推進
- 施策2-2 権利擁護・虐待防止の推進
- 施策2-3 ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくり・情報提供の推進

1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
○ (概ね順調)	【施策2-1】 障がい者に対する理解促進を図るための啓発イベントの実施や、福岡市障がい者差別解消条例の考え方を周知し、差別の解消や理解促進を図るため、障がい当事者とともに作成した啓発動画を公表している。 【施策2-2】 権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向けて、成年後見推進センターを開設し、相談対応や啓発活動を実施している。 【施策2-3】 バリアフリー基本計画に基づく道路のバリアフリー化、ベンチ設置箇所・基数増加など誰もが暮らしやすい環境整備を進めるほか、手話通訳者などの養成・派遣事業、コミュニケーション支援アプリを掲載したタブレットの区役所への配置、音声コードの普及促進など、障がいがある人への情報伝達手段に配慮し、情報提供の充実を図った。 以上の施策の進捗状況より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

2 成果指標の動向

<成果指標>

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①障がいを理由とする差別を受けた経験がない人の割合 （「ここ2～3年の間に、障がいがあるため、差別を受けたりいやな思いをしたこと」について「ない」と回答した人の割合） 出典：福岡市障がい児・者等実態調査	66.7% （令和元年度）	70.0% （令和7年度）	—	—
②コミュニケーションのとりやすさ （「コミュニケーションで困っていることの有無」について「ない」と回答した人の割合） 出典：福岡市障がい児・者等実態調査	54.0% （令和元年度）	65.0% （令和7年度）	—	—
③ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりや、バリアフリーの進捗度 （「ここ2～3年の間に、福岡市は、安全・安心のための社会環境整備が進んでいる」と回答した人の割合） 出典：福岡市障がい児・者等実態調査	32.6% （推計） （令和元年度）	40.0% （令和7年度）	—	—



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策2-1 障がい理解・差別解消の推進

取組みの方向性

- ① 障がいのある人となない人が交流する機会を提供するなど、様々な場面で障がいに関する市民の理解を促進するための取組みを進めます。特に、子どもの頃から、体験学習や障がい当事者との交流を重ねることにより、障がいに関する理解や関心を持てるような環境づくりを進めます。
- ② 障害者差別解消法施行にあわせ作成した職員対応要領に基づき、障がいを理由とする差別の解消に関し、福岡市職員が率先して取り組みます。
- ③ 合理的配慮の不提供などの事案解決に向け、福岡市障がい者110番や区障がい者基幹相談支援センターにおいて関係者からの相談等に応じるとともに、事例の分析を行い、「福岡市障がい者差別解消推進会議」において、差別事案の解決に向けて協議します。
- ④ 「福岡市障がい者差別解消条例」の周知・啓発を進めるため、福岡市障がい者差別解消推進会議などを通じて、障がいのある人をはじめとする関係者の意見を聞きながら、効果的な啓発活動に取り組みます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 障がい者に対する理解促進を図るため、啓発イベント「障がい者週間記念の集い」などを実施した。
 <主な事業>
 - 障がい者週間
 障がいについて市民の理解と認識を深めるため、「障害者週間（12月3日～9日）」を中心として各種広報啓発活動を実施
 - ・障がい者週間記念の集い
 来場者数：8,228人（R4年度）→8,659人（R5年度）
 - 精神保健家族講座
 家族への障がいの理解および相互交流を促進
 - ・各保健所における精神保健家族講座の開催
 回数、参加人数：45回、450人（R4年度）→38回、412人（R5年度）
 - 精神保健福祉啓発交流事業
 講演会や精神障がい当事者による作品展、コンサート、バザーなどの啓発イベント（ハートメディア）を実施
 - ・参加人数：535人（R4年度）→939人（R5年度）
 - 市民講演会
 市民の理解を深めるための講演会を会場開催と後日の動画配信で実施
 - ・ひきこもり市民講演会
 会場参加人数、視聴回数：62人、185回（R4年度）→49人、245回（R5年度）
 - ・依存症市民講演会
 会場参加人数、視聴回数：17人、120回（R4年度）→20人、112回（R5年度）
- ② eラーニングにおける研修を実施するなど、合理的配慮の考え方などについて市職員の理解を深めるための取り組みを行っている。
- ③ 各相談窓口にて相談に応じ、福岡市障がい者差別解消推進会議（相談部会）において、事例の共有や解決に向けた協議などを行っている。
- ④ 条例の考え方を周知し、差別の解消や理解促進を図るため、障がい当事者とともに作成した啓発動画を公表している。

【課題】

- ① 障がい者週間記念の集いについては、事業内容について、より啓発効果が高いものとなるよう検討していくとともに、社会情勢や地域の状況に応じた取組みを検討していく必要がある。また、家族講座等については、精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域住民の理解を深めるための取組みについて検討が必要である。
- ④ 事業者や市民に対して、効果的な広報・啓発のあり方を具体的に検討する必要がある。

【今後】

- ① 障がい者週間記念の集いについては、引き続き、実施主体となる団体などと連携し、事業内容を検討していくとともに、職域や様々な世代を対象に今後も継続して啓発事業を行っていく。また、家族講座等については、引き続き普及啓発活動の取組みを進めていく。
- ④ 福岡市障がい者差別解消推進会議などを通じて、障がいのある人をはじめとする関係者の意見を聞きながら、効果的な啓発活動について検討していく。

●施策2-2 権利擁護・虐待防止の推進

取組みの方向性

- ① 障がいのある人が社会の一員として尊重され、自らの考えに基づいた決定をし、その考えを表明したり、行動したりするための支援のあり方を踏まえながら、福岡市障がい者110番や区障がい者基幹相談支援センターにおいて権利擁護に関する相談等を行います。
- ② 区障がい者基幹相談支援センターのコーディネーターを対象に権利擁護に関する情報共有や研修等を行いスキルアップに取り組みます。
- ③ 成年後見制度の利用が必要な人については、早期から将来を見据えて、制度の周知や利用の促進、地域連携ネットワークづくりに取り組みます。
- ④ 障がい者虐待の防止及び早期発見のための啓発活動に取り組むとともに、虐待の通報・届出受理後は虐待再発防止のために速やかに養護者、施設従事者、使用者及び被虐待者に対し支援を行います。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 障がい者110番については、常設相談窓口を設置し、権利擁護に関する相談対応を実施するとともに、内容に応じて専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関への依頼などを実施している。
 <主な事業>
 ○福岡市障がい者110番
 ・相談件数：491件（R 4年度） → 444件（R 5年度）
- ② 市障がい者基幹相談支援センターにおいて、区障がい者基幹相談支援センターコーディネーターを対象に障がい者虐待防止に関する研修を実施した。
 <主な事業>
 ○区障がい者基幹相談支援センターコーディネーター向け虐待防止に関する研修
 ・実施回数：1回（R 4年度） → 1回（R 5年度）
- ③ 令和3年10月、権利擁護支援・成年後見制度利用促進に向け、その役割・機能を担う中核機関として成年後見推進センターを開設した。
- ④ 市障がい者基幹相談支援センター（虐待防止センター）において、障がい者虐待防止に関する研修などを実施するとともに、区保健福祉センターと連携して虐待を受けた障がい者及びその養護者に対する支援を実施している。
 <主な事業>
 ○基幹相談支援センター（虐待防止センター）
 障がい者虐待の防止、養護者に対する支援などを促進
 ・障がい者虐待防止に関する研修などの開催回数：2回（R 4年度） → 2回（R 5年度）
 ・虐待対応件数（事実確認調査を行った事例）：68件（R 4年度） → 65件（R 5年度）

【課題】

- ① 権利擁護に関する相談のほか、生活に関する様々な相談が寄せられるため、関係機関と連携した対応が必要である。
 また、障がいを理由とする差別に関する相談に効果的に対応するため、対応能力の向上を図る必要がある。
- ② 区障がい者基幹相談支援センターコーディネーターが、相談者を関係機関に適切につなぎ、連携していくために、定期的に情報共有や研修等行っていく必要がある。
- ③ これまでの各区役所、区障がい者基幹相談支援センターに加えて成年後見推進センターにおいても、成年後見制度についての相談対応、啓発活動を開始しており、連携ネットワークを強化する必要がある。
- ④ 障がい者虐待における困難な事案に迅速かつ適切に対応するため、職員の対応能力向上や対応方法の共有を図る必要がある。

【今後】

- ① 引き続き、区障がい者基幹相談支援センターなどの相談窓口と連携し、利用者のニーズに応じた相談支援を実施する。また、障がい者差別に関する相談窓口の充実に向けた検討を行う。
- ② 引き続き、権利擁護に関する情報共有や研修等を行い、区障がい者基幹相談支援センターのコーディネーターを対象にスキルアップに取り組む。
- ③ 地域における連携ネットワーク構築のため「協議会」を立ち上げ、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行える体制づくりに取り組む。
- ④ 引き続き、虐待の防止及び早期発見に向けた啓発活動や職員の対応能力向上のための研修などを実施する。

●施策2-3 ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくり・情報提供の推進

取組みの方向性

- ① 障がいのある人もない人も、すべての人が安全かつ快適に社会参加できるよう、「福岡市バリアフリー基本計画」に基づき、誰もが暮らしやすい環境整備を推進します。
- ② 障がいのある人とのふれあい等の体験活動を通じて、頭で理解するだけでなく、「心のバリアフリー」を身につける取組みを推進します。
- ③ 障がい保健福祉施策や会議の情報など、障がいのある人に必要・有益な情報について、点字や拡大版などのほかに、スマートフォンアプリを活用した音声コードなど、情報の伝達手段に配慮して発信します。
- ④ パソコン・スマートフォンなどが普及している状況から、ホームページを活用した情報提供のさらなる充実を図ります。
- ⑤ 点訳化や音訳化など、障がいの特性に配慮した手段による情報提供に取り組みます。また、必要な情報が必要な人に届くよう、ICT（情報通信技術）の進展など社会情勢の変化に対応しながら、より効果的な情報提供の手法を検討します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 旅客施設、車両、道路、公園などのハード面のバリアフリー化は、バリアフリー基本計画（令和3～令和7年度）に基づき、概ね順調に進んでいる。
 - ＜主な事業＞
 - ハード面のバリアフリー化
 - ・バリアフリー化が完了した駅数
(1日当たりの平均的な利用者数が3千人以上の鉄道駅及び重点整備地区内で2千人以上の鉄道駅)
対象：67駅
現状：46駅(R5年度)
 - ・重点整備地区内の道路のバリアフリー化延長(km)
対象：53.9km
現状：50.9km(R5年度)
- ② 施設の改修などの際、障がいのある人の視点を生かし、よりきめ細かなバリアフリー化を進めるため、バリアフリーのまちづくりサポーター制度を設けるとともに、出前講座などの機会を捉えた「心のバリアフリー」広報誌の配付・啓発などに取り組み、ソフト面のバリアフリー化を推進している。
 - ＜主な事業＞
 - ソフト面のバリアフリー化
 - ・小学校でのバリアフリー教室の累計開催数（九州運輸局と協力開催含む）
21件(R4年度)→24件(R5年度)
 - ・バリアフリー関連市民向け講座の累計開催数
46件(R4年度)→50件(R5年度)
- ③・④・⑤
音声コードの普及促進に取り組んでおり、行政計画等の冊子、各種ガイドブック、市からの重要なお知らせ等に音声コードを掲載している。また、市民向けと企業向けに2種類のチラシ及び動画を作成し、音声コードやその使い方について周知を図るとともに、企業での音声コードの活用が促進されるよう普及啓発を行っている。
障がい福祉施策を市民向けにまとめた「福岡市の障がい福祉ガイド」については、市ホームページに掲載(PDF及びテキスト版)するとともに、デイジー版を区福祉・介護保険課を通じて希望者へ配布している。また、令和4年度版から音声コードを掲載している。

【課題】

①・②

施設ごとのバリアフリー化は着実に進められているが、心のバリアを取り除き、多様な人々の存在をお互いに理解し、支え合う「心のバリアフリー」は、浸透に時間を要するため、今後も継続的に普及・啓発をする必要がある。

③・④・⑤

視覚障がい者の音声コードの認知度が低い（令和2年度市調査）ため、普及促進する必要がある。また、令和4年5月には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策について、より一層の推進が求められている。

【今後】

① 引き続き、学識経験者・利用者・行政などで構成するバリアフリー推進協議会での意見を踏まえながら、関係者と連携して、バリアフリー基本計画に基づくハード面のバリアフリー化を推進する。

② 出前講座や、障がい当事者からアドバイスを受ける「バリアフリーのまちづくりサポーター制度」の働きかけなどを行い、心のバリアフリーの定着を図る。

③・④・⑤

引き続き、庁内での音声コードの積極的な活用を促進し、企業に対して働きかけや情報提供を行うとともに、視覚障がい者への普及促進として区役所や携帯ショップ等における音声コードアプリの使用方法的サポート、動画やチラシでの周知を行い、音声コードのさらなる普及促進に取り組んでいく。

障がいのある人に必要・有益な情報については、引き続き障がい特性に応じた情報提供に努める。

基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり

目標の内容

- 自己決定が尊重され、自己実現を図ることができる共生社会の実現をめざします。
- 障がいのある人が必要な支援を受け、より豊かに、生きがいを持って、自分らしい人生をいきいきと送ることができる社会の実現をめざします。
- 社会参加及び社会貢献をとおして、誰もが幸福を実感できる社会の実現をめざします。

施策の方向性

- 障がい者施設商品の商品力の向上や販売力の強化、市民への情報発信を目的とした様々な取組みを行い、それらを地域社会全体での取組みとすることで、障がい者施設の工賃向上を支援します。
- 就労移行支援及び就労継続支援において、新たな生活様式の定着を見据え、I C T（情報通信技術）機器等を活用し、在宅でのサービス利用を促進します。
- 障がいの有無にかかわらず、就労や余暇活動など、自分らしい生活をいきいきと送れるようサービスの充実を図るとともに、障がいのある人が地域で活躍する機会を確保するなど、障がいのある人の社会参加を促進します。
- 障がいのある人の外出の機会の確保を図るため、社会情勢の変化や利用者のニーズ、国の動向を踏まえながら移動・外出サービスの充実を図ります。

《施策事業の体系》

●施策3-1 就労支援

●施策3-2 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の推進

●施策3-3 移動・外出の支援

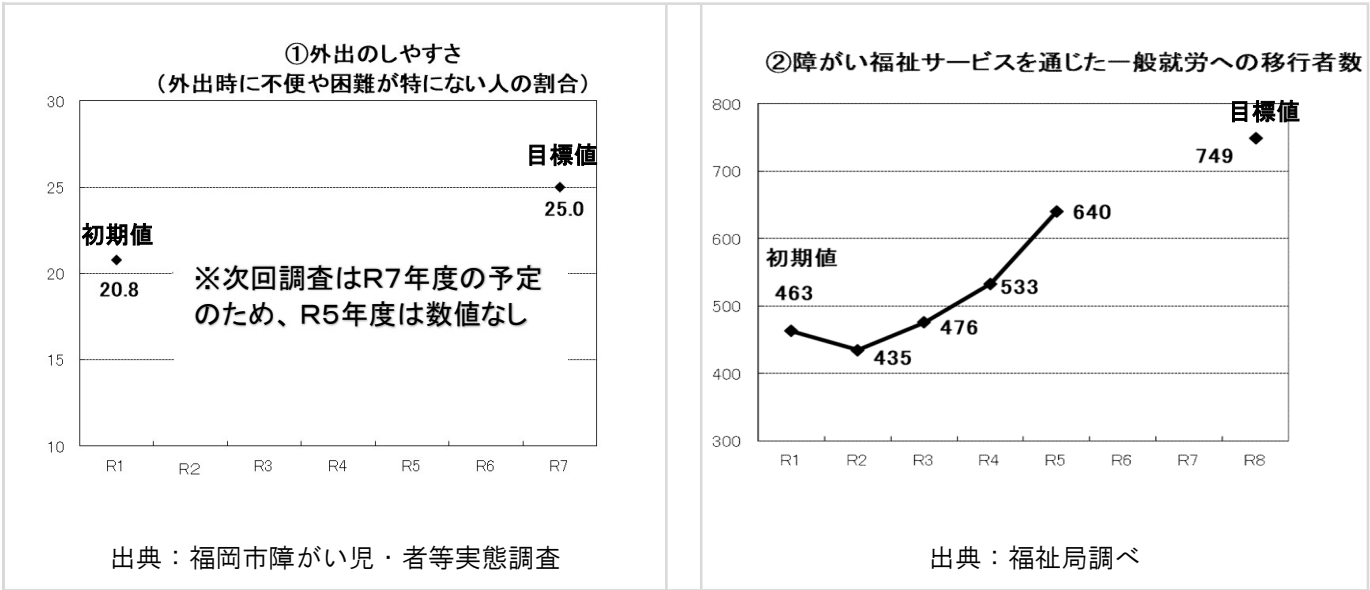
1 目標達成に向けた進捗状況の中間評価

評価	所見
 （概ね順調）	【施策3-1】 障がい者就労支援センターにて就職を希望する障がい者への個別支援や、就労移行支援事業所などへの支援、企業への啓発・助言を行うとともに、障がい者施設のワンストップ支援窓口として、障がい者工賃向上支援センターを開設し、企業への営業活動を行い、新たに業務を受注する支援や、受注体制づくりの支援のほか、販売やPRなどの支援を一体的に行うことで、工賃向上に向けた取組みを行っている。 【施策3-2】 障がいのある人の健康増進及び障がい理解促進に向け、障がい者スポーツ大会を実施するとともに、中央障がい者フレンドホームを開設し、障がい者のスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の促進に取り組んでいる。 【施策3-3】 移動支援については、グループホーム入居者を利用対象者に追加し、共働き世帯の障がい児が通学時にも利用できるような制度を拡充し、また、重度心身障がい者がタクシーを利用する場合にタクシー利用券を交付し、料金の一部を助成するなど、障がい者の外出支援に取り組んでいる。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

2 成果指標の動向

<成果指標>

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①外出のしやすさ （「外出時に不便や困難が特にならない」と回答した人の割合） 出典：福岡市障がい児・者等実態調査	20.8% （令和元年度）	25.0% （令和7年度）	—	—
②障がい福祉サービスを通じた一般就労への移行者数 出典：福祉局調べ	463人 （令和元年度）	749人 （令和8年度）	640人 （令和5年度）	b



3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策3-1 就労支援

取組みの方向性

- ① 障がい者就労支援センターと民間の就労移行支援事業所等、ハローワークなどとの連携を図り、障がいのある人の雇用に対する理解促進や、企業とのマッチング、一般就労後の定着の促進などの支援を行います。
- ② 障がい者就労支援センターを中心に、関係機関と連携しながら、就労移行支援事業所のスキルアップや企業の開拓を進めます。
- ③ 就労移行支援及び就労継続支援において、テレビ電話やパソコンなどのＩＣＴ（情報通信技術）機器等を活用した在宅ワークが進むように、取り組み事例の紹介や制度の周知を図るなど、就労機会の拡大に取り組みます。
- ④ 精神・発達障がい者等への支援の充実を図るなど、社会情勢や雇用情勢の変化に応じた柔軟な施策の実施を図ります。
- ⑤ 企業側に障がいへの理解及び障がい者に対する偏見をなくすための啓発や適切な支援を行うための研修などを実施します。
- ⑥ 障がいのある人を雇用する企業へのサポート体制を構築し、障がいのある人も企業も安心して働くことのできる環境整備を実施します。
- ⑦ 障がい者施設商品やその生産活動等を紹介するホームページ「ときめきウェブ」において、障がい者施設の諸活動を広く紹介し、売上げの向上及び工賃の向上を支援します。
- ⑧ 障がい者施設商品のアンテナショップとして「ときめきショップ」を設置し、売上げの向上及び工賃の向上を支援します。
- ⑨ ときめきグッズ受注・発注コーディネート事業において、障がい者施設商品の情報を整理集約し、発注側（福岡市・企業など）に提供するとともに、大量受注が可能となるようコーディネートすることにより、受注・発注の機会拡大を図ります。

【進捗】

①・②・⑤

就職を希望する障がい者への個別支援や、就労移行支援事業所等への支援、企業への啓発・助言を実施した。

<主な事業>

○福岡市障がい者就労支援センター

- ・相談件数：5,922件（Ｒ４年度）→7,096件（Ｒ５年度）
- ・就職者数：48人（Ｒ４年度）→61人（Ｒ５年度）
- ・企業セミナー参加企業数：178社（Ｒ４年度）→314社（Ｒ５年度）
- ・事業所等への技術的支援：511事業所（Ｒ４年度）→624事業所（Ｒ５年度）

夢ふくおかネットワーク事業として「卒業後の就労支援」について講演会を実施し、企業の担当者等多くの方へ発信した。障がいがある方への関わり方、支援について今後に活かすための多くの感想が寄せられている。また、夢ふくおかネットワークへの登録企業を増やしていくことで障がいのある方の理解等啓発を行っている。

- ③ 在宅でのサービス提供に係るガイドライン及び留意事項を周知するなど、一般就労に向けた支援の場の確保に取り組むとともに、利用者の希望や適性に応じた訓練を受けることができるよう、在宅で利用可能な障がい福祉サービス事業所をホームページで紹介した。
また、福祉サービス事業所における就労移行支援及び就労継続支援としての取組みに加えて、先端技術（ＩＣＴ、ロボット）を活用することで自宅に居ながらの就労実現に向けて、外出困難な重度障がい者等が分身ロボットを自宅から遠隔で操作し、１時間のシフト制で、令和４年度は、博多区役所及び高齢者施設でそれぞれ１カ月半、令和５年度は、高齢者施設３カ所及び小売施設１カ所で７カ月間案内や会話等の業務に従事する実証事業を実施した。

④・⑥

夢ふくおかネットワークを通して、特別支援学校高等部生徒の就労を促進している。また、特別支援学校高等部の生徒を対象に市庁舎の複数課でインターンシップを実施している。

〈主な事業〉

特別支援学校卒業生の就労促進

生徒の自立と社会参加を進めるため、学校、企業関係者、行政、学識経験者、保護者などで「夢ふくおかネットワーク」において、関係団体・機関などとの連携を図り、企業などへ知的障がい特別支援学校卒業生の就労を促進

- ・登録/配信企業・事業所数： 611社（R 4 年度）→ 667社（R 5 年度）
- ・知的障がい特別支援学校卒業生：178人（R 4 年度）→ 177人（R 5 年度）
- ・知的障がい特別支援学校企業就労者数：52人（R 4 年度）→ 51人（R 5 年度）
- ・就労率：29.2%（R 4 年度）→ 28.8%（R 5 年度）

⑦・⑧・⑨

障がい者施設のワンストップ支援窓口として、令和4年10月に開設した障がい者工賃向上支援センターにおいて、企業への営業活動を行い、新たに業務を受注する支援や、受注体制づくりの支援のほか、販売やPRなどの支援を一体的に行うことで、さらなる工賃向上に向けた取組みを行っている。

〈主な事業〉

○企業への業務開拓及び獲得業務の障がい者施設への受注調整

受注実績：15,678,708円（R 4 年度）→ 37,044,659円（R 5 年度）

○障がい者施設へのコンサルティング

対象施設数：22施設（R 4 年度）→ 77施設（R 5 年度）

○工賃向上オンラインセミナー

参加施設数（延べ）：70施設（R 4 年度）→ 91施設（R 5 年度）

参加人数（延べ）：110人（R 4 年度）→ 105人（R 5 年度）

○マーケット（合同販売会）

出店（延べ）：16施設（R 4 年度）→ 34施設（R 5 年度）

売上：431,240円（R 4 年度）→ 520,101円（R 5 年度）

【課題】

①・②・⑤

民間の就労移行支援事業所が増加する中、精神障がい者や発達障がい者の就労支援を適切に実施出来るように、事業所のスキルアップが必要である。

また、県内の障がい者雇用率は、令和4年度2.29%、令和5年度2.38%と上昇しているが、県内の約半数の企業が法定雇用率未達成であり、啓発や支援が必要である。

登録企業は増えているが、担当者も変わっていることが考えられるため、夢だよりの配信やセミナーの開催を通して企業とのつながりを継続させていくことが必要である。

③

これまでの実証事業では、従事した人から「やりがいを感じた」、高齢者施設の利用者から「会話が楽しい」、小売施設の客から「自然なコミュニケーションで、接客もうまい」などの声が得られたが、今後、民間の企業等へ活用を広げていくため、より高い効果が見込まれる業務について、引き続き実証することが必要である。

④・⑥

生活面の課題を改善する日常生活の指導、道徳の指導等の内容や現在の求人状況にあった職業科の学習内容の見直しや、夢ふくおかネットワーク等の各事業を通して、高等部卒業後を意識した12年間の見通した進路指導の工夫改善が必要である。

また、中学校特別支援学級から特別支援学校へ進学する生徒もいるため、就労に向けた小中学校の特別支援学級とのつながりが必要である。

⑦・⑧・⑨

新たに設置した障がい者工賃向上支援センターが受注実績を伸ばしていくためには、企業・障がい者施設双方からの信用を得ていくことが必要である。

また、障がい者施設の受注体制に課題があり、企業から獲得してきた業務の受注に至らなかったケースが見受けられたため、受注体制づくりの支援強化が必要である。

【今後】

①・②・⑤

障がい者就労支援センターと発達障がい者支援センターを集約し、一体的な施設を福岡市舞鶴庁舎に整備し、令和5年7月に開設したところであり、障がい者就労支援センターにおいて、引き続き障がい者への個別支援、事業所への支援、民間企業への啓発・助言を行うとともに、発達障がい者支援センターと連携し、発達障がい者の就労支援を一体的に行っていく。

企業に対しては、令和8年7月からの法定雇用率の引き上げなど含め、障がい者雇用の理解啓発とともに、より一層、学校と企業の連携が深まるように、夢ふくおかネットワーク企業部会と連携して取り組んでいく。

③

これまでの実証事業から得た成果や課題を踏まえ、新たな就労先を開拓するとともに、今後、民間の企業等へ活用を広げていくため、分身ロボットを活用した市の取組みや関連する先端技術の紹介などにより周知を図っていく。

④・⑥

夢ふくおかネットワーク事業における生徒・保護者向けセミナー、高等部での現場学習、インターンシップを通して、生徒の就労意欲を高め、生徒・保護者・教員が就労の可能性に気付くことができるようにする。

生活面の課題を改善する生活科や生活単元学習等の内容を充実させ、学校部会を通して、小中学部段階から高等部卒業後の就労を意識した教育課程の編成ができるようにする。

教員向け就労セミナーや体験型セミナーなどに参加を促し、小中特別支援学校職員の障がい者就労への関心が高まるようにする。

⑦・⑧・⑨

企業や障がい者施設への訪問を重ね、現場の声を把握するとともに、双方のニーズを踏まえた営業活動・受注調整ができるよう良好な関係づくりに努める。

また、伴走型のコンサルティングやオンラインセミナーを中心とした障がい者施設の受注体制づくり支援を重点的に行い、受注の増加を図っていく。

●施策3-2 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の推進

取組みの方向性

- ① 障がい種別や状況に応じた社会適応訓練を実施するとともに、ICT機器の操作に不慣れな人に対し、スマートフォンやタブレットなどを活用できる取り組みを進めるなど障がい者の社会参加の促進を図ります。
- ② 相互理解をもたらす文化芸術活動等を通じ、障がい者の社会参加を促進するとともに、自らの生きがいを高め、豊かな日常生活を送れるよう支援します。
- ③ 社会情勢やニーズの変化に対応しつつ、障がいのある人の健康増進及び障がい理解促進のため、関係団体と連携してスポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の振興を図ります。
- ④ 障がい者の文化芸術活動や社会参加を促進するため、中央障がい者フレンドホームの整備を進めます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① ・（社会適応訓練）
音声機能障がい者及びストマ用装具の装着者について、訓練や相談対応を行うことによって、その社会復帰の促進を図っている。
- ＜主な事業＞
- 社会適応訓練
音声機能障がい者に対する発声訓練や、ストマ用具装着者に対するストマ用装具の使用法の説明や相談会等を実施
 - ・音声機能障害発声訓練・指導者養成
受講人数：407人（R4年度）→ 489人（R5年度）
 - ・オストメイト社会適応訓練
受講人数：153人（R4年度）→ 101人（R5年度）
※新型コロナウイルス感染症の影響あり。
- ・（社会参加推進事業）
障がい者の自立と社会参加のために必要な生活訓練の実施等を行っている。令和3年度からは視覚・聴覚障がい者に対し、スマートフォンやタブレットを活用した生活訓練等を実施している。
- ＜主な事業＞
- 障がい者社会参加推進センター
 - ・出前講座
実施回数： 73回（R4年度）→ 81回（R5年度）
参加人数：6,607人（R4年度）→ 4,998人（R5年度）
 - ・生活訓練事業
実施回数： 34回（R4年度）→ 34回（R5年度）
参加人数：1,326人（R4年度）→ 1,584人（R5年度）

②・③・④

- ・（フレンドホーム）
 - 市立障がい者フレンドホーム（各区に1か所設置）
障がい者が文化活動を通して自らの生きがいを高め、豊かな日常生活を創造するために、「絵画教室などの各種文化教室」、「啓発事業」、「障がい者や保護者からの更生相談」、「地域の障がい者団体に対する研修室の提供」などを実施
文化教室（絵画・陶芸など）、更生相談、会議室提供を実施
 - ・主催事業（教室、相談等）参加者数（延べ人数）：24,866人(R 4年度)
→27,056人(R 5年度)
 - 障がい者の文化芸術活動や社会参加を促進するため、中央障がい者フレンドホームを令和5年7月に開設した。
- ・（美術館）
 - 美術館において、視覚や聴覚に障がいがある方や車いす利用者を対象とした美術鑑賞ツアー（バリアフリーギャラリーツアー）を実施
 - ・バリアフリーギャラリーツアー参加人数：37人(R 4年度)→32人(R 5年度)
 - 美術館を訪れることが困難な方、来館機会が少なかった方々を対象とするアウトリーチ活動「どこでも美術館」を特別支援学校、院内学級（オンライン）にて実施
 - ・参加人数：3校180人(R 4年度)→4校211人(R 5年度)
- ・（公益財団法人福岡市文化芸術振興財団）
 - 障がいの有無等に関わらず誰もが文化芸術に触れ親しむことができる機会の創出のため、（公財）福岡市文化芸術振興財団において、（公財）アクロス福岡とともに特別支援学校等での文化芸術の鑑賞・体験プログラムを実施
 - ・実施内容：打楽器アンサンブルのアーティストを派遣
 - ・実施校数：2校(R 4年度)→4校(R 5年度)
 - ・参加人数：191人(R 4年度)→117人(R 5年度)
- ・（スポーツ）
 - 障がいのある人の健康の増進や社会参加の促進のため、各種スポーツ教室等を実施
 - 障がい者スポーツセンター（さん・さんプラザ）
水泳・バスケットボール・卓球・トレーニングなどの機会の提供、障がい者スポーツの指導、指導者派遣、相談対応及び情報提供を実施
 - ・障がい者スポーツセンター利用者数：72,303人(R 4年度)→79,327人(R 5年度)
 - 福岡市障がい者スポーツ大会
 - ・参加人員等：12団体、197人(R 4年度)※→48団体、1,692人(R 5年度)
 - ※新型コロナウイルス感染症の影響により、R 4レクリエーション大会のみ実施。

【課題】

- ①
感染症対策として、ICT機器を用いた教室や研修等の実施、広報を充実させていく。

②・③・④

スポーツ・文化・レクリエーション活動の振興を図るための事業について、より多くの障がい者に参加してもらうための取り組みや、また、広く市民に知ってもらうための広報を充実させる必要がある。

【今後】

- ① 社会参加推進センターで発行している広報誌等を活用し、研修の参加者の増加を図る。

②・③・④

今後も継続して事業を実施していく。
福岡市立障がい者スポーツセンターを中心に、障がい者のスポーツへの参加を促進を図っていく。また、福岡市障がい者スポーツ協会と連携した障がい者スポーツ大会の開催や、種目別のスポーツ大会・スポーツ教室を実施するとともに、これらの取り組みを市政だよりやホームページ等で広く周知することにより、障がい者スポーツの理解促進や普及啓発を図っていく。

●施策3-3 移動・外出の支援

取組みの方向性

- ① 移動支援については、国の制度の動向に留意するとともに、必要な財政負担も考慮しながら、より一層利用しやすいものとなるよう制度のあり方を検討します。
- ② 引き続き、重度障がい者に対して、公共交通機関を利用する際の運賃の一部を助成します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 移動支援については令和2年度より、共働き世帯における障がい児の通学時利用、グループホーム（GH）入居者の利用対象の拡充を行った。
 - ＜主な事業＞
 - 移動支援
 - 一人での外出が困難な障がい児・者の目的地までの移動の介護を実施
 - ・サービス利用実績：1,188人（R4年度）→1,285人（R5年度）
- ② 平成29年度から福祉乗車証と福祉乗車券を統合して、新たな福祉乗車券として再構築するとともに、重度心身障がい者がタクシーを利用する場合にタクシー利用券を交付し、料金の一部を助成するなど、障がい者の外出の支援を行っている。
 - ＜主な事業＞
 - 公共交通機関費用助成事業
 - 重度障がい者などに対し、公共交通機関の運賃を助成
 - ・福祉乗車券交付実績：17,312人（R4年度）→17,289人（R5年度）
 - 福祉タクシー料金の助成
 - 経済的支援が必要な重度心身障がい者がタクシーを利用する場合に料金の一部を助成
 - ・交付人数：6,898人（R4年度）→6,613人（R5年度）

【課題】

- ② 福祉乗車証については、令和2年9月までの経過措置として、新たな福祉乗車券事業において選択可としていたところ、障がい者団体から継続の要望が寄せられるなど、ニーズはなお高い状況にあった。

【今後】

- ② 経過措置終了後の令和2年度以降も、福祉乗車証を選択できることとしており、引き続き交付を行う。

基本目標4 子どもの健やかな成長

目標の内容

- ノーマライゼーションの理念のもとに、一人ひとりの自立をめざした支援・療育体制の充実を図ります。
- 子どもとその家族に対し、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援や、成長段階に応じた支援の充実を図ります。
- 子どもの社会的自立や就学に向けた相談や支援をおこなうとともに、地域交流の支援、理解の促進などに取り組み、共生社会の実現をめざします。

施策の方向性

- 障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立をめざした支援・療育体制の充実に取り組みます。
- 関係部局や障がい福祉サービス事業所等が連携し、障がいのある子どもの福祉の向上や自立に向けた訓練等に関する相談や利用支援を行うとともに、放課後や休日の支援ニーズに対応できるよう、放課後等における支援の充実や質の向上を図ります。
- 発達障がい児の新規受診や相談の増加に対応できるよう、発達障がい児とその家族への支援の充実に取り組みます。
- 学校においては本人や保護者との合意形成のもと、合理的配慮の提供に努めるとともに、関係機関と連携した十分な情報共有のもと、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実に取り組みます。

《施策事業の体系》

●施策4-1 早期発見・早期支援

●施策4-2 療育・支援体制の充実強化

●施策4-3 発達障がい児への支援

●施策4-4 特別支援教育の推進

1 目標達成に向けた進捗状況

評価	所見
○ (概ね順調)	【施策4-1】 心身障がい福祉センターや療育センターにおいて、医学的診断などを行い、障がいの早期発見に努めているほか、保護者の相談支援を行うとともに、こども総合相談センター等と連携し、早期支援に努めている。 【施策4-2】 身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援事業所の公募によるモデル事業の実施や、療育センター等の新規受診児数の増加などに対応するための南部療育センターの開設準備に取り組んでいる。 【施策4-3】 発達障がい者支援センターを中心に各種関係機関が、連携を図りながら相談対応を行うとともに、発達障がい者地域支援マネージャーが、支援機関の職員を対象とした研修や支援方法の助言などを実施している。 【施策4-4】 居住する地域の小中学校に副次的に籍を置く「ふくせき制度」を実施し、地域交流の支援、理解の促進に取り組むとともに、特別支援学校においては、個別的教育支援計画や指導計画を活用し、子どもの社会的自立や就学に向けた相談や支援に取り組んでいる。 以上の施策の進捗状況及び次ページの成果指標より、目標達成に向けた中間評価は「○：概ね順調」としている。

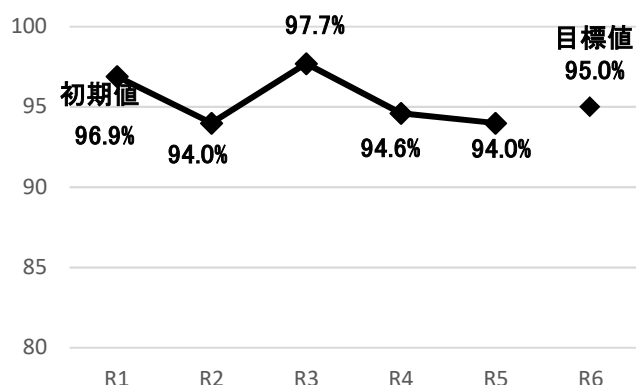
2 成果指標の動向

＜成果指標＞

指標項目（対応する目標・出典）	初期値	目標値	現状値	評価
①専門的かつ連続性のある指導・支援の展開 （「個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った支援が行われるとともに、適切に引継ぎができていないか」の設問に対し、「はい」と回答した割合） 出典：第2次福岡市教育振興基本計画	96.9% （令和元年度）	95.0% （令和6年度）	94.0% （令和5年度）	b
②療育センター等における支援件数 出典：こども未来局調べ	88,335件 （令和元年度）	100,000件 （令和8年度）	82,333件 （令和5年度）	c
③発達障がい児に関する相談実人数 出典：こども未来局・福祉局調べ	2,024人 （令和元年度）	2,724人 （令和8年度）	2,407人 （令和5年度）	a
④専門的かつ連続性のある指導・支援の展開 （知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒（5月時点）の卒業時の就労率） 出典：第2次福岡市教育振興基本計画	94.6% （令和元年度）	100% （令和6年度）	75.0% （令和5年度）	c
⑤チームとしての組織的な支援体制の充実 （「校内支援委員会で具体的な支援方法が決定されているか」の設問に対し、「はい」と回答した割合） 出典：第2次福岡市教育振興基本計画	88.0% （令和元年度）	95.0% （令和6年度）	93.6% （令和5年度）	b

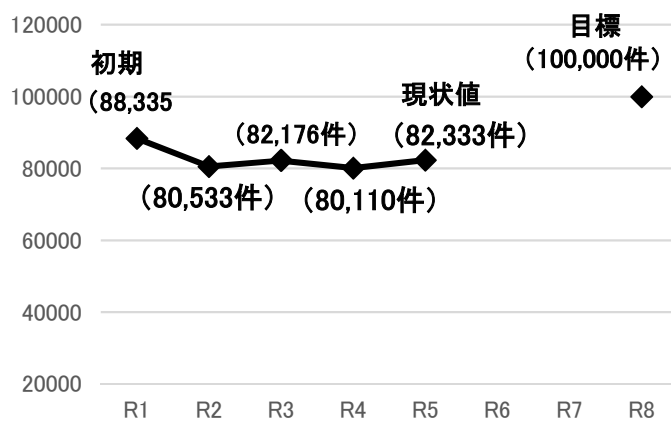
※①・④・⑤の目標値は、平成29年度の現状を基に設定。
初期値は、令和元年度時点。

①「個別の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った支援が行われるとともに、適切に引継ぎができていないか」の設問に対し「はい」と回答した割合



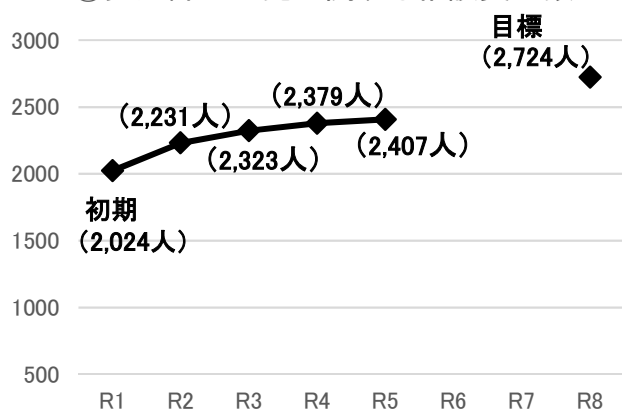
出典：第2次福岡市教育振興基本計画

②療育センター等における支援件数



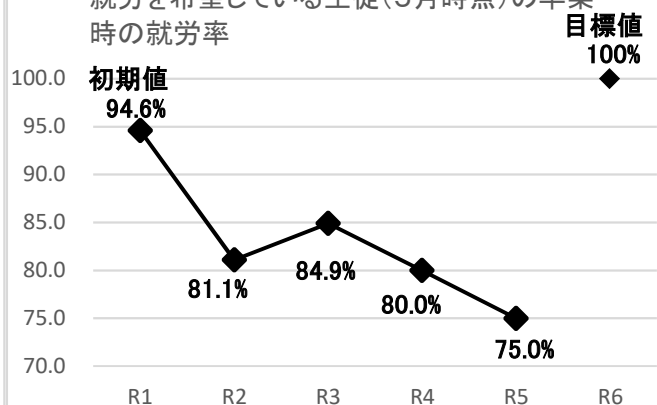
出典：こども未来局調べ

③発達障がい児に関する相談実人数



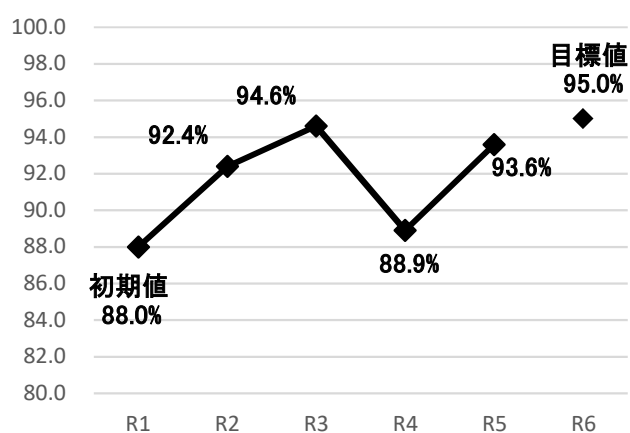
出典：こども未来局・福祉局調べ

④知的障がい特別支援学校高等部3年生で就労を希望している生徒(5月時点)の卒業時の就労率



出典：第2次福岡市教育振興基本計画

⑤「校内支援委員会で具体的な支援方法が決定されているか」の設問に対し「はい」と回答した割合



出典：第2次福岡市教育振興基本計画

3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策4-1 早期発見・早期支援

取組みの方向性

- ① 医療機関や乳幼児健康診査などの受診時に、「障がいの疑いがある」とされた場合に、専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターにおいて医学的診断などを行い、障がいの早期発見に取り組めます。
- ② 区役所（保健福祉センター）や心身障がい福祉センター、療育センター、こども総合相談センターが連携しながら、“発達が気になった”段階から、家族も含めた支援に取り組むとともに、進学等のライフステージの変化にあわせ、保健・医療・教育・その他専門機関と協力しながら、切れ目のない支援に取り組めます。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

- ① 「障がいの疑いがある」とされた場合に、専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターにおいて医学的診断などを行い、障がいの早期発見に努めている。
 <主な事業>
 ○障がいの早期発見
 乳幼児健康診査などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合は、専門機関の受診につなぎ、障がいの早期発見に努めるもの
 ・新規受診者数：2,080人（R4年度）→ 2,160人（R5年度）
- ② 心身障がい福祉センター及び西部、東部療育センターにおいて、発達の気になる子どもやその家族の心配事に関する相談支援を行っている。また、各保健福祉センターやこども総合相談センターと連携し、必要な支援について調整を行っている。
 <主な事業>
 ○心身障がい福祉センター、東部・西部療育センター
 障がい児（未就学児）の相談・診断・療育支援などを実施
 ・心身障がい福祉センター及び西部、東部療育センターにおける相談・診断・支援人数：80,110人（R4年度）→ 82,333人（R5年度）
 ○こども総合相談センター
 子どもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育分野から総合的・専門的な相談・支援を実施

【課題】

- ① 障がいのある子どもについては、早期の対応、支援を行うことが重要である。
- ② 近年、発達障がい児の新規受診や相談が著しく増加している。

【今後】

①・②

「障がいの疑いがある」とされた場合に、専門機関である心身障がい福祉センターや療育センターにおいて医学的診断などを行うほか、民間医療機関との連携により、障がいの早期発見に努める。心身障がい福祉センター及び西部、東部療育センターにおいて、発達の気になる子どもやその家族の心配事に関する相談支援を行い、進学等のライフステージの変化にあわせ、各機関と協力しながら、切れ目のない支援に取り組む。

3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策4-2 療育・支援体制の充実強化

取組みの方向性

- ① 障がいの重度・重複化や発達障がいの増加に対応するため、障がいのある子どもが知的障がい・肢体不自由などの障がいの種別にかかわらず、身近な地域で相談や訓練を受けることができるよう、児童発達支援などの支援体制を充実強化します。
- ② 療育センター等の新規受診児数の増加等に対応するため、南部療育センターの整備を行います。
- ③ 通園が困難な重症心身障がい児などに対する訪問療育を行うとともに、障がい児が通う保育所、幼稚園、認定こども園などへの支援や、障がい児施設などでの日帰りの一時支援や預かり時間の延長などにより、障がい児とその家族を地域で育む環境づくりを進めます。
- ④ 就学している障がい児に対し、放課後や長期休暇に生活能力向上のための訓練などを行う放課後等デイサービスの充実と質の向上に取り組みます。
- ⑤ 特別支援学校に通学する障がい児に放課後などの活動の場を提供する特別支援学校放課後等支援事業を全校で実施します。
- ⑥ 障がいの有無にかかわらず互いに学び合う教育環境を実現するため、ふくせき制度や交流及び共同学習への取組み、特別支援学校に加えて小中学校における医療的ケアの実施など、インクルーシブ教育の充実を図ります。

【進捗】

- ① 児童発達支援については、身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援事業所の公募を実施し、支援体制の充実強化に努めている。相談については心身障がい福祉センター及び西部、東部療育センターにおいて未就学児への相談支援を、区障がい者基幹相談支援センターや民間の相談支援事業所などにおいて就学児の相談支援をおこなっている。また、発達障がいに係る相談については、発達障がい者支援センターにて相談を受け付け、関係機関とも連携しながら支援を行っている。
 <主な事業>
 児童発達支援事業所の公募によるモデル事業を実施
 2事業所（R4年度）→6事業所（R5年度）
- ② 令和7年4月の開所に向けて南部療育センターの建設工事を進めている。
- ③ 在宅障がい児の地域生活支援や療育を必要とする児童の保護者の就労支援のため、訪問療育や外来療育、保育所などへの訪問支援や児童発達支援センターでの預かりなど、各種サービスを社会福祉事業団へ委託し行っている。
 <主な事業>
 ○障がい児等療育支援事業
 外来療育、訪問療育、保育所・幼稚園などへの支援を実施
 ・実施件数：
 心身障がい福祉センター
 8,762件（R4年度）→10,703件（R5年度）
 西部療育センター
 6,396件（R4年度）→6,748件（R5年度）
 東部療育センター
 4,945件（R4年度）→5,347件（R5年度）
 ○障がい児保育訪問支援事業
 障がい児が入所している保育所などに対して、専門機関による訪問、助言などを実施
- ④ 近年における発達障がい児などの増加に対応するため、放課後等デイサービスの充実に努めている。また、実地指導等を行うとともに、電話や書面による指導を行うなど、日々の事業所とのやり取りにおけるあらゆる機会をとらえ、随時必要な指導を行い、適正化に努めている。
 ・放課後等デイサービス事業所数：294ヵ所（R4年度）→319ヵ所（R5年度）

- ⑤ 特別支援学校全校で放課後等支援事業を実施し、児童・生徒に放課後の活動の場を提供するとともに、保護者の就労支援やレスパイトに努めている。
・延べ利用者数：7,013人（R 4 年度）→ 7,558人（R 5 年度）
- ⑥ 特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域とのつながりを深めるため、居住する地域の小中学校に副次的に籍を置き、交流を実施している。
＜主な事業＞
○ふくせき制度（交流および共同学習）
・小中学校入学式への参加（照会を含む）希望率：24.1%（R 4 年度）→ 19.7%（R 5 年度）
・居住地校交流の参加率：21.0%（R 4 年度）→ 23.5%（R 5 年度）

【課題】

- ① 発達障がい児の増加により、児童発達支援の充実が求められている。
- ③ 障がい児とその家族を地域で支援していく環境づくりを促進する必要がある。
- ④ 放課後等デイサービスの事業所数が著しく増加しており、定期的な実地指導が困難となっている。
- ⑥ 入学式については、紹介や参加の仕方を工夫しながら、地域への啓発を図る必要がある。

継続的な交流及び共同学習を行える方法を検討する必要がある。

【今後】

- ① 児童発達支援の試行・検証事業を通して、サービスの質の確保が可能な児童発達支援事業所を設置する仕組みを構築し、本格実施に繋げていく。
- ② 令和5～6年度に建設工事を実施し、令和7年4月に開園する。
- ③ 障がい児とその家族が地域で育む環境づくりとして、訪問療育や外来療育、保育所などへの訪問支援など、各種サービスを実施しており、引き続き実施する。
令和6年度から、障がい児を育てる保護者の就労を支援するため、児童発達支援センターに通っている児童を対象に、療育終了後の一時預かりを実施予定。
- ④ 令和5年度に組織体制を強化して指導等に取り組んでおり、今後計画的に実地指導を行っていく。
- ⑥ 入学式については、学校長による言葉での紹介だけでなく、希望者についてはオンラインでの参加など参加方法を工夫する。

直接的な交流の推進とオンラインを活用した間接的な交流を推奨する。

3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策4-3 発達障がい児への支援

取組みの方向性

- ① 発達障がい者支援センターを中心に、区障がい者基幹相談支援センターなど各関係機関との連携を図り、発達障がいがある子どもとその家族に対して、乳幼児期から成人期までのライフステージを通じた一貫した支援に取り組むなど支援体制の強化を図ります。
- ② 発達障がい者支援センターにおいて、支援者の養成や巡回相談などに取り組むとともに、保護者向け講座の開催や子育てサロン等へのペアレントメンターの派遣など、保護者支援に取り組めます。
- ③ 専門家や団体、事業者、保健・教育・福祉関係者等で構成する発達障がい者支援地域協議会などを通じて、関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。
- ④ 発達障がいの理解促進のため、啓発活動や市民向け講座を実施します。

進捗状況・課題・今後の方向性

【進捗】

①・②・③・④

発達障がい者支援センターについては、発達障がい児（者）に対する支援の総合窓口として、各種関係機関と連携を図りながら、相談対応や普及啓発、情報提供などを行っている。また、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、発達障がい児（者）の支援を行う事業所や学校などの職員を対象とした研修や、支援方法の助言などを行っている。

発達障がいへの市民の理解と認識を深めるため、毎年4月2日の世界自閉症啓発デー及び4月2日から8日の発達障がい啓発週間にあわせて、自閉症をはじめとする発達障がいの広報啓発活動を行っている。

<主な事業>

○発達障がい者支援センター（ゆうゆうセンター）

- ・相談者数、延相談対応回数：
1,199人、3,258回（R4年度）→1,290人、3,900回（R5年度）
- ・関係機関連携・支援回数：
1,377回（R4年度）→1,347回（R5年度）
- ・普及啓発・研修実施回数、延べ受講者数：
80回、3,003人（R4年度）→384回、3,369人（R5年度）
- ・ペアレントメンター派遣
派遣回数：37回（R4年度）→48回（R5年度）

○発達障がい者地域支援協議会

- ・開催回数：1回（R4年度）→1回（R5年度）

○世界自閉症啓発デー・発達障がい啓発週間

- ・4月2日に博多駅前広場で啓発イベントの開催
- ・4月2日に福岡タワー、4月2日～4月8日まで博多ポートタワーをシンボルカラーである「ブルー」にライトアップ
- ・発達障がいのある方の美術展の開催などを実施

【課題】

①・②

発達障がい者の就労ニーズが高まっているが、障がい特性により基本的な日常生活習慣が身につけていない、コミュニケーションに困難があるなどの理由により、すぐに移行できない発達障がい者への支援体制が整っていない。

各支援機関（学校や福祉サービス事業所など）への機関コンサルテーションの需要が増えている。また、早期支援（二次障がいの予防的支援）のため、地域の子育て支援機関等との連携やアウトリーチの実施が必要である。

【今後】

①・②

就労や他の福祉サービスにつながりにくい困難を抱える発達障がい者を対象とし、最低限の日常生活習慣の習得や、自己肯定感を高めることを目的とした「自立訓練（生活訓練）」を実施する。

各支援機関への機関コンサルテーションの強化や地域の子育て支援機関等への積極的なアウトリーチの実施など、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援体制の確保を行う。

3 施策の進捗状況・課題と今後の方向性

●施策4-4 特別支援教育の推進

取組みの方向性
① 特別支援学校によるセンター的機能の取組みや、各区の特別支援教育コーディネーターによる特別支援教育連携協議会を中心に、各校種（小・中学校、高等学校、特別支援学校等）における組織的な支援体制の構築に取り組みます。 ② 保護者、関係機関と連携して作成する個別の教育支援計画と個別の指導計画を活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育や、卒業後の将来を見据えた専門的かつ連続性のある支援・指導の充実などに取り組みます。 ③ 障がいの有無にかかわらず互いに学び合う教育環境を実現するため、ふくせき制度や交流及び共同学習への取組みなど、インクルーシブ教育の充実を図ります。 ④ 児童生徒が安心して学ぶことができるように学校看護師による医療的ケアを実施し、教育機会の確保や保護者の負担軽減を図ります。
進捗状況・課題・今後の方向性
【進捗】 ①特別支援教育連携協議会を中心とした組織的な支援体制の構築 ・「校内支援委員会で具体的な支援方法が決定されているか」の設問に「はい」と回答した割合 88.9%（R 4 年度）→ 93.6%（R 5 年度） ②個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用 ・「個別委の教育支援計画及び個別の指導計画に沿った支援が行われるとともに、適切に引継ぎができているか」の設問に対し「はい」と回答した割合： 94.6%（R 4 年度）→ 94.0%（R 5 年度） ③ふくせき制度（交流および共同学習） 特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域とのつながりを深めるため、居住する地域の小中学校に副次的に籍を置き、交流を実施。 ・小中学校入学式への参加（紹介を含む）希望率：24.1%（R 4 年度）→ 19.7%（R 5 年度） ・居住地校交流の参加率：21.0%（R 4 年度）→ 23.5%（R 5 年度） ④医療的ケアを必要とする児童生徒は増加傾向にあり、人数や実態など、学校の現状に応じて学校看護師を配置している。 ・令和4年度、医療的ケアを必要とする児童生徒数と配置看護師数 小学校：18人（14校） 看護師21人 中学校：3人（3校） 看護師3人 特別支援学校：68人（6校） 看護師27人 ・令和5年度、医療的ケアを必要とする児童生徒数と配置看護師数 小学校：17人（14校） 看護師21人 中学校：3人（3校） 看護師3人 特別支援学校：72人（6校） 看護師31人 【課題】 ①特別支援教育連携協議会を中心とした組織的な支援体制の構築 ・可能な限り早期に長期的視野で支援計画を策定し支援に着手し、より多くの職員が支援に参画する必要がある。 ②個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用 ・作成した計画を効果的に活用する必要がある。

③ふくせき制度（交流および共同学習）

- ・入学式については、紹介や参加の仕方を工夫しながら、地域への啓発を図る必要がある。
- ・継続的な交流及び共同学習を行える方法を検討する必要がある。

④医療的ケア

- ・増加傾向にある医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、学校看護師を安定的に配置すること。
- ・スクールバスに乗車できない医療的ケアが必要な児童生徒への通学支援の本格実施に向けた対応を検討する必要がある。
- ・宿泊を伴う校外学習における付き添い等の保護者の負担を軽減する必要がある。

【今後】

①特別支援教育連携協議会を中心とした組織的な支援体制の構築

- ・校内支援委員会で検討した子供一人ひとりに応じた支援方法をより多くの職員で共有・実践するよう取り組む。

②個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用

- ・校内での情報共有、進学時の学校間の引継ぎ等に積極的に活用するよう工夫する。

③ふくせき制度（交流および共同学習）

- ・入学式については、学校長による言葉での紹介だけでなく、希望者についてはオンラインでの参加など参加方法を工夫する。
- ・直接的な交流の推進とオンラインを活用した間接的な交流を推奨する。

④医療的ケア

医療的ケア児を安定して受け入れることができる体制づくり、医療的ケアが必要な児童生徒への通学支援の本格実施に向けた体制づくり、宿泊を伴う校外における医療的ケアの実施等の保護者負担の軽減に引き続き取り組む。